

# 資料編



# 資料



# 資料 索引

## 第2部 環境の状況と施策

### 第1 快適

#### 第1章 都市環境の保全

##### 第1節 大気環境

	資料
資料1-1-1 測定期別環境基準適合状況	1
資料1-1-2 二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )濃度経年変化	2
資料1-1-3 二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )の年間測定結果及び環境基準対比	3
資料1-1-4 一酸化窒素および窒素酸化物の年間測定結果	4
資料1-1-5 浮遊粒子状物質(SPM)濃度経年変化	5
資料1-1-6 浮遊粒子状物質(SPM)の年間測定結果及び環境基準対比	6
資料1-1-7 ローポリウムエアサンプラーによる浮遊粒子状物質濃度及び重金属成分	7
資料1-1-8 ハイポリウムエアサンプラーによる浮遊粉じん(総粉じん)濃度及び重金属成分	7
資料1-1-9 光化学オキシダント( $\text{O}_x$ )測定結果及び環境基準対比	8
資料1-1-10 非メタン炭化水素の年間測定結果及び環境保全局目標対比	8
資料1-1-11 光化学オキシダント(スモッグ)緊急時発令基準と発令時の周知事項	9
資料1-1-12 光化学オキシダント(スモッグ)緊急時発令地域(大阪市関係)及び測定点	10
資料1-1-13 年度別・地域別光化学スモッグ注意報等発令状況	11
資料1-1-14 年度別・地域別光化学スモッグ被害の訴え状況	11
資料1-1-15 二酸化硫黄( $\text{SO}_2$ )濃度経年変化	12
資料1-1-16 二酸化硫黄( $\text{SO}_2$ )の年間測定結果及び環境基準対比	13
資料1-1-17 一酸化炭素(CO)濃度経年変化	14
資料1-1-18 一酸化炭素(CO)の年間測定結果及び環境基準対比	14
資料1-1-19 大気汚染防止法による規制の仕組み	15
資料1-1-20 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制の仕組み(大気関係)	15
資料1-1-21 固定発生源窒素酸化物排出量の推移	16
資料1-1-22 燃料使用量(区別)	16
資料1-1-23 窒素酸化物特定工場等	17
資料1-1-24 硫黄酸化物特定工場等	17
資料1-1-25 ばい煙処理施設の設置状況	18
資料1-1-26 立入指導等の状況(大気)	19
資料1-1-27 環境月間に係る立入検査結果	19
資料1-1-28 大気汚染防止推進月間に係る立入検査結果	19
資料1-1-29 悪臭に係る検査件数	19
資料1-1-30 特定粉じん(吹付けアスベスト)排出等作業に係る届出件数	19
資料1-1-31 区別届出対象工場・事業場数(大気汚染防止法)	20
資料1-1-32 粉じん発生施設数(大気汚染防止法)	20
資料1-1-33 ばい煙発生施設設置状況(大気汚染防止法)	21
資料1-1-34 届出工場・事業場数(大阪府生活環境の保全等に関する条例)	22
資料1-1-35 大気汚染防止法 大阪府生活環境の保全等に関する条例(大気)に基づく届出件数	22
資料1-1-36 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出件数	22

##### 第2節 自動車公害対策

資料1-2-1 普通貨物車の車齢別構成比率(大阪府域、各年度末現在)	23
資料1-2-2 車両総重量保有台数の推移(普通貨物車:大阪府域、各年度末現在)	23
資料1-2-3 自動車走行量及び渋滞時間等の推移	23
資料1-2-4 道路交通騒音測定地点図	24
資料1-2-5 道路交通騒音の環境基準の達成状況	24
資料1-2-6 過去5年の騒音・振動苦情発生件数の経年変化(道路交通騒音・振動関係)	26
資料1-2-7 自動車排出ガス規制の法体系	26
資料1-2-8 自動車排出ガス規制の推移(新車)	27

資料 1－2－9	使用過程車規制	32
資料 1－2－10	自動車排出ガス規制強化の推移	33
資料 1－2－11	二輪車の自動車排出ガス規制	35
資料 1－2－12	ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制	35
資料 1－2－13	自動車の燃料に関する許容限度	35
資料 1－2－14	軽油中に含まれる硫黄分の許容限度の推移	35
資料 1－2－15	自動車単体騒音規制の推移	36
資料 1－2－16	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NO <sub>x</sub> ・PM法)	37
資料 1－2－17	自動車の燃費基準について	38
資料 1－2－18	道路交通騒音に関する法体系	39
資料 1－2－19	道路交通振動に関する法体系	39
資料 1－2－20	大阪市公用車への低公害車等の導入状況	40
資料 1－2－21	LEV-6排出ガス指定基準	41
資料 1－2－22	クリーンドライビングキャンペーン・アイドリングストップ運動実施内容	42

### 第3節 水環境

資料 1－3－1	神崎川水域におけるBODの経年変化	43
資料 1－3－2	淀川水域におけるBODの経年変化	43
資料 1－3－3	寝屋川水域におけるBODの経年変化	43
資料 1－3－4	大阪市内河川水域におけるBODの経年変化	44
資料 1－3－5	大和川水域におけるBODの経年変化	44
資料 1－3－6	大阪港湾水域におけるCODの経年変化	44
資料 1－3－7	大阪市内公共用水域における水質調査結果	45
資料 1－3－8	河川観測局における水質経年変化(年平均値)	47
資料 1－3－9	大阪港港湾区域内底質調査結果	49
資料 1－3－10	市内河川魚類生息状況調査結果	50
資料 1－3－11	市内河川の魚類の分布	51
資料 1－3－12	下水処理区と下水処理場	52
資料 1－3－13	水域別・行政区別・法律条例適用事業場数	52
資料 1－3－14	立入指導等の状況(公共用水域へ排出水を排出する工場・事業場)	52
資料 1－3－15	水質関係 法律・条例届出受理件数	53
資料 1－3－16	特定事業場・除害施設必要事業場数	53
資料 1－3－17	立入り指導等の状況(公共下水道へ排出水を排出する工場・事業場)	53

### 第4節 地盤環境

資料 1－4－1	各区の主要地点年間変動量	54
資料 1－4－2	累積沈下等量線推定図	55
資料 1－4－3	地下水位観測井の概要及び地下水位観測結果	56
資料 1－4－4	地下水概況調査結果	57
資料 1－4－5	地下水汚染井戸周辺地区調査結果	58
資料 1－4－6	地下水定期モニタリング調査結果	59

### 第5節 化学物質

資料 1－5－1	ダイオキシン類環境調査結果	60
資料 1－5－2	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出件数	64
資料 1－5－3	有害大気汚染物質の環境モニタリング調査結果	64
資料 1－5－4	アスベスト環境モニタリング調査結果	64
資料 1－5－5	「大阪府化学物質適正管理指針」に定める管理物質の使用量、製造量	65

### 第6節 騒音・振動

資料 1－6－1	特定(届出)工場・事業場数(騒音関係)	68
資料 1－6－2	騒音規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例(騒音)に基づく特定(届出)施設の年度別届出件数	68
資料 1－6－3	工場・事業場騒音苦情件数内訳(業種別、発生施設別、従業員数別)	69
資料 1－6－4	特定建設作業届出件数(騒音)	69
資料 1－6－5	新幹線鉄道の騒音・振動レベルの測定結果	70
資料 1－6－6	大阪国際空港の航空機騒音レベルの経年変化(毛馬出張所)	70
資料 1－6－7	関西国際空港の大津ルートを飛行する航空機の騒音レベルの測定結果(此花下水処理場)	70

資料 1 - 6 - 8	近隣騒音の苦情件数	71
資料 1 - 6 - 9	一般環境騒音の騒音レベル別頻度	71
資料 1 - 6 - 10	一般環境騒音の環境基準適合状況	71
資料 1 - 6 - 11	騒音規制法・振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する 条例による工場等の規制の仕組み	72
資料 1 - 6 - 12	立入指導等の状況（騒音）	72
資料 1 - 6 - 13	新幹線鉄道騒音・振動対策内容（民家防音・防振工事）	73
資料 1 - 6 - 14	新幹線鉄道騒音・振動対策内容（本市分の延べ施工延長）	73
資料 1 - 6 - 15	航空機騒音の障害防止対策（大阪国際空港）	73
資料 1 - 6 - 16	振動関係苦情件数の内訳	74
資料 1 - 6 - 17	特定（届出）工場・事業場数（振動関係）	74
資料 1 - 6 - 18	振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（振動）に基づく 特定（届出）施設の年度別届出件数	74
資料 1 - 6 - 19	特定建設作業届出件数（振動）	75
資料 1 - 6 - 20	立入指導等の状況（振動）	75

#### 第8節 公害苦情の処理

資料 1 - 8 - 1	公害苦情の種類別の経年変化	76
資料 1 - 8 - 2	行政区別苦情件数集計表	76

#### 第9節 環境保全設備資金融資

資料 1 - 9 - 1	公害別融資状況	77
資料 1 - 9 - 2	利子助成状況	77

#### 第10節 公害健康被害の救済と健康被害予防事業

資料 1 - 10 - 1	行政区別認定数	78
資料 1 - 10 - 2	認定疾病別内訳	78
資料 1 - 10 - 3	障害等級別内訳	79
資料 1 - 10 - 4	補償給付	79
資料 1 - 10 - 5	大阪市小児ぜん息等医療費助成制度	80
資料 1 - 10 - 6	環境改善事業実施状況	81

### 第2 地球環境

#### 第1章 地球環境の保全

資料 3 - 1 - 1	「地球温暖化対策の推進に関する法律」体系図	82
--------------	-----------------------	----

#### 第3 循 環

#### 第2章 資源利用

資料 6 - 1 - 1	グリーン調達実績	83
--------------	----------	----

#### 第3章 廃棄物対策

資料 7 - 1 - 1	廃棄物の種類と定義	84
資料 7 - 1 - 2	ごみ組成の推移	85
資料 7 - 1 - 3	ごみの三成分及び発熱量の変化	85
資料 7 - 4 - 1	産業廃棄物処理業許可状況	86

### 第4 協 動

#### 第1章 環境コミュニケーションの推進

資料 8 - 1 - 1	大阪市立環境学習センターの概要	87
資料 8 - 1 - 2	大阪市立環境学習センター事業実績概要	88
資料 8 - 3 - 1	環境月間行事実施内容	89
資料 8 - 3 - 2	ポスター等による啓発内容	90

## 第2章 すべての主体の環境保全行動の展開

資料9－2－1 大阪環境産業振興センター（A T C グリーンエコプラザ）の概要	90
資料9－2－2 大阪市府内環境保全行動計画（エコオフィス21）の概要	91
資料9－2－3 大阪市府内環境保全行動計画（エコオフィス21）の行動目標達成状況	92

## 第3章 環境配慮の推進

資料10－1－1 大阪市環境影響評価条例・大阪府環境影響評価条例・環境影響評価法の 対象事業等一覧表	93
資料10－2－1 大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した事業等一覧表	94
資料10－3－1 大規模建築物等の事前協議件数	97
◆ 市域の概況	97
◆ 大阪市環境関連事業予算	103

## 資料1-1-1 測定局別環境基準適合状況

(平成15年度)

測定局名		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)		二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )		光化学オキシダント (Ox)	
		長期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	短期的 評価	短期的 評価
一般環境大気測定局	北区済美小学校	○	○	○	○	○	—	
	此花区此花区役所	○	○	○	○	○	×	
	大正区平尾小学校	○	○	○	○	○	—	
	西淀川区淀中学校	○	○	○	○	○	×	
	淀川区淀川区役所	○	○	○	○	○	×	
	生野区勝山中学校	○	○	○	○	○	×	
	旭区大宮中学校	○	○	○	○	○	×	
	城東区聖賢小学校	○	○	○	○	○	×	
	住之江区清江小学校	○	○	○	○	○	×	
	平野区撮陽中学校	○	○	○	○	○	×	
	西成区今宮中学校	○	○	○	○	○	×	
	西区堀江小学校	○	○	○	○	○	×	
	鶴見区茨田北小学校	—	○	○	○	○	×	
	浪速区難波中学校	—	—	—	—	—	×	
	住之江区南港中央公園	○	○	○	○	○	×	
測定局名		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)		二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)		
		長期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価
自動車排出ガス測定局	北区梅田新道	×	○	×	—	—	○	○
	西淀川区出来島小学校	×	○	×	○	○	○	○
	住之江区北粉浜小学校	○	○	×	—	—	○	○
	東住吉区杭全町交差点	○	○	○	—	—	—	—
	旭区新森小路小学校	×	○	×	—	—	○	○
	福島区海老江西小学校	○	○	○	○	○	—	—
	東成区今里交差点	×	○	×	—	—	○	○
	東淀川区上新庄交差点	○	—	—	—	—	—	—
	住之江区住之江交差点	×	—	—	—	—	—	—
	鶴見区茨田中学校	○	○	○	—	—	—	—
	住吉区我孫子中学校	○	—	—	—	—	—	—

(注) ○は環境基準適合を、×は環境基準不適合を示します。

資料1-1-2 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）濃度経年変化

(単位: ppm)

年度		平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
一般環境大気測定局	北区	* 0.033	0.033	*	*	*	*	*	*	*	0.030
	済美小学校	0.035	0.035	0.035	0.035	0.034	0.033	0.035	0.034	0.031	0.030
	此花区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	☆
	此花区役所	0.036	0.037	0.038	0.037	0.036	0.035	0.035	0.034	0.032	0.030
	大正区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	平尾小学校	0.035	0.034	0.037	0.034	0.034	0.031	0.034	0.031	0.030	0.030
	西淀川区	0.032	0.035	0.034	*	*	☆	☆	☆	☆	☆
	淀中学校	0.034	0.035	0.034	0.034	0.033	0.026	0.028	0.025	0.026	0.026
	淀川区	0.033	0.035	0.034	*	*					
	淀川区役所	0.033	0.035	0.034	0.035	0.033	0.032	0.033	0.033	0.030	0.029
	生野区	*	*	*	*	*		☆	☆	☆	
	勝山中学校	0.031	0.033	0.032	0.033	0.032	0.031	0.030	0.030	0.028	0.028
	旭区	*	*	*	*	*					☆
	大宮中学校	0.032	0.033	0.033	0.033	0.032	0.031	0.031	0.030	0.028	0.026
	城東区	*	*	*	*	*					
	聖賢小学校	0.033	0.034	0.035	0.033	0.033	0.031	0.032	0.030	0.029	0.028
	住之江区	*	*	*	*	*			☆	☆	
	清江小学校	0.035	0.038	0.037	0.035	0.035	0.033	0.034	0.033	0.028	0.029
	平野区	*	*	*	*	*			☆	☆	
自動車排出ガス測定局	撮陽中学校	0.032	0.034	0.037	0.035	0.033	0.032	0.034	0.031	0.028	0.027
	西成区	*	*	*	*	*		*	☆	☆	
	今宮中学校	0.035	0.040	0.040	0.038	0.037	0.035	0.037	0.035	0.030	0.031
	西堀江区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	堀江小学校	0.036	0.037	0.040	0.036	0.034	0.034	0.036	0.035	0.032	0.032
	住之江区	-	-	-	-	-	*	☆	* ☆	☆	
	南港中央公園						0.034	0.036	0.033	0.031	0.031
	市内平均	0.034	0.035	0.036	0.035	0.034	0.032	0.033	0.032	0.029	0.029
	北区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	梅田新道	0.046	0.044	0.045	0.046	0.044	0.043	0.045	0.043	0.042	0.043
	西淀川区	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	出来島小学校	0.043	0.047	0.048	0.046	0.044	0.046	0.048	0.047	0.045	0.038
	住之江区	*	*	*	*	*	*	☆	☆	☆	
	北粉浜小学校	0.042	0.045	0.045	0.046	0.045	0.044	0.041	0.040	0.038	0.037
	東住吉区	*	*	*	*	*	*	☆	☆	☆	
	杭全町交差点	0.048	0.046	0.048	0.046	0.049	0.041	0.042	0.041	0.039	0.039
	旭区	*	*	*	*	*	☆	☆	☆	☆	
	新森小路小学校	0.045	0.050	0.049	0.046	0.045	0.043	0.044	0.043	0.041	0.040
	福島区	*	*	*	*	*	*	*	☆	☆	
	海老江西小学校	0.044	0.044	0.045	0.041	0.042	0.045	0.045	0.037	0.034	0.032
	東成区	*	*	*	*	*	*	*	☆	☆	
	今里交差点	0.048	0.051	0.052	0.052	0.050	0.050	0.050	0.046	0.044	0.044
	東淀川区	*	*	*	*	*	*	☆	☆	☆	
	上新庄交差点	0.040	0.044	0.046	0.044	0.043	0.042	0.037	0.036	0.035	0.035
	住之江区	*	*	*	*	*	☆	* ☆	* ☆	* ☆	
	住之江交差点	0.042	0.046	0.049	0.046	0.043	0.038	0.040	0.039	0.037	0.037
	鶴見区	*	*	*	*	*	*	*	*	☆	
	茨田中学校	0.043	0.045	0.046	0.044	0.043	0.043	0.045	0.044	0.038	0.036
	住吉区	*	*	*	*	*	☆	☆	☆	☆	
	我孫子中学校	0.042	0.048	0.050	0.047	0.036	0.034	0.036	0.035	0.033	0.031
	市内平均	0.044	0.046	0.048	0.046	0.044	0.043	0.043	0.041	0.039	0.037

(注)1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均です。

2. ☆印は化学発光法、その他は吸光光度法による測定です。

3. \*印は環境基準値(長期的評価)を超えた局です。

4. 出来島小学校測定局は、平成15年4月1日から平成15年5月12日まで測定機の動作不良により欠測です。平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転しました。

平成10年4月1日に住吉区長居小学校から住吉区我孫子中学校に継続局として移転しました。

生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施しました。

平成12年4月1日から住之江区旧住之江区清江小学校は住之江区清江小学校に名称変更しました。

住之江区南港ポートタウンは、住之江区南港中央公園に名称変更しました。

資料1－1－3 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の年間測定結果及び環境基準対比

(平成15年度)

測定局名		年平均値 (ppm)	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 (日)	その割合 (%)	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合 (日) (%)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	98%値 評価による 日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 (日)
一般環境測定局	北区 済美小学校	0.030	4	1.1	64 17.5	0.057	0
	此花区 此花区役所	0.030	2	0.6	63 17.5	0.053	0
	大正区 平尾小学校	0.030	5	1.4	71 19.4	0.058	0
	西淀川区 淀中学校	0.026	1	0.3	25 6.8	0.047	0
	淀川区 淀川区役所	0.029	2	0.5	58 15.9	0.053	0
	生野区 勝山中学校	0.028	2	0.5	52 14.2	0.052	0
	旭区 大宮中学校	0.026	2	0.5	36 9.9	0.050	0
	城東区 聖賢小学校	0.028	2	0.5	59 16.1	0.054	0
	住之江区 清江小学校	0.029	1	0.3	59 16.1	0.052	0
	平野区 摂陽中学校	0.027	1	0.3	36 9.8	0.049	0
	西成区 今宮中学校	0.031	2	0.5	67 18.4	0.053	0
	西区 堀江小学校	0.032	7	1.9	79 21.7	0.060	0
	住之江区 南港中央公園	0.031	4	1.1	90 24.6	0.057	0
自動車排出ガス測定局	北区 梅田新道	0.043	23	6.3	195 53.3	0.068	16
	西淀川区 出来島小学校	0.038	11	3.5	126 40.0	0.064	5
	住之江区 北粉浜小学校	0.037	4	1.1	131 36.1	0.057	0
	東住吉区 東全町交差点	0.039	7	1.9	157 42.9	0.060	0
	旭区 新森小路小学校	0.040	16	4.4	159 43.4	0.064	9
	福島区 海老江西小学校	0.032	2	0.5	85 23.2	0.057	0
	東成区 今里交差点	0.044	30	8.2	196 53.6	0.071	23
	東淀川区 上新庄交差点	0.035	3	0.8	117 32.2	0.054	0
	住之江区 住之江交差点	0.037	9	2.5	135 37.1	0.061	2
	鶴見区 萩田中学校	0.036	7	1.9	125 34.5	0.060	0
	住吉区 我孫子中学校	0.031	1	0.3	71 19.4	0.050	0

(注) 【98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数】とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあり、かつ0.06ppmを超えた日数です。

資料1－1－4 一酸化窒素および窒素酸化物の年間測定結果

(平成15年度)

測定局名	一酸化窒素(NO)			窒素酸化物(NO+NO <sub>2</sub> )				
	年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	年平均値 NO <sub>2</sub> (NO+NO <sub>2</sub> ) (%)	
一般環境大気測定局	北 区 済 美 小 学 校	0.016	0.344	0.088	0.045	0.410	0.142	65.3
	此 花 区 此 花 区 役 所	0.022	0.355	0.089	0.051	0.438	0.141	58.0
	大 正 区 平 尾 小 学 校	0.020	0.389	0.086	0.049	0.462	0.141	60.4
	西淀川区 淀 中 学 校	0.013	0.224	0.053	0.039	0.292	0.095	65.9
	淀 川 区 淀 川 区 役 所	0.019	0.332	0.079	0.048	0.404	0.131	61.2
	生 野 区 勝 山 中 学 校	0.013	0.227	0.058	0.040	0.323	0.109	68.1
	旭 区 大 宮 中 学 校	0.015	0.293	0.075	0.042	0.367	0.127	63.5
	城 東 区 聖 賢 小 学 校	0.018	0.386	0.081	0.046	0.476	0.136	61.3
	住 之 江 区 清 江 小 学 校	0.014	0.288	0.057	0.043	0.365	0.102	67.8
	平 野 区 摂 陽 中 学 校	0.014	0.292	0.061	0.041	0.351	0.102	66.0
	西 成 区 今 宮 中 学 校	0.016	0.334	0.066	0.046	0.409	0.118	66.5
	西 区 堀 江 小 学 校	0.020	0.492	0.098	0.052	0.585	0.155	61.0
	住 之 江 区 南 港 中 央 公 園	0.020	0.489	0.091	0.051	0.598	0.137	61.2
市 内 平 均		0.017	—	—	0.046	—	—	—
自動車排出ガス測定局	北 区 梅 田 新 道	0.048	0.770	0.139	0.090	0.859	0.205	47.3
	西淀川区 出来島小学校	0.040	0.338	0.114	0.078	0.419	0.166	48.6
	住 之 江 区 北 粉 浜 小 学 校	0.043	0.346	0.089	0.080	0.421	0.139	46.2
	東 住 吉 区 東 全 町 交 差 点	0.056	0.437	0.137	0.095	0.523	0.192	40.8
	旭 区 新 森 小 路 小 学 校	0.078	0.510	0.185	0.118	0.619	0.243	34.0
	福 島 区 海 老 江 西 小 学 校	0.036	0.347	0.114	0.068	0.418	0.160	47.4
	東 成 区 今 里 交 差 点	0.063	0.412	0.140	0.107	0.520	0.200	40.8
	東 淀 川 区 上 新 庄 交 差 点	0.042	0.558	0.127	0.076	0.649	0.178	45.4
	住 之 江 区 住 之 江 交 差 点	0.040	0.379	0.100	0.078	0.469	0.155	48.2
	鶴 見 区 荻 田 中 学 校	0.044	0.469	0.134	0.081	0.554	0.191	45.1
	住 吉 区 我 孫 子 中 学 校	0.028	0.258	0.077	0.059	0.311	0.121	52.8
	市 内 平 均	0.047	—	—	0.085	—	—	—

(注) 【日平均値の年間98%値】とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の値です。

## 資料1-1-5 浮遊粒子状物質(SPM)濃度経年変化

(単位: mg/m<sup>3</sup>)

年度		平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
一般環境大気測定局	北区	*	△						*		
	北区済美小学校	0.040	0.035	0.037	0.033	0.031	0.025	0.029	0.026	0.026	0.034
	北区花区役所	*	*			*			*	*	
	北区花区役所	0.044	0.042	0.042	0.040	0.041	0.035	0.040	0.038	0.036	0.032
	北区正平尾小学校	*	*	*	*	*	*		*	*	
	北区正平尾小学校	0.046	0.045	0.049	0.048	0.045	0.040	0.043	0.041	0.037	0.037
	北区淀川中学校	*	*	*	*	*			*	*	
	北区淀川中学校	0.046	0.046	0.047	0.044	0.040	0.033	0.037	0.035	0.032	0.030
	北区淀川区役所	*	△						*		
	北区淀川区役所	0.036	0.034	0.033	0.031	0.033	0.029	0.034	0.031	0.029	0.024
	北区生野勝山中学校	*	*	*	*	*		*	*	*	
	北区生野勝山中学校	0.046	0.045	0.048	0.045	0.043	0.038	0.042	0.039	0.036	0.034
	北区旭大宮中学校	*	*	*	*	*			*	*	
	北区旭大宮中学校	0.044	0.043	0.046	0.042	0.040	0.035	0.039	0.038	0.036	0.034
	北区城東聖賢小学校	*	*	*	*	*			*	*	
	北区城東聖賢小学校	0.044	0.043	0.048	0.044	0.040	0.036	0.039	0.039	0.036	0.033
	北区住之江清江小学校	*	*	*	*	*			*	*	
	北区住之江清江小学校	0.043	0.042	0.045	0.043	0.042	0.039	0.039	0.037	0.036	0.033
	北区平野撮陽中学校	*	*	*	*	*			*		
	北区平野撮陽中学校	0.047	0.046	0.048	0.046	0.036	0.029	0.036	0.031	0.029	0.026
	北区西成今宮中学校	*	△	*	*	*			*	*	
	北区西成今宮中学校	0.046	0.046	0.051	0.046	0.044	0.038	0.041	0.038	0.037	0.035
	北区西堀江小学校	*	*	*	*				*	*	
	北区西堀江小学校	0.038	0.036	0.037	0.033	0.031	0.029	0.035	0.033	0.031	0.034
	北区鶴見茨田北小学校	*	*	*	*	*			*		
	北区鶴見茨田北小学校	0.041	0.040	0.042	0.040	0.038	0.033	0.035	0.038	0.036	0.036
	北区住之江南港中央公園	-	-	-	-	-	0.026	0.034	0.033	0.031	0.036
	北区市内平均	0.043	0.042	0.044	0.041	0.039	0.033	0.037	0.036	0.033	0.033
自動車排出ガス測定局	北区梅田新道	*	*	*	*	*			*	*	
	北区梅田新道	0.058	0.053	0.055	0.054	0.049	0.043	0.044	0.043	0.040	0.041
	北区淀川出来島小学校	*	*	*	*	*			*	*	
	北区淀川出来島小学校	0.056	0.057	0.058	0.054	0.052	0.045	0.050	0.046	0.042	0.039
	北区住之江北粉浜小学校	*	*	*	*	*			*	*	
	北区住之江北粉浜小学校	0.059	0.056	0.058	0.055	0.050	0.046	0.050	0.047	0.040	0.038
	北区東住吉杭全町交差点	*	*	*	*	*			*	*	
	北区東住吉杭全町交差点	0.061	0.059	0.065	0.058	0.056	0.042	0.047	0.041	0.038	0.033
	北区旭新森小路小学校	*	*	*	*	*			*	*	
	北区旭新森小路小学校	0.063	0.060	0.066	0.060	0.059	0.053	0.056	0.051	0.047	0.045
スズメバチ測定局	北区福島海老江西小学校	*	*	*	*	*			*	*	
	北区福島海老江西小学校	0.056	0.060	0.063	0.051	0.054	0.049	0.048	0.037	0.032	0.028
	北区東成今里交差点	*	*	*	*	*			*	*	
	北区東成今里交差点	0.055	0.057	0.056	0.048	0.049	0.043	0.045	0.042	0.047	0.045
スズメバチ測定局	北区鶴見茨田中学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.037
	北区鶴見茨田中学校	0.058	0.057	0.060	0.054	0.053	0.046	0.049	0.044	0.041	0.038

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均です。

2. \*印は環境基準値(長期的評価)を超えた局です。

3. △印は2日間連続の環境基準超過について判定不可の測定局です。

平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転しました。

生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施しました。

平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校は住之江区清江小学校に名称変更しました。

住之江区南港ポートタウンは、住之江区南港中央公園に名称変更しました。

資料1-1-6 浮遊粒子状物質(SPM)の年間測定結果及び環境基準対比

(平成15年度)

測定局名	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合 (時間)(%)		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合 (日)(%)		1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数 (日)	
一般環境大気測定局	北区清美小学校	0.034	0	0.0	0	0.0	0.143	0.072	○	0
	此花区此花区役所	0.032	0	0.0	0	0.0	0.134	0.069	○	0
	大正区平尾小学校	0.037	0	0.0	0	0.0	0.151	0.076	○	0
	西淀川区淀中学校	0.030	0	0.0	0	0.0	0.140	0.065	○	0
	淀川区淀川区役所	0.024	0	0.0	0	0.0	0.141	0.056	○	0
	生野区勝山中学校	0.034	0	0.0	0	0.0	0.158	0.077	○	0
	旭区大宮中学校	0.034	0	0.0	0	0.0	0.185	0.074	○	0
	城東区聖賢小学校	0.033	0	0.0	0	0.0	0.154	0.075	○	0
	住之江区清江小学校	0.033	0	0.0	0	0.0	0.148	0.072	○	0
	平野区摂陽中学校	0.026	0	0.0	0	0.0	0.124	0.060	○	0
	西成区今宮中学校	0.035	0	0.0	0	0.0	0.160	0.075	○	0
	西区堀江小学校	0.034	0	0.0	0	0.0	0.125	0.068	○	0
自動車排出ガス測定局	鶴見区茨田北小学校	0.036	0	0.0	0	0.0	0.159	0.076	○	0
	住之江区南港中央公園	0.036	0	0.0	0	0.0	0.164	0.073	○	0
	北区梅田新道	0.041	0	0.0	1	0.3	0.169	0.080	○	0
	西淀川区出来島小学校	0.039	0	0.0	1	0.3	0.162	0.076	○	0
	住之江区北粉浜小学校	0.038	1	0.0	0	0.0	0.217	0.077	○	0
	東住吉区杭全町交差点	0.033	0	0.0	0	0.0	0.162	0.073	○	0
	旭区新森小路小学校	0.045	0	0.0	1	0.3	0.187	0.088	○	0
	福島区海老江西小学校	0.028	0	0.0	0	0.0	0.160	0.061	○	0
東成区今里交差点	0.045	0	0.0	1	0.3	0.155	0.087	○	0	
	鶴見区茨田中学校	0.037	0	0.0	0	0.0	0.160	0.079	○	0

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えて、かつ年間を通じて、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超える日が2日以上連続しない場合を適合とします。

資料1-1-7 ローボリウムエアサンプラーによる浮遊粒子状物質濃度及び重金属成分

(平成15年度)

濃度 測定局		浮遊粒子状物質 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	Ni (ng/m <sup>3</sup> )	Mn (ng/m <sup>3</sup> )	Fe (ng/m <sup>3</sup> )	Pb (ng/m <sup>3</sup> )	Cd (ng/m <sup>3</sup> )	Cr (ng/m <sup>3</sup> )	V (ng/m <sup>3</sup> )	Cu (ng/m <sup>3</sup> )
一般環境測定局	大正区 平尾小学校	27	13.6	28	580	29	0.97	6.3	6.2	18
	西淀川区 淀中学校	20	11.2	22	240	26	0.91	9.8	2.8	16
	城東区 聖賢小学校	29	9.9	20	460	26	0.78	6.6	3.6	18
	平野区 摂陽中学校	25	12.3	16	400	21	0.78	5.5	3.6	15
	市内平均	25	11.7	22	420	25	0.86	7.1	4.1	17
	自排局 西淀川区 出来島小学校	31	15.7	32	430	45	1.15	8.4	4.3	23

(注)1.  $1\mu\text{g}=0.001\text{mg}$     $1\text{ng}=0.001\mu\text{g}$

2. 測定は、各地点で48回行った。

3. 市内平均は、一般環境測定局4局の年平均値の平均である。

資料1-1-8 ハイボリウムエアサンプラーによる浮遊粉じん(総粉じん)濃度及び重金属成分

(平成15年度)

濃度 測定局		浮遊粉じん ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	Ni (ng/m <sup>3</sup> )	Mn (ng/m <sup>3</sup> )	Fe (ng/m <sup>3</sup> )	Pb (ng/m <sup>3</sup> )	Cd (ng/m <sup>3</sup> )	Cr (ng/m <sup>3</sup> )	V (ng/m <sup>3</sup> )	Cu (ng/m <sup>3</sup> )
一般環境測定局	大正区 平尾小学校	56	13	52	1,900	51	0.75	12	4.8	110
	西淀川区 淀中学校	34	—	—	1,100	44	0.85	—	3.8	87
	城東区 聖賢小学校	42	8.8	30	1,300	26	0.74	8.8	3.4	370
	平野区 摂陽中学校	46	10	34	1,300	34	0.95	11	3.5	130
	市内平均	44	11	39	1,400	39	0.82	11	3.9	170
	自排局 西淀川区 出来島小学校	53	—	—	1,700	63	0.87	—	4.3	270

(注)1.  $1\mu\text{g}=0.001\text{mg}$     $1\text{ng}=0.001\mu\text{g}$

2. 測定は、各地点で12回行った。

3. 市内平均は、一般環境測定局4局の年平均値の平均である。

資料1-1-9 光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）測定結果及び環境基準対比

測定局名		昼間の年平均値 (単位: ppm)					1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数※ (平成15年度)		
		平成11	12	13	14	15	日数	時間数	超過率: %
此花区	此花区役所	0.028	*0.026	*0.028	*0.027	*0.026	77	337	6.18
西淀川区	淀中学校	0.031	0.029	0.030	*0.029	*0.028	79	400	7.34
淀川区	淀川区役所	0.026	0.027	0.027	*0.027	*0.025	69	329	6.05
生野区	勝山中学校	0.029	0.031	0.031	0.030	*0.030	105	488	8.95
旭区	大宮中学校	0.031	0.033	*0.032	*0.032	*0.031	106	584	10.70
城東区	聖賢小学校	*0.028	*0.029	*0.030	*0.029	*0.029	98	467	8.55
住之江区	清江小学校	0.027	0.027	0.026	0.027	*0.029	110	486	9.01
平野区	摂陽中学校	0.031	*0.028	*0.030	*0.029	*0.030	108	555	10.18
西成区	今宮中学校	0.025	0.025	0.027	0.026	0.025	55	218	4.02
西区	堀江小学校	*0.025	*0.026	*0.027	*0.026	*0.026	79	360	6.61
鶴見区	茨田北小学校	0.031	0.030	0.032	0.031	0.029	72	333	6.13
浪速区	難波中学校	*0.027	*0.026	*0.027	*0.026	*0.025	75	329	6.03
住之江区	南港中央公園	0.024	0.024	0.025	0.023	*0.022	49	184	3.37
市内平均		0.028	0.028	0.029	0.028	0.027	—	—	—

(注) 1. 昼間とは、5時から20時までの時間帯を指し、自動測定機による1時間値は6時から20時のデータです。

2. ※環境基準は昼間の1時間値において0.06ppmを超える時間数が0であることです。

3. \*印は紫外線吸収法、その他は吸光光度法による測定です。

4. 生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施しました。

5. 平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校が住之江区清江小学校に名称変更しました。

6. 住之江区南港ポートタウンは、住之江区南港中央公園に名称変更しました。

資料1-1-10 非メタン炭化水素の年間測定結果及び環境保全目標対比

測定局名			6~9時における年平均値 (ppmC)	6~9時 3時間平均値		6~9時 3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合 (日) (%)		6~9時 3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合 (日) (%)	
				最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
一般環境 大気測定局	此花区	此花区役所	0.34	1.22	0.07	269	75.1	173	48.3
	淀川区	淀川区役所	0.35	1.36	0.08	262	76.6	156	45.6
	平野区	摂陽中学校	0.37	1.26	0.02	252	69.8	186	51.5
自動車排出 ガス測定局	西淀川区	出来島小学校	0.47	1.40	0.10	324	96.1	266	78.9
	住之江区	北粉浜小学校	0.41	1.32	0.12	317	91.9	238	69.0

(注) 1. 環境保全目標は6~9時3時間平均値が0.31ppmCを超える日数が0であることです。

2. ppmCは、炭化水素中に含まれる炭素原子数を基準としたppm値です。

資料1-1-11 光化学オキシダント（スモッグ）緊急時発令基準と発令時の周知事項

発令区分	光化学スモッグ情報の発令基準	発令時の住民・児童・生徒への周知事項
予報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.08ppm以上である大気の汚染の状態になった場合でかつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認められるとき、当該地域に発令する。	1. 注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。 2. 屋外での特に過激な運動はさけること。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。
注意報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.12ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	1. 屋外になるべく出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動をさけ、屋内に入ること。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。
警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.24ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	1. 屋外になるべく出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。
重大緊急警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.40ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	1. 屋外に出ないこと。 2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。 3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。

(出典:大阪市オキシダント緊急時(光化学スモッグ)対策実施細目)

資料1-1-12 光化学オキシダント（スモッグ）緊急時発令地域（大阪市関係）及び測定点

● 測定点

△ 大阪府所管測定点



地 域 区 分	測 定 点 名 (市 内 のみ)	地 域 区 分	測 定 点 名 (市 内 のみ)
1 大阪市中心部の地域	東成区 大阪府環境情報センター 西 区 堀江小学校 生野区 勝山中学校 西成区 今宮中学校 此花区 此花区役所 浪速区 難波中学校	3 東大阪地域	旭 区 大宫中学校 城東区 聖賢小学校 鶴見区 茨田北小学校
2 大阪市北部及びその周辺地域	西淀川区 淀中学校 淀川区 淀川区役所	4 堺市及びその周辺地域	住之江区 清江小学校 平野区 摂陽中学校 住之江区 南港中央公園

(注) 平成15年4月1日に、住之江区南港ポートタウンは南港中央公園に名称変更しました。

資料 1-1-13 年度別・地域別光化学スモッグ注意報等発令状況

(単位：回数)

地 域	地域名	6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度	
		予 報	注 意 報																		
1	大阪市中心部	6	5	3	1	1	0	0	0	10	4	2	1	10	5	5	2	7	2	3	2
2	大阪市北部とその周辺	12	10	7	6	3	1	1	0	9	4	3	1	5	3	3	2	6	2	2	1
3	東大阪	16	9	8	6	11	7	6	3	21	17	5	3	16	10	18	9	11	7	15	7
4	堺とその周辺	14	12	6	5	6	4	3	1	23	17	10	6	21	18	24	11	10	8	16	8
5	北大阪	11	4	6	4	3	1	0	0	12	10	5	4	15	5	7	4	4	2	7	2
6	南河内	17	11	5	3	7	3	3	1	13	8	7	4	19	10	24	14	10	4	16	9
7	泉南	3	2	2	1	1	1	0	0	9	5	6	4	9	8	5	2	4	2	3	0
市内発令回数		18	14	9	8	14	9	7	3	26	22	12	8	23	20	26	15	15	11	20	11
府域発令回数		19	15	9	9	15	10	7	3	29	25	13	11	30	23	26	20	15	11	21	14

(注) 1. 警報の発令回数は0回です。

2. 市内発令回数とは市内を含む1～4の地域に発令された回数を指します。

資料 1-1-14 年度別・地域別光化学スモッグ被害の訴え状況

地 域	地域名	6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度	
		訴 え 件 数	訴 え 人 数																		
1	大阪市中心部	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大阪市北部とその周辺	0	0	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0
3	東大阪	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	26	0	0	0	0	0	0
4	堺とその周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	161	2	29	0	0	0	0	0	0
5	北大阪	0	0	4	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	南河内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	0	0
7	泉南	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市内合計		0	0	2	23	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
府域合計		0	0	7	45	0	0	0	0	2	2	3	161	3	55	1	2	2	4	0	0

(注) 2～4の地域の訴え件数及び訴え人数には、大阪市以外の被害を含みます。

資料1-1-15 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)濃度経年変化

(単位: ppm)

測定局	年度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
		平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
環境大気測定局	北区 済美小学校	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.004	*	0.005	0.006	0.005
	此花区 此花区役所	0.008	0.008	0.008	0.006	0.005	0.005	*	0.007	0.005	0.005
	大正区 平尾小学校	0.008	0.009	0.009	0.007	0.006	0.006	0.008	0.008	0.006	0.006
	西淀川区 淀中学校	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.006	0.005
	淀川区 淀川区役所	0.007	0.007	0.006	0.005	0.004	0.004	*	*	0.006	0.004
	生野区 勝山中学校	0.006	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.005
	旭区 大宮中学校	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004
	城東区 聖賢小学校	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	0.006	0.006	0.004	0.004
	住之江区 清江小学校	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.008	0.008	0.006	0.005
	平野区 摺陽中学校	0.007	0.007	0.007	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005
	西成区 今宮中学校	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.006
	西区 堀江小学校	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.004	*	0.005	0.006	0.004
	鶴見区 茨田北小学校	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	0.006	0.004	0.005
	住之江区 南港中央公園	—	—	—	—	—	0.007	0.008	0.009	0.008	0.006
	市内平均	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.007	0.005	0.005
自動車排出ガス測定局	西淀川区 出来島小学校	0.010	0.010	0.009	0.007	0.006	0.006	0.008	0.007	0.005	0.006
	住之江区 北粉浜小学校	0.009	0.010	0.010	0.007	0.006	—	—	—	—	—
	福島区 海老江西小学校	0.011	0.012	0.011	0.010	0.008	0.008	0.009	0.009	0.007	0.006
	鶴見区 茨田中学校	0.008	0.008	0.007	0.006	0.005	—	—	—	—	—
	市内平均	0.010	0.010	0.009	0.008	0.006	0.007	0.009	0.008	0.006	0.006

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均です。

2. \*印は環境基準値(短期的評価)を超えた局です。

平成9年7月1日に北区天満中学校から北区済美小学校に継続局として移転しました。

生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施しました。

平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校が住之江区清江小学校に名称変更しました。

住之江区南港ポートタウンは、住之江区南港中央公園に名称変更しました。

資料1－1－16 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)の年間測定結果及び環境基準対比

(平成15年度)

測定局名	年平均値 (ppm)	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数 とその割合 (時間) (%)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 とその割合 (日) (%)	1時間 値の 最高値 (ppm)	日平均 値の2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無 有(×) 無(○) (日)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 (日)
一般 環境 大氣 測定 局	北区済美小学校	0.005	0 0.0	0 0.0	0.028 0.011	○	0
	此花区此花区役所	0.005	0 0.0	0 0.0	0.049 0.013	○	0
	大正区平尾小学校	0.006	0 0.0	0 0.0	0.039 0.014	○	0
	西淀川区淀中学校	0.005	0 0.0	0 0.0	0.048 0.012	○	0
	淀川区淀川区役所	0.004	0 0.0	0 0.0	0.033 0.010	○	0
	生野区勝山中学校	0.005	0 0.0	0 0.0	0.032 0.011	○	0
	旭区大宮中学校	0.004	0 0.0	0 0.0	0.027 0.009	○	0
	城東区聖賢小学校	0.004	0 0.0	0 0.0	0.027 0.009	○	0
	住之江区清江小学校	0.005	0 0.0	0 0.0	0.039 0.011	○	0
	平野区撮陽中学校	0.005	0 0.0	0 0.0	0.032 0.010	○	0
	西成区今宮中学校	0.006	0 0.0	0 0.0	0.035 0.013	○	0
	西区堀江小学校	0.005	0 0.0	0 0.0	0.028 0.011	○	0
	鶴見区茨田北小学校	0.005	0 0.0	0 0.0	0.026 0.010	○	0
	住之江区南港中央公園	0.006	0 0.0	0 0.0	0.042 0.015	○	0
自動車排出ガス測定局	西淀川区出来島小学校	0.006	0 0.0	0 0.0	0.036 0.011	○	0
	福島区海老江西小学校	0.006	0 0.0	0 0.0	0.027 0.012	○	0

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が0.04ppmを超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連續しない場合を適合とします。

資料1－1－17 一酸化炭素（CO）濃度経年変化

(単位: ppm)

測定局	年度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
		1.4	1.3	1.5	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0
北区 梅田新道		1.4	1.3	1.5	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0
西淀川区 出来島小学校		1.2	1.3	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.8
住江区 北粉浜小学校		1.5	1.5	1.6	1.5	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1
東住吉区 杭全町交差点		1.6	1.4	1.5	1.3	1.4	—	—	—	—	—
旭区 新森小路小学校		1.7	1.9	1.8	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.3	1.3
福島区 海老江西小学校		1.9	1.6	1.4	1.3	1.3	—	—	—	—	—
東成区 今里交差点		2.0	2.0	1.9	1.9	1.7	1.6	1.5	1.4	1.2	1.2
市内平均		1.6	1.6	1.5	1.5	1.4	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1

(注) 市内平均は各測定局の年平均値の平均です。

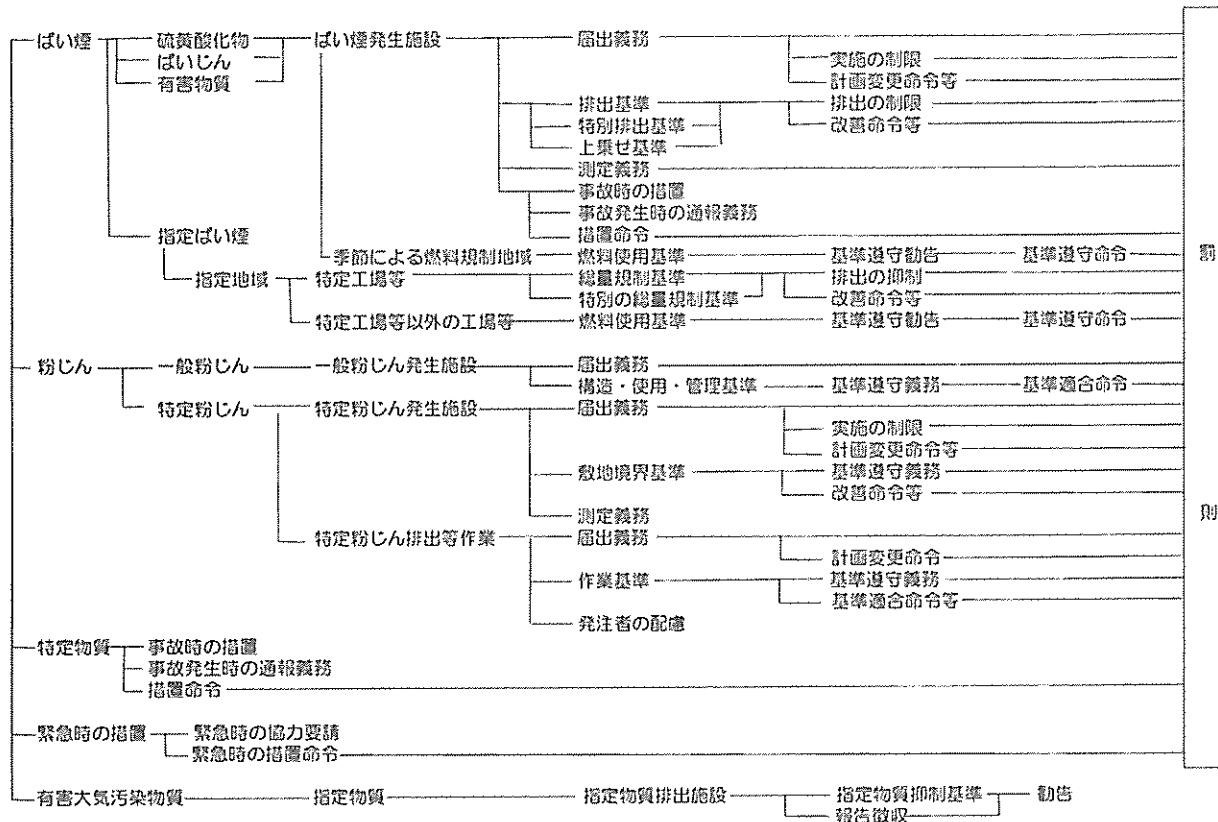
資料1－1－18 一酸化炭素（CO）の年間測定結果及び環境基準対比

(平成15年度)

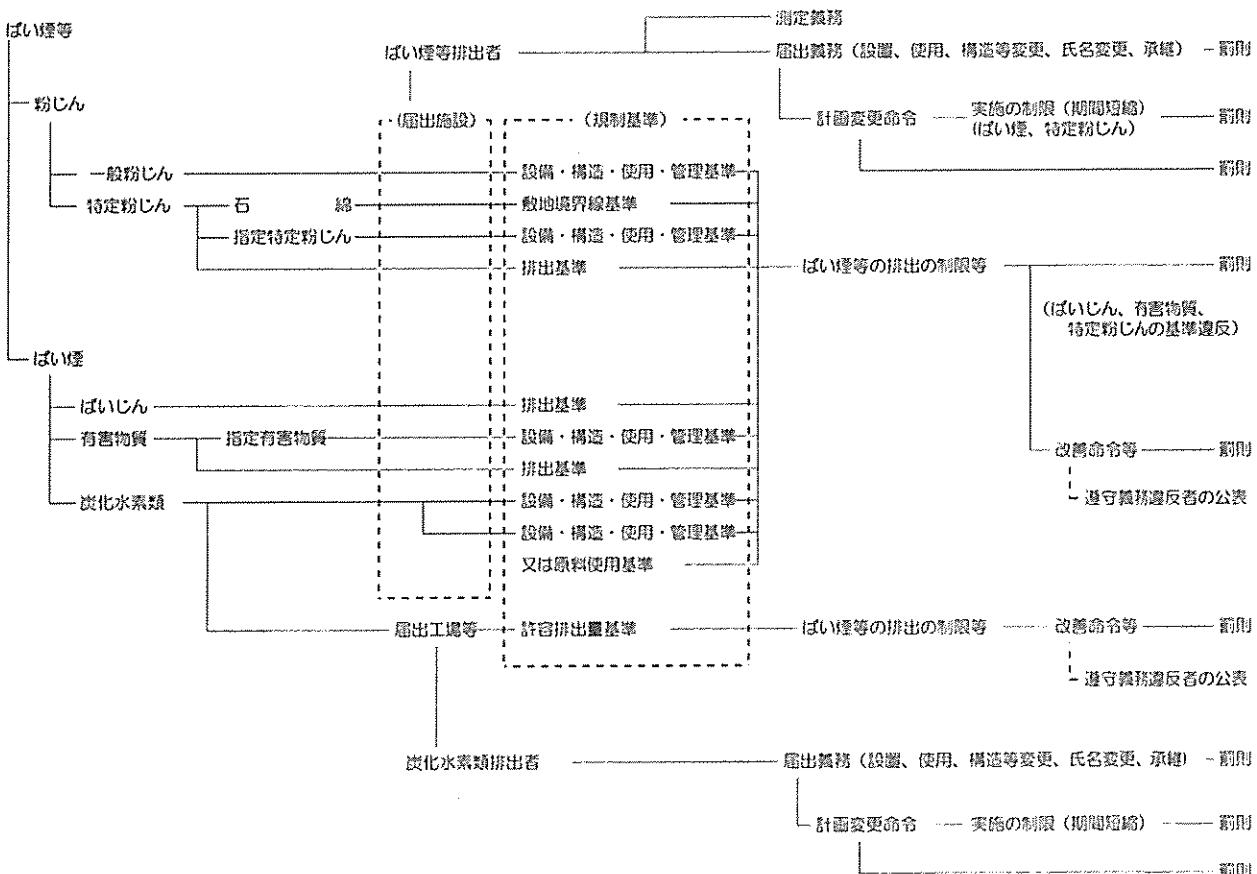
測定局名	年平均値 (ppm)	8時間値が 20ppmを超えた 回数とその割合 (回) (%)		日平均値が 10ppmを超えた 日数とその割合 (日) (%)		1時間 値の 最高値 (ppm)	日平均 値の2% 除外値 (ppm)	日平均値が 10ppmを超 えた日が2日 以上連続した ことの有無 (有×・無○)	環境基準の 長期的評価に よる日平均値 が10ppmを 超えた日数 (日)
		(回)	(%)	(日)	(%)				
北区 梅田新道	1.0	0	0	0	0	5.2	1.7	○	0
西淀川区 出来島小学校	0.8	0	0	0	0	4.9	1.3	○	0
住江区 北粉浜小学校	1.1	0	0	0	0	4.9	1.8	○	0
旭区 新森小路小学校	1.3	0	0	0	0	4.8	2.3	○	0
東成区 今里交差点	1.2	0	0	0	0	4.8	2	○	0

(注) 1. 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が10ppmを超える、かつ年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない場合を環境基準達成とします。  
2. 8時間値とは、0～8時、8～16時、16～24時の1日3回の時間帯に区分した各平均値を指します。

資料 1-1-19 大気汚染防止法による規制の仕組み



資料 1-1-20 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制の仕組み（大気関係）



資料 1－1－21 固定発生源窒素酸化物排出量の推移

(トン／年)

年 度	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14
窒素酸化物 排 出 量	5,574	5,364	5,353	5,245	4,970	4,732	4,707	4,603	4,389	3,698

資料 1－1－22 燃料使用量（区別）

(平成 14 年度)

項目 区名	重油 (kL)	灯・軽油 (kL)	石炭 (トン)	コークス (トン)	都市ガス (千m <sup>3</sup> N)
北	4,738	3,741			79,474
都 島	732	759			7,270
福 島	1,585	642			21,141
此 花	2,246	665			152,199
中 央	2,838	3,052			44,412
西	1,478	2,229			12,593
港	915	815		14	15,604
大 正	950	6,182		182,764	94,196
天 王 寺	973	1,067			6,221
浪 速	1,530	273		58	5,427
西 淀 川	6,349	5,433		1,973	84,338
淀 川	5,524	3,207			69,553
東 淀 川	3,832	2,579			47,331
東 成	842	79			3,110
生 野	1,554	532			1,076
旭	958	746			4,473
城 東	1,557	2,710			18,521
鶴 見	3,035	1,887			5,652
阿 倍 野	543	1,339			9,458
住 之 江	9,752	2,989		7,363	1,249,873
住 吉	888	223			3,056
東 住 吉	818	169			1,927
平 野	1,709	3,981			4,219
西 成	1,209	1,872	9,711	40	5,156
合 計	57,292	47,096	9,711	192,212	1,946,281

(注)都市ガスとは、13A、LNGの合計である。

資料1-1-23 硝素酸化物特定工場等

(平成16年3月末)

種別 区名	製造業										電気・ガス 熱供給業			事業場	合計
	食料品製造業	織維工業	木材・木製品工業	パルプ・紙加工業	化学生産業	石油石炭製造業	ゴム・皮革業	蒸葉・土石製造業	鉄鋼業	非鉄金属業	金属製品製造業	機械器具製造業	その他製造業		
北														1	8
都島															1
福島					1										1
此花					1				2	1			1	1	3
中央															4
西港															1
大正									3				1	1	5
天王寺															1
浪速															
西淀川					1	2			4						1
淀川					1	2									3
東淀川					1										1
東成															
生野															
旭															
城東	1														2
鶴見															2
阿倍野															1
住之江									1				1	1	8
住吉															
東住吉															3
平野															1
西成								1							2
計	2			4	5			1	10	1			3	5	35
															66

(注) 電気・ガス事業法対象を含む。

資料1-1-24 硫黄酸化物特定工場等

(平成16年3月末)

種別 区名	製造業										電気・ガス 熱供給業			事業場	合計
	食料品製造業	織維工業	木材・木製品工業	パルプ・紙加工業	化学生産業	石油石炭製造業	ゴム・皮革業	蒸葉・土石製造業	鉄鋼業	非鉄金属業	金属製品製造業	機械器具製造業	その他製造業		
北														2	21
都島		1													2
福島			1												3
此花				1				2	1			1	1	4	10
中央															12
西港	1													1	2
大正					1		1	3				1		1	7
天王寺															4
浪速															2
西淀川			1	2			1	3	1	1					11
淀川				1	5										7
東淀川		2		1	2										5
東成															
生野															
旭															
城東	1				2										5
鶴見			2												4
阿倍野															3
住之江								1				1	1	8	11
住吉															1
東住吉															3
平野															5
西成	1				1			1							5
計	3	3		5	15			3	9	2	1		3	6	74
															124

(注) 電気・ガス事業法対象を含む。

## 資料1-1-25 ばい煙処理施設の設置状況

(平成16年3月末現在)

処理装置の種類	遠心式 遠心式 洗浄式 洗浄式 洗浄式 電気集 電気集 濾過集 濾過集 慣性力 慣性力 排煙脱 排煙脱 その他 合計	サ 心 イ 力 集 じ ん 口 装 置 ン	マ ル チ サ イ ク ん 口 装 置 ン	湿 净 集 じ ん 口 装 置 ン	ベ ニ チ ユ リ ー ス ク ん 口 装 置 ン	ス ブ レ ー ジ イ ス ク ん 口 装 置 ン	電 子 集 じ ん 口 装 置 ン	バ グ フ イ ル タ 装 置 ー	煙 脱 硫 硝 装 置 ー	脱 硫 硝 装 置 ー	他 計		
	遠心式 遠心式 洗浄式 洗浄式 洗浄式 電気集 電気集 濾過集 濾過集 慣性力 慣性力 排煙脱 排煙脱 その他 合計	サ 心 イ 力 集 じ ん 口 装 置 ン	マ ル チ サ イ ク ん 口 装 置 ン	湿 净 集 じ ん 口 装 置 ン	ベ ニ チ ユ リ ー ス ク ん 口 装 置 ン	ス ブ レ ー ジ イ ス ク ん 口 装 置 ン	電 子 集 じ ん 口 装 置 ン	バ グ フ イ ル タ 装 置 ー	煙 脱 硫 硝 装 置 ー	脱 硫 硝 装 置 ー	他 計		
ばい煙発生施設の種類													
1 ボイラー	10	17		0	6	1	2	1	11	8	4	60	
2 ガス発生炉・加熱炉												0	
3 焼結炉					1	2	9			5		19	
か焼炉												0	
ペレット焼成炉												0	
溶鉱炉	1				2		1	2				6	
4 転炉					4		2	1				7	
平炉												0	
5 金属溶解炉	5			5	4	4	64		1		9	92	
6 金属加熱炉		1	4	2	1		4			2	3	17	
7 石油加熱炉												0	
8 触媒再生炉												0	
9 焼成炉・溶融炉					3	2	2	1		7	2	18	
10 反応炉・直火炉												4	
11 乾燥炉	7			1	6	1	13		1	1	40	70	
12 電気炉							20			1	15	36	
13 廃棄物焼却炉	11	8	1	8	23	24	30		15	15	23	158	
14 銅・鉛溶解炉												0	
15 乾燥施設												0	
16 塩素冷却施設												0	
17 塩化鉄溶解槽												0	
18 活性炭反応炉												0	
19 塩素反応・吸収施設						1						1	
20 アルミニ電解炉												0	
21 磷酸肥料焼成炉												0	
22 弗酸用凝縮施設												0	
23 トリポリ磷酸乾燥炉												0	
24 鉛精錬用溶解炉					1	3		31		2		46	
25 鉛蓄電池溶解炉												0	
26 鉛顔料溶解炉												0	
27 硝酸吸収施設												0	
28 コーキス炉								2				2	
29 ガスター・ビン	常 用									13		13	
	非常 用											0	
30 ディーゼル機関	常 用											0	
	非常 用											0	
31 ガスエンジン	常 用								4	77	1	82	
	非常 用											0	
32 ガソリンエンジン	常 用											0	
	非常 用											0	
合計		34	26	5	27	48	44	170	1	46	119	111	631

(注)集計にあたっては、例えば2基のばい煙発生施設の排煙を1基の処理装置で処理している場合、本表では処理装置2基とし計算している。

資料 1-1-26 立入指導等の状況（大気）（平成15年度）

内 容 種 別	立入指導件数			測定検査件数
	都市環境局 大気騒音課	24区 保健福祉センター	市民の声等 合同立入	
法律	555	248	( 5 )	203
条例	299	363	( 7 )	221
その他	72	1064	( 8 )	151
計	926	1675	( 20 )	575

(注) ( ) 内は都市環境局大気騒音課及び24区保健福祉センター立入指導件数の内数

資料 1-1-27 環境月間に係る立入検査結果（平成15年度）

立入工場 事業場数	NOx総量 規制対象	その他工場 事業場	施設数	規制基準	
				適	否
297	75	222	875	820	55

(注) 総量規制対象のうちSOx総量規制のみ対象はその他工場・事業場に含む

資料 1-1-28 大気汚染防止推進月間に係る立入検査結果（平成15年度）

立入工場 事業場数	NOx総量 規制対象	その他工場 事業場	施設数	規制基準	
				適	否
289	60	229	933	909	24

(注) 総量規制対象のうちSOx総量規制のみ対象はその他工場・事業場に含む

資料 1-1-29 悪臭に係る検査件数（平成15年度）

検査件数		
機器分析		官能試験
検体数	総検査項目	
85	340	207

資料 1-1-30 特定粉じん(吹付けアスベスト)排出等作業に係る届出件数

(平成15年度)

作業の種類	1の項：解体作業	2の項：事前撤去が困難な解体作業	3の項：改修・補修
届出件数	17	0	20

資料 1－1－31 区別届出対象工場・事業場数（大気汚染防止法）

(平成16年3月末)

項目 区名	ばい煙		粉じん		計
	工場	事業場	一般	特定	
北	16	298			314
都 島	10	34			44
福 島	13	27			40
此 花	15	47	15		77
中 央	6	414			420
西 港	2	121	1		124
大 正	16	25	6		47
天 王 寺	2	49			51
浪 速	3	52			55
西 淀 川	71	27	18	1	117
淀 川	46	95			141
東 淀 川	27	39	2		68
東 成	13	25			38
生 野	22	14	1		37
旭	8	16			24
城 東	20	50	1		71
鶴 見	23	28			51
阿 倍 野	2	35		1	38
住 之 江	18	64	4		86
住 吉	3	22			25
東 住 吉	5	19		1	25
平 野	26	30	4	1	61
西 成	21	25	4		50
総 計	395	1588	66	4	2,053
		1,983		70	

- (注) 1. 電気・ガス事業法関係施設を含む。  
 2. 計は「ばい煙」「粉じん」の延べ数

資料 1－1－32 粉じん発生施設数（大気汚染防止法）

(平成16年3月末)

項目 区名	一般粉じん					特定粉じん 施設数
	コークス炉	堆積場	ベルト・ バスケット コンベア	破碎機 ・ 摩碎機	ふるい	
北						
都 島						
福 島						
此 花		22	124	6	8	160
中 央						
西 港			2			2
		6	20	2		28
大 正	2	10	149	15	26	202
天 王 寺						
浪 速						
西 淀 川		16	53	16	2	87
淀 川						1
東 淀 川		3	12			15
東 成						
生 野			3			3
旭						
城 東			1			1
鶴 見						
阿 倍 野						2
住 之 江		5	7	6	1	19
住 吉						
東 住 吉						1
平 野			14	3	1	18
西 成		4	24		1	29
計	2	66	409	48	39	564
						9

- (注) 電気・ガス事業法関係施設を含む。

## 資料1-1-33 ばい煙発生施設設置状況（大気汚染防止法）

(平成16年3月末)

項目番号	施設名	区名	示	方	ス	火	焼	か	ベ	溶	転	平	金	石	触	火	燥	・	再	溶	融	燃	熱	解	燃	火	炉	火	炉	火	施設場			施			工			計
北	490 (457)																																							314
都	52 (37)																																							293
福	72 (47)																																							44
此	119 (70)																																							34
中	593 (536)																																							43
西	106 (106)																																							40
港	57 (39)																																							40
大	45 (26)																																							39
天	95 (94)																																							39
済	63 (61)																																							39
西	107 (25)																																							39
淀	253 (145)																																							39
東	141 (47)																																							39
東	42 (29)																																							38
生	43 (11)																																							38
泡	40 (27)																																							38
城	69 (46)																																							37
露	66 (22)																																							37
阿	72 (68)																																							37
住	149 (123)																																							37
住	33 (23)																																							37
東	37 (27)																																							37
平	52 (25)																																							37
西	57 (25)																																							37
計	2878 (3174)																																							37

(注) 1 電気・ガス等事業関係を含む。

2 ( ) 内は事業関係。

資料1-1-34 届出工場・事業場数（大阪府生活環境の保全等に関する条例）

(平成16年3月末)

項目 区名	工場・ 事業場	ばいじん	有害物質	炭化水素類	一般粉じん	特定粉じん ( )内は石綿の内数
北	40	4	16	22	6	2
都島	17	3	4	8	8	3
福島	23	1	2	17	6	2 (2)
此花	48	6	8	27	13	
中央	23		6	22		
西	28	3	2	21	8	
港	38	7	2	12	18	
大正	64	11	27	20	28	15
天王寺	23		9	15	1	2
浪速	28	6	9	14	6	1 (1)
西淀川	116	18	41	36	48	4 (1)
淀川	130	22	43	62	58	7
東淀川	59	3	13	35	25	
東成	100	5	69	32	47	21
生野	75	4	50	29	34	15
旭	22	1	5	12	5	
城東	61	20	13	41	16	3
鶴見	41	3	7	26	10	1
阿倍野	15		2	11	2	1 (1)
住之江	85	10	42	33	50	11 (1)
住吉	12		2	11		1
東住吉	43	2	22	24	17	5 (1)
平野	102	13	49	50	44	13 (1)
西成	80	22	41	23	30	12
計	1,273	164	484	603	480	119 (8)

(注) 工場・事業場数は、旧条例(大阪府公害防止条例)に係る届出書から読み替えたものを含んでおり、今後、工場立入等により精査する。

資料1-1-35 大気汚染防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例(大気)に基づく届出件数

(平成15年度)

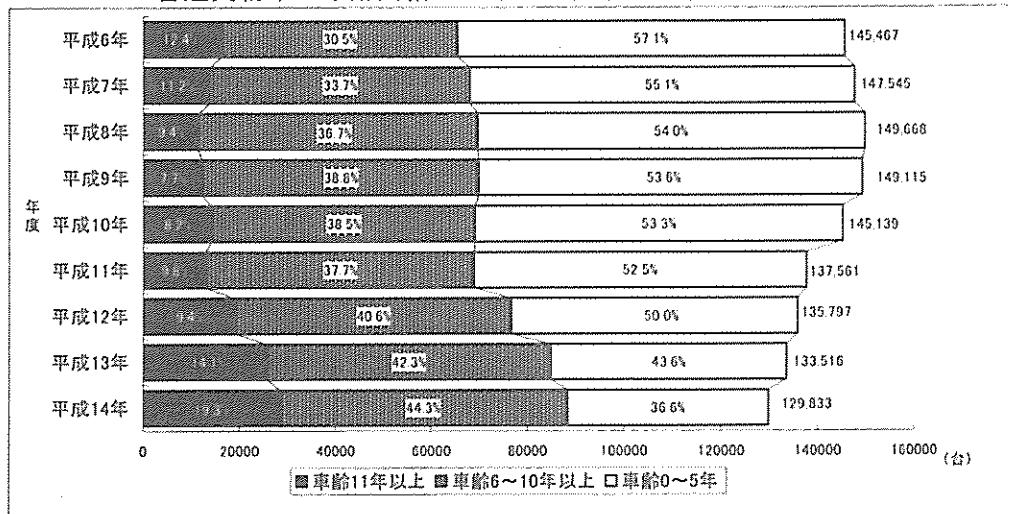
種類 区分	設置届	使用届	構造 変更届	廃止届	氏名等 変更届	承継届	法第27条 第3項 通知関係	合計
大気汚染防止法	71	0	5	110	166	39	161	552
大阪府生活環境 の保全等に に関する条例	44	4	7	13	5	2		75
合計	115	4	12	123	171	41	161	627

(注) 平成11年度までは1施設につき、1件の設置届であったが、平成12年度からは複数の施設であっても1件の設置届とした。

資料1-1-36 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出件数  
(平成15年度)

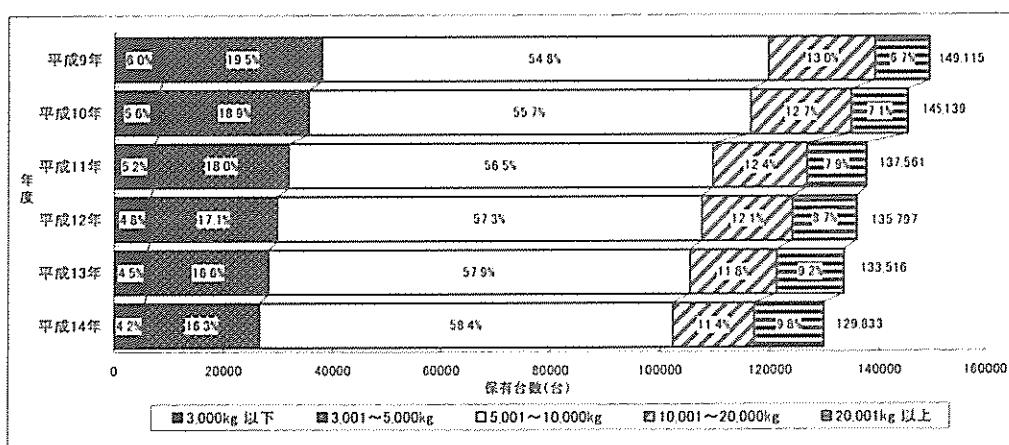
種類 区分	選任届	解任届	死亡届	合計
公害防止統括者 及び代理者	50	45	1	96
公害防止管理者 及び代理者	42	42	0	84
公害防止主任管 理者及び代理者	1	1	0	2
合計	93	88	1	182

資料1-2-1 普通貨物車の車齢別構成比率（大阪府域、各年度末現在）



(近畿運輸局調べ)

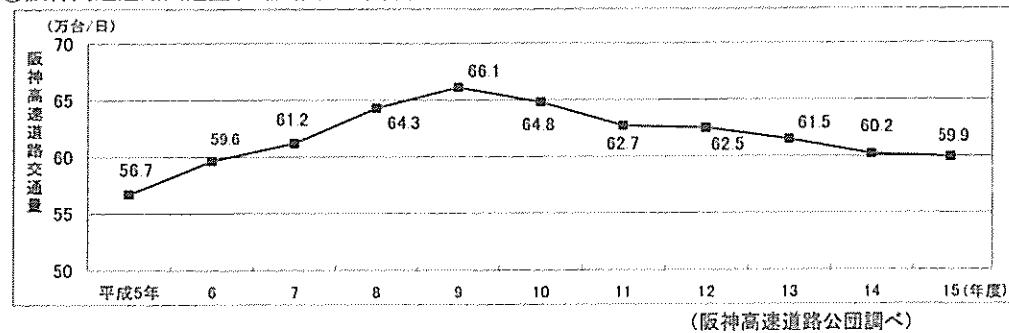
資料1-2-2 車両総重量保有台数の推移（普通貨物車：大阪府域、各年度末現在）



(近畿運輸局調べ)

資料1-2-3 自動車走行量及び渋滞時間等の推移

①阪神高速道路交通量(大阪府域の年度末データ)



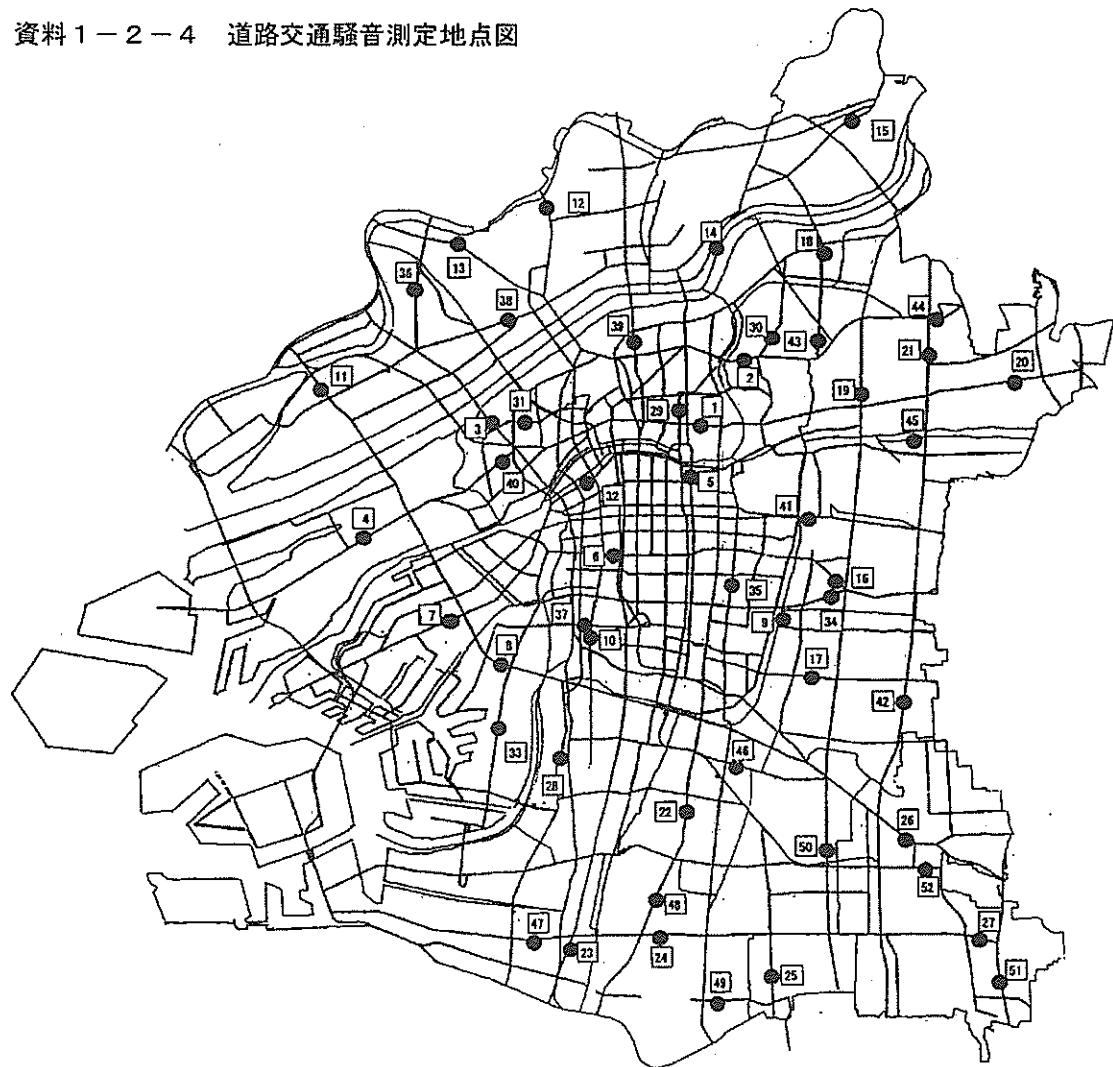
(阪神高速道路公団調べ)

②大阪市内的一般道路における1日平均渋滞時間(市内115ヶ所合計)

	単位	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	過去5年間平均
1日平均渋滞時間(1箇所あたり平均)	時間 分	100	87	93	85	90	97

(大阪府警察本部調べ)

資料1-2-4 道路交通騒音測定地点図



資料1-2-5 道路交通騒音の環境基準の達成状況

(平成15年度)

地 点 番 号	対 象 道 路	環 境 基 準 の 達 成 状 況 (面的評価) [注1]					測 定 結 果 [注2]			
		評 価 区 間	対 象 戸 数 (百 戸)	達成率(%)				評 価 区 間 内 の 測 定 地 点	用 途 域	測定値(Leq)
				昼夜とも 基準値 以下	昼間のみ 基準 値以下	夜間のみ 基準 値以下	昼夜とも 基準値 超過			
1	国道1号	北区東天満1 ～梅田1	7	68	27	0	5	堺川小学校	商業	68 67
2	市道大阪環状線	北区天神橋6 ～城東区間目1	30	44	34	0	22	都島区保健福祉センター分館	商業	70 69
3	国道2号	福島区福島4 ～西淀川区姫島1	13	77	8	0	15	海老江西小学校	商業	72 68
4	市道福島桜島線	此花区四貫島1 ～桜島1	8	64	20	0	16	此花郵便局	商業	72 69
5	市道天神橋天王寺線	北区天神橋1 ～中央区松屋町	18	83	16	0	2	日本郵政公社近畿支社	商業	68 67
6	府道大阪八尾線	西区千代崎1 ～中央区南船場4	8	76	11	0	12	西消防署	商業	67 62
7	国道172号	港区田中3 ～西区川口1	46	82	3	0	15	港郵便局	商業	70 64
8	国道43号	西成区北津守2 ～港区市岡1	20	48	16	0	35	大正勤労青少年ホーム	商業	73 72
9	市道恵比須城東線	天王寺区堺越町 ～中央区森ノ宮中央1	39	95	2	0	4	環境科学研究所	準住居	69 63
10	府道大阪伊丹線	西成区旭2丁目 ～西区新町1	21	74	9	0	17	塩草小学校	2種住居	69 64
11	国道43号	西淀川区大野2 ～佃7	2	80	0	13	7	出来島小学校	準住居	70 66
12	国道176号	淀川区新高3 ～十三本町3	10	61	33	0	6	NTTインフラネット 関西支店	準工業	69 66

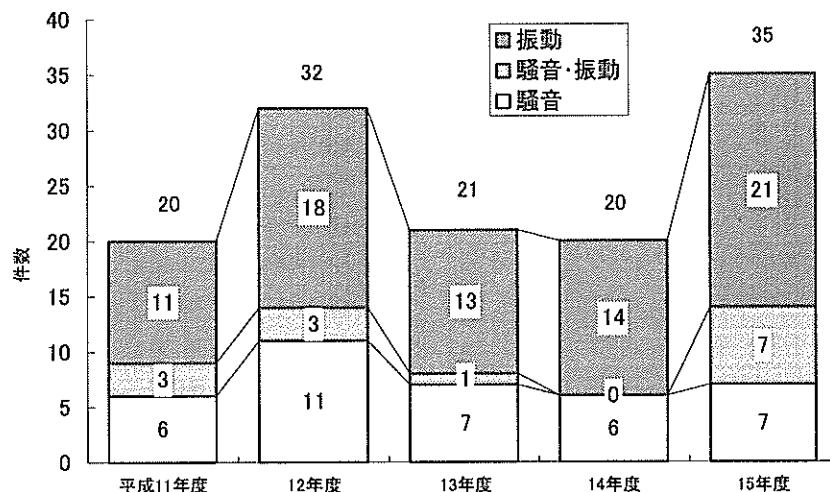
地點番号	対象道路	評価区間	環境基準の達成状況(面的評価) [注1]					測定結果 [注2]			
			対象戸数 (百戸)	達成率(%)				評価区間内の測定地点	用途域	測定値(Leq)	
				昼夜とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過			昼間(デシベル)	夜間(デシベル)
13	府道 大阪伊丹線	淀川区十三本町1 ～加島2	15	70	11	0	19	淀川消防署 加島出張所	1種住居	72	69
14	府道 大阪高槻京都線	東淀川区柴島1 ～東淡路5	14	61	1	0	38	柴島中学校	1種住居	69	65
15	府道 大阪高槻線	東淀川区豊新5 ～北江口4	20	43	16	0	41	大阪経済大学	1種住居	72	70
16	国道 308号	中央区安堂寺町通1 ～東成区大今里西1	19	100	0	0	0	水道局 今里営業所	商業	67	64
17	市道 四天王寺翼線	天王寺区勝山4 ～生野区中川6	8	86	13	0	1	生野区民センター	商業	68	65
18	市道 中津太子橋線	旭区赤川2 ～太子橋1	19	49	28	0	23	生江障害者会館	近隣商業	71	68
19	国道 1号	旭区高殿7 ～城東区蒲生4	25	46	21	0	34	城東消防署	商業	71	69
20	府道 大阪生駒線	鶴見区鶴見4 ～安田4	15	33	34	0	32	茨田中学校	商業	72	69
21	国道 473号	旭区清水5 ～鶴見区鶴見4	22	40	28	0	32	大阪産業大学 附属高校	準住居	70	68
22	府道 大阪和泉泉南線	阿倍野区阿倍野筋1 ～樋磨町1	20	79	19	0	2	関西電力 天下茶屋変電所	商業	68	65
23	国道 26号	住之江区粉浜1 ～堺市鉄砲町	27	42	14	0	45	住之江区保健福祉 センター分館	商業	74	71
24	国道 479号	東住吉区長居公園 ～住之江区浜口西2	30	40	29	0	31	住吉 勤労青少年ホーム	商業	72	70
25	府道 大阪狭山線	東住吉区東田辺2 ～矢田7	11	65	9	0	26	矢田小学校	準住居	72	68
26	国道 25号	平野区平野東1 ～西船3	6	67	12	0	21	平野小学校	商業	72	70
27	府道 住吉八尾線	平野区喜連2 ～長吉出戸8	21	52	19	0	29	長吉東部土地 区整理事務所	商業	71	68
28	府道 大阪臨海線	浪速区浪速西3 ～住之江区北加賀屋2	14	45	13	0	41	津守小学校	準工業	75	72
29	市道 天満橋筋線	北区橋之口町 ～天満橋1	21	47	13	7	32	肩町商業高校	商業	71	68
30	市道 赤川天王寺線	旭区赤川2 ～都島区中野町1	37	82	2	0	16	都島郵便局	準住居	69	64
31	市道 九条梅田線	福島区野田6 ～北区芝田1	29	97	1	0	2	海老江東小学校	商業	69	64
32	市道 江戸堀線	中央区北浜4 ～西区土佐堀3	12	65	19	0	16	大阪労働衛生 総合センター	商業	68	64
33	府道 大阪八尾線	大正区南恩加島3 ～三軒家東6	17	71	8	0	22	大正消防署	商業	71	67
34	府道 大阪枚岡奈良線	天王寺区上本町6 ～東成区大今里西2	22	75	16	0	10	交通局 東成営業所	商業	68	65
35	市道 赤川天王寺線	都島区中野町1 ～天王寺区大道2	33	78	9	0	13	大阪ガス 上本町 営業センター	商業	68	64
36	府道 大阪池田線	西淀川区御幣島2 ～淀川区加島2	5	50	18	0	32	御幣島幼稚園	準工業	73	71
37	市道 浪速鶴町線	浪速区元町1 ～大正区北村3	29	97	2	0	1	浪速消防署 立派出張所	準工業	66	61
38	市道 淀川北岸線	西淀川区御幣島1 ～淀川区塚本3	21	72	12	0	16	塚本小学校	準住居	71	67
39	国道423号	淀川区西中島1 ～東三国3	30	25	15	0	60	豊崎小学校	商業	72	70
40	市道 福島桜島線	福島区福島4 ～此花区四貫島1	17	80	8	0	12	福島区役所	商業	69	65
41	市道 築港深江線	中央区農人橋2 ～城東区御幣	33	49	21	0	30	府立 成人病センター	商業	73	71
42	国道479号	東成区深江南2 ～平野区平野元町	28	76	10	0	14	生野消防署 箕面出張所	準住居	69	64
43	市道 上新庄生野線	東淀川区豊新2 ～都島区内代町1	26	97	1	0	3	内代小学校	2種住居	67	62
44	国道163号	旭区高殿7 ～新森6	17	65	22	0	13	新森小路小学校	準住居	70	67
45	府道 石切大阪線	鶴見区今津北5 ～城東区放山西1	7	100	0	0	0	放出小学校	準工業	67	61
46	市道 阿倍野木津川線	東住吉区積全2 ～西成区旭3	38	98	1	0	1	交通局 昭和町変電所	1種住居	68	63
47	市道 浜口南港線	住之江区浜口西2 ～南港東4	25	17	26	0	57	住之江消防署	商業	72	69
48	府道 大阪和泉泉南線	阿倍野区樋磨町1 ～住吉区造里小野7	29	79	8	0	13	府立 こころの 健康センター	商業	71	67
49	市道 住吉八尾線	住吉区我孫子東2 ～東住吉区矢田5	18	97	0	1	2	住吉消防署 刈田出張所	商業	64	59
50	市道 大阪環状線	東住吉区杭全6 ～中野4	17	97	3	0	0	東住吉郵便局	準工業	67	63
51	府道 大阪中央環状線	平野区長吉川辺3 ～長吉出戸7	9	17	11	0	72	交通局 長原変電所	準住居	74	71
52	府道 大阪羽曳野線	平野区平野本町2 ～平野南3	11	88	0	8	4	平野消防署	準工業	70	62

注1: 面的評価結果は、推計計算による値。

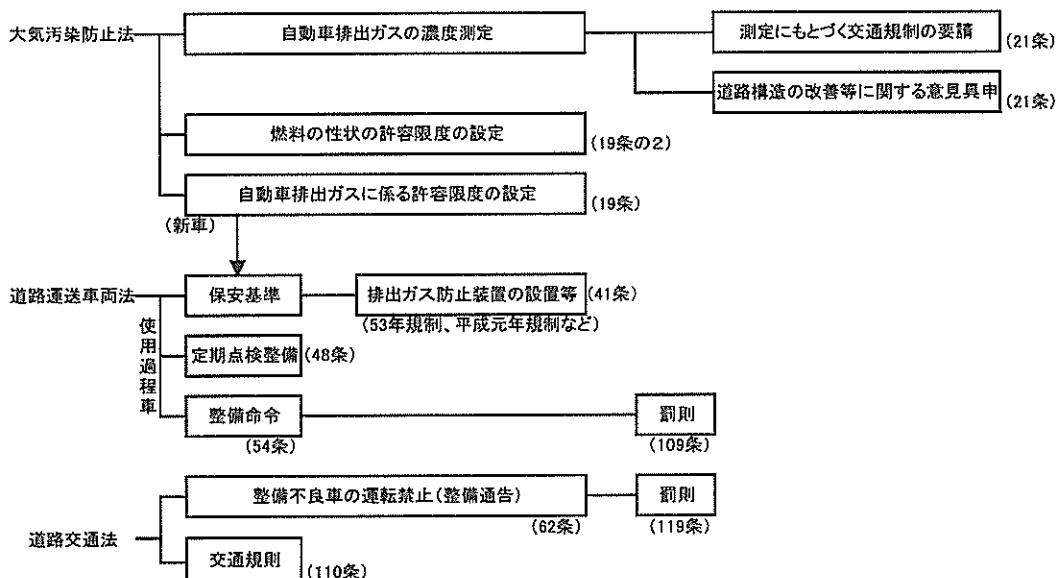
注2: 面的評価を行う区間に於いて、代表地点として騒音レベルを実際に測定した地点と測定結果

資料 1－2－6 過去 5 年の騒音・振動苦情発生件数の経年変化

(道路交通騒音・振動関係 平成11～15年度)



資料 1－2－7 自動車排出ガス規制の法体系



## 資料1-2-8 自動車排出ガス規制の推移（新車）

### (1) 10・15モード、ディーゼル13モード等

#### ① NOx

排出ガスの種類	自動車の種類			単位	従来車 <sup>※1)</sup> の排出量	48年度規制	51年度規制	53年度規制	56年度規制	61年規制	63年規制	65年規制	2年規制
	乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン(4サイクル) ・LPG			3.07 3.13	3.00(2.18) [29]	1.60(1.20) [61]	0.48(0.25) [92]				
ガソリン車・LPG車	乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン(4サイクル) ・LPG	g/km	3.07 3.13	3.00(2.18) [29]	2.30(1.80) [41]	1.60(1.20) [61]	1.26(0.90) [71]			0.74(0.50) [84]	
			ガソリン(2サイクル)		0.33	0.50(0.30) [9]	0.50(0.30) [9]			[M]			[V]
		「軽貨物車」	ガソリン(4サイクル) ・LPG		3.07 3.13	3.00(2.18) [29]	2.30(1.80) [41]	1.60(1.20) [61]	1.26(0.90) [71]				
			ガソリン(2サイクル)		0.33	0.50(0.30) [9]				[M]			
		軽量車	ガソリン(4サイクル) ・LPG		3.07 3.17	3.00(2.18) [29]	2.30(1.80) [41]	1.40(1.00) [67]	0.84(0.60) [81]		0.48(0.25) [92]		
			「車両総重量1.7t以下」		0.33	0.50(0.30) [9]					[L]		[R]
			ガソリン(2サイクル)		3.07 3.17	3.00(2.18) [29]	2.30(1.80) [41]	1.60(1.20) [61]	1.26(0.90) [71]		0.98(0.70) [77]		
	中量車・重量車	「中量車」 <sup>※3)</sup> 「車両総重量1.7t超3.5t以下」	ガソリン ・LPG	g/kWh	3.07 3.17	3.00(2.18) [29]	2.30(1.80) [41]	1.60(1.20) [61]	1.26(0.90) [71]		0.98(0.70) [77]		
			LPG		2.626	2200(1833) [30]	1850(1550) [41]	1390(1100) [58]	990(750) [71]		0.50(0.50) [75]		
		重量車 <sup>※4)</sup> 「車両総重量3.5t超」	ガソリン ・LPG		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm		ppm		
			LPG		962.5	590(450) [20]	500(380) [32]	450(340) [40]	390(290) [48]	0.98(0.70) [71]	0.72(0.50) [79]		
									1.26(0.90) [63]	[Q]			[X]
窒素酸化物 NOx	乗用車	「車両重量1.265t以下」		g/km	562.5	ppm	ppm	ppm	ppm	0.98(0.70) [71]			
			「車両重量1.265t超」			590(450) [20]	500(380) [32]	450(340) [40]	390(290) [48]	[Q]			
		中量車 「車両総重量1.7t超2.5t以下」							1.26(0.90) [63]	[Q]			
			「車両総重量2.5t超3.5t以下」		ppm	1000(770) [20]	850(650) [32]	700(540) [44]	610(470) [51]		ppm		
			「車両総重量3.5t超12t以下」								500(380) [60]	[S]	
	ディーゼル車	直接噴射式	中量車 「車両総重量1.7t超2.5t以下」	g/km	962.5	ppm	ppm	ppm	ppm		ppm		
			「車両総重量2.5t超3.5t以下」			1000(770) [20]	850(650) [32]	700(540) [44]	610(470) [51]		520(400) [58]	[S]	
			「車両総重量3.5t超12t以下」								(大型トラクタ クレーンを除く)		
			「車両総重量12t超」								520(400) [58]	[U]	
											520(400) [58]	[W]	
		貨物車・バス	重量車1 <sup>※4)</sup> 「車両総重量2.5t超3.5t以下」	g/kWh	562.5	ppm	ppm	ppm	ppm				
			「車両総重量3.5t超12t以下」			590(450) [20]	500(380) [32]	450(340) [40]	390(290) [48]	1.26(0.90) [64]	[S]		
			「車両総重量12t超」							350(260) [53]	[S]		
			「車両総重量2.5t超3.5t以下」								(大型トラクタ クレーンを除く)		
			「車両総重量3.5t超12t以下」							350(260) [53]	350(260) [53]	[W]	

※1 従来車とは、昭和48年度規制以前の生産車である。

※2 51年度規制は、ガソリン乗用車について等価慣性重量1t以下で0.84g/km(0.60g/km)、1t超で1.20g/km(0.85g/km)。

※3 平成13年規制より前(ガソリン・LPG)は、中量車については1t超2.5t以下、重量車については2.5t超であった。

※4 平成17年規制(ディーゼル)では、中量車区分となる。

※5 単位はg/kmである。

※6 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」

4規制	5規制	6規制	7規制	8規制	9規制	10規制	11規制	12規制	13規制	14規制	15規制	16規制	17規制	※8規制	19規制	※8規制
					アイドル規制 【GF】		0.17(0.08) [97]						0.08(0.05) [98]			
					アイドル規制 0.48(0.25) [92] 【GD】				0.25(0.13) [96]				0.08(0.05) [98]			
					アイドル規制 【GG】		0.17(0.08) [97]					0.08(0.05) [98]				
	0.63(0.40) [87] 【GA】				アイドル規制 【GC】			0.25(0.13) [96]				0.10(0.07) [98]				
7.2(5.5) [80] 【Z】		5.9(4.50) [83] 【GB】			アイドル規制 【GE】			2.03(1.40) [95]				0.9(0.7) [98]				
		PM規制 【KD】		0.55(0.40) [84] 【KE】					0.43(0.28) [89] 【KM】				0.19(0.14)			
0.84(0.60) [74] 【Y】		PM規制 【KD】		0.55(0.40) [84] 【KH】					0.45(0.30) [88] 【KN】				0.20(0.15)			
	1.82(1.30) [74] 【KB】			0.97(0.70) (MT) [86] 【KF】	0.97(0.70) (AT) [86] 【KJ】				0.68(0.49) [90] 【KQ】				0.33(0.25) [95]			
				5.80(4.50) [74] 【KG】						4.22(3.38) [80] 【KR】						
		7.8(6.0) [65] 【KC】			5.80(4.50) [74] 【KK】						4.22(3.38) [80] 【KS】		2.7(2.0) [88]			
	0.84(0.60) [76] 【KA】			0.55(0.40) [84] 【KE】					0.43(0.28) [89] 【KP】				0.19(0.14) [95]			
	1.82(1.30) [53] 【KB】			0.97(0.70) (MT) [76] 【KF】	0.97(0.70) (AT) [75] 【KJ】				0.68(0.49) [83] 【KQ】				0.33(0.25) [91]			
				5.80(4.50) [59] 【KG】						4.22(3.38) [69] 【KR】						
		6.8(5.0) [53] 【KO】			5.80(4.50) [59] 【KK】						4.22(3.38) [69] 【KS】		2.7(2.0) [82]			

注1 規制値の( )内の数値は、平均値である。

注2 規制値の[ ]内の数値は、従来車の排出量からの削減率である。  
(ガソリン・LPG車については、ガソリン従来車からの削減率である。)

注3 [ ]は自動車排出ガス規制の識別記号を示す。

② CO, HC

排出ガスの種類	自動車の種類			単位	従来車 <sup>※1</sup> の排出量(平均値)	48年規制	49年規制	50年規制	61年規制	62年規制	63年規制	64年規制	65年規制	66年規制	67年規制	68年規制	
	乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン 4サイクル LPG														
一酸化炭素 CO	ガソリン車・LPG車	乗用車	「乗車定員10人以下」	g/km	20.5 11.6 20.4	26.0(18.4) [10] 18.0(10.4) [10] 26.0(18.3) [10]	2.7(2.1) [90] 2.7(2.1) [82] 2.7(2.1) [90]										
			軽貨物車 「軽自動車の貨物車」	g/km	20.5 11.6 20.4	26.0(18.4) [10] 18.0(10.4) [10] 26.0(18.3) [10]	17.0(13.0) [37] 17.0(13.0) [12]							8.42(6.50) [68]	8.42(6.50) [44]		
			貨物車・バス	g/km	20.5 11.6 20.4	26.0(18.4) [10] 18.0(10.4) [10] 26.0(18.3) [10]	17.0(13.0) [37] 17.0(13.0) [12]	2.7(2.1) [90]									
		乗用車	「車両総重量1.7t以下」	g/km	20.5 11.6	26.0(18.4) [10] 18.0(10.4) [10]	17.0(13.0) [37] 17.0(13.0) [12]	2.7(2.1) [90]							8.42(6.50) [68]	8.42(6.50) [44]	
			中量車 「車両総重量1.7t超3.5t以下」	g/km	20.5 11.6	26.0(18.4) [10] 18.0(10.4) [10]	17.0(13.0) [37] 17.0(13.0) [12]	2.7(2.1) [90]							8.42(6.50) [68]	8.42(6.50) [44]	
			重車 「車両総重量3.5t超」	g/kWh	1.34 0.93	% 1.6(1.2) % [10] % 1.1(0.8) % [10]									136(102) [68.0(51.0)]	105(76) [68.0(51.0)]	
		ディーゼル車	乗用車 「乗車定員10人以下」	g/km					2.7(2.1)								
			軽貨物車 「車両総重量1.7t以下」	g/km					2.7(2.1)								
			中量車 「車両総重量1.7t超2.5t以下」	g/km					2.7(2.1)								
			重量車 「車両総重量2.5t超3.5t以下」	g/kWh	832	ppm 980(790) [5]											
			重量車 「車両総重量3.5t超12t以下」	g/kWh													
			重量車 「車両総重量12t超」	g/kWh											9.2(7.4)		
炭化水素 HC	ガソリン車・LPG車	乗用車	「乗車定員10人以下」	g/km	3.74 2.94 18.9	3.8(2.94) [21] 3.2(2.3) [20] 22.5(16.6) [12]	0.39(0.25) [93] 0.39(0.25) [91] 0.39(0.25) [99]										
			軽貨物車 「軽自動車の貨物車」	g/km	3.74 2.94 18.9	3.8(2.94) [21] 3.2(2.3) [20] 22.5(16.6) [12]	2.7(2.1) [44] 2.7(2.1) [28]							0.39(0.25) [93]	0.39(0.25) [91]		
			中量車 「車両総重量1.7t以下」	g/km	3.74 2.94 18.9	3.8(2.94) [21] 3.2(2.3) [20] 22.5(16.6) [12]	2.7(2.1) [44] 2.7(2.1) [28]	0.39(0.25) [93]						0.39(0.25) [93]	0.39(0.25) [91]		
		乗用車	「車両総重量1.7t超3.5t以下」	g/km	3.74 2.94	3.8(2.94) [21] 3.2(2.3) [20]	2.7(2.1) [44] 2.7(2.1) [28]							0.39(0.25) [93]	0.39(0.25) [91]		
			中量車 「車両総重量3.5t超12t以下」	g/km	3.74 2.94	3.8(2.94) [21] 3.2(2.3) [20]	2.7(2.1) [44] 2.7(2.1) [28]	0.39(0.25) [93]						0.39(0.25) [93]	0.39(0.25) [91]		
			重車 「車両総重量12t超」	g/kWh	514 485	ppm 520(416) [19] ppm 440(352) [27]								7.9(6.2) [2.29(1.80)]	6.8(5.4) [2.29(1.80)]		
		ディーゼル車	乗用車 「乗車定員10人以下」	g/km					0.62(0.4)								
			軽貨物車 「車両総重量1.7t以下」	g/km					0.62(0.4)								
			中量車 「車両総重量1.7t超2.5t以下」	g/km					0.62(0.4)								
			重量車 「車両総重量2.5t超3.5t以下」	g/kWh	567	ppm 670(510) [27]											
			重量車 「車両総重量3.5t超12t以下」	g/kWh											3.8(2.9)		
			重量車 「車両総重量12t超」	g/kWh													

※1 従来車とは、昭和48年度規制以前の生産車である。

※2 平成13年規制より前(ガソリン・LPG)は、中量車については1.7t超2.5t以下、重量車については2.5t超であった。

※3 平成17年規制(ディーゼル)では、中量車区分となる。

※4 単位は、g/kmである。

※5 大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの許容限度

※6 17年及び19年については非メタノ炭化水素(NMHC)の値である。

※7 2サイクル車は現在生産されていない。

注1 規制値の( )内の数値は、平均値である。

注2 規制値の[ ]内の数値は、従来車の排出量からの削減率である。

12 規 制	13 年 制 規	14 年 制 規	15 年 制 規	16 年 制 規	17 年 制 規	19 年 規 制	※5 制
1.27(0.67) [97]					1.92(1.15)		
1.27(0.67) [94]					1.92(1.15)		
1.27(0.67) [97]							
		5.11(3.30) [84]				6.67(4.02)	
		5.11(3.30) [72]				6.67(4.02)	
1.27(0.67) [97]					1.92(1.15)		
1.27(0.67) [94]					1.92(1.15)		
1.27(0.67) [97]							
		3.36(2.10) [90]			4.08(2.55)		
		3.36(2.10) [82]			4.08(2.55)		
		26.0(16.0)			21.3(16.0)		
		26.0(16.0)			21.3(16.0)		
		0.98(0.63)			0.84(0.63)		
		0.98(0.63)			0.84(0.63)		
			0.98(0.63)				
			3.46(2.22)		0.84(0.63) <sup>※4)</sup>		
				3.46(2.22)	2.96(2.22)		
0.17(0.08) [98]					0.08(0.05)		
0.17(0.08) [97]					0.08(0.05)		
0.17(0.08) [100]							
		0.25(0.13) [97]				0.08(0.05)	
		0.25(0.13) [96]				0.08(0.05)	
0.17(0.08) [98]					0.08(0.05)		
0.17(0.08) [97]					0.08(0.05)		
0.17(0.08) [100]							
		0.17(0.08) [98]			0.08(0.05)		
		0.17(0.08) [97]			0.08(0.05)		
		0.99(0.58)			0.31(0.23)		
		0.99(0.58)			0.31(0.23)		
		0.24(0.12)			0.032(0.024)		
		0.24(0.12)			0.032(0.024)		
			0.24(0.12)		0.032(0.024) <sup>※4)</sup>		
				1.47(0.87)			
				1.47(0.87)	0.23(0.17)		

③ PM

排出ガスの種類	自動車の種類		単位	5規	6規	年制規	9規	年制	10規	年制	11規	年制規	14規	年制	15規	年制	16規	年制	17規	年制規	
	粒子状物質 PM	ディーゼル車		乗用車 「車両重量 1,265t以下」 「乗車定員 10人以下」 「車両重量 1,265t超」	g/km	0.34(0.2)	0.14(0.08)					0.11(0.052)								0.017(0.013)	
				軽量車 「車両総重量 1.7t以下」			0.14(0.08)				0.11(0.052)									0.017(0.013)	
		中量車 「車両総重量 1.7t超2.5t以下」	g/km	0.43(0.25)	(MT) 0.18(0.09)	(AT) 0.18(0.09)					0.12(0.06)							0.020(0.015) <sup>※2</sup>			
		重量車 <sup>※1</sup> 「車両総重量 2.5t超3.5t以下」					0.49(0.25)				0.35(0.18)								0.020(0.015)		
		重量車 <sup>※1</sup> 「車両総重量 3.5t超12t以下」	g/kWh	0.96(0.7)		0.49(0.25)				0.35(0.18)								0.036(0.027)			
		重量車 <sup>※1</sup> 「車両総重量 12t超」					0.49(0.25)			0.35(0.18)									0.036(0.027)		

※1 平成17年規制(ディーゼル)では、中量車区分となる。

※2 単位がg/kmに変更となるため、削減率の算出ができない。

※3 大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度

注1 規制値の( )内の数値は、平均値である。

注2 規制値の[ ]内の数値は、最初の規制値(5年又は6年規制)からの削減率である。

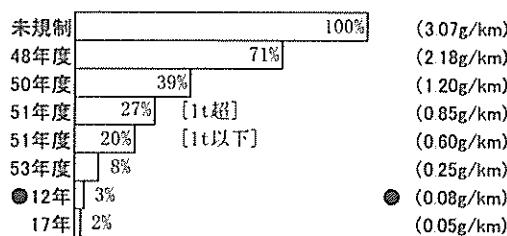
資料 1－2－9 使用過程車規制

排出ガスの種類	自動車の種類	認定方法	実施時期											
			45年 8月1日	47年 10月1日	48年 5月1日	48年 10月1日	50年 1月1日	50年 6月1日	平成5年 10月1日	6年 10月1日	9年 10月1日	10年 10月1日	11年 10月1日	15年 10月1日
一酸化炭素(CO)	ガソリン・LPG車	アイドリーニング時	(軽自動車除く) 5.5%	4.5% (軽自動車のみ)	4.5% (軽自動車以前の車・排出ガス減少装置又は点火時期調整の義務付け)						(4サイクルのみ) 2.0%	軽自動車 その他 1.0%		
炭化水素(HC)	ガソリン・LPG車	4サイクル時				(乗用車のみ) 1,200ppm	(乗用車以外) 1,200ppm				軽自動車 500ppm その他 300ppm			
	特殊エンジン					3,300ppm	3,300ppm							
	2サイクル					7,800ppm	7,800ppm							
ディーゼル黒鉛	ディーゼル車	無負荷急加速時				50%		軽・中量車 40%	乗用車・重量車 40%	車両総重量3.5t以下 の貨物車・バス 及び 車両重量 1.265t以下の乗用車 25%	車両総重量 3.5t超 12t以下の貨物 車・バス 及び 車両重量 1.265t超 の乗用車 25%	車両重量 12t 超の貨物 車・バス 25%	車両重量 12t 超の貨物 車・バス 25%	軽油を 燃料とする 特殊自動車 40%

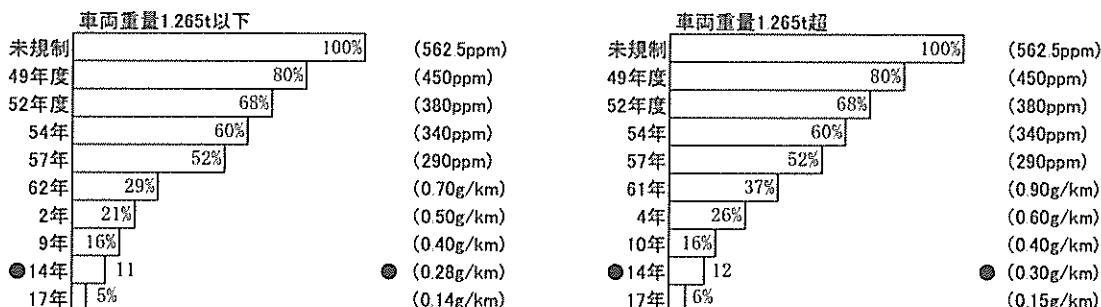
資料1－2－10 自動車排出ガスの規制強化の推移(窒素酸化物(NOx))

①乗用車

(ア)ガソリン・LPG車

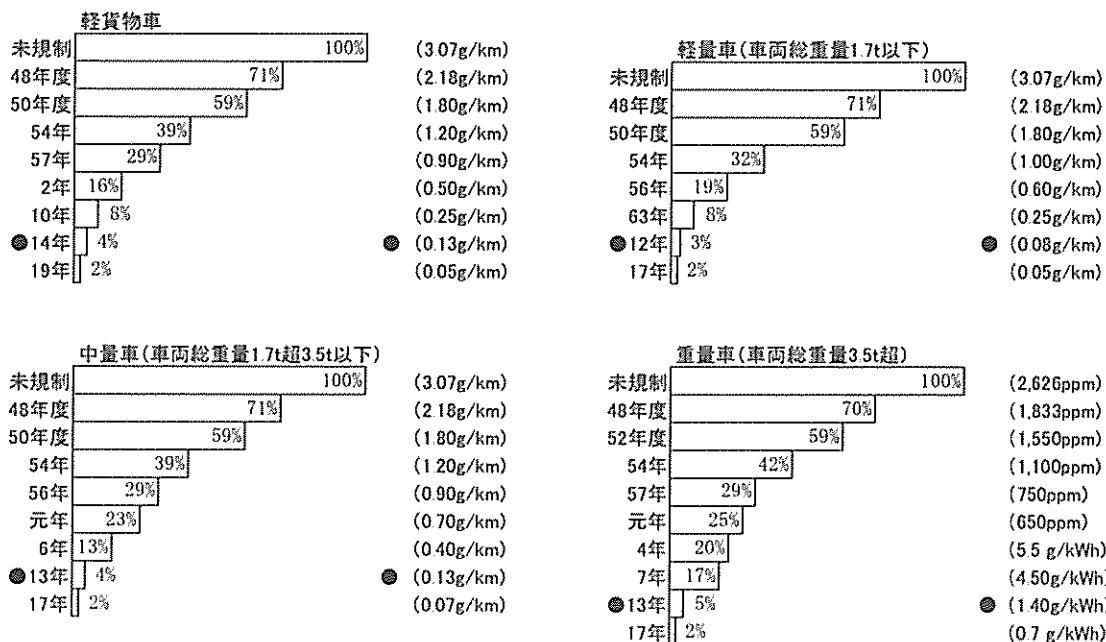


(イ)ディーゼル車

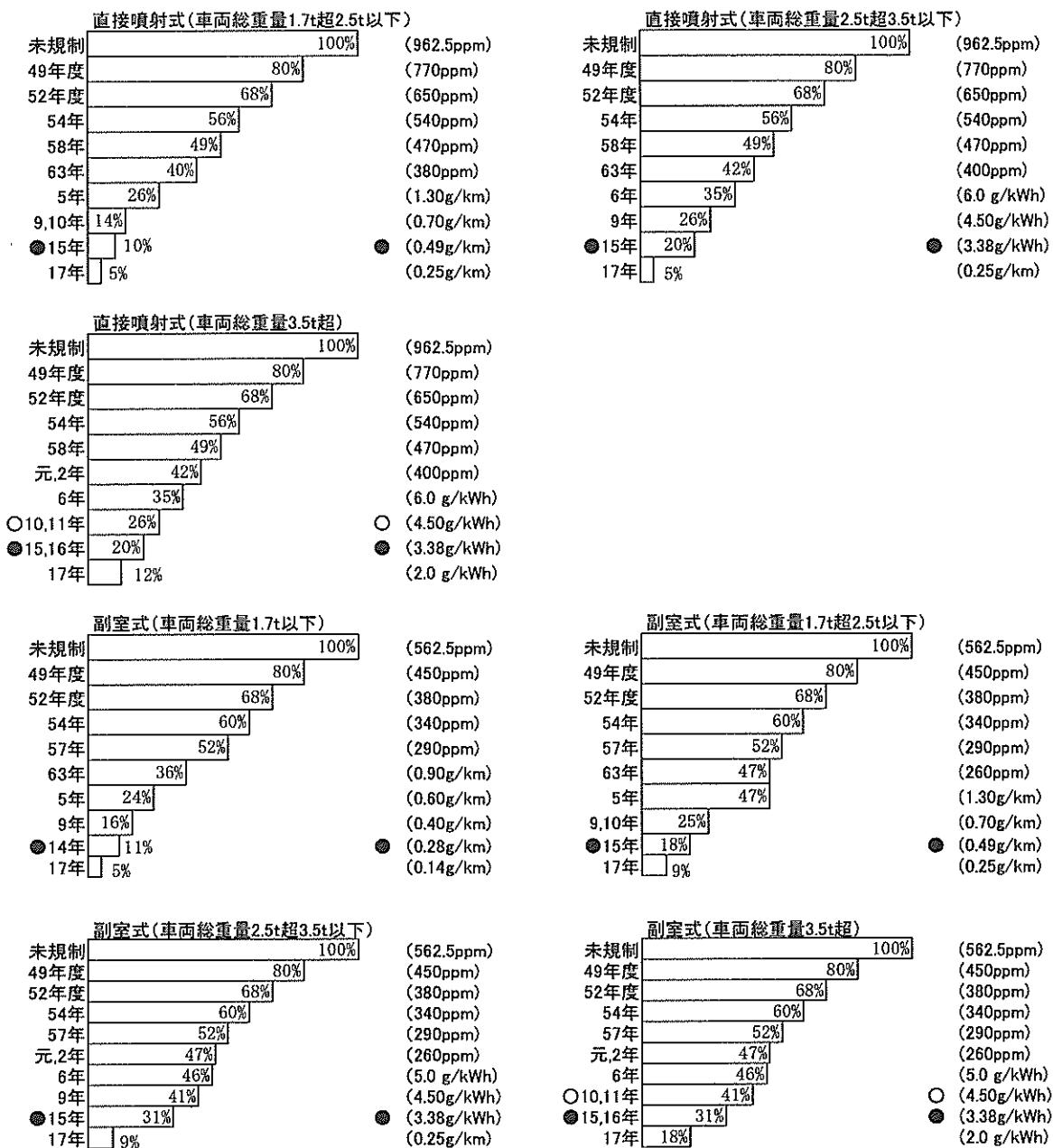


②貨物車・バス

(ア)ガソリン・LPG車



(イ)ディーゼル車



注1 ●印は、現時点での最新規制を示す。(車両総重量12t超のディーゼル車は○印)

注2 ( )内は、規制値(平均値)を示す。

注3 ②貨物車・バスの(ア)ガソリン・LPG車における車両総重量の区分は、平成13年より前の規制において、中量車については1.7t超2.5t以下、重量車については2.5t超である。

### 資料 1-2-11 二輪車の自動車排出ガス規制

(単位:g/km)

車種	燃料	新車				使用過程車		
		試験モード	一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)	窒素酸化物(NOx)	試験モード	一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)
4サイクルエンジン車	ガソリン	二輪車	20.0	2.93	0.51	アイドリング時	4.5%	2,000ppm
		モード	14.4	5.26	0.14			7,800ppm

車種	適用時期
軽二輪 原付一種	平成10年
小型二輪 原付二種	平成11年

### 資料 1-2-12 ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制

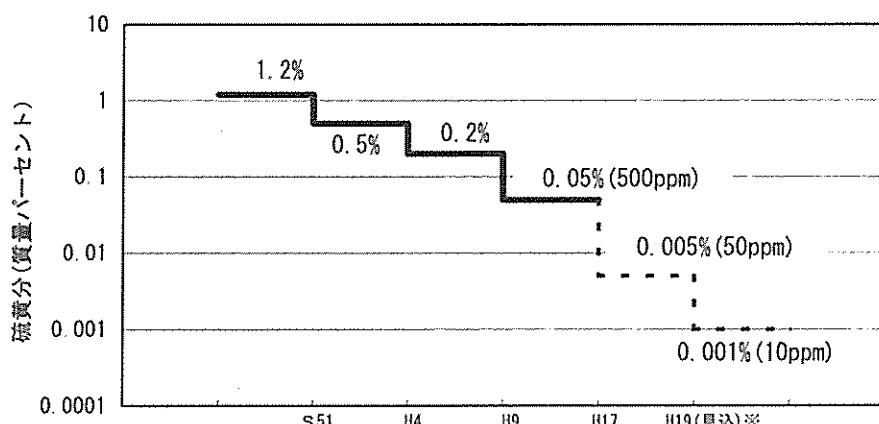
自動車の種類 定格出力	単位	排出ガスの種類					
		窒素酸化物	一酸化炭素	炭化水素	粒子状物質	黒煙	
特殊自動車	g/kWh	19kW以上37kW未満	10.40(8.0)	6.50(5.0)	1.95(1.5)	1.04(0.8)	40%
		37kW以上75kW未満	9.10(7.0)	6.50(5.0)	1.69(1.3)	0.52(0.4)	
		75kW以上130kW未満	7.80(6.0)	6.50(5.0)	1.30(1.0)	0.39(0.3)	
		130kW以上560kW未満	7.80(6.0)	4.55(3.5)	1.30(1.0)	0.26(0.2)	

※ 規制値の( )内の数値は平均値

### 資料 1-2-13 自動車の燃料に関する許容限度

自動車燃料の種類	燃料の性状または 燃料に含まれる物質	許容限度
ガソリン	鉛	検出されないこと
	硫黄	0.01質量%以下
	ベンゼン	1体積%以下
	MTBE (メルターシャリーフチルエーテル)	7体積%以下
	酸素分	1.3質量%以下
軽油	硫黄	0.05質量%以下
	セタン指数	45以上
	90%留出温度	摂氏360度以下

### 資料 1-2-14 軽油中に含まれる硫黄分の許容限度の推移



資料1－2－15 自動車単体騒音規制の推移

自動車の種別	規制内容	定常走行騒音		接気騒音		近接排気騒音		加速走行騒音	
		規制年	昭和26年～平成10年～平成13年規制	昭和26年～平成10年～平成13年規制	60年～63年規制	60年～63年規制	60年～63年規制	平成10年～平成13年規制	平成10年～平成13年規制
大型車	全輪駆動車、トラクタ及び レーン車		83(13年)		99(13年)		92	89	86
	トラック	(84)80	82(13年)	80	107(63年)			83(61年)	82(13年)
	バス		82(10年)		99(10年)			83(59年)	81(10年)
中型車	全輪駆動車		80(13年)	78	105(63年)		89	87	86
	全輪駆動車	(82)78	79(13年)		98(13年)		89	87	86
	バス		79(12年)		98(12年)				81(13年)
小型車	車両総重量が3.5トンを超 え、原動機の最高出力が 150キロワットを超えるも の		車両総重量が1.7トンを超 えるもの	74(12年)		97(12年)		78(59年)	76(12年)
	車両総重量が3.5トン以下の もの		車両総重量が1.7トン以下 のもの	85	74(11年)	97(11年)	85	83	81
	軽自動車	(78)74	ボンネット型のもの	74(11年)		97(11年)		78(60年)	76(11年)
乗用車	車両総重量が3.5トン以下の もの		キャブオーバー型(バンネット型 以外のもの)	74(12年)		97(12年)		78(60年)	76(12年)
	車両総重量10人以下のもの		乗車定員6人超えるもの	(74)70	70	103(63年) [100]	84	82	81
	車両総重量10人以下のもの		乗車定員6人以下のもの	72(10年)		96(11年) [100]			76(11年)
二輪自動車	小型二輪自動車		総排気量0.250リットルを超 えるもの	70	72(13年) (78.1)	99(60年)	83	82	81
	軽二輪自動車		総排気量0.125リットルを超 え、0.250リットル以下のもの	(75.1)	71(10年)	94(10年)	84		78
原動機付自転車	第二種原動機付自転車		総排気量0.050リットルを超 え、0.125リットル以下のもの	70	(71.1)	90(13年)	82		75(62年)
	第一種原動機付自転車		総排気量0.050リットル以下 のもの	(69.6)	65(10年)	84(10年)	80		73(13年)
使用過程車	全 車	85	85	85	85	新車と同一	新車と同一		73(10年)

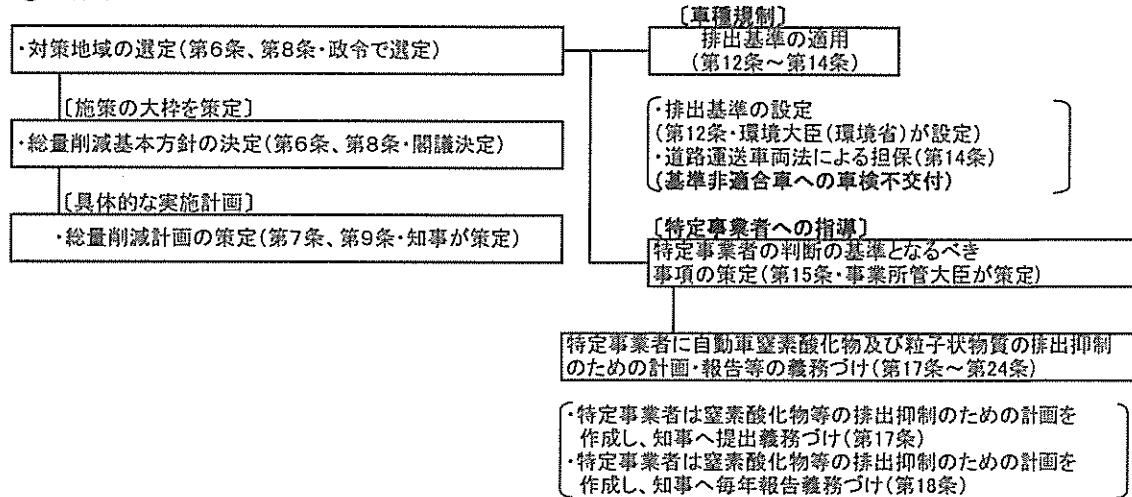
1. 定常走行騒音の現行の欄中( )内の数値は、測定速度及び測定位置の変更による現行規制値の換算値を示す。

2. 近接排気騒音の欄中( )内の数値は、アエンジン車の許容限度を示す。

3. 規制年については、道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準において定められる。

資料1－2－16 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法  
(自動車NOx・PM法)

①法体系



②窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

貨物自動車・バス・特種自動車等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)		
車両総重量	1.7t以下	窒素酸化物:0.48g/km(昭和63年規制ガソリン車並) 粒子状物質:0.055g/km(注1)
	1.7t超2.5t以下	窒素酸化物:0.63g/km(平成6年規制ガソリン車並) 粒子状物質:0.06g/km(注1)
	2.5t超3.5t以下	窒素酸化物:5.9g/kWh(平成7年規制ガソリン車並) 粒子状物質:0.175g/kWh(注1)
	3.5t超	窒素酸化物:5.9g/kWh(平成10年規制ディーゼル車並) 粒子状物質:0.49g/kWh(平成10年規制ディーゼル車並)
	ディーゼル乗用車(注2)	窒素酸化物:0.48g/km(昭和53年規制ガソリン車並) 粒子状物質:0.055g/km(注1)

(注1) 粒子状物質排出基準値は、新短期規制(平成14年から実施)の2分の1の値としている。これは、中央環境審議会の「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第4次答申平成12年11月)を踏まえたもので、この答申において、新長期規制(平成17年から実施予定)については、新短期規制の2分の1程度より更に低減した規制値とすることが適当であるとされている。

(注2) 特種自動車でディーゼル乗用車ベースのものを含む。

## 資料1－2－17 自動車の燃費基準について

対象車種と目標年度及び目標基準値

### 【ガソリン乗用自動車】

区分 (車両総重量:kg)	目標年度:2010年度								
	~702	703 ~827	828 ~1015	1016 ~1265	1266 ~1515	1516 ~1765	1766 ~2015	2016 ~2265	2266~
目標基準値(km/l)	21.1	18.8	17.9	16.0	13.0	10.5	8.9	7.8	6.4

### 【ディーゼル乗用自動車】

区分 (車両総重量:kg)	目標年度:2005年度						
	~1015	1016 ~1265	1266 ~1515	1516 ~1765	1766 ~2015	2016 ~2265	2266~
目標基準値(km/l)	18.9	16.2	13.2	11.9	10.8	9.8	8.7

### 【車両総重量2.5t以下のガソリン貨物自動車】

区分 (車両総重量:kg)	軽貨物				軽量貨物			中量貨物			目標年度:2010年度			
	~702		703~827		828~	~1015	1016~	~1265		1266	1516~	構造A	構造B	~1515
	構造A	構造B	構造A	構造B				構造A	構造B	~1515	1516~			
AT目標基準値(km/l)	18.9	16.2	16.5	15.5	14.9	14.9	13.8	12.5	11.2	10.3	10.3			
MT目標基準値(km/l)	20.2	17	18	16.7	15.5	17.8	15.7	14.5	12.3	10.7	9.3			

### 【車両総重量2.5t以下のディーゼル貨物自動車】

区分 (車両総重量:kg)	軽貨物		中量貨物				目標年度:2005年度				
			~1265		1266	1516	1766~				
	構造A	構造B	~1515	~1765							
AT目標基準値(km/l)	15.1	14.5	12.6	12.3	10.8	9.9					
MT目標基準値(km/l)	17.7	17.4	14.6	14.1	12.5						

(注) 軽貨物 : 軽貨物自動車

軽量貨物 : 車両総重量1.7t以下の貨物自動車

中量貨物 : 車両総重量1.7を超える2.5t以下の貨物自動車

構造A : ①、②、③のいずれにも該当する構造のものをいう

① 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるもの

② 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られているもの

③ 運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前軸のみに動力を伝達できるもの(後軸に動力を伝達する場合において前軸からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後軸に動力を伝達するものに限る)

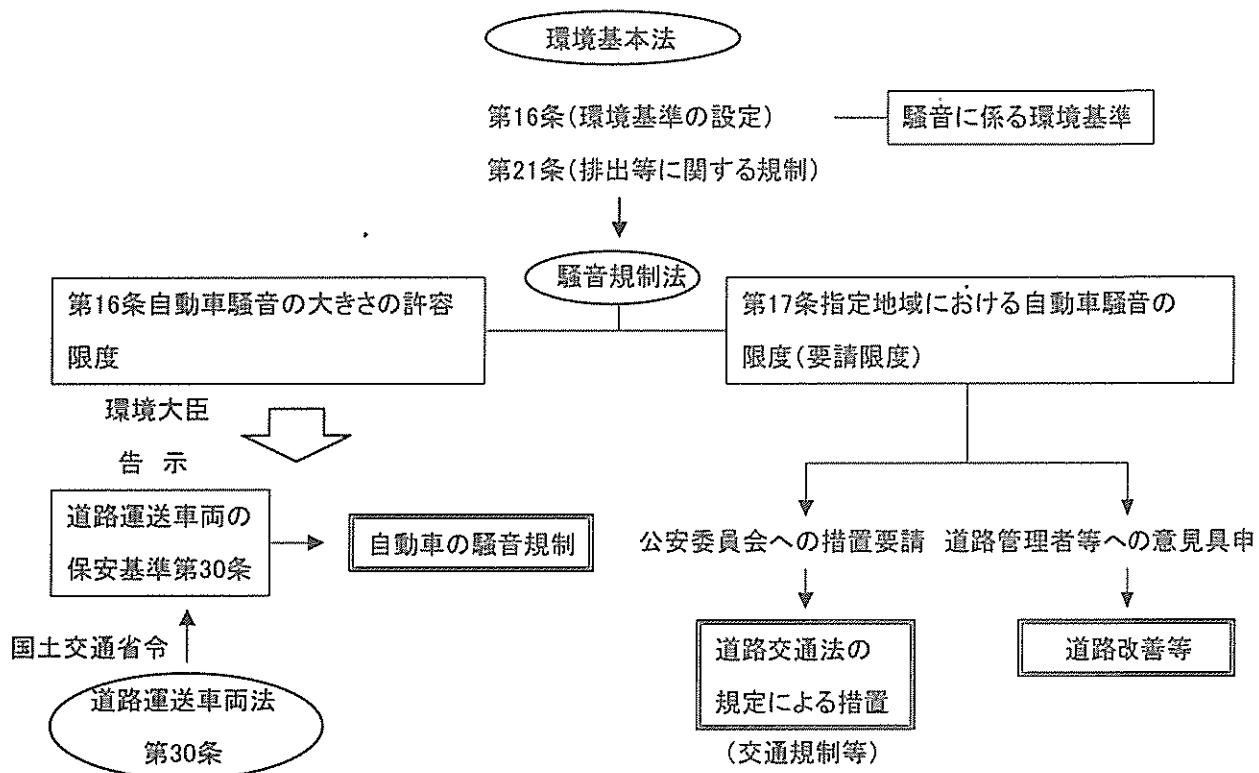
構造B : 構造A以外のものをいう

対象となる自動車は、その型式について道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第75条第1項の型式指定を受けたものである

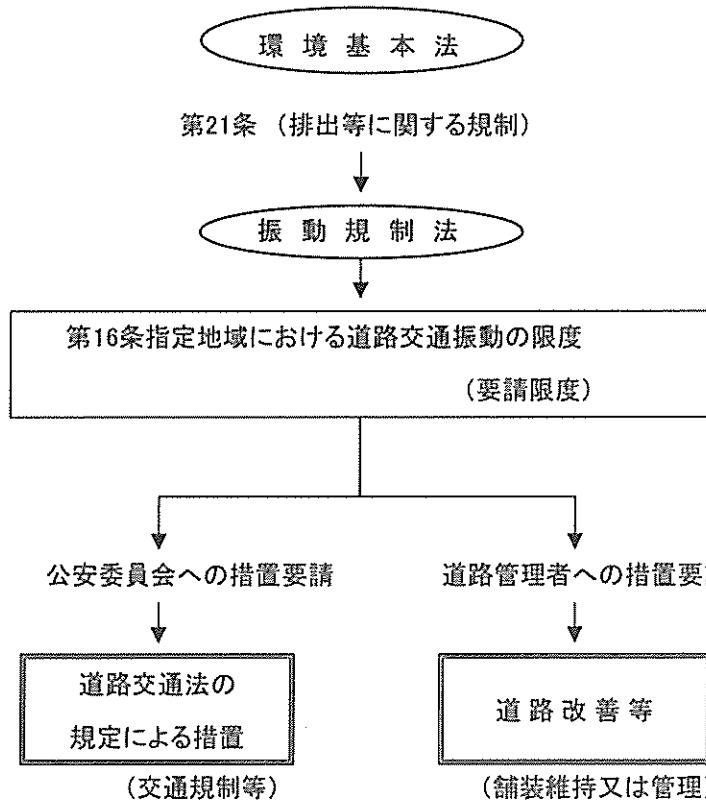
※ 燃費は10・15モード燃費

(エネルギーの使用の合理化に関する法律)

資料 1－2－18 道路交通騒音に関する法体系



資料 1－2－19 道路交通振動に関する法体系



## 資料1-2-20 大阪市公用車への低公害車等の導入状況

(平成16年3月現在)

車種	局名	用途	台数		
天然ガス自動車	健康福祉局	体力測定車等	7		
		軽貨物	9		
	ゆとりとみどり振興局	小型貨物	1		
		ごみ収集車(小型2tクラス)	225		
	環境事業局	普通貨物(ダンプ車)	4		
		大型塵芥車	4		
	建設局	道路作業車	24		
	都市環境局	軽貨物	16		
		小型貨物	1		
		公害パトロール車(軽貨物)	15		
		道路作業車	16		
	水道局	軽貨物	21		
	交通局	市バス	108		
	小計		451		
電気自動車	健康福祉局	軽貨物	4		
	ゆとりとみどり振興局	軽貨物	2		
	都市環境局	公害パトロール車(軽貨物)	9		
		公害パトロール車(小型乗用)	1		
	港湾局	マイクロバス	2		
	水道局	軽貨物	3		
	小計		21		
ハイブリット自動車	健康福祉局	普通乗用	1		
	環境事業局	小型乗用	1		
	都市環境局	公害パトロール車(普通乗用)	6		
	港湾局	普通乗用	1		
	水道局	小型乗用	1		
	交通局	市バス	17		
	小計		27		
低公害車 計			499		
ULEV	乗用車		5		
	貨物・特種		53		
LEV-6	乗用車		158		
	貨物・特種・乗合		1,542		
ULEV,LEV-6 計			1,758		
合 計			2,257		

資料1-2-21 L E V - 6 排出ガス指定基準

車種等	適用時期	走行モード	排出ガス値												
			窒素酸化物(NOx)				炭化水素(HC)				粒子状物質(PM)				
			規制値	TLEV	LEV	ULEV	規制値	TLEV	LEV	ULEV	規制値	TLEV	LEV	ULEV	
乗用車 軽量車 (1.7t以下)	H11.10.1	10・15	0.08	0.06	0.04	0.02	0.08	0.06	0.04	0.02					
		11	1.40	1.05	0.70	0.35	2.20	1.65	1.10	0.55					
軽貨物車	H13.10.1	10・15	*0.12	0.10	0.07	0.03	0.13	0.10	0.07	0.03					
		11	2.20	1.65	1.10	0.55	3.50	2.63	1.75	0.88					
中量車 (1.7t超) (3.5t以下)	H12.10.1	10・15	0.13	0.10	0.07	0.03	0.08	0.06	0.04	0.02					
		11	1.60	1.20	0.80	0.40	2.20	1.65	1.10	0.55					
重量車 (3.5t超)	H14.10.1 ±(H15.10.1)	13	3.38	2.54	1.69	0.85	0.87	0.65	0.44	0.22	0.18	0.14	0.09	0.05	

\* 規制値のうち軽貨物車の窒素酸化物については、従前の基準とする。(0.12g/km:10・15モード)

注:12t超の重量車については、平成15年10月1日適用とする。

注1) 単位10・15モード:g/km、11モード:g/test、13モード:g/kWh

2) 耐久走行距離 乗用車、軽量車及び中量車は8万km、軽乗用車及び軽貨物車は6万km、重量車は25万km

3) 燃費基準については、今後別途定める。

4) 車両総重量3.5t超の重量車については、平成15・16年新短期規制に適合するものをLEV-6とみなす。

この措置については、平成15・16年新短期規制の施行から11か月間とし、11か月に達した時点で指定を解除する。ただし、平成15・16年新短期規制に適合し、かつ粒子状物質が0.05g/kWh以下であるもの(以下「低PM車」という。)は、新長期規制の施行をめどに指定を解除するものとする。

	車両総重量3.5t~12t	車両総重量12t~
LEV-6指定基準	3.38g/kWh	
適用期間	H14.10.1~H16.8.31	H15.10.1~H17.8.31
指定解除	H16.9.1	H17.9.1
低PM車	平成17年 新長期規制施行をめどに指定解除	

5) 改正前の指定基準による指定については、下記のとおり適用する。

車種等	重量車	
	(3.5t~12t)	(12t~)
LEV-6指定基準	3.6g/kWh	
適用期限	~H14.9.30	~H15.9.30
指定解除	H15.10.1	H16.10.1

(京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会)

資料1－2－22 クリーンドライビングキャンペーン・アイドリングストップ運動  
実施内容

啓発媒体	内 容
ラジオスポット放送 (朝日、毎日、大阪、FM 802、fm OSAKA)	朝夕の通勤時間帯に、不要なアイドリングの停止を訴えかけるスポット放送を行いました。(1回20秒、在阪5局延べ25回、12月1日(月)～19日(金)までの土・日を除く15日間)
街頭キャンペーン	低公害車フェア会場及び集客施設周辺においてクイズラリー及びリーフレットを配付しました。(11月21日(金)～11月23日(日)[ATC南ピロティ])
リーフレット	交通安全協会の協力を得て、クリーンドライビングに理解と協力を求めるリーフレットを運転免許証更新時に配布しました。また、区役所(24ヶ所)など主な集客施設に設置しました。
ポスター	地下鉄車内吊り(12月13日(土)～15日(月)、他7回)、市関係庁舎(12月～3月)、地下鉄駅構内掲示板(12月3日～16日)、市バス側面広告(12月1日～1月31日)、市内広報版(12月)、市立小学校(12月～3月)に設置しました。
啓発ビデオの放映	地下鉄モールボードで、クリーンドライビングを呼びかける放映を行いました。(通年)
啓発グッズの配布	各種イベントにおいて、ポケットティッシュ等のグッズを配布しました。

資料1-3-1 神崎川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	小松橋	神崎川	B	3.2	3.3	1.9	3.6	1.5	2.7	3.4	2.8	3.0	1.7
2	吹田橋	"	B	6.7	6.2	5.1	5.4	5.2	5.4	5.4	5.3	*4.4	*2.9
3	新三國橋	"	B	3.7	4.1	3.4	3.0	2.4	3.4	3.1	3.8	*2.8	*3.0
4	神崎橋	"	B	4.1	3.6	2.6	3.7	1.8	2.0	2.9	3.5	2.8	*2.8
5	千船橋	"	B	3.2	2.6	2.3	2.4	1.7	2.0	2.4	2.0	2.4	2.1
6	辰巳橋	"(左門殿川)	B	3.2	2.6	2.2	2.3	1.4	2.0	2.3	2.6	*2.5	2.1
7	新京阪橋	安威川	C	6.6	6.7	4.3	3.6	4.0	4.2	3.9	4.2	3.5	3.3

- (注) 1. 数値は年平均値である。  
 2. \*印は環境基準不適合を表している。環境基準の適合とは、年間を通じた日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。  
 3. 神崎川は平成13年3月にE類型からB類型に変更。  
 4. 安威川は平成14年6月にE類型からC類型に変更。

資料1-3-2 淀川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
8	JR赤川鉄橋	淀川	B	2.5	2.1	1.9	1.4	1.9	1.5	1.6	1.7	1.8	1.4
9	伝法大橋	"	C	5.4	2.7	2.8	3.0	2.8	3.1	3.5	2.7	4.7	2.8

- (注) 1. 数値は年平均値である。  
 2. 淀川下流(伝法大橋)は平成15年5月にD類型からC類型に変更。

資料1-3-3 寝屋川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
10	今津橋	寝屋川	D	*11	*12	9.3	6.3	7.3	7.3	9.4	*9.8	*9.5	*9.1
11	新喜多大橋	"	D	*12	9.6	*11	*9.7	7.2	6.4	7.9	*9.1	*9.6	*9.7
12	京橋	"	D	5.8	6.8	5.3	4.6	3.4	5.4	5.2	4.2	4.9	4.9
13	徳栄橋	古川	D	*14	*12	9.3	*8.7	*9.4	8.0	7.8	*8.5	*8.3	6.6
14	阪東小橋	第二寝屋川	D	*13	*13	*13	*10	6.9	*8.3	*9.1	*8.5	*8.1	*8.1
15	下城見橋	"	D	*10	*12	*14	*10	*9.2	7.4	7.2	6.0	7.8	*9.0
16	中竹測橋	平野川	D	*29	*29	*28	*23	*17	*18	*18	*19	*15	*15
17	安泰橋	"	D	*31	*28	*27	*22	*14	*16	*14	*16	*13	*12
18	睦橋	"	D	*27	*14	*19	*12	*11	*9.1	9.1	8.5	8.5	*10
19	南弁天橋	"	D	*22	*16	*18	*14	6.9	8.4	8.2	7.7	6.4	*9.5
20	城見橋	"	D	*11	*12	*14	*11	8.9	7.3	7.2	6.1	6.6	7.7
21	片一橋	平野川分水路	D	8.0	9.0	*10	7.8	5.8	6.9	6.6	4.7	5.9	*7.1
22	天王田大橋	"	D	6.9	9.1	8.8	7.1	5.5	6.0	5.7	4.6	6.8	*6.4
23	赤川橋	城北川	B	3.0	2.0	1.6	1.7	1.9	2.4	1.7	1.4	1.7	1.4

- (注) 1. 数値は年平均値である。  
 2. \*印は、環境基準不適合を表している。環境基準の適合とは、年間を通じた日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。  
 3. 古川、平野川分水路は平成4年2月、新たに類型指定されたものである。  
 4. 寝屋川水域は平成15年5月にE類型からD類型に変更。城北川は平成15年5月にC類型からB類型に変更。

資料 1－3－4 大阪市内河川水域におけるBODの経年変化

(単位 : mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
24	毛馬橋	大川	B	2.8	1.9	1.8	1.9	1.7	1.8	1.8	1.3	1.6	1.2
25	桜宮橋	"	B	2.5	2.1	2.1	1.9	1.6	1.8	1.7	1.3	1.4	1.2
26	天神橋(右)	堂島川	B	4.2	*4.4	3.6	4.0	3.2	3.1	2.3	1.9	2.4	*2.3
27	天神橋(左)	土佐堀川	C	*5.4	*5.3	*6.6	*5.1	4.0	*3.8	3.7	3.1	3.5	3.7
28	天保山渡	安治川	B	2.1	1.8	1.7	1.7	1.5	1.5	1.6	1.2	1.4	1.3
29	北港大橋下流700m	正蓮寺川	C	3.3	3.2	3.4	2.7	2.5	2.7	3.3	3.0	3.0	2.0
30	春日出橋	六軒家川	B	*4.0	3.1	2.6	2.6	1.9	2.7	2.2	1.7	1.8	1.6
31	本町橋	東横堀川	C	5.2	4.3	4.4	3.6	3.6	3.5	3.8	3.3	3.0	2.6
32	大黒橋	道頓堀川	B	3.1	2.7	2.4	2.3	2.5	2.6	3.3	2.3	2.9	2.0
33	甚兵衛渡	尻無川	C	3.5	2.5	2.8	2.5	2.3	1.9	2.2	1.8	2.1	1.5
34	千本松渡	木津川	C	2.7	2.5	2.7	2.4	2.4	2.1	2.2	1.8	2.1	2.1
35	船町渡	木津川運河	C	2.5	2.3	2.3	2.1	1.8	2.1	1.9	1.8	1.9	1.8
36	住之江大橋下流1100m	住吉川	C	*6.5	*4.3	*6.9	*5.6	*7.3	*6.1	3.9	2.8	3.6	3.4

(注) 1. 数値は年平均値である。

2. \*印は、環境基準不適合を表している。環境基準の適合とは、年間を通じた日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。

3. 大川・堂島川・安治川・六軒家川・道頓堀川は平成15年5月にC類型からB類型に変更。

4. 東横堀川は平成15年5月にC類型に指定。

資料 1－3－5 大和川水域におけるBODの経年変化

(単位 : mg/L)

No.	調査地点	河川・海域名	類型	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
37	浅香新取水口	大和川	C	*17	*10	*10	*10	*9.4	*8.7	*6.2	*5.7	*4.9	*4.6
38	遠里小野橋	"	D	*20	*13	*10	*8.6	4.1	5.0	4.5	5.4	6.4	5.4

(注) 1. 数値は年平均値である。

2. \*印は、環境基準不適合を表している。環境基準の適合とは、年間を通じた日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。

資料 1－3－6 大阪港湾水域におけるCODの経年変化

(単位 : mg/L)

No.	調査地点	類型	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
39	神崎川河口	C	5.3	5.2	5.1	4.9	5.4	5.4	6.2	7.3	6.7	4.9
40	中島川河口	C	6.4	5.1	6.0	5.6	5.7	5.5	5.7	6.4	6.1	5.9
41	淀川河口	C	4.9	5.2	4.7	5.1	5.7	5.1	5.2	5.8	5.5	4.2
42	正蓮寺川河口	C	6.1	5.0	6.9	4.9	5.1	4.6	5.3	5.4	5.8	4.9
43	木津川河口	C	4.8	5.0	4.8	4.8	5.5	5.3	5.6	5.7	6.4	4.9
44	No.5ブイ跡	C	4.2	4.3	4.1	4.0	4.5	4.7	4.6	4.5	4.9	3.8
45	第一号岸壁	C	4.6	4.1	4.3	4.2	4.2	3.8	3.9	3.8	4.2	4.0
46	No.25 ドルフィン	C	5.6	4.2	5.0	4.5	4.4	4.2	4.1	4.1	4.4	4.4
47	北港沖1,000m	C	3.6	3.7	3.6	4.6	4.2	4.6	3.5	3.8	4.0	3.8
48	大阪港関門外	C	3.4	3.8	3.2	3.7	3.8	4.7	4.9	5.7	4.9	3.6
49	南港	C	3.9	4.5	3.6	4.0	5.0	4.4	4.9	5.1	5.3	4.1
50	大阪湾C-3	C	3.9	3.0	3.4	3.4	3.6	3.5	3.4	3.0	3.8	3.8

(注) 数値は年平均値である。

資料1-3-7 大阪市内公共用水域における水質調査結果（平成15年度）

① 河川（38地点）

No.	調査地点	河川名	類型	pH	D O (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)
1	小松橋	神崎川	B	7.1~7.8	9.5	1.7 (2.1)	4.1	10
2	吹田橋	"	B	7.2~7.8	7.7	2.9 (3.5)	6.4	10
3	新三國橋	"	B	7.2~7.4	7.8	3.0 (3.8)	6.2	8
4	神崎橋	"	B	7.2~7.4	8.6	2.8 (3.4)	6.0	6
5	千船橋	"	B	7.4~7.8	7.5	2.1 (2.2)	5.8	7
6	辰巳橋	(左門殿川)	B	7.2~7.7	7.9	2.1 (2.6)	6.0	4
7	新京阪橋	安威川	C	7.2~7.8	8.3	3.3 (3.9)	6.5	12
8	JR赤川鉄橋	淀川	B	7.3~7.8	9.2	1.4 (1.6)	3.7	5
9	伝法大橋	"	C	7.3~8.6	9.4	2.8 (3.4)	5.2	6
10	今津橋	寝屋川	D	6.7~7.2	4.8	9.1 (13)	10.0	10
11	新喜多大橋	"	D	6.9~7.4	4.8	9.7 (12)	9.9	9
12	京橋	"	D	6.9~7.5	7.3	4.9 (5.4)	7.3	10
13	徳栄橋	古川	D	6.7~7.4	4.3	6.6 (7.3)	9.0	12
14	阪東小橋	第二寝屋川	D	6.7~7.4	4.9	8.1 (11)	10.9	7
15	下城見橋	"	D	6.7~7.4	4.4	9.0 (8.4)	10.0	6
16	中竹渕橋	平野川	D	7.2~7.5	3.0	15 (13)	18.0	17
17	安泰橋	"	D	7.2~7.5	4.0	12 (14)	17.0	18
18	睦橋	"	D	7.1~7.4	5.0	10 (11)	15.0	10
19	南弁天橋	"	D	6.8~7.4	2.1	9.5 (9.8)	13.0	9
20	城見橋	平野川	D	6.8~7.4	3.2	7.7 (7.7)	11.0	7
21	片一橋	平野川分水路	D	6.8~7.4	4.6	7.1 (8.6)	11.7	5
22	天王寺大橋	"	D	6.6~7.3	4.5	6.4 (8.4)	11.0	5
23	赤川橋	城北川	B	7.4~8.0	8.9	1.4 (1.7)	5.0	14
24	毛馬橋	大川	B	7.4~7.9	9.3	1.2 (1.4)	4.4	10
25	桜宮橋	"	B	7.5~7.7	9.8	1.2 (1.3)	3.6	10
26	天神橋（右）	堂島川	B	7.0~7.7	8.7	2.3 (3.1)	4.9	10

No.	調査地点	河川名	類型	p H	D O (mg/L)	B O D (mg/L)	C O D (mg/L)	S S (mg/L)
27	天神橋(左)	土佐堀川	C	7.0~7.6	8.1	3.7 (4.8)	5.8	10
28	天保山渡	安治川	B	7.5~8.1	7.4	1.3 (1.4)	3.8	5
29	北港大橋下流700m	正蓮寺川	C	7.4~7.9	5.7	2.0 (2.4)	5.6	5
30	春日出橋	六軒家川	B	7.4~8.6	7.9	1.6 (2.2)	4.5	6
31	本町橋	東横堀川	C	7.1~7.4	7.2	2.6 (2.8)	5.7	9
32	大黒橋	道頓堀川	B	7.0~7.4	6.4	2.0 (2.3)	5.3	7
33	甚兵衛渡	尻無川	C	7.1~7.7	5.7	1.5 (1.7)	5.4	6
34	千本松渡	木津川	C	7.1~7.5	6.2	2.1 (2.4)	5.8	5
35	船町渡	木津川運河	C	7.3~7.9	6.9	1.8 (2.2)	5.0	5
36	住之江大橋下流1100m	住吉川	C	6.9~7.7	6.7	3.4 (4.2)	8.5	5
37	浅香新取水口	大和川	C	7.6~7.9	9.2	4.6 (5.7)	7.6	11
38	遠里小野橋	"	D	7.6~7.9	8.8	5.4 (7.0)	7.6	10

(注) 数値は年平均値である。ただし( )の数値は日間平均値の75%値を示す。

## ② 海 域 (12地点)

No.	調査地点	類型	p H	D O (mg/L)	C O D (mg/L)	B O D (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全 磷 (mg/L)	油 分 (mg/L)
39	神崎川河口	C	—	6.5	4.9 (5.6)	2.0	2.68	0.22	—
40	中島川河口	C	7.2~8.6	6.5	5.9 (6.5)	2.5	—	—	—
41	淀川河口	C	—	8.3	4.2 (5.0)	1.8	1.16	0.20	—
42	正蓮寺川河口	C	7.6~8.7	6.9	4.9 (5.3)	2.1	—	—	—
43	木津川河口	C	—	6.6	4.9 (5.3)	1.7	3.48	0.28	—
44	No.5 ブイ跡	C	—	7.4	3.8 (4.2)	1.6	1.53	0.16	—
45	第一号岸壁	C	7.5~8.4	6.6	4.0 (4.3)	1.9	—	—	—
46	No.25 ドルフィン	C	7.7~8.7	7.5	4.4 (4.5)	1.9	1.24	0.20	—
47	北港沖1,000m	C	7.8~8.6	7.7	3.8 (4.0)	1.6	0.79	0.17	—
48	大阪港閥門外	C	—	7.3	3.6 (4.3)	1.6	0.88	0.09	—
49	南 港	C	—	6.8	4.1 (4.8)	1.7	2.20	0.17	—
50	大阪湾C-3	C	8.0~8.7	9	3.8 (4.4)	—	1.00	0.08	—

資料1-3-8 河川観測局における水質経年変化 (年平均値)

(単位: COD、溶存酸素、濁度、塩素イオン、アンモニウムイオン: mg/L,

温度: °C、電気伝導度:  $\mu\text{S}/\text{cm}$ 、酸化還元電位: mV)

水域	観測局	年度 項目										
			平成 6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
神 崎 川	下新庄 (神崎川)	C O D	7.3	6.8	6.0	5.8	5.7	5.9	6.2	5.4	5.7	5.4
		溶存酸素	5.7	6.3	6.6	6.7	6.6	6.5	6.5	7.0	6.9	7.5
		水温	19	18	18	18	19	19	18	19	18	18
		p H	7.3	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2
		濁度	23	25	21	23	21	21	21	18	19	23
		電気伝導度	503	446	387	352	363	409	403	390	408	356
		アンモニウムイオン	5.4	3.8	2.4	2.0	2.2	2.0	1.8	1.3	1.3	0.9
	出来島 (神崎川)	C O D	5.8	6.6	4.9	5.2	5.3	4.7	5.2	5.2	5.0	4.8
		溶存酸素	3.7	4.5	4.4	4.7	4.2	4.4	4.5	4.7	4.8	4.6
		水温	20	18	18	18	19	19	18	19	18	18
		p H	7.5	7.6	7.5	7.4	7.5	7.4	7.4	7.5	7.6	7.4
寝 屋 川	今津橋 (寝屋川)	濁度	14	18	16	17	14	12	12	11	11	10
		アンモニウムイオン	(2.1)	2.6	2.7	2.3	2.3	—	—	—	—	—
		C O D	15	14	13	12	11	11	12	11	12	10
		溶存酸素	0.6	1.2	1.1	1.7	1.2	1.5	1.4	1.4	2.1	3.6
		水温	21	19	20	19	20	20	20	21	20	20
		p H	7.0	7.0	7.1	7.1	7.0	7.0	6.9	6.9	6.9	6.9
	(寝屋川)	濁度	25	26	29	26	26	23	21	18	19	22
		電気伝導度	618	529	528	483	475	480	495	490	495	416
		塩素イオン	138	102	106	—	—	—	—	—	—	—
		アンモニウムイオン	—	—	—	11	11	9.1	7.9	5.1	3.8	2.8
川 行 橋 (平野川)	京橋 (寝屋川)	C O D	10	10	9.8	8.6	7.4	7.8	8.5	8.1	8.2	7.6
		溶存酸素	3.8	4.1	4.2	4.3	4.4	4.3	4.6	5.3	5.0	5.3
		水温	20	18	18	19	19	20	20	19	19	19
		p H	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0
		濁度	30	32	30	30	26	26	24	21	19	20
		電気伝導度	561	494	425	399	396	400	396	383	405	347
	(平野川)	酸化還元電位	+ 68	+ 77	+ 56	+ 97	—	—	—	—	—	—
		アンモニウムイオン	5.5	6.4	5.4	4.4	5.4	4.9	4.4	3.9	3.0	2.7
		C O D	15	15	14	13	12	13	12	13	12	12
		溶存酸素	1.0	1.0	0.9	1.2	1.3	1.2	1.2	1.4	1.6	1.8
	衛門橋 (平野川)	水温	21	19	20	20	20	20	20	21	20	20
		p H	7.0	7.0	6.9	6.9	6.9	7.0	6.9	6.9	6.9	6.9
		濁度	14	14	15	14	12	17	17	15	15	15
		電気伝導度	640	591	582	527	520	548	565	568	546	536
		アンモニウムイオン	10	12	10	7.7	8.9	8.4	8.4	7.7	6.5	7.5

水域	観測局	年度	平成	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
		項目											
大 阪 市 内 河 川	大黒橋 (道頓堀川)	C O D	5.5	5.3	4.5	5.2	5.3	4.5	5.2	4.6	5.4	4.7	
		溶存酸素	3.8	3.8	3.6	3.3	3.2	4.3	4.8	4.2	3.4	4.2	
		水温	19.	18	18	18	19	18	18	18	19	18	
		p H	7.1	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0	
		濁度	13	12	12	9	7	5	7	6	7	9	
		電気伝導度	*4,142	*3,510	*4,060	*3,735	*4,091	*4,091	*2,948	*1,966	*2,155	*1,486	
		酸化還元電位	+ 20	+ 51	—	—	—	—	—	—	—	—	
	安治川 (安治川)	アンモニウムイオン	—	—	3.8	3.5	3.1	5.5	2.2	1.9	1.7	1.4	
		C O D	5.2	5.2	(4.7)	4.6	3.1	3.9	5.0	4.4	4.6	4.4	
		溶存酸素	5.9	6.6	(8.1)	5.1	4.9	5.6	5.7	5.9	5.5	6.4	
		水温	19	18	(10)	18	18	18	19	18	18	18	
		p H	7.3	7.2	(7.6)	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4	7.5	7.4	
		濁度	14	18	(15)	16	15	13	13	12	10	11	
		アンモニウムイオン	2.6	2.7	(1.7)	1.2	1.3	—	—	—	—	—	
	千本松 (木津川)	C O D	4.7	4.8	4.7	4.7	(4.4)	3.5	3.7	3.7	3.0	2.7	
		溶存酸素	3.8	3.9	4.0	3.8	(4.9)	4.2	4.1	4.4	4.6	4.4	
		水温	19	18	18	19	(14)	19	19	19	18	18	
		p H	7.5	7.4	7.4	7.4	(7.6)	7.5	7.5	7.5	7.7	7.7	
		濁度	8	9	9	9	(12)	9	4	3	2	1	
		アンモニウムイオン	2.6	2.9	2.9	2.4	—	—	—	—	—	—	
		C O D	4.6	4.8	5.3	5.4	5.2	4.1	4.6	3.8	4.0	4.4	
	尻無川 (尻無川)	溶存酸素	3.3	3.7	3.8	4.1	3.8	4.2	4.6	4.9	4.3	4.5	
		水温	19	17	18	18	19	19	19	18	19	18	
		p H	7.4	7.4	7.3	7.2	7.2	7.3	7.2	7.3	7.4	7.4	
		濁度	14	17	18	18	14	6	6	6	5	3	
		アンモニウムイオン	2.1	2.0	2.2	1.8	2.1	—	—	—	—	—	
		C O D	4.2	4.0	3.8	3.8	2.8	3.5	3.6	3.5	3.5	3.5	
		溶存酸素	8.5	9.0	8.9	8.8	8.8	8.8	8.8	9.0	8.8	9.0	
	大川 (大川)	水温	18	16	17	18	18	18	17	18	17	17	
		p H	7.3	7.4	7.3	7.3	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	
		濁度	16	19	18	17	18	17	15	14	13	17	
		電気伝導度	213	188	185	173	163	175	179	179	189	171	
		塩素イオン	26	21	21	18	—	—	—	—	—	—	
		アンモニウムイオン	—	—	—	—	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	

注 ①一は非測定 ②( )は有効測定日数（1日あたり18時間以上測定の日）が年間1／2未満

③\*は海水混入により他の測定期との単純な比較が不適当

資料 1-3-9 大阪港港湾区域内底質調査結果(平成15年度)

(ドライ値)

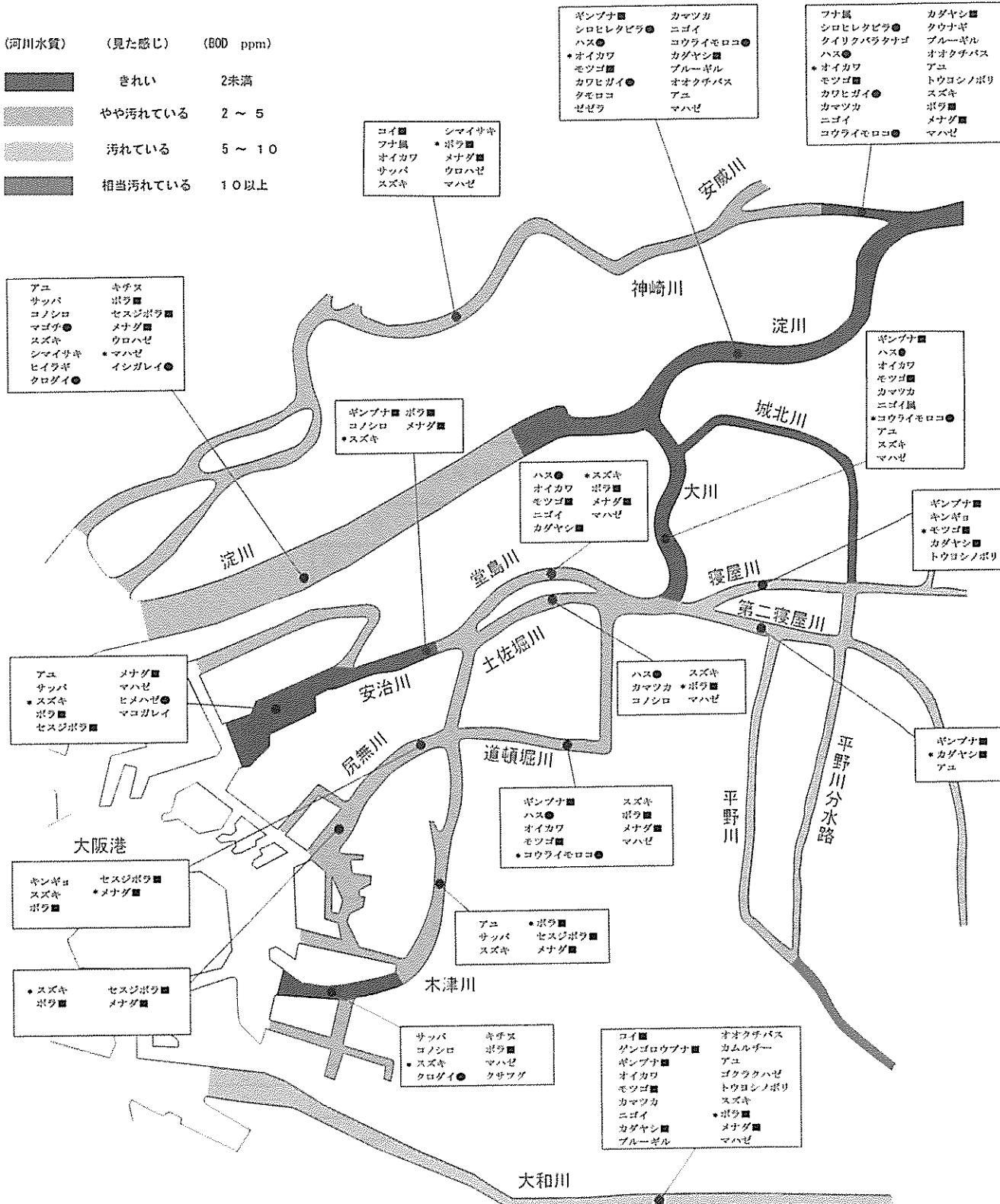
項目 地点名	含水率 (%)	pH	COD <sub>sd</sub> (mg/kg)	強熱減量 (%)	硫化物 (mg/kg)	カドミウム又はその 他の化合物 (mg/kg)	ジアン化合物 (mg/kg)	鉛又はその 他の化合物 (mg/kg)	六価クロム 化合物 (mg/kg)	ひ素又はその 他の化合物 (mg/kg)	アルキル水銀 化合物 (mg/kg)	PCB (mg/kg)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)
1 正蓮寺川上	72.1	7.4	131000	18.4	20200	7.95	1	245	<2	22.8	5.89	<0.01	-
3 正蓮寺川下	56.0	8.1	42100	10.0	4020	2.33	<1	87.5	<2	16.2	2.47	<0.01	-
4 安治川上	55.6	6.9	78200	14.5	5170	2.11	2	105	<2	6.8	0.82	<0.01	1.19
6 安治川下	58.0	7.9	39600	10.1	3290	2.71	<1	92.6	<2	16.1	1.60	<0.01	1.07
7 尾無川上	44.6	7.4	41900	8.6	4320	3.60	1	97.7	<2	10.0	1.41	<0.01	0.82
9 尾無川下	57.5	8.0	48300	9.6	5110	2.98	<1	117	<2	16.2	1.35	<0.01	1.27
10 木津川運河	59.4	7.8	46300	10.0	5730	4.27	<1	152	<2	15.1	1.75	<0.01	-
11 大正内港	54.8	8.0	45800	9.9	5820	3.62	<1	119	<2	23.1	1.43	<0.01	-
12 木津川中	59.2	7.7	88800	14.5	12100	10.00	3	379	<2	17.9	3.11	<0.01	-
13 木津川上	66.0	7.1	113000	17.8	9580	4.28	2	253	<2	8.5	1.21	<0.01	2.23
14 木津川下	54.2	8.0	41800	9.1	3970	4.39	<1	141	<2	11.4	2.56	<0.01	-
15 中島川河口	54.0	7.4	58800	10.4	5210	1.78	<1	97.0	<2	5.3	0.83	<0.01	-
16 神崎川河口	42.7	7.6	37200	8.8	2140	0.58	<1	35.1	<2	4.0	0.44	<0.01	-
17 淀川河口	41.3	7.4	35400	7.8	1620	0.54	<1	31.1	<2	4.6	0.38	<0.01	-
18 舞洲東沖	60.4	8.0	34600	9.5	2560	0.84	<1	61.3	<2	4.9	0.89	<0.01	-
19 咲洲北沖	58.2	7.8	27400	8.9	944	0.64	<1	49.8	<2	4.9	0.77	<0.01	-
20 第1号岸壁	58.2	7.9	42100	9.8	3740	2.57	<1	170	<2	7.0	1.38	<0.01	-
21 舞洲西沖	51.9	7.9	35800	9.0	1580	0.72	<1	46.5	<2	4.2	0.65	<0.01	0.23
22 舞洲南沖	57.2	7.9	27600	9.2	795	0.49	<1	42.7	<2	5.4	0.52	<0.01	-
24 南港内港	53.2	8.0	31300	8.9	1750	0.77	<1	51.1	<2	4.2	0.58	<0.01	-
25 南埠頭沖	50.1	7.7	21200	8.2	414	0.30	<1	41.8	<2	4.3	0.54	<0.01	0.01
26 舞洲西沖	57.4	7.9	31800	9.4	1150	0.62	<1	54.9	<2	5.1	0.75	<0.01	-
27 中埠頭沖	50.9	7.9	22800	7.6	350	0.67	<1	44.8	<2	7.5	0.90	<0.01	-

資料1－3－10 市内河川魚類生息状況調査結果（平成13年度）

項目	調査結果
① 調査時期	春季調査 平成13年5月（5日間） 夏季調査 平成13年8月（5日間） 秋季調査 平成13年11月（5日間） 冬季調査 平成14年2月（5日間）
② 調査場所	大阪市内河川水域 17地点
③ 調査結果	<p>ア. 今回の調査で生息が確認された魚種は、17科40種2,869個体であった。 (魚類の分布は図1-3-8)</p> <p>イ. 採集個体数が多かった魚類は、オイカワ、コウライモロコ、フナ類(以上淡水魚)、ボラ、スズキ、マハゼ、メナダ(以上汽水・海水魚)であり、前回調査とほぼ同様であった。</p> <p>ウ. アユは、前々回調査(平成3年度)5地点35匹、前回調査(平成8年度)6地点40匹に比べ、採集されたのは17匹であったが、採集地点数は8地点と生息範囲が広がっていた。</p> <p>エ. 四季別では、これまでの調査結果と同様に、春季及び夏季の採集個体数、魚種数は多く、秋季及び冬季の採集個体数、魚種数は少なくなる傾向を示した。</p> <p>オ. 環境指標になりうる魚類を検討した結果、大阪市域においては、コウライモロコ、ハス、シロヒレタビラ、カワヒガイ、マゴチ、クロダイ、ヒメハゼ、イシガレイの8種が比較的清浄な河川水質を代表する指標種と考えられる。</p>
④ 魚類の生息状況からみた水環境の変化	<p>ア. 水質の状況は、魚類の生息を左右する大きな要素であり、地点ごとに確認された魚種数は、神崎川上流部、淀川、大和川などの地点で多く、前回調査と比較して、17地点中12地点で増加しており、市内河川全般の水質が向上していることが反映された。</p> <p>イ. 寝屋川では、前回調査では魚が確認できない状況であったが、水質が改善されつあることに伴い、今回はギンブナ、モツゴ、カダヤシなどの魚類が確認され、本水域を生息域として利用し始めていることが推測された。</p> <p>ウ. 河川の清浄な水質を代表する指標種のうち、コウライモロコとハスは、前回調査と比較して確認範囲に広がりがみられ、それぞれ3から4地点、3から6地点に増加していた。新たに確認された地点は、道頓堀川、堂島川、土佐堀川の3地点であった。</p> <p>エ. 今回の調査では、前回と比較して多くの地点で魚類相の改善がみられた。</p> <p>これは、主に近年の河川水質が向上していることによるものと考えられるが、今後、より多くの魚類を呼び戻すには、水質の改善に加え、底質や水深、護岸構造などを魚類の生息に適したものにしていくことが必要であると考えられる。</p>

資料1-3-11 市内河川の魚類の分布（平成13年度調査）

市内河川の魚類の分布（平成13年度）



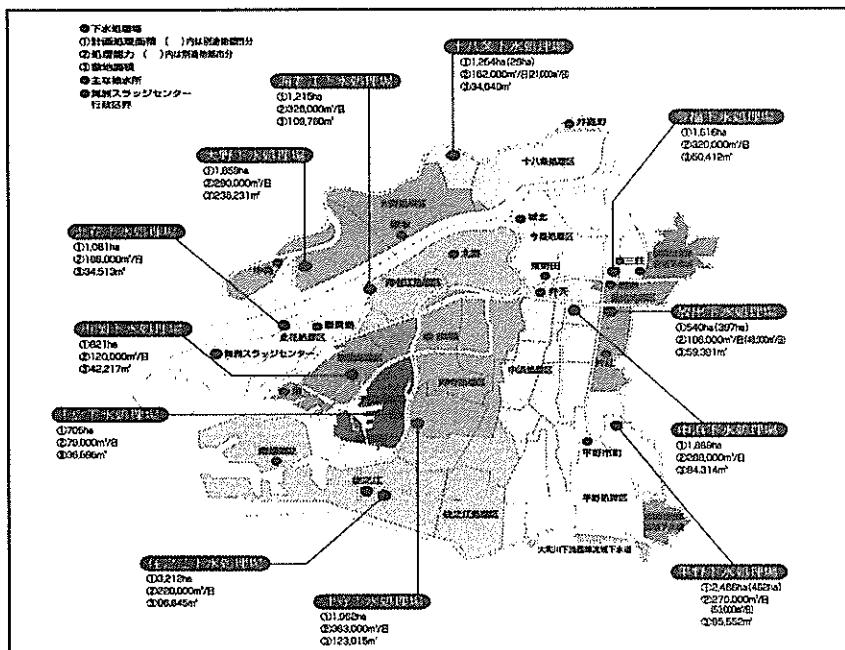
注) 1. ●は個体数からみた優先種。

2. ◎は清浄な水質を代表する種、■は汚濁した水質でも生きられる種。

備考：河川のBODは平成12年度の値を使用した。  
大阪市内公共用水域水質測定結果(平成12年度)

### 資料1-3-12 下水処理区と下水処理場

市内は、12の下水処理区と3つの流域下水道の区域に分けられています。



### 資料1-3-13 水域別・行政区別・法律条例適用事業場数(平成16年3月末)

	行政区	瀬戸内海環境保全特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の保全等に関する条例	計
大阪市内河川	神崎川 西淀川	2	18		20
	淀川	1	1		2
	北		2		2
	福島		1		1
	此花	1	21		22
	港		1		1
	大正	5	7		12
	東淀川	1			1
	住之江	1	2	2	5
	西成	1	1	1	3
寝屋川	旭	1			1
	城東	2	4		6
	鶴見	1			1
	中央		1		1
	平野		1		1
大和川	平野		8		8
計		16	68	3	87

(注) 1. 水域区分は、水質汚濁防止法第3条の3第3項の規定による排水基準を定める条例に基づく。  
2. 大阪市内12下水処理場を含む。

### 資料1-3-14 立入指導等の状況 (公共用水域へ排出水を排出する工場・事業場)

(平成15年度)

	立入工場件数	基準超過事業場数	排水の一時停止命令	改善命令	改善勧告	その他指示
法律対象	130	4	0	0	0	4
条例対象	8	0	0	0	0	0
合計	138	4	0	0	0	4

(注)大阪市内12下水処理場を含みます。

資料1－3－15 水質関係 法律・条例届出受理件数(平成15年度)

法律・条例 行政区	瀬戸内海環境保全 特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北		7	
福島		2	
此花	1	16	
大正	4	11	
港		2	
西淀川		9	
淀川	1	3	
東淀川	1		
城東	1	6	
鶴見	1		
住之江		2	2
平野	2	6	
西成	1	2	
計	12	66	2

資料1－3－16 特定事業場・除害施設必要事業場数(平成15年度)

行政区	特定事業場数	除害施設必要事業場数 (非特定事業場を含む)
北	301	248
東淀川	177	115
淀川	321	229
福島	117	87
西淀川	207	217
此花	118	115
旭	117	63
都島	126	79
城東	238	153
鶴見	141	109
東成	259	192
生野	359	174
中央	249	219
天王寺	115	85
浪速	110	62
西	140	104
大正	132	89
港	127	88
住吉	138	71
住之江	205	183
西成	232	118
阿倍野	162	58
東住吉	216	99
平野	309	228
合計	4,616	3,185

資料1－3－17 立入指導等の状況（公共下水道へ排出水を排出する工場・事業場）

(平成15年度)

工場立入件数	8,549
基準超過工場数	222
排水の一時停止命令	0
改善命令	1
改善勧告	13
その他指示	208

## 資料1-4-1 各区の主要地点年間変動量

(単位:cm)

地域	区名	所 在 地 [水準点番号]	年 間 变 動 量					变動量累計 昭和10年～ 平成15年
			H9年	H10年	H11年	H13年	H15年	
川北	淀川	西中島7-8 [北-13]	+ 0.42	- 0.21	- 0.52	+ 0.36	- 0.74	- 107.60
	東淀川	上新庄2-20 [北- 3]	+ 0.19	- 0.30	- 0.19	+ 0.67	+ 0.01	- 53.19
	西淀川	百島1-3 [北-26]	+ 0.98	- 0.47	- 0.53	+ 0.19	- 0.02	- 244.01
中心	北	茶屋町1-40 [中- 7]	-	(+0.49)	-	(-0.28)	- 0.25	- 158.35
	中央	大阪城3 [中-28]	- 0.04	- 0.03	- 0.48	+ 0.32	+ 0.22	- 15.68
	西	九条2-19 [西-45]	+ 1.13	- 0.67	- 0.38	+ 0.15	- 0.19	- 139.55
	天王寺	生玉町13 [国-234(Ⅲ)]	+0.01	-0.04	-0.62	+ 0.51	+ 0.03	- 3.93
	浪速	恵美須西1-2 [国-235]	+ 0.17	- 0.11	- 0.54	+ 0.68	+ 0.16	- 20.63
北西	此花	酉島1-2 [西-4]	+ 1.08	- 0.36	- 0.74	+ 0.06	- 0.37	- 290.54
	福島	玉川4-1 [中-16]	-	(+1.21)	-	(-0.02)	+ 0.06	- 144.18
北東	旭	大宮3-1 [東- 2]	- 0.22	- 0.09	- 0.01	- 0.46	- 0.33	- 30.52
	都島	東野田町4-15 [東- 8]	+ 0.37	- 0.25	- 0.38	+ 0.43	- 0.13	- 59.12
	城東	永田4-4 [東-10]	+0.09	+0.41	+0.26	+ 0.87	+ 0.14	- 30.95
	鶴見	鶴見3-11 [東- 7]	- 0.08	+ 0.50	+ 0.14	+ 0.35	+ 0.05	- 86.50
	東成	中道4-8 [東-13]	+ 0.06	+ 0.05	+ 0.16	+ 0.48	- 0.11	- 77.02
南東	生野	勝山北1-19 [東-17]	+ 0.21	+ 0.10	- 0.10	+ 0.44	+ 0.35	- 10.65
	阿倍野	王子町4-1 [南-18(Ⅱ)]	-	(-0.08)	-	(+0.43)	+ 0.59	- 16.32
	東住吉	湯里1-15 [南-15]	- 0.43	0	- 0.11	+ 0.53	+ 0.66	- 24.55
	平野	加美南1-9-17 [南-39]	- 0.38	- 0.05	- 0.11	+ 0.15	+ 0.75	- 45.71
南西	港	海岸通4-2 [西-19(Ⅱ)]	+ 1.58	- 0.38	- 0.21	- 0.05	- 0.35	- 79.35
	大正	泉尾1-39 [西-30]	-	(+0.85)	-	(-0.03)	+ 0.07	- 107.56
	西成	天下茶屋2-2 [国-243]	+ 0.21	- 0.15	- 0.29	+ 0.62	+ 0.20	- 11.61
	住之江	安立2-11 [国-245]	- 0.16	+ 0.04	- 0.16	+ 0.51	+ 0.08	- 12.55
	住吉	東粉浜1-5 [国-244]	+ 0.04	+ 0.06	- 0.07	+ 0.68	+ 0.33	- 14.90

(注)1. 测量不動点は、昭和10～38年:毛馬原標、昭和39～51年:基21号、昭和52～57年:基21号、上町原標、国分原標、262号、昭和58年以降:262号に替え泉南原標。

2. 変動量累計のうち、[西-45]は昭和13年から、[西-19(Ⅱ)]は昭和34年から、[南-39]、[南-18(Ⅱ)]は昭和38年から、[国-234(Ⅲ)]は昭和41年から平成15年までの変動量の累計です。

3. 主要地点は長期にわたって固定している水準点のうちから任意に選定しました。

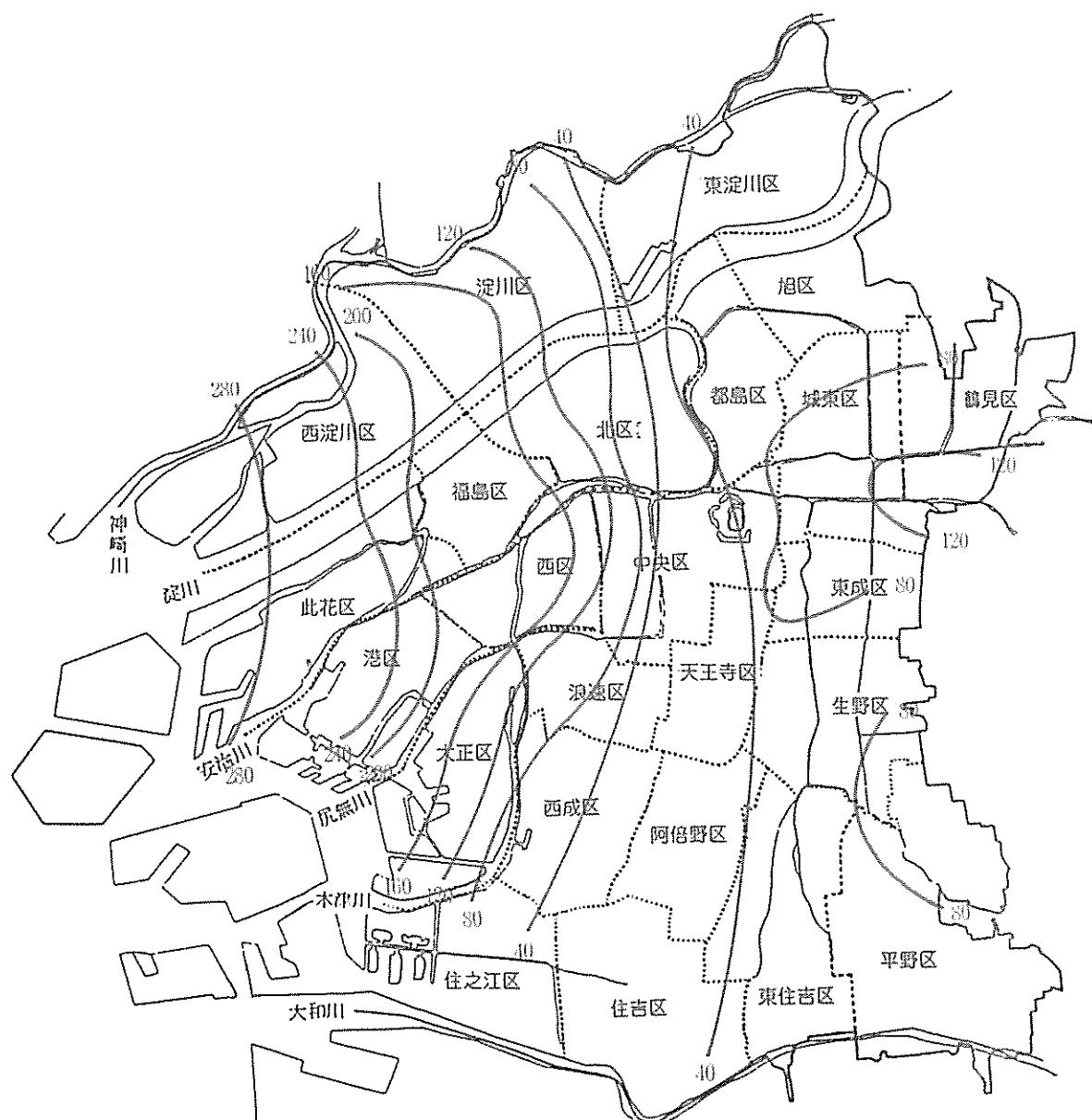
4. 表中の-は未観測。

5. ()内は、前回観測から観測年までの変動量です。

6. 平成13年度以降の変動量は、原則、観測から2年間の変動量です(一部3年間)。

## 資料 1-4-2 累積沈下等量線推定図

(昭和 10 年～平成 15 年度累計、単位：cm)



資料1-4-3 地下水位観測井の概要及び地下水位観測結果（平成6年～平成15年）

観測井名	年	所在地	ストレーナー位置(m)	観測開始時期	銀測開始時期		平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
					管頭下(m)	O. P(m)										
天保山B	港区築港4丁目	96～100.5	昭和36年3月	管頭下(m) O. P(m)	27.63 -2.58	6.94 ※	6.15 -2.22	5.79 -0.83	4.41 -0.13	3.70 0.02	3.55 0.02	3.47 0.01	3.56 ☆	3.58 0.01	3.54 ☆	3.54 0.03
鶴町B	大正区鶴町2丁目	25～30	昭和28年1月	管頭下(m) O. P(m)	9.17 -	3.98 ※	4.82 -1.14	5.30 -1.63	3.67 0.03	3.02 0.66	2.88 0.80	2.57 ☆	2.43 ☆	2.63 1.24	2.43 ☆	2.43 1.24
此花	此花区島屋5丁目	23～28	【昭和28年7月】 平成4年7月	管頭下(m) O. P(m)	15.26 -	4.23 ※	4.57 -3.22	4.52 -3.17	1.62 -0.26	1.56 -0.20	1.87 -0.52	0.74 ☆	0.74 0.62	0.82 ☆	0.92 0.45	0.92 0.45
姫島	西淀川区姫島4丁目	63～68	昭和28年7月	管頭下(m) O. P(m)	21.76 -	8.57 ※	5.58 -3.91	4.66 -3.18	2.37 -0.88	1.88 -0.40	1.91 -0.43	1.42 ☆	1.36 0.13	1.35 ☆	1.42 0.06	1.42 0.06
十三	淀川区十三元今里1丁目	96.6～100	昭和35年7月	管頭下(m) O. P(m)	35.70 -	9.91 ※	8.94 -4.60	7.99 -3.64	6.32 -1.96	5.69 -1.33	5.56 -1.21	5.39 ☆	5.33 0.62	5.37 -0.97	5.38 ☆	5.38 -1.03
中之島A	北区中之島1丁目	91～96	昭和35年7月	管頭下(m) O. P(m)	32.47 -	12.10 ※	9.93 -5.90	7.94 -3.90	5.79 -1.74	5.19 -1.15	5.06 -1.02	4.89 ☆	4.87 -0.82	4.86 ☆	4.86 -0.81	4.86 -0.81
中之島B	"	178～183	昭和35年7月	管頭下(m) O. P(m)	31.94 -	9.88 ※	9.06 -5.06	7.89 -3.88	6.56 -2.53	5.96 -1.95	5.87 -1.85	5.69 ☆	5.68 -1.66	5.86 ☆	6.03 -2.01	6.03 -2.01
蒲生	城東区中央3丁目	91～96	昭和35年7月	管頭下(m) O. P(m)	19.32 -	15.32 ※	13.82 -11.38	11.23 -8.78	10.37 -7.92	9.88 -7.43	9.34 -6.89	8.75 ☆	8.75 -5.86	8.31 ☆	8.01 -5.30	8.01 -5.30
港(Ⅱ)A	港区田中3丁目	348～353	【昭和39年4月】 昭和61年6月	管頭下(m) O. P(m)	25.63 -	6.59 ※	5.74 -3.24	5.28 -2.78	3.61 -1.10	2.87 -0.36	2.71 -0.21	2.61 ☆	2.65 -1.66	2.65 ☆	2.65 -0.14	2.65 -0.14
港(Ⅱ)B	"	441～446	【昭和39年4月】 昭和61年6月	管頭下(m) O. P(m)	19.28 -	14.33 ※	14.22 -11.71	13.65 -11.14	13.18 -10.67	12.91 -10.40	12.91 -10.41	12.59 ☆	12.59 -10.08	11.9 ☆	11.58 -9.07	11.58 -9.07
港(Ⅱ)C	"	183～188	【昭和39年4月】 昭和61年6月	管頭下(m) O. P(m)	26.08 -22.29	7.29 ※	6.83 -4.32	6.28 -3.78	5.33 -2.82	4.64 -2.13	4.53 -2.02	4.42 ☆	4.73 -2.22	4.92 ☆	5.15 -2.64	5.15 -2.64
生野A	生野区巽東4丁目	13.5～16.5	昭和42年4月	管頭下(m) O. P(m)	2.37 3.83	6.56 ※	6.14 -0.24	5.80 0.10	5.24 0.67	5.09 0.81	4.98 0.93	5.11 ☆	5.51 0.40	5.5 0.57	5.34 0.57	5.34 0.57
生野B	"	170～180	昭和42年4月	管頭下(m) O. P(m)	30.96 -9.95	14.62 ※	14.02 -8.02	13.91 -7.91	13.52 -7.52	13.31 -7.31	12.71 -6.71	12.84 ☆	12.61 -6.60	12.36 ☆	12.17 -6.16	12.17 -6.16
柴鳥	東淀川区柴鳥1丁目	170～175	昭和43年4月	管頭下(m) O. P(m)	16.15 -9.96	9.49 ※	8.88 -4.03	8.48 -3.63	7.66 -2.80	7.31 -2.46	7.23 -2.38	7.09 ☆	7.01 -2.15	6.97 ☆	6.89 -2.04	6.89 -2.04
馬場町(Ⅱ)	中央区大手前4丁目	136.7～142.2	【昭和44年4月】 平成9年8月	管頭下(m) O. P(m)	41.98 -16.66	34.51 ※	34.51 -9.20	33.70 -8.39	(33.36) -8.23	33.08 -7.95	32.77 -7.64	32.47 ☆	32.13 -7.00	31.76 ☆	31.37 -6.24	31.37 -6.24

(注) 1. 観測開始時期の【】は、観測所設置当初の開始時期であり、同欄下段の時期は、移設後の観測開始時期を示します。

例えば、馬場町観測所は、昭和44年4月から観測を開始し、平成9年8月に移設を行い、馬場町(Ⅱ)観測所へ観測を行き継ぎました。

2. 表中「-」は、不明を示します。

3. ※印は、兵庫県南部地震による影響のため、測量を中止しました。

4. 12年以降の☆印は、水準測量が隔年実施となつたため、測定値はありません。

5. 地下水位は、年平均水位で示します。

6. 馬場町(Ⅱ)の平成9年の( )内は、8月～12月までの平均水位です。

資料1-4-4 地下水概況調査結果（平成15年度）

測定項目	環境基準値 (mg/L)	旭区 太子橋	淀川区 田川	鶴見区 堺野	鶴見区 横堤	北区 中津	城東区 新喜多	中央区 玉造	天王寺区 上汐	生野区 中川	東住吉区 杭全	平野区 平野東
採水日	—	1月27日	1月19日	1月21日	1月21日	1月20日	1月19日	1月29日	1月21日	1月21日	1月22日	1月22日
色相	—	無色	無色	無臭	硫化水素臭	無色	淡黄色	無色	無色	無色	無色	無色
臭気	—	塩素臭	無臭	硫化水素臭	硫化水素臭	土臭	硫化水素臭	無臭	硫化水素臭	無臭	無臭	無臭
pH	—	7.6	7.3	8.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
カドミウム	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
金・シアン	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,1-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロブロベン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ふつ素	0.8	0.08	0.17	0.23	0.39	0.20	0.10	0.18	0.08	0.24	0.14	0.30
ほう素	1	0.02	0.16	0.19	0.19	0.16	0.16	0.08	0.06	0.14	0.07	0.07
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	1.3	<0.08	1.5	<0.08	<0.08	0.15	0.23	5.8	<0.08	<0.08	2.4

資料1-4-5 地下水汚染井戸周辺地区調査結果（平成15年度）

測定項目	環境基準値(mg/l)	淀川区	北区	港区	住吉区	旭区	生江	西区	南堀江	北堀江	西区	西成区
採水日	—	1月19日	1月20日	1月20日	1月22日	1月27日	1月26日	1月26日	1月26日	1月26日	1月22日	
色相	—	無色	無色	無色	淡黄色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	
臭氣	—	プラスチック臭	無臭	微土臭	朽木臭	無臭	微硫化水素臭	硫化水素臭	無臭	無臭	無臭	
pH	—	6.9	8.3	8.1	8.7	6.6	7.1	7.3	7.1	7.4	6.9	7.2
カドミウム	0.01	—	—	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—
鉛	0.01	0.023	<0.005	0.013	0.006	0.013	—	—	—	—	—	—
硫酸	0.01	—	<0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	0.02	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1, 2-ジクロロエタン	0.004	—	—	—	—	—	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1, 1-ジクロロエレン	0.02	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	—	—	—	—	—	0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	1	—	—	—	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	—	—	—	—	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	—	—	—	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1, 3-ジクロロプロペン	0.002	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	0.01	—	—	—	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ふつ素	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.85
トランヌ-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	—	7.7	—	6.5	—	—	—	—	—	—	5.0

資料1－4－6 地下水定期モニタリング調査結果（平成15年度）

測定項目	環境基準値 mg/L	中央区 西心斎橋	中央区 西心斎橋	旭区 新森	阿倍野区 天王寺町北	西淀川区 堺里	東淀川区 大桐	此花区 島屋	生野区 林寺	此花区 伝法	浪速区 元町	浪速区 元町
採水日	—	1月26日	1月26日	1月27日	1月21日	1月19日	1月27日	1月20日	1月22日	1月20日	1月26日	1月26日
色相	—	無色	無色	無色	無色	無色	無色	淡黄色	無色	無色	淡黄色	無色
臭氣	—	硫化水素臭	無臭	硫化水素臭	臭・油臭	硫化水素臭	硫化水素臭	微土臭	油臭	無臭	無臭	無臭
pH	—	7.9	7.5	6.8	6.7	7.1	7.2	9.0	7.2	8.3	7.1	6.7
鉛	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.005	—	—
砒素	0.01	0.11	0.007	—	—	0.058	—	—	—	<0.005	—	—
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	<0.002	<0.002	—	—
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002	<0.0002	—	—
1, 2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	<0.0004	<0.0004	—	—
1, 1-ジクロロエチレン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	<0.002	<0.002	—	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	0.025	0.19	<0.004	<0.004	—	—	0.021	<0.004	—	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	—	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	<0.0006	<0.0006	—	—
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	<0.002	0.009	<0.002	<0.002	<0.002	—	<0.002	<0.002	—	—
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	—	—
1, 3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002	<0.0002	—	—
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—	<0.001	<0.001	—	—
ふつ素	0.8	1.3	0.13	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ほう素	1	—	—	—	—	—	—	1.5	—	—	—	—
トランスクロロエチレン	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	—	—
界面活性剤及び重曹酸性塗装	10	—	—	—	—	—	—	19	—	—	—	—

資料1－5－1 ダイオキシン類環境調査結果（平成15年度）

1 大気環境調査結果

(単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点	結果	春	夏	秋	冬	15年度 年平均値	14年度 年平均値
菅北小学校（北区）	0.086	0.062	0.15	0.10		0.10	0.13
平尾小学校（大正区）	0.24	0.098	0.12	0.17		0.16	0.31
淀中学校（西淀川区）	0.31	0.18	0.21	0.19		0.22	0.45
茨田北小学校（鶴見区）	0.079	0.058	0.10	0.082		0.080	0.14
摂陽中学校（平野区）	0.13	0.13	0.18	0.12		0.14	0.50
住吉区民ホール（住吉区）	0.16	0.10	0.12	0.12		0.13	0.84
東淀川区役所（東淀川区）	0.077	0.062	0.11	0.084		0.083	0.13
此花区役所（此花区）	0.12	0.058	0.18	0.15		0.13	0.12
堀江小学校（西区）	0.086	0.056	0.14	0.094		0.094	0.13
南港中央公園（住之江区）	0.14	0.066	0.094	0.10		0.10	0.11
勝山中学校（生野区）	0.11	0.074	0.073	0.12		0.094	0.25
聖賢小学校（城東区）	0.11	0.054	0.16	0.10		0.11	0.15
市内平均値	0.14	0.083	0.14	0.12		0.12	0.27

(注) ・環境基準値: 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下

・試料採取日: 春: 平成15年 5月29日～6月5日、夏: 平成15年 7月24日～7月31日  
秋: 平成15年10月23日～30日、冬: 平成16年 1月29日～2月5日

追加調査結果

(単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点	結果	春	夏	秋	冬	15年度 年平均値	14年度 年平均値
摂陽中学校（平野区）	0.18	0.27	0.17	0.12		0.19	0.33
住吉区民ホール（住吉区）	0.20	0.36	0.18	0.11		0.21	0.44

・試料採取日: 春: 平成15年6月5日～6月12日、夏: 平成15年7月31日～8月7日  
秋: 平成15年10月30日～11月6日、冬: 平成16年2月5日～2月12日

・平成14年3月に開催した学識経験者から成る本市の「ダイオキシン類対策技術検討会」からの提言に基づき、平成13年度の調査結果で環境基準値を超えていた住吉区民ホール（住吉区）及び摂陽中学校（平野区）の2地点で、大気環境調査後に各季1週間ずつ追加調査を実施。

## 2 水質環境調査結果

### (1) 河川・海域

(単位: pg-TEQ/L)

調査地點		調査結果	調査地點		調査結果
河	小松橋(神崎川)	1.2	川	南弁天橋(平野川)	0.38
	千船橋(神崎川)	0.38		天王田大橋(平野川分水路)	0.24
	桜宮橋(大川)	0.32		徳栄橋(古川)	7.0
	天神橋(右)(堂島川)	0.23		今津橋(寝屋川)	1.8
	天神橋(左)(土佐堀川)	0.25		京橋(寝屋川)	0.57
	本町橋(東横堀川)	0.84		下城見橋(第二寝屋川)	0.41
	大黒橋(道頓堀川)	1.2		柴島(淀川)	0.20
	六軒家橋*(春日出橋)(六軒家川)	0.28		遠里小野橋(大和川)	0.33
	北港大橋下流700m(正蓮寺川)	0.10		大阪港関門外	0.064
	天保山渡(安治川)	0.088		南港	0.12
川	甚兵衛渡(尻無川)	0.33	域	神崎川河口中央	0.35
	千本松渡(木津川)	0.33		淀川河口中央	0.12
	船町渡(木津川運河)	0.32		木津川河口中央	0.30
	住之江大橋下流1100m(住吉川)	0.16		No.5ブイ跡	0.14
	城見橋(平野川)	0.34			

(注) ・環境基準値: 1 pg-TEQ/L以下

・淀川(柴島)、大和川(遠里小野橋)については近畿地方整備局が測定。

・試料採取: (大阪市実施分) 年2回実施 平成15年7月~12月

・\*これまで、春日出橋で調査していたが、工事中であったため、上流の六軒家橋で採水した。

### (2) 地下水

(単位: pg-TEQ/L)

調査地区	調査結果
東淀川区東淡路5丁目	0.020
城東区森之宮1丁目	0.018
生野区巽東1丁目	0.019

(注) ・環境基準値: 1 pg-TEQ/L以下

・試料採取: 平成16年1月15日

### 3 底質環境調査結果

(単位 : pg-TEQ/g. 乾重)

調査地点	調査結果	調査地点	調査結果	
江口橋* (小松橋) (神崎川)	0.86	河川	城見橋 (平野川)	110
千船橋 (神崎川)	160		左専道大橋* (天王田大橋) (平野川分水路)	64
桜宮橋 (大川)	21		徳栄橋 (古川)	6.3
天神橋(右) (堂島川)	8.4		寝屋川橋* (京橋) (寝屋川)	120
天神橋(左) (土佐堀川)	7.7		下城見橋 (第二寝屋川)	39
本町橋 (東横堀川)	5.7		柴島 (淀川)	0.88
大黒橋 (道頓堀川)	170		遠里小野橋 (大和川)	0.41
六軒家橋* (春日出橋) (六軒家川)	66			
北港大橋下流700m (正蓮寺川)	130			
天保山渡 (安治川)	110			
甚兵衛渡 (尻無川)	130	海域	神崎川河口中央	170
千本松渡 (木津川)	240		淀川河口中央	21
船町渡 (木津川運河)	180		木津川河口中央	66
住之江大橋下流1100m (住吉川)	140		N o. 5 ブイ跡	16
			大阪港閨門外	16
			南港	24

#### 追加調査結果

調査地点	調査結果
河川	城東橋 (平野川)
	柴谷橋 (住吉川)
	末吉橋 (東横堀川)
	日吉橋 (道頓堀川)
	大船橋 (木津川運河)

- (注) • 環境基準値 : 150 pg-TEQ/g以下  
 • 淀川 (柴島)、大和川 (遠里小野橋) については近畿地方整備局が測定。  
 • 試料採取 : (大阪市実施分) 平成15年11月13日~21日  
 • \*は( )内の調査予定地点で底質が採取できなかったため、予定地点の周辺で実際に採取底質を採用了した地点を示しています。  
 • これまでの調査で環境基準値を超える状況があった河川については、調査地点を増やして調査を行いました。

### 4 土壤環境調査結果

(単位 : pg-TEQ/g. 乾重)

調査地点	調査結果	調査地点	調査結果
本庄公園 (北区)	3.7	中川小学校 (生野区)	1.3
高倉中学校 (都島区)	1.1	新森東公園 (旭区)	3.6
吉野小学校 (福島区)	0.054	関目小学校 (城東区)	0.64
春日出中学校 (此花区)	0.64	放出公園 (鶴見区)	11
久宝公園 (中央区)	3.3	高松公園 (阿倍野区)	0.061
九条北公園 (西区)	8.8	真住中学校 (住之江区)	1.1
市岡公園 (港区)	0.77	粉浜公園 (住之江区)	2.0
三軒家西小学校 (大正区)	0.016	東我孫子中学校 (住吉区)	0.31
真田山公園 (天王寺区)	0.0084	清水丘ふれあい公園 (住吉区)	0.18
愛染公園 (浪速区)	12	田辺中学校 (東住吉区)	0.042
柏里小学校 (西淀川区)	0.17	山坂公園 (東住吉区)	1.5
十三中学校 (淀川区)	0.24	川辺小学校 (平野区)	0.22
大隅公園 (東淀川区)	3.8	加美南中学校 (平野区)	0.65
大今里南公園 (東成区)	11	玉出小学校 (西成区)	2.1

- (注) • 環境基準値 : 1,000 pg-TEQ/g以下 (調査指標値 : 250 pg-TEQ/g以上)

• 試料採取 : 平成15年11月17日~平成15年12月1日

## 5 貝類（ムラサキイガイ）調査結果

(単位 : pg-TEQ/g 湿重)

調査地点		15年度調査結果	13年度調査結果
海 域	大阪港内（安治川河口）	1.9	6.9
	大阪港閥門外	1.2	5.4

(注) ・環境基準値は設定されていない。

・試料採取：平成15年10月21日

・隔年毎に実施。

資料1-5-2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出件数

(平成15年度)

種類 区分	設置届	使用届	構造変更届	廃止届	氏名変更届	承継届	合計
大気基準適用施設	1	0	1	2	10	0	14
水質基準対象施設	0	0	0	1	4	0	5

資料1-5-3 有害大気汚染物質の環境モニタリング調査結果(平成15年度)

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

	管北小学校	摂陽小学校	平尾小学校	聖賢小学校	梅田新道	出来島小学校	市内平均
アクリロニトリル	0.18	0.18	0.21	0.17	—	—	0.19
アセトアルデヒド	2.8	2.7	2.2	2.8	3.1	3.4	2.8
塩化ビニルモノマー	0.069	0.055	0.058	0.081	—	—	0.066
クロロホルム	0.35	0.27	1.7	0.31	—	—	0.66
酸化エチレン	0.11	0.14	0.11	0.10	—	—	0.12
1,2-ジクロロエタン	0.15	0.17	0.17	0.19	—	—	0.17
ジクロロメタン	5.3	8.2	4.4	5.7	—	—	5.9
水銀及びその化合物	0.0029	0.0025	0.0030	0.0027	—	—	0.0028
テトラクロロエチレン	1.6	1.7	1.1	1.3	—	—	1.4
トリクロロエチレン	1.9	3.7	1.4	2.9	—	—	2.5
ニッケル化合物	0.010	0.010	0.013	0.0088	—	—	0.010
砒素及びその化合物	0.0038	0.00086	—	—	—	—	0.0023
1,3-ブタジエン	0.28	0.27	0.24	0.32	0.57	0.37	0.34
ベリリウム及びその化合物	0.000064	0.000095	—	—	—	—	0.000080
ベンゼン	1.7	1.9	2.9	2.6	3.3	3.5	2.7
ベンゾ[a]ピレン	0.00022	0.00045	0.00062	0.00032	—	0.00052	0.00043
ホルムアルデヒド	3.9	3.4	3.1	3.7	4.4	4.6	3.9
マンガン及びその化合物	0.024	0.034	0.052	0.030	—	—	0.035
クロム及びその化合物	0.0068	0.011	0.012	0.0088	—	—	0.0097

(注)上記19物質のうち、環境基準及び環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値(指針値)が次のとおり設定されています。

環境基準

ベンゼン : 年平均値が  $3 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること  
 トリクロロエチレン : 年平均値が  $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること  
 テトラクロロエチレン : 年平均値が  $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること  
 ジクロロメタン : 年平均値が  $150 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること

指針値

アクリロニトリル : 年平均値が  $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること  
 塩化ビニルモノマー : 年平均値が  $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること  
 水銀 : 年平均値が  $0.04 \mu\text{g Hg}/\text{m}^3$  以下であること  
 ニッケル化合物 : 年平均値が  $0.025 \mu\text{g Ni}/\text{m}^3$  以下であること

資料1-5-4 アスベスト環境モニタリング調査結果

単位: 本/L

測定年度 測定地点	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
一般 環境	天満中学校(北区)	0.85	0.75	0.79	0.69	0.93	0.52	0.56	0.53	(0.43)					
	平尾小学校(大正区)	0.85	0.75	0.81	0.61	0.72	0.56	0.41	0.40	0.49	0.53	0.47	0.48	0.41	0.41
	淀中学校(西淀川区)	1.1	0.72	0.83	0.60	0.71	0.57	0.36	0.44	0.49	0.52	0.48	0.43	0.43	0.38
	勝山中学校(生野区)								(0.39)	0.49	0.45	0.52	0.49	0.39	0.41
	大宮中学校(旭区)	0.80	0.63	0.64	0.60	0.69	0.55	0.46	0.45	0.43	0.52	0.43	0.44	0.46	0.33
	摂陽中学校(平野区)	0.88	0.81	0.79	0.87	0.63	0.47	0.46	0.34	0.46	0.46	0.47	0.42	0.47	0.46
	平均値	0.86	0.73	0.77	0.67	0.73	0.53	0.45	0.43	0.45	0.51	0.46	0.46	0.45	0.38
道路 沿道	梅田新道(北区)	0.84	0.77	0.79	0.65	1.0	0.57	0.50	0.70	0.63	0.52	0.57	0.36	0.50	
	出来島小学校(西淀川区)	0.82	0.81	0.73	0.63	0.93	0.61	0.47	0.61	0.61	0.59	0.58	0.56	0.50	
	平均値	0.83	0.78	0.78	0.64	0.97	0.59	0.48	0.65	0.62	0.55	0.57	0.45	0.50	

(注) 1. 表中の数字は各測定場所の各年度の幾何平均値を示しています。  
 2. 天満中学校の閉校に伴い、天満中は平成9年の夏季まで、また、勝山中の結果は冬季からの調査結果です。  
 3. 平成12年度の生野区における測定は、生野保健センターで実施しました。  
 4. 道路沿道については、平成14年度以降測定していません。

## 「大阪府化学物質適正管理指針」に定める管理物質の使用量、製造量

平成14年度

番号	管理物質名	使用量(トン)	製造量(トン)
001	亜鉛及びその化合物	21,957	12,802
002	アクリルアミド	3,483	0
003	アクリル酸	322	0
004	アクリル酸エステル類	901	0
005	アクリロニトリル	61	0
006	アセトアルデヒド	33	0
007	アセトン	1,719	1,480
008	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	1	0
009	アニリン	98	0
010	3-アミノ-1,2,4-トリアゾール	0	0
011	アミノピリジン	0	0
012	アリルアルコール	0	0
013	アントラセン	387	0
014	アンモニア	1,164	211
015	エタノールアミン	227	0
016	エチレングリコール	447	0
017	エチレングリコールモノエチルエーテル	38	0
018	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	63	0
019	エチレングリコールモノブチルエーテル	1,181	29
020	エチレングリコールモノメチルエーテル	22	0
021	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	7	0
022	エチレンジアミン	40	0
023	塩化アリル	0	0
024	塩化アンモニウム	402	1
025	塩化水素	12,697	0
026	塩化バラフィン	70	0
027	塩化ベンジル	17	0
028	塩化メチル	24	0
029	塩化メチレン	3,166	157
030	2-オクタノール	30	0
031	カルバミン酸エチル	0	0
032	キシレン	12,779	204
033	蠟酸	2,292	3,123
034	クレゾール	573	0
035	クロトンアルデヒド	1	0
036	クロム及びクロム化合物（六価クロム化合物を除く）	286	87
037	クロロアニリン	21	0
038	1-クロロ-2、3-エポキシプロパン	299	0
039	2-クロロ-1、3-ブタジエン	0	0
040	クロロホルム	17	14
041	五塩化リン	159	0
042	酢酸	1,843	0
043	酢酸エステル類	4,280	161
044	酢酸ビニル	654	0
045	三塩化リン	63	0
046	酸化エチレン	1,512	0
047	酸化プロピレン	317	0
048	シアノ化水素及びシアノ化物	374	360
049	四塩化炭素	0	0
050	シクロヘキサン	1,133	4

## 平成14年度

番号	管理物質名	使用量(トン)	製造量(トン)
051	シクロヘキサン	168	0
052	0-ジアニシジン	0	0
053	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	0	0
054	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	1	0
055	ジアミノトルエン	2	0
056	ジエチレントリアミン	532	0
057	1,4-ジオキサン	155	0
058	1,2-ジクロロエタン	23	0
059	1,1-ジクロロエチレン	0	0
060	1,2-ジクロロプロパン	78	0
061	1,3-ジクロロプロペン	0	0
062	3,3'-ジクロロベンジジン	0	0
063	ジクロロベンゼン	117	0
064	ジニトロトルエン	0	0
065	ジニトロナフタレン	0	0
066	2,4-ジニトロフェノール	0	0
067	ジフェニルアミン	1	0
068	2,4-ジメチルアニリン	0	0
069	N,N'-ジメチルアニリン	0	0
070	N,N-ジメチルホルムアミド	529	0
071	スチレン	3,118	0
072	セレン及びその化合物	6	0
073	チオセミカルバジド	0	0
074	重金属化物(硝酸を含む)	1,614	22
075	テトラクロロエチレン	52	0
076	2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン	211	0
077	トリエタノールアミン	205	0
078	1,1,1-トリクロロエタン	0	0
079	トリクロロエチレン	48	9
080	3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキセン-1-オン	94	0
081	トリレンジイソシアネート	0	0
082	トルイジン	13	0
083	トルエン	11,256	198
084	ナフタレン	50	0
085	α-ナフチルアミン	0	0
086	ニッケル	453	36
087	ニトロアニリン	1	0
088	N-ニトロソジフェニルアミン	0	0
089	ニトロトルエン	0	0
090	ニトロベンゼン	0	0
091	二硫化炭素	0	0
092	2-ヒドロキシナフタレン	8	0
093	ビリジン	3	0
094	フェニレンジアミン	13	0
095	フェノール	1,321	0
096	フタル酸エステル類	708	719
097	フッ化水素	5,305	0
098	フッ素	1	0
099	フルフリルアルコール	111	0
100	1,3-ブタジエン	0	0

番号	管理物質名	使用量(トン)	製造量(トン)
101	1-ブタノール	1,815	21
102	2-ブタノン	1,091	0
103	2-プロパノール	3,309	378
104	ヘキサン	461	7
105	ベンゾトリクロライド	1	0
106	ほう素及びその化合物	434	6
107	メタクリル酸	28	0
108	メタクリル酸エステル	1,627	0
109	メチルアルコール	6,636	24
110	メチルクロロメチルエーテル	0	0
111	メチルヒドラジン	0	0
112	4-メチル-2-ペントノン	1,133	0
113	4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)	0	0
114	モノクロロ酢酸	1	0
115	モノクロロベンゼン	61	0
116	硬化水素	36	0
117	硫酸	73,629	77,361
118	硫酸ジエチル	104	0
119	硫酸ジメチル	39	0
120	リン酸、リン酸化物及び水素化物	22,479	13,812
121	リン酸ジブチル	0	0
122	リン酸トリクレジル	7	0
123	リン酸トリブチル	0	0

(届出件数: 152件)

資料1－6－1 特定（届出）工場・事業場数（騒音関係）

(平成16年3月末現在)

事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北	568	506	東淀川	167	205
都 島	150	205	東 成	291	316
福 島	175	293	生 野	322	307
此 花	120	192	旭	82	314
中 央	795	766	城 東	328	280
西	357	364	鶴 見	166	136
港	145	224	阿倍野	114	240
大 正	56	225	住之江	120	305
天王寺	212	226	住 吉	52	123
浪 速	203	276	東住吉	134	130
西淀川	308	334	平 野	368	250
淀 川	403	382	西 成	207	237

(合計) 特定工場・事業場数（法）： 5,843  
 届出工場・事業場数（条例）： 6,836

資料1－6－2 騒音規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音）に基づく特定（届出）施設の年度別届出件数

年度	平成11		12		13		14		15	
法令区分 種 別	法 律	条 例	法 律	条 例	法 律	条 例	法 律	条 例	法 律	条 例
設置届	53	69	89	57	72	90	56	76	82	67
使用届	0	0	4	1	0	2	2	6	2	1
数の変更届	7	6	26	12	19	8	0	11	14	16
騒音防止の方法変更届	0	0	1	0	0	3	0	0	1	0
氏名等変更届	66	59	331	103	158	65	115	36	122	43
全廃届	16	16	12	13	36	11	19	6	16	7
承継届	34	16	9	7	9	5	18	9	28	5
計	176	166	472	193	294	184	210	144	265	139

資料1-6-3 工場・事業場騒音苦情件数内訳（業種別、発生施設別、従業員数別）

(平成15年度)

	業種別		発生施設別		従業員数別	
	届出施設	金属加工機械 圧縮機・送風機 クーリングタワー 合成樹脂成形加工機械等	金属加工機械 24	1~5人	137	
工場・事業場騒音苦情件数 316件	金属製品製造	59	届出対象外空調機・冷凍機	6~20人	71	
	食品製造	8				
	機械器具製造	8	カラオケ装置	20~50人	23	
	出版印刷	3				
	プラスチック製品製造業	8				
	その他の製造業	33	作業音	51~300人	8	
サービス業・事務所など	商・飲食店	131				
	娯楽、遊戯、スポーツ施設	12				
	カーニング所、理美容所、浴場	1				
	その他	43	その他	300人~	3	
	その他	10				

資料1-6-4 特定建設作業届出件数(騒音)

特定建設作業の種類	年 度				
	平成11	12	13	14	15
1. くい打機等を使用する作業(7-スオーガー併用を除く)	108	110	121	80	63
2. びょう打機を使用する作業	0	1	7	1	2
3. さく岩機を使用する作業	1,587	1,777	1,703	1,515	1,417
4. 空気圧縮機を使用する作業	179	207	79	38	51
5. コンクリートブランチ・アスファルトブランチを設けて行う作業	0	5	17	5	1
6. バックホウを使用する作業	831	756	545	239	403
7. トラクターショベルを使用する作業	19	8	23	10	2
8. ブルドーザーを使用する作業	45	34	28	23	28
9. 6.7.8.以外のブルドーザー、トラクターショベル、又はショベル系掘削機械を使用する作業	2,158	2,595	2,295	2,420	2,182
10. コンクリートカッターを使用する作業	159	223	213	239	201
11. 鋼球を使用する破壊作業	0	0	0	0	0
計	5,086	5,716	5,031	4,570	4,350

(注) 平成12年度までは、作業の期間が3か月ごとの届出であったが平成13年度からは作業の期間に関わらず作業の開始から終了まで一括して届け出ができるとした。

資料1-6-5 新幹線鉄道の騒音・振動レベルの測定結果（平成15年度：本市調査分）

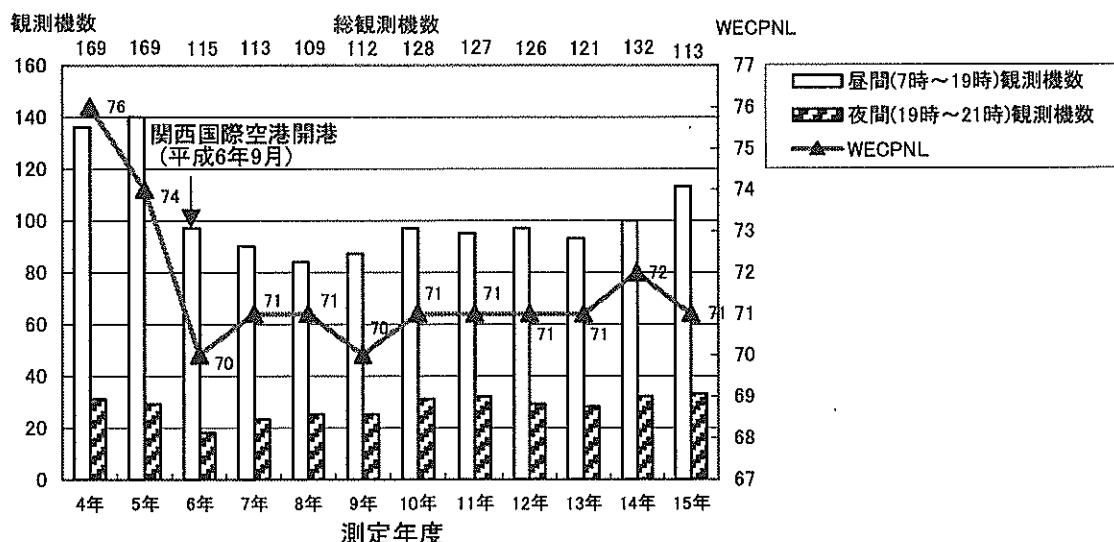
○東淀川区(東海道新幹線)

調査地点	調査日時	天候	測定位置	調査結果		
				騒音	振動	車両速度
瑞光2丁目	5/20(火)	曇り	上り線側	66デシベル	56デシベル	148km/h
南江口2丁目	5/29(木)	晴れ	上り線側	66デシベル	56デシベル	158km/h
北江口4丁目	6/5(木)	晴れ	上り線側	72デシベル	56デシベル	162km/h

○淀川区(山陽新幹線)

調査地点	調査日時	天候	測定位置	調査結果		
				騒音	振動	車両速度
加島4丁目	5/16(金)	曇り	上り線側	68デシベル	51デシベル	141km/h
加島1丁目	5/21(水)	晴れ	上り線側	72デシベル	—	111km/h

資料1-6-6 大阪国際空港の航空機騒音レベルの経年変化（毛馬出張所）



資料1-6-7 関西国際空港の大津ルートを飛行する航空機の騒音レベルの測定結果  
(此花下水処理場)

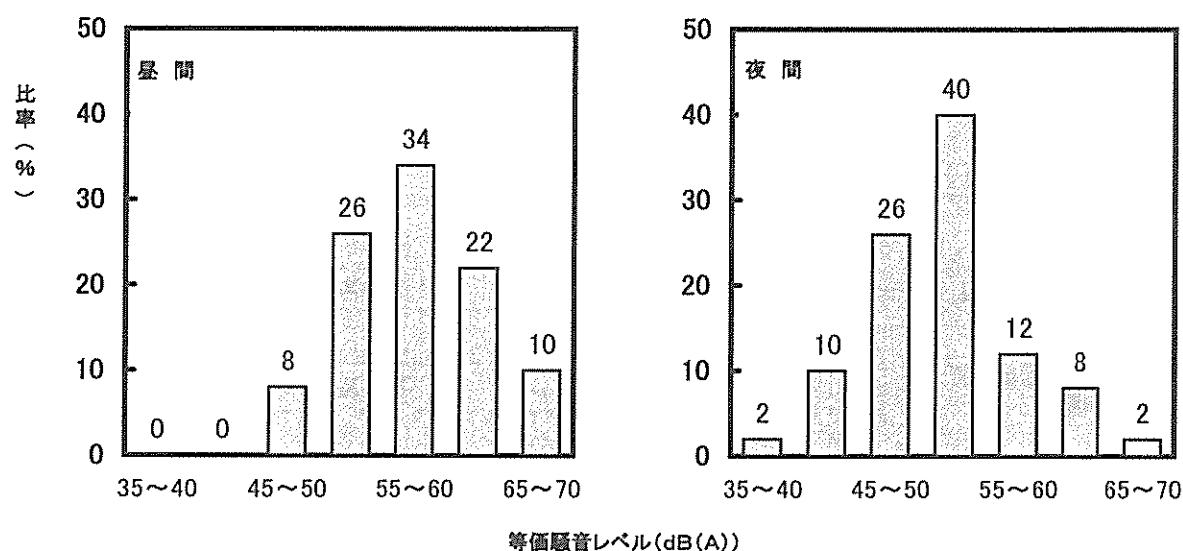
測定日	平成10年 12月3日	平成11年 9月29日	平成12年 9月29日	平成13年 12月6日	平成14年 9月27日	平成15年 9月26日
測定機数	10機	10機	11機	12機	6機	9機
WECPNL (うるささ指数)	36	41	38	39	-	-
騒音の最大値	63デシベル	64デシベル	64デシベル	63デシベル	62デシベル	57デシベル

(注) 暗騒音との差が10デシベル以上あるピーク値がなかったため、WECPNLは計算不可能であった。

資料1-6-8 近隣騒音の苦情件数

項目	年度					
		平成11	12	13	14	15
生活騒音	電気機器	7	4	7	9	5
	楽器・音響機器	9	11	10	12	15
	人声・足音・給排水管	11	4	9	12	17
	ペット	11	2	2	6	3
	アド・リング・空ふかし音	10	2	6	6	9
	その他	12	9	8	10	12
計		60	32	42	55	61
拡声機騒音	商業宣伝目的	5	5	7	19	11
	航空機	0	0	1	1	1
	自動車	2	2	0	6	4
	商店等	3	3	6	12	6
	その他の目的	6	8	4	4	9
計		11	13	11	23	20

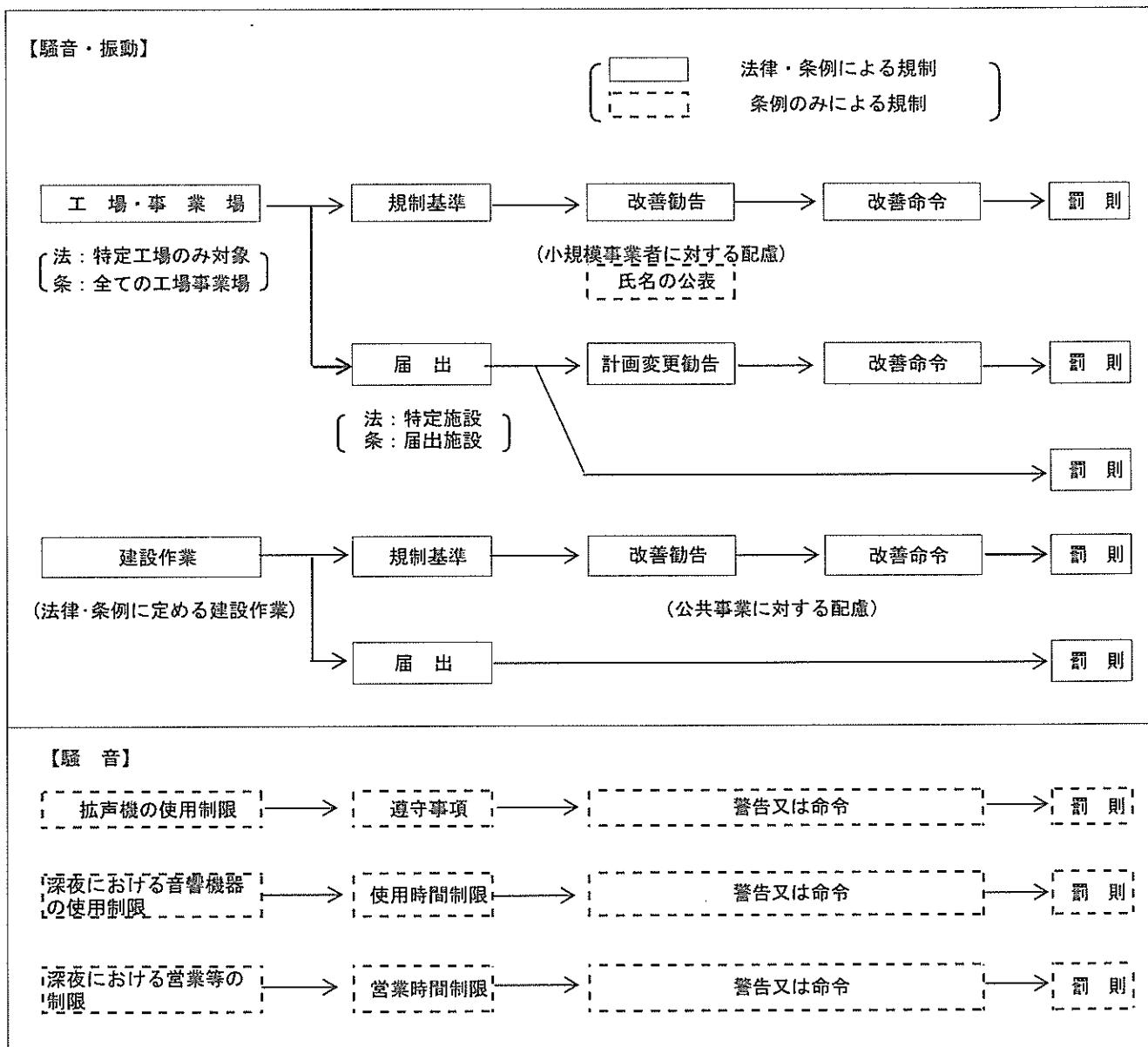
資料1-6-9 一般環境騒音の騒音レベル別頻度(平成13年度)



資料1-6-10 一般環境騒音の環境基準適合状況(平成13年度)

地域 類型	用途地域	測定 地点数	環境基準適合地点数			適合率 (%)
			昼間	夜間	昼夜共	
A	第1種中高層住居専用地域	2	1	2	1	50
	第2種中高層住居専用地域	6	4	2	2	33
B	第1種住居地域	17	7	5	5	29
	第2種住居地域	4	3	1	1	25
C	近隣商業地域	2	2	2	2	100
	商業地域	5	4	4	3	60
	準工業地域	12	12	12	12	100
	工業地域	2	2	2	2	100
市内全体		50	35	30	28	56

資料1-6-11 騒音規制法・振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による工場等の規制の仕組み



資料1-6-12 立入指導等の状況（騒音）

(平成15年度)

内 容 種 別	立入指導件数			測定件数
	都市環境局 (大気騒音課)	24区 保健福祉センター	市民の声等 合同立入	
法 律	406	321	(13) <sup>*1</sup>	392(313) <sup>*2</sup>
条 例	151	855	(23) <sup>*1</sup>	617(564) <sup>*2</sup>
そ の 他	16	645	(3) <sup>*1</sup>	373(364) <sup>*2</sup>
計	573	1,821	(39) <sup>*1</sup>	1382(1241) <sup>*2</sup>

(注)・建設作業を含む

・\*1: ( )内は大気騒音課及び保健福祉センター立入指導件数の内数

・\*2: ( )内は保健福祉センターの測定件数

資料 1－6－13 新幹線鉄道騒音・振動対策内容（民家防音・防振工事）

種別	根拠法令等	対象地域	実施件数(市内分)	実施件数累計(市内分)
新幹線鉄道 騒音・振動 (東海道・ 山陽新幹線)	「新幹線鉄道対策要綱」 昭和51年 開設了解	76デシベル以上 上位半数 パワー平均	0戸 (平成15年度)	2,503戸 (昭和54年度 ～平成15年度)
	「環境保全上緊急を要する 新幹線振動について(勧告)」 昭和51年 環境庁長官勧告 (現環境大臣)	71デシベル以上 上位半数 算術平均	0戸 (平成15年度)	75戸 (昭和55年度 ～平成15年度)

(JR東海・西日本調べ)

資料 1－6－14 新幹線鉄道騒音・振動対策内容（本市分の延べ施工延長）

対策内容	対策延長
防音壁	18,453m
パラストマットの敷設	12,562m
レールの削正(*)	16,006m
有道床弾性マクラギ	320m

(JR東海・西日本調べ)

(\*)レールの削正については、平成15年度の市内分の延べ施工延長。

資料 1－6－15 航空機騒音の障害防止対策（大阪国際空港）

○根拠法令 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」

(昭和47年 法律第110号)

○対象地域 75WECPNL以上を基準として運輸省(現国土交通省)告示により指定された区域

工事種別	平成15年度実施件数 (市内分)	実施件数累計 (市内分)
住宅防音工事及び 告示日後住宅防音工事	114件	20,675件 (昭和49～平成15年度)
機能回復工事	160件	13,016件 (平成元～平成15年度)
再更新工事	308件	1,307件 (平成11～平成15年度)

(空港周辺整備機構調べ)

資料1－6－16 振動関係苦情件数の内訳（平成15年度）

	工場・事業場			建設作業	交通		その他
	金属加工機械	作業	その他		自動車	鉄道	
苦情件数 99件	6(6)	9(9)	7(7)	43(44)	19(19)	2(2)	13(13)

(注) ( ) 内は%

資料1－6－17 特定（届出）工場・事業場数（振動関係）

(平成16年3月末)

事項 区名	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	事項 区名	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北	295	46	東淀川	116	22
都島	112	31	東成	308	42
福島	146	29	生野	371	27
此花	107	45	旭	103	24
中央	222	19	城東	289	30
西	231	26	鶴見	141	29
港	133	82	阿倍野	82	52
大正	61	124	住之江	74	148
天王寺	140	27	住吉	33	8
浪速	130	33	東住吉	107	9
西淀川	282	88	平野	318	58
淀川	298	74	西成	187	47

(合計) 特定工場・事業場数（法）： 4,286

届出工場・事業場数（条例）： 1,120

資料1－6－18 振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（振動）に基づく  
特定（届出）施設の年度別届出件数

年度	平成11		12		13		14		15	
法令区分 種別	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設置届	55	7	48	8	51	9	44	6	45	7
使用届	0	0	3	1	0	0	1	0	2	0
数の変更届	8	6	16	8	22	11	0	69	25	3
振動防止の方法変更届	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
氏名等変更届	136	11	54	17	86	18	68	13	70	7
全廃届	11	3	4	3	27	1	17	3	21	2
承継届	54	2	1	4	5	4	7	2	12	1
計	264	29	127	41	191	44	137	93	175	20

資料1－6－19 特定建設作業届出件数（振動）

特定建設作業の種類	年 度				
	平成11	12	13	14	15
1. くい打機等を使用する作業(アースオーガー併用を除く)	108	110	121	80	63
2. 鋼球を使用する破壊作業	0	0	0	0	0
3. 補装版破碎機を使用する作業	1	0	22	1	5
4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業	175	150	605	602	588
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機を使用する作業	3,053	3,385	2,891	2,692	2,182
計	3,337	3,657	3,652	3,389	2,838

(注) 平成12年度までは作業の期間が3か月ごとの届出であったが、平成13年度からは作業の期間に問わらず作業の開始から終了まで一括して届け出ることができるとした。

資料1－6－20 立入指導等の状況（振動）

(平成15年度)

種 別	立入指導件数			測定件数
	都市環境局 (大気騒音課)	24区保健 福祉センター	市民の声等 合同立入	
法 律	198	141	(4) <sup>*1</sup>	145(77) <sup>*2</sup>
条 例	17	172	(1) <sup>*1</sup>	106(99) <sup>*2</sup>
そ の 他	7	81	(2) <sup>*1</sup>	32(29) <sup>*2</sup>
計	222	394	(7) <sup>1*</sup>	283(205) <sup>*2</sup>

(注)・建設作業を含む

・\*1 : ( )内は大気騒音課及び保健福祉センター立入指導件数の内数

・\*2 : ( )内は保健福祉センター測定件数

資料1－8－1 公害苦情の種類別の経年変化

年 度	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	その他の 公害	合 計
5	528	65	178	214	9	13	1,007
6	545	56	191	251	23	102	1,168
7	527	128	192	291	17	102	1,257
8	565	78	175	295	27	108	1,248
9	573	69	272	336	10	123	1,383
10	525	67	386	370	4	105	1,457
11	538	91	310	340	8	126	1,413
12	637	100	289	379	8	111	1,524
13	591	106	282	377	10	117	1,483
14	649	89	277	367	16	113	1,511
15	659	99	260	290	18	107	1,433

(注) 平成6年度から典型7公害以外についても調査対象としている。

資料1－8－2 行政区別苦情件数集計表

(平成15年度)

区 名	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	その他の 公害	合 計
北	29	4	8	7	2	6	56
都島	26	3	5	15	0	3	52
福島	27	4	7	11	1	1	51
此花	18	8	11	5	0	0	42
中央	36	4	13	13	0	8	74
西	35	3	12	10	0	4	64
港	16	2	4	10	0	1	33
大正	7	3	8	14	0	1	33
天王寺	26	4	9	8	1	1	49
浪速	19	0	5	4	0	3	31
西淀川	38	8	16	15	0	5	82
淀川	27	6	10	16	0	1	60
東淀川	29	3	13	13	1	3	62
東成	15	7	7	15	0	6	50
生野	44	9	15	27	0	14	109
旭	31	1	3	5	3	17	60
城東	39	8	20	17	2	3	89
鶴見	21	3	15	17	1	1	58
阿倍野	23	4	11	3	1	1	43
住之江	28	0	8	15	0	10	61
住吉	20	2	12	9	1	5	49
東住吉	23	6	15	10	0	1	55
平野	48	7	24	21	3	12	115
西成	34	0	9	10	2	0	55
合計	659	99	260	290	18	107	1,433

資料 1-9-1 公害別融資状況

(金額単位:千円)

種別 年度		騒音振動	汚水	悪臭	ばい煙	粉じん	低公害 自動車	合計
昭 42	件数	665	907	204	350	299	148	2,573
～平 10	金額	7,570,030	6,814,720	1,803,800	3,296,200	1,590,970	1,034,600	22,110,320
11	件数	2	2	0	1	1	2	8
	金額	72,000	12,400	0	20,000	35,000	20,000	159,400
12	件数	0	3	0	0	0	1	4
	金額	0	35,300	0	0	0	3,000	38,300
13	件数	2	1	0	0	0	0	3
	金額	46,640	10,000	0	0	0	0	56,640
14	件数	1	1	0	0	0	0	2
	金額	4,000	7,800	0	0	0	0	11,800
15	件数	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0
累計	件数	670	914	204	351	300	151	2,590
	金額	7,692,670	6,880,220	1,803,800	3,316,200	1,625,970	1,057,600	22,376,460

資料 1-9-2 利子助成状況

年度	件数	金額(千円)
昭 42～平 10	15,037	4,200,995
平 11	158	29,373
平 12	130	18,987
平 13	108	14,513
平 14	66	6,363
平 15	77	3,908
累計	15,576	4,274,139

## 資料 1-10-1 行政区別認定数

(平成16年3月末現在)

事項 区名	認定数	取消数			現 在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現 在 認定数
		治ゆ等	死 亡	他都市 転 出				治ゆ等	死 亡	他都市 転 出	
北	573	239	156	20	158	東淀川	1,020	459	266	41	254
都島	801	314	223	20	244	東 成	654	189	270	23	172
福島	883	269	397	16	201	生 野	2,529	858	1,037	92	542
此花	3,302	1,555	990	47	710	旭	944	366	301	38	239
中央	425	136	148	10	131	城 東	3,339	1,322	956	88	973
西	758	425	162	13	158	鶴 見	1,218	462	265	40	451
港	1,839	831	593	25	390	阿倍野	621	192	219	24	186
大正	2,208	1,046	587	46	529	住之江	1,572	631	467	40	434
天王寺	347	153	97	16	81	住 吉	1,177	466	387	33	291
浪速	821	288	329	23	181	東住吉	1,240	461	446	29	304
西淀川	7,024	3,414	2,184	122	1,304	平 野	1,562	638	439	46	439
淀 川	1,815	789	529	55	442	西 成	2,926	776	1,359	60	731
						総 計	39,598	16,279	12,807	967	9,545

## 資料 1-10-2 認定疾病別内訳

(平成16年3月末現在)

病名 年齢	慢 性	気管支	ぜん息性	肺気しゆ	計
	気管支炎	ぜん息	気管支炎		
15歳以上	2,118	7,224	1	202	9,545
15歳未満	0	0	0	0	0
計	2,118	7,224	1	202	9,545

## 資料1-10-3 障害等級別内訳

(平成16年3月末現在)

等級 補償区分	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	その他の 障害者数	計
15歳以上	0	14	809	5,933	2,663	126	9,545
15歳未満	0	0	0	0	0	0	0
計	0	14	809	5,933	2,663	126	9,545

(注) 特 級 労働不能、常時介護を要する状態  
 1 級 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態  
 2 級 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態  
 3 級 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態  
 級 外 3級に該当しない状態  
 (15歳未満の児童については、労働能力は適用外)  
 その他 等級未決定者

## 資料1-10-4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾患について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾患について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 23,100円(通院日数4日以上14日以内)～36,000円(入院日数15日以上)
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男 子 120,300円～359,600円 女 子 106,400円～215,800円 障害等級 特 級 基礎月額十介護加算(46,700円) 1 級 基礎月額 2 級 " の50% 3 級 " の30%
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額 (100%起因する場合) 男 子 78,900円～314,600円 女 子 78,900円～188,800円
遺族補償一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がいない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額 (100%起因する場合) 基礎月額×36月
葬祭料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額 328,000円～656,000円

(注) 表中の支給金額は、平成16年4月1日現在

## 資料1-10-5 大阪市小児ぜん息等医療費助成制度

## ① 行政区別患者数

(平成16年3月末現在)

事項 区名	決定数 (累計)	取消数			現在助成者数	事項 区名	決定数 (累計)	取消数			現在助成者数
		治ゆ等	転出	その他				治ゆ等	転出	その他	
北	1,432	990	50	1	391	東淀川	4,088	3,194	186	33	675
都島	2,136	1,674	48	5	409	東成	3,126	2,362	91	3	670
福島	1,275	934	33	1	307	生野	4,404	3,330	83	1	990
此花	3,137	2,223	70	11	833	旭	2,118	1,492	57	2	567
中央	1,351	983	39	1	328	城東	4,370	3,255	115	6	994
西	1,627	1,194	49	3	381	鶴見	3,250	2,228	132	6	884
港	2,286	1,670	50	5	561	阿倍野	1,949	1,304	60	0	585
大正	3,098	2,359	95	9	635	住之江	4,882	3,557	166	6	1,153
天王寺	1,427	932	43	0	452	住吉	4,136	3,019	117	34	966
浪速	874	684	27	2	161	東住吉	3,220	2,298	91	7	824
西淀川	2,998	2,205	109	3	681	平野	5,419	3,803	99	17	1,500
淀川	5,103	3,722	174	15	1,192	西成	1,811	1,364	22	4	421
						総計	69,517	50,776	2,006	175	16,560

## ② 助成疾病別内訳

(平成16年3月末現在)

病名 年齢	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	慢 性 気管支炎	肺気しゅ	計
患者数	14,167	2,383	10	0	16,560

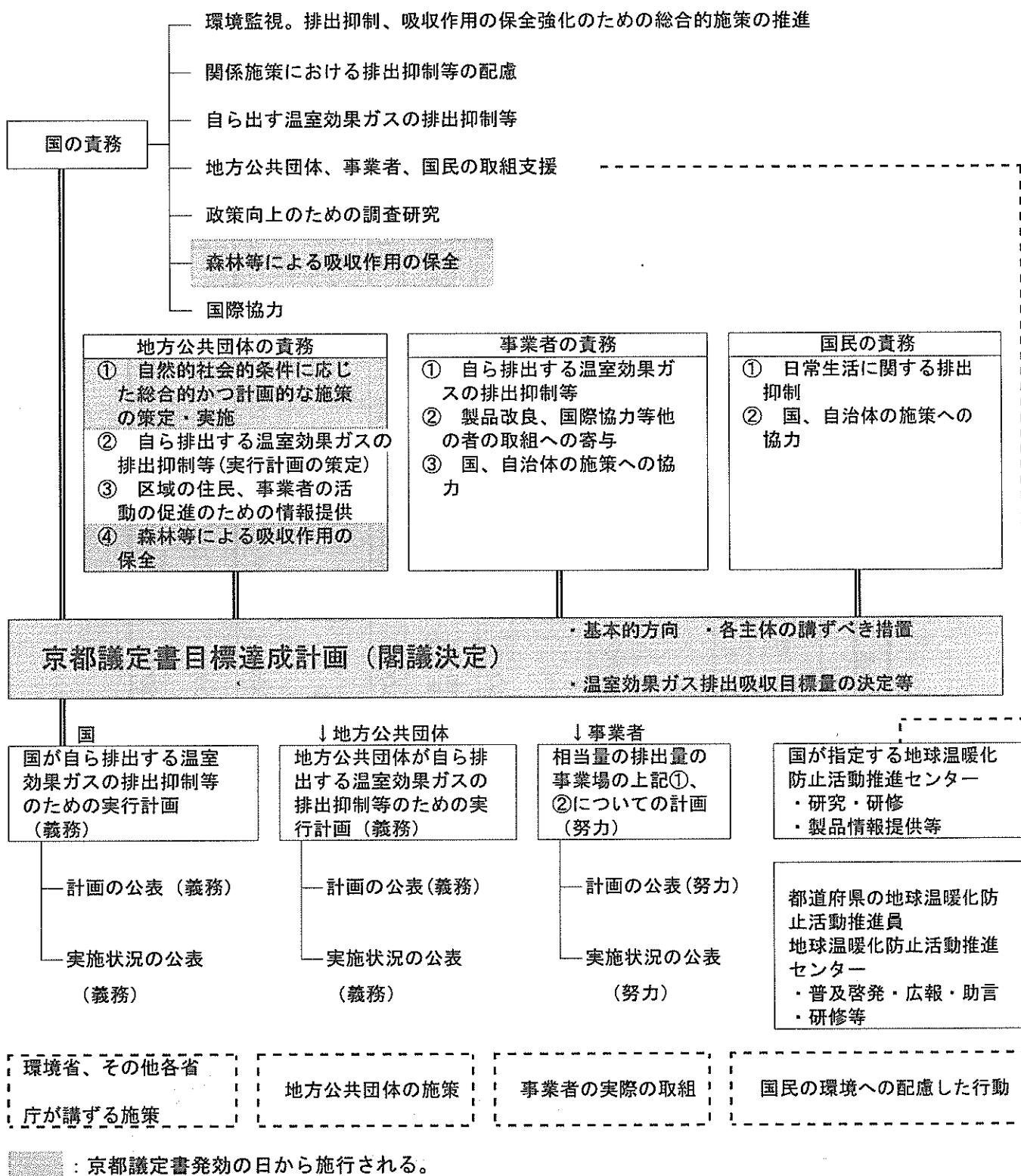
(注) 小児の気管支ぜん息等については、早期の適切な医療により、一層の疾病的治ゆ、軽快が期待されるので、当分の間、医療費の本人負担分を助成する制度を昭和63年4月1日から実施している。

資料 1-10—6 環境改善事業実施状況

(単位:円)						
事業名		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
計画作成事業 低公害車普及事業	内容	電気自動車 5台 天然ガス車 2台	電気自動車 1台	天然ガス車 1台	天然ガス車 6台	天然ガス車 20台
	事業費	10,014,000	1,260,000	832,000	4,992,000	3,160,000
施設等整備事業 最新規制適合車代替促進事業	内容	65台	176台	106台	61台	60台
	事業費	7,857,000	19,646,000	14,433,000	3,786,000	3,813,000
大気浄化植树事業 (15年度にて事業休止)	内容	745m <sup>2</sup>	160m <sup>2</sup>	74m <sup>2</sup>	77m <sup>2</sup>	50m <sup>2</sup>
	事業費	7,748,000	1,598,000	769,000	800,800	520,000
低公害車普及助成事業	内容	電気自動車 2台 天然ガス車 21台	電気自動車 1台 天然ガス車 25台	電動スクーター 3台 天然ガス車 15台	電気スクーター 3台 天然ガス車 35台	電動スクーター 4台 天然ガス車 47台
	助成額	6,671,000	6,575,000	7,563,000	16,912,000	17,866,000
施設等整備 助成事業 最新規制適合車代替促進事業	内容	1台	2台	2台	6台	7台
	助成額	132,000	75,000	49,000	295,000	231,000
大気浄化植树助成事業 (15年度にて事業休止)	内容	0m <sup>2</sup>	400m <sup>2</sup>	1,069m <sup>2</sup>	100m <sup>2</sup>	531m <sup>2</sup>
	助成額	0	2,080,000	5,558,000	520,000	2,761,000

### 資料3－1－1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」体系図

目的：地球温暖化対策に関して、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。



## 資料6-1-1 グリーン調達実績（平成15年度）

本市では、平成14年度から「大阪市グリーン調達方針」に基づき、環境負荷の低減に資する物品等の調達を推進しています。平成15年度のグリーン調達の状況は、調達基準を設定した9分野81品目のうち68品目が80%以上の調達率を示し、このうち63品目が90%以上の調達率を示しています。なお、フォーム用紙や作業用手袋など一部の品目では、規格に合わない等の理由で調達率が低いものもありますが、全体としてはグリーン調達が定着してきています。分野別のグリーン調達状況は次のとおりです。

### (紙類)

- ・コピー用紙と衛生用紙は100%近い調達率を示し、印刷用紙は75%となっている。また、入出力等に用いるフォーム用紙は、規格の面から20%強の調達率にとどまっている。

### (文具類)

- ・筆記用具はじめ51品目中44品目が80%以上の調達率で、内43品目は90%以上の高い調達率を達成。

### (機器類)

- ・8品目中すべてで80%以上の調達率となり、内5品目は90%以上の高い調達率を達成している。

### (OA機器)

- ・7品目すべてで90%以上の高い調達率を達成している。

### (家電製品)

- ・6品目の中、4品目が90%以上の調達率となり、残りの冷凍庫は40%、エアコンディショナーは73.1%となっている。

### (自動車)

- ・調達基準に適合する車種がない特殊な車両以外は調達基準を満たし、全体で90%以上の高い調達率となっている。

### (服、手袋)

- ・作業服は約90%の高い調達率であった。制服については、必要な品質・規格を満たすグリーン商品が見当たらぬなどの理由で45%程度、作業用手袋については、耐熱性等の面で品質・規格が合わないなどの理由で30%程度の調達率となっている。

### (役務)

- ・役務については納入印刷物の仕様を調達品目としているが、複写用紙の印刷などで調達基準になじまないものが一部あるものの、全体としては発注件数の90%以上で高い調達率を達成している。

分野	調達品目	調達数量	適（数量）	達成率
1 紙類	コピー用紙	1,394,128kg	1,359,081kg	99.6%
	フォーム用紙	153,729kg	33,277kg	21.6%
	印刷用紙	197,872kg	146,107kg	74.8%
	衛生用紙（トイレットペーパー）	132,721kg	132,478kg	99.8%
2 文具類	シャープペンシル	6,279箱	6,258箱	99.7%
	鉛芯	2,916箱	2,915箱	100%
	ボールペン	15,739箱	15,732箱	100%
	マーキングペン	9,978箱	9,972箱	99.9%
	鉛筆	4,168打	2,751打	66.0%
	サインペン・フェルトペン	5,510箱	5,417箱	98.3%
	ホワイトボード用マーカー	6,285本	6,035本	96.0%
	油性マーカー	11,798本	7,195本	61.0%
	クリヤートape	2,913包	2,841包	97.5%
	布テープ	6,196包	6,075包	98.0%
3 リサイクル・文書保存用	テープカッター	273個	260個	95.2%
	セロテープ	12,137箱	7,846箱	64.6%
	のり	3,109箱	3,091箱	99.4%
	チューブファイル	8,050箱	8,036箱	99.8%
	フラットファイル	62,689包	62,685包	100%
	アーリングファイル	9,069箱	8,000箱	88.8%
	レバーファイル	3,156箱	3,146箱	99.7%
	OAバインダー	11,845冊	11,764冊	99.3%
	クリヤーブック	2,578箱	2,417箱	93.8%
	レターケース	374個	354個	94.7%
4 紙製文具品	クリヤーホルダー	12,492包	12,444包	99.6%
	工事用アルバム	374冊	369冊	98.7%
	工事用アルバム替え合紙	815冊	805冊	98.8%
	ファイルボックス	5,530個	5,492個	99.3%
	フォルダーポケット	1,488束	1,388束	93.3%
	文書保管箱	2,167箱	2,082箱	96.1%
	文書編集用紙	16,964束	16,934束	99.8%
	綴りひも	33,376束	33,352束	99.9%
	事務用封筒	357,619束	357,617束	100%
	紙袋	6,112束	6,017束	98.4%
5 家電製品	片面露紙・起業用紙	18,596冊	18,596冊	100%
	ノート	6,235包	6,218包	99.7%
	ルーズリーフ	201個	201個	100%
	インデックス	5,442箱	5,316箱	97.7%
	付箋紙	30,754個	30,681個	99.8%
6 車	クロース表紙類	10,239冊	8,154冊	79.6%
	自動車	411台	394台	93.4%
7 風	制服	5,100着	2,339着	45.9%
	作業服	111,516着	99,993着	89.7%
	作業用手袋	270,681双	82,429双	30.5%
	役務	2,003件	1,824件	91.1%

資料7-1-1 廃棄物の種類と定義

種類	定義
廃棄物	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物
特別管理 一般廃棄物	<p>一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. PCBを使用する部品</li> <li>2. ごみ処理施設(処理能力 5t／日以上(焼却施設は 200kg／h 以上又は火格子面積 2 m<sup>2</sup>以上))から生じたばいじん</li> <li>3. 廃棄物焼却炉である特定施設から排出されたばいじん又は燃え殻で、ダイオキシン類の含有量が環境省令で定める基準を超えるもの</li> <li>4. 上記3に掲げる施設に係る排ガス洗浄施設等を有する工場又は事業場において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したもので、ダイオキシン類の含有量が環境省令で定める基準を超えるもの</li> </ol> <p>環境省令で定めるダイオキシン類の含有量</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ばいじん、燃え殻又は汚泥: 試料 1 グラムにつきダイオキシン類 3 ナノグラム</li> <li>② 廃酸及び廃アルカリ: 試料 1 リットルにつきダイオキシン類 100 ピコグラム</li> <li>③ ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸及び廃アルカリである場合): 試料 1 リットルにつきダイオキシン類 100 ピコグラム</li> <li>④ ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸及び廃アルカリ以外である場合): 試料 1 グラムにつきダイオキシン類 3 ナノグラム</li> </ol> <p>5. 感染性一般廃棄物</p>
内訳 産業廃棄物	<p>事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 燃え殻</li> <li>2. 汚泥</li> <li>3. 廃油</li> <li>4. 廃酸</li> <li>5. 廃アルカリ</li> <li>6. 廃プラスチック類</li> <li>7. 紙くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染み込んだものに限る。)</li> <li>8. 木くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る。)</li> <li>9. 繊維くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。)</li> <li>10. 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物</li> <li>11. と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第2条第2項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第1項に規定する獸畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号)第2条第6号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る固形状の不要物</li> <li>12. ゴムくず</li> <li>13. 金属くず</li> <li>14. ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず</li> <li>15. 鉛さい</li> <li>16. 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物</li> <li>17. 動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。)</li> <li>18. 動物の死体(畜産農業に係るものに限る。)</li> <li>19. 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)の排出ガス規制の対象となる特定施設(ダイオキシン法施行令別表第 1 に掲げる施設)又は産業廃棄物の焼却施設から発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの</li> <li>20. 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は前各号に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの</li> </ol> <p>輸入廃棄物(1~20 の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く。)</p>
特別管理 産業廃棄物	<p>産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)</li> <li>2. 廃酸(PH2.0以下)</li> <li>3. 廃アルカリ(PH12.5以上)</li> <li>4. 感染性産業廃棄物</li> <li>5. 特定有害産業廃棄物</li> </ol>

資料 7-1-2 ごみ組成の推移

数字は重量百分比(%)

年度 区分	昭 40	50	60
厨 芥	14.5	12.1	11.5
紙 類	39.6	36.8	28.8
繊維・木草類	7.1	9.3	10.9
プラスチック類	3.3	11.0	14.3
から葉・茎・皮・骨・ 殻(げ)	4.9	2.6	1.9
計	69.4	71.8	67.4
ガラス・陶器・石	15.5	12.0	14.8
金 属	3.1	6.1	6.8
貝殻・卵殼類・ 土砂・雜物	12.0	10.1	11.0
計	30.6	28.2	32.6

年度 区分	平成 8	9	10	11	12	13	14	15	
可 燃 物	台所ごみ	7.4	7.7	6.4	6.2	5.5	5.4	4.6	4.5
	紙 類	38.6	41.8	46.5	45.9	42.9	41.3	46.8	44.7
	繊維類	4.1	6.0	6.0	7.9	9.3	10.6	8.8	8.8
	木草類	8.3	5.8	5.9	6.2	7.1	9.4	8.1	10.0
	プラスチック類	15.7	18.3	15.6	14.9	14.9	15.0	13.7	14.5
	雜 物	9.5	7.7	5.8	5.2	4.7	4.5	3.6	4.2
	計	83.6	87.3	86.2	86.3	84.4	86.2	85.6	86.7
不 燃 物	ガラス	5.8	4.9	5.4	5.8	6.1	5.0	5.5	4.3
	石・陶器	3.6	2.6	2.4	2.0	2.5	2.7	1.9	2.5
	鉄	5.1	3.6	4.3	4.1	4.8	4.7	5.2	4.8
	非鉄金属	1.9	1.6	1.7	1.8	2.2	1.4	1.8	1.7
	計	16.4	12.7	13.8	13.7	15.6	13.8	14.4	13.3

(注) 1. 昭和 63 年よりごみ組成分析区分を変更

2. 昭和 63 年度より重量百分比を風乾後から絶乾後に変更

資料 7-1-3 ごみの三成分及び発熱量の変化

年度 区分	昭 40	50	60	平成 8	9	10	11	12	13	14	15
水 分 ( % )	50.4	51.5	40.4	41.2	41.7	37.4	35.1	33.9	33.1	31.6	31.3
灰 分 ( % )	18.7	15.6	21.5	17.7	14.7	15.6	15.6	17.0	15.7	17.0	15.8
可燃分(%)	30.9	32.9	38.1	41.1	43.6	47.0	49.3	49.1	51.2	51.4	52.9
生 ご み の 低位発熱量(kJ/kg)	4,885	5,897	7,757	7,577	9,156	9,664	9,799	9,605	9,681	9,878	10,156
[ ] カッコ内 数 字 は k c a l / k g	[1,163]	[1,404]	[1,847]	[1,804]	[2,180]	[2,301]	[2,333]	[2,287]	[2,305]	[2,352]	[2,418]

資料 7-4-1 産業廃棄物処理業許可状況

① 産業廃棄物処理業許可状況

(平成 16 年 3 月末現在)

業務の種類	許可業者数	廃棄物の種類	許可件数
収集運搬(積替え・保管を含まない)	4,257	取扱産業廃棄物別許可件数	1. 燃え殻 165
収集運搬(積替え・保管を含む)	82		2. 汚泥 1,216
中間処理	96		3. 廃油 777
埋立処分	0		4. 廃酸 434
中間処理・埋立処分	0		5. 廃アルカリ 439
海洋投入処分	1		6. 廃プラスチック類 3,824
			7. 紙くず 2,439
			8. 木くず 2,943
			9. 繊維くず 2,294
			10. 動植物性残渣 520
			11. 動物性固形不要物 2
			12. ゴムくず 2,864
			13. 金属くず 3,627
			14. ガラスくず 3,803
			15. 鉛さい 155
			16. がれき類 3,983
			17. 動物のふん尿 2
			18. 動物の死体 2
			19. ばいじん 101
			20. 処分するために処理したもの 361
許可業者数合計	4,436	合計	

(注)平成 15 年度の許可件数 407 件(新規許可)

② 特別管理産業廃棄物処理業許可状況

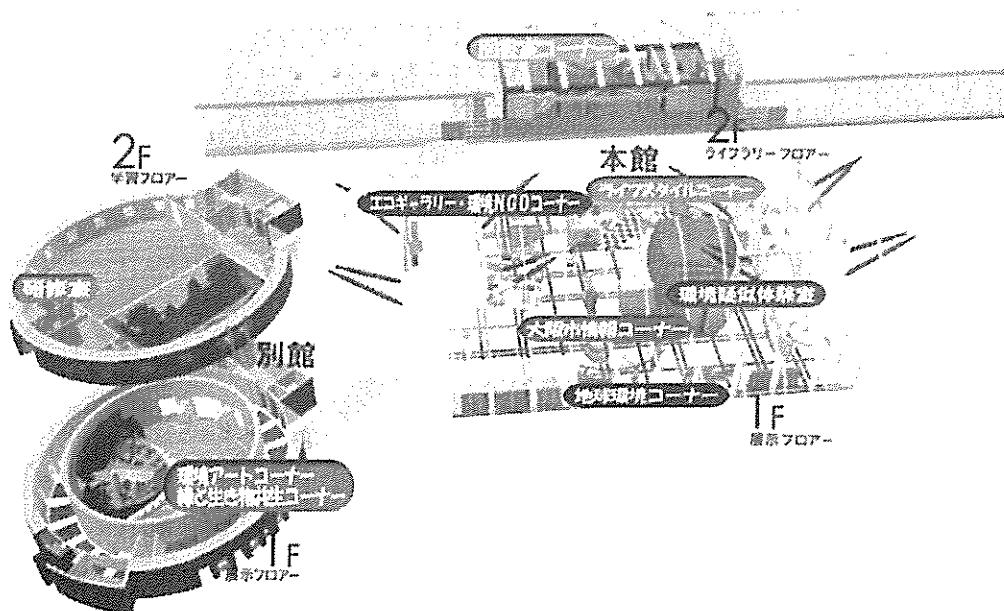
(平成 16 年 3 月末現在)

業務の種類	許可業者数	廃棄物の種類	許可件数
収集運搬(積替え・保管を含まない)	416	取扱特別管理産業廃棄物別許可件数	1. 廃油 234
収集運搬(積替え・保管を含む)	12		2. 廃酸 242
中間処理	23		3. 廃アルカリ 216
埋立処分	0		4. 感染性産業廃棄物 117
中間処理・埋立処分	0		5. 廃 PCB 等 0
			6. PCB 汚染物 0
			7. 指定下水道汚泥 0
			8. 鉛さい 13
			9. 廃石綿等 18
			10. ばいじん 31
			11. 燃え殻 17
			12. 汚泥 135
			13. 処分するために処理したもの 0
許可業者数合計	451	合計	

(注)平成 15 年度の許可件数 32 件(新規許可)

資料8－1－1 大阪市立環境学習センターの概要

①設置場所	大阪市鶴見区緑地公園2番135号(花博記念公園鶴見緑地内)	
②施設規模	延床面積 3,319m <sup>2</sup> (内訳) 本館 2,419m <sup>2</sup> 別館 900m <sup>2</sup>	
③施設概要	・展示ゾーン	「地球環境問題」や「環境にやさしいライフスタイル」、「緑と生き物の共生」をテーマに展示し、また、環境疑似体験室(アースモニターシップ)により、楽しく体験学習できます。
	・ライブラリーゾーン	図書室、相談コーナー、ビデオライブラリー、情報検索コーナーを設け、市民への情報提供、自発的な環境学習への支援を行います。
	・学習ゾーン	実習が可能な研修室に、オリジナルの視聴覚教材が作成可能な機材を備え、学習拠点の機能を果たしています。
	・プラザゾーン	エコギャラリーや環境NGOコーナーを設け、交流の場とします。



資料8－1－2 大阪市立環境学習センター事業実績概要（平成15年度）

環境学習センター 利用者の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>・入館者数(241,763人／年)</li> <li>・自然体験観察園推定入園者数(約40万人／年)</li> <li>・講演会、イベント、観察会、講座、リーダー養成等参加者数(17,021人／年)</li> <li>・アウトリーチ活動、来館団体への講義、説明等参加者数(1,445人／年)</li> </ul>	
環境 学習 情報 及び 環境 学習 機会 の 提供	事業内容		事業メニュー
	展示物を用いた普及啓発		1常設展示 2エコギャラリーでの企画展示(4テーマ) 3環境アートコーナーでの展示(4テーマ) 4昆虫を用いた啓発 5図書室・ビデオライブラリー
	講演会、シンポジウム等(5回)		1環境団体活動事例シンポジウム 2観月祭(夜の部) コスモスセミナー 3環境シンポジウム「里山の保全とわたくしたち」 4環境トーク「これからの循環型社会へ向けて」 5環境学習発表会
	啓発イベント(16回)		1水辺の教室(2日間) 2ECO緑日2003(2日間) 3「森の舞台小屋」 4「森の演奏会」 5大阪市内の自然と生き物展(ツイン21、2日間) 6観月祭(昼の部) 体験・展示コーナー 7環境フェスティバル21(万博公園、2日間) 8生涯学習フェスティバル(大阪駅前第2ビル、2日間) 9市民行動のつどい(北区民ホール) 10大阪自然史フェスティバル(自然史博物館、2日間)
	自然体験観察園(95回)		1農事イベント(17回) 2自然体験教室イベント(12回) 3小さな自然観察会(52回) 4野遊び教室(14回)
	自然観察会及びウォーキング(7回)		1ウォーキング／天王寺七坂めぐり 2観月祭ワークショップ(3回) 3ウォーキング／平野の社叢と町ぐるみ博物館を尋ねて 4里山でクリスマスリースを作ろう(野崎観音) 5観察会／冬の水鳥観察会
	環境講座、教室(66回)		1市民向け講座(37回) 2企業向け講座(4回シリーズ) 3子ども向け講座(9回) 4家族向け講座(9回) 5展示関連講座(7回)
	情報紙の発行 環境情報提供システム		1情報紙「なちゅらる」の発行(1回／月・No.120～131) 2環境情報提供システムによる情報提供
	環境学習講師の派遣と講義(61団体)		1来館団体を対象にした講義・解説(55団体) 2講師の派遣講演・アウトリーチ活動(1団体) 3国際協力・JICA研修生への講義等(5団体)
	相談・指導、パネルの貸出など		1相談指導件数(昆虫飼育を含む) 348件 2パネル及び昆虫貸出件数 22件
活動 支援	人材の育成(30回)		1環境学習リーダー養成専門講座(13回) 2修了生対象フォローアップ研修(5回) 3フォローアップ事業(12回)
	学習教材の作成		1展示解説用力カード教材(16種類 各2,000枚)
	団体支援		1こどもエコクラブ支援(21団体) 2地球館パートナーシップクラブの活動 3環境学習リーダー養成講座修了生による活動 4環境NGOコーナーの活用(環境団体啓発物の設置) 5「なちゅらる」への環境NGO主催行事の掲載
参加者数等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・入館者数 241,763人／年</li> <li>・団体利用数 540団体／年 32,274人／年</li> <li>・アスモニターシップ搭乗者数 40,862人／年</li> <li>・ビデオライブラリー 利用数 7,856回／年</li> <li>・図書、ビデオ貸出 1,079件／年</li> <li>・事業参加者 831人／年</li> <li>・事業参加者 8,450人／年</li> <li>・事業参加者 5,618人／年</li> <li>・事業参加者 197人／年</li> <li>・事業参加者 1,736人／年</li> <li>・1万部／回発行 ・HPアクセス件数 7,175件／年</li> <li>・来館講義受講者 1,362人／年</li> <li>・派遣講演受講者 45人／年</li> <li>・国際協力 86人／年</li> <li>・事業参加者 189人／年</li> <li>・地球館パートナーシップクラブ 会員数 140名 年間取組 76回</li> </ul>	

資料8－3－1 環境月間行事実施内容（平成15年度）

行 事 名	概 要	参 加 人 数	期 間
ECO縁日2003－遊ぶ、創る、楽しむ－	かつて暮らしの中に自然とともに生きてきた、知恵や、工夫、伝承遊び等の多彩な催しを“縁日”として再現し、人と自然、生活と環境の関わりを考え、環境保全への取り組みを広げていくことを目的に開催した。	6,953人	6/21 6/22
水辺の教室	小学生を対象に、水辺の生き物の観察会と環境教室を実施した。	57人	6/5 6/6
自然体験観察園行事	自然体験観察園を利用した農事体験行事として、「小麦刈りと小麦の脱穀ファミリー体験」と「田植え体験とこども自然教室」を実施した。	336人	6/1 6/7 6/8
ホタルのタベ	環境を守る下水道の役割をより深く理解していただくために、平野せせらぎの里にあるホタル舎で飼育しているホタルの鑑賞会を実施した。	4,722人	6/7 6/8
ごみ減量フェスティバル 「ガレージセール・イン・赤川」	家庭内の不用品及び手作りリサイクル品を出店物として実施した。	来場者数 約1,500人	6/8
市立大学理学部 附属植物園 園内案内	時季に応じて園内の見どころを1時間程度で案内。	9人	6月中 毎週 土曜日
ATCグリーンエコプラザ 3周年記念特別イベント	「エコライフスタイル展」「3周年記念フォーラム『持続可能な発展』への挑戦～今企業に何が求められているか～」を開催した。	19,244人	5/30～ 6/29
環境講座	「なにわエコライフ説明会」「環境学習リーダー専門講座」を開催した。	919人	6月中
大阪自動車公害対策推進会議	官民一体となった自動車公害対策への積極的な取り組みを推進するための会議を開催し、ディーゼル自動車対策に重点を置いた本年度の推進事項を決定した。	構成 30団体	6/18
自動車排出ガス街頭検査	走行中のディーゼル自動車を対象とし、排出ガス中のディーゼル黒煙の検査を行い、整備不良車には、整備命令等を行うことにより、排出ガス対策を実施。また、検査を受けたドライバーにアイドリングストップ等に関するリーフレット等を配付し、啓発を行った。	68台	6/2 6/6
常時監視システムを利用した環境教室	市内の大気汚染・水質汚濁等の環境問題について、市民の関心と理解を深めるために、常時監視システムを利用した環境教室を開催した。	延べ 42人	2回実施
工場・事業場の環境関連研修会	企業の環境保全行動の推進を図るために、大気汚染状況及び対策等について、研修会を開催した。	43人	6/27
公害総点検	工場・事業場に対して立入調査を強化するとともに企業による公害自主点検運動を呼びかけた。	立入り施設数 延べ1,312	6月中
環境美化運動の実施 「わた」の苗の配付	区の花「わた」の栽培を通じ、区の花に親しんでいただくとともに、花と緑豊かなまちづくりをおこなった。	500人	6/6
てんのうじ花とみどりと環境フェスティバル	緑化講習会、緑化相談、リサイクルフェア、牛乳パックとトイレットペーパーとの交換、花の土・苗の配布、環境保健啓発コーナー、リサイクル工作教室、小動物とのふれあいコーナーなどを設けて開催し、緑化普及並びに環境問題に対する意識の高揚を図り、人と環境にやさしい花と緑のまちづくりを進めた。	2,000人	6/22
ポスター、立看板等による啓発	市関係庁舎、市広報板、地下鉄駅構内等に環境月間周知用のポスター等を掲出した。	—	6月中

資料8－3－2 ポスター等による啓発内容

啓発媒体	内 容	掲出場所等
ポスター	汚さんとこな…大阪の空 ～12月は大気汚染防止推進月間です。～ （大阪市製作）	地下鉄駅構内、市関係庁舎、市広報板
	エコカーでいこか～ 車の買い換えには、低公害車を選んでください。 （府と協同）	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板
	子どもたちからの提案です。 ～環境にやさしい未来のクルマと街～ （大阪市製作）	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板
	暖房温度目安は20°C （大阪市製作）	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板
リーフレット	汚さんとこな…大阪の空 ～12月は大気汚染防止推進月間です。～ （大阪市製作）	市関係窓口等で市民に配付
	エコカーでいこか～ 車の買い換えには、低公害車を選んでください。 （府と協同）	市関係窓口等で市民に配付
	子どもたちからの提案です。 ～環境にやさしい未来のクルマと街～ （大阪市製作）	地下鉄車内、市関係庁舎、市広報板

資料9－2－1 大阪環境産業振興センター(ATCグリーンエコプラザ)の概要

【全体の概要】	① 場 所	大阪市住之江区南港北2丁目1-10 ATCビル ITM棟 11階西側
	② 面 積	4,500m <sup>2</sup>
	③ 設置者	アジア太平洋トレードセンター株式会社(ATC)、大阪市
【施設の特徴】	① エコビジネス支援ゾーン(1,500m <sup>2</sup> )	中小企業を中心に環境ビジネスをめぐる今日的課題に取り組んでいる実際例を展示・紹介し、産学官協働コーナーの設置等
	② エネルギーゾーン(125m <sup>2</sup> )	省エネ技術の開発及び省エネルギー・新エネルギーに特化した環境ビジネスの展示、紹介
	③ リサイクルテクノロジーゾーン(1,000m <sup>2</sup> )	循環型社会の実現に向けて、家庭とオフィスのごみ減量を促進するため、来場者に3R(Reduce・Reuse・Recycle)などのごみ減量のノウハウの提案
	④ 自主環境管理推進支援ゾーン(375m <sup>2</sup> )	事業者対象に、自主環境管理の導入に必要な情報・ノウハウの紹介 エコマーク認定商品の展示、エコマークの商品類型や認定基準等の紹介
	⑤ アドバンスゾーン(1,000m <sup>2</sup> )	電気自動車、天然ガス自動車等のクリーンエネルギー自動車(CEV)を展示している「CEVパークかんさい」をはじめ、先進的な環境製品・技術・システム等の展示、紹介
	⑥ コミュニケーションゾーン(500m <sup>2</sup> )	企画展やセミナーの開催
【事業概要】 (平成15年度)	・入場者数	220,161人(うち団体見学者 322団体 10,112人)
	・出展者状況	ブース出展 80企業・団体、103ブース
	・環境セミナー等の実施状況	① 多目的スペース他イベント:「ECOライフスタイル展」、「エコツアーオSAKA」、「環境就職相談会」等 計17件 ② 環境セミナー:「環境ビジネスフォーラム」「3周年記念セミナー」「環境シンポジウム」「環境賢人会議」「エコデザインセミナー」「エコビジネスセミナー」等 計54回 参加者 4,709人

## 資料9-2-2 大阪市府内環境保全行動計画（エコオフィス21）の概要

<p><b>1 計画の趣旨</b></p> <p>(1) 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境基本条例」(平成7年3月制定)の基本理念</li> <li>・「環境基本計画」(平成8年8月策定)の基本方針(協働)</li> <li>・「地球環境を守る身近な行動指針(D-カーボン21おおさか)」(平成7年5月策定)</li> </ul> <p>(2) 目的</p> <p>大阪市の事務事業を環境に配慮したものとし、「エコオフィス」の実現をめざす。</p> <p>(3) 計画期間</p> <p>平成9年度から平成17年度</p>	
<p><b>2 計画の内容</b></p> <p>市民・企業に率先して府内における環境保全行動を推進させるための行動指針及び行動目標を定めたもの (29の行動目標)</p> <p>◇ 主な行動指針と目標</p>	
<p>○温室効果ガスの排出抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出抑制</li> </ul> <p>⇒照明用電気使用量を平成17年度において8%以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン等の排出に伴う温室効果ガスの排出抑制</li> </ul> <p>⇒ハイドロフルオロカーボンの排出抑制</p> <p>○資源の節約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙類の使用量の抑制</li> </ul> <p>⇒コピー用紙使用量を平成17年度において平成11年度実績から5%以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品等の長期使用</li> <li>・水利用の合理化推進</li> </ul> <p>⇒上水使用量を平成17年度において平成10年度の実績から増加させない。</p> <p>○廃棄物の減量・再使用・リサイクルの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の減量</li> </ul> <p>⇒府舎から排出される廃棄物量を平成17年度において平成10年度の排出実績に比べ9%以上減量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別リサイクルの推進</li> </ul> <p>⇒府舎から排出される再生可能な紙ごみのリサイクル率を平成17年度において50%以上確保</p>	<p>○環境配慮商品の利用と購入促進(グリーン購入)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生紙の使用促進</li> </ul> <p>⇒コピー用紙は、平成17年度までにすべての職場において、古紙配合率100%、白色度70%以下の再生紙を使用</p> <p>⇒印刷物の発注は、古紙配合率の高い、白色度の低い再生紙を使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用品等のグリーン購入の促進</li> </ul> <p>⇒事務用品の購入は、「環境配慮製品リスト」等を参考にして購入するほか、エコマーク、グリーンマーク等環境ラベル事業の対象製品を積極的に選択</p> <p>○自動車の適正利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車への低公害車等の計画的導入</li> <li>・公用車等の利用の適正化</li> </ul> <p>○環境保全意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する研修及び情報の提供</li> </ul> <p>⇒職員の環境保全意識の向上を図るために、平成17年度までに全職員を対象とした環境保全に関する研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実効ある環境保全行動の推進</li> </ul>
<p><b>3 計画の推進</b></p> <p>① 各所属において所属環境保全実行委員会の設置</p> <p>② 各所属における環境に配慮した職場の取組をまとめた職場単位の実行計画の作成及びその実践並びに点検、評価</p> <p>③ 大阪市環境保全推進本部において点検、評価、公表</p>	
<pre> graph TD     A[公表環境白書等] --&gt; B[大阪市環境保全推進本部]     B -- 取組指示 --&gt; C[(各所属) 所属環境保全実行委員会]     C -- 各職場へ取組指示 --&gt; D[各職場]     D -- 取組み状況報告 --&gt; E[(各所属) 所属環境保全実行委員会]     E -- 定期報告 --&gt; F[都市環境局の計画進行管理]     F -- 情報提供 --&gt; G[職場環境保全実行委員会]     G -- オフィス環境作戦の作成と行動の実践 --&gt; H[職場環境保全実行委員会]     H -- オフィス環境作戦の作成と行動の実践 --&gt; I[各所属]      </pre> <p>PDCAサイクル</p> <p>PLAN 計画</p> <p>DO 行動</p> <p>CHECK 点検</p> <p>見直し</p>	

資料9－2－3 大阪市庁内環境保全行動計画(エコオフィス21)の行動目標達成状況

項目	単位	平成14年度			平成15年度	□オフィス21取組み再構築にかかる目標(平成17年度まで)
		実績値	増減(%)	実績値	増減(%)	
電気使用量	kWh/年	39,076,415	13.9%(前年比)	38,675,705	△1.0%(前年比)	電気使用量の抑制に努める
コピー用紙使用量(A4換算)	枚/年	148,786,485	36.6%	157,411,419	44.6%	平成11年度実績108,860千枚を基準に5%削減
コピー用紙の古紙配合率100%の所属数	所 属	42/47 (89%)	—	43/47 (91%)	—	全ての所属で古紙配合率100%
コピー用紙の白色度70%以下の所属数	所 属	44/47 (94%)	—	45/47 (96%)	—	全所属で白色度70%以下
上水使用量	m3/年	258,748	△30.4%	333,251	△10.4%	平成10年度実績(372,204m3)を基準に増加させない
低公害車等の導入台数	低公害車・LEV-6	2,084	—	2,259	—	公用車の低公害車化を推進
公用車燃料使用量	kl/年 (ガソリン)	302.1	0%(前年比)	307.7	1.8%(前年比)	ガソリン使用量の抑制に努める

照明用電気使用量削減	平成14年度	消灯対象の電気使用量 (目標△8%)	330,174 kWh (△6.9%)
		4,718,691kwh	
平成15年度		消灯対象の電気使用量 (目標△8%)	322,657 kWh (△6.9%)
		4,622,093kwh	

注・上記の各使用量は、事業所の値を含まない。また、上水使用量について、テナントビルで実績数値の把握が不可能な所属は除く。

- ・照明用電気使用量は、昼休みの消灯電力量と消灯実績(行動率)から算出。
- ・LEV-6: 京阪神6府県市指定低排出力バス車

資料10-1-1 大阪市環境影響評価条例・大阪府環境影響評価条例・環境影響評価法の対象事業等一覧表

事業の種類	内容	大阪府環境影響評価条例対象事業	大阪府環境影響評価条例対象事業	環境影響評価法第一種事業	環境影響評価法第二種事業
道	高速道路の建設・改修（重複路）	全事業（阪神高速・自動車専用道路を含む）	同 左	全事業（首都高及び4事業以上、自転車専用道路を除く）	4車線以上かつ7.5km以上10km未満 国道：4車線以上かつ10km以上 大規模林道：2車線以上かつ20km以上
一般道路の新設・改修（重複路）	4車線以上かつ3km以上	同 左	同 左	4車線以上かつ7.5km以上10km未満 国道：4車線以上かつ10km以上 大規模林道：2車線以上かつ20km以上	4車線以上かつ7.5km以上10km未満 2車線以上かつ15km以上20km未満
鉄道又は軌道	鉄道などの設置・改良	区間の長さ3km以上	同 左	普通鉄道 路道普通鉄道相当：10km以上 新幹線（JR新幹線含む）：全事業	7.5km以上 10km未満
飛行	飛行場などの設置・変更	全事業	同 左	滑走路長 2500m以上	1.875m以上2.500m未満
発電	電気工作物の設置・増設	水力 15,000kW以上 火力（燃料利用を除く） 20,000kW以上 火力（燃料利用） 7,500kW以上	同 左	水力 30,000kW以上 火力（地熱利用を除く） 150,000kW以上 火力（地熱利用） 10,000kW以上	22,500kW以上30,000kW未満 112,500kW以上150,000kW未満 7,500kW以上 10,000kW未満
廃棄物処理施設	一般廃棄物又は産業廃棄物処理施設の設置・増設	ごみ処理施設 100t／日以上 し尿処理施設 100KL／日以上 産業廃棄物処理施設 100t／日以上 汚泥、産業廃棄物を扱する施設が変動炉内燃は、バーナー一定燃焼力の量油燃質量4KL／時以上 最終処分場 10ha以上	同 左	ごみ堆放施設 ごみ処理施設（専工以外）200t／日以上 し尿処理施設 同 左 産業廃棄物処理施設 同 左	同 左
下水道未処理場	終末処理施設・増設	計画処理人口 5万人以上	最終処分場 同 左	最終処分場 30ha以上	25ha以上 30ha未満
工場又は事業場	工場又は事業場の新設・増設	・大気汚染防止に規定するばい煙発生施設等を規定する場合において使用される燃料、原料の量 ・排水許可証は法に規定する特定施設から排出される 平均排出水量 10,000m <sup>3</sup> /日以上	同 左	計画処理入口 10万人以上	同 左
大規模建築物	建設物の新設	延べ面積10万m <sup>2</sup> 以上かつ高さ150m以上	同 左	施行区域面積 25ha以上	40ha以上 50ha以下
駐車場など	駐車場、自動車リサイクル場の新設・増設	ゴルフ場、競園場等の新設・増設 地下利用による施設の新設・増設 地下立て及び干拓	1,000台以上 30ha以上 (開発行為の項に該当)	施行区域面積 50ha以上 施行区域面積 100ha以上 施行区域面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
地下利用地	地下利用地の新設・増設	地盤面下20m以深の部分の容積50万m <sup>3</sup> 以上	同 左	施行区域面積 50ha以上	75ha以上 100ha未満
公有水面	埋立て及び干拓	施行区域面積 15ha以上	施行区域面積 25ha以上	施行区域面積 50ha以上	40ha以上 50ha以下
土地区画整理事業	土地区画整理事業	施行区域面積 50ha以上	同 左	施行区域面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
河川・港湾	河川・港湾の新設・改築	施行区域面積 10ha以上	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
土石・砂利の採取	前各号以外の開発行為	施行区域面積 50ha以上	同 左	施行区域面積 50ha以上	75ha以上 100ha未満
工業施設	工業施設の新設・改築	実施区域面積 20ha以上	同 左	施行区域面積 50ha以上	75ha以上 100ha未満
港湾	港湾計画の決定・変更	実施区域面積 10ha以上	同 左	埋立・掘込面積 300ha以上	75ha以上 100ha未満
ダム	ダム・堤の新築・改築	同 左	湛水面積 50ha以上 改築：改築湛水面積50ha以上かつ増加湛水面積25ha以上	湛水面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
発生土の処分	湛泥水位調整施設・放水路の新設 発生土の処分	50ha以上 10ha以上	同 左	改変面積 100ha以上	75ha以上 100ha未満
		施行区域面積 10ha以上			

資料10－2－1 大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した事業等一覧表

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
昭59	南港発電所建設事業	発電所 (火力:出力 180万kW)	59.4.18	59.9.7	府要綱 (市長意見 59.10.6)
	住之江ごみ焼却場建設事業	廃棄物処理施設 (ごみ焼却場:処理能力 600㌧/日)	59.9.7	60.1.23	都市計画 (市決定)
60	大阪湾圏域広域処理場整備事業 (大阪基地)	公有水面の埋立て・廃棄物処理施設 泉大津沖埋立面積 203ha 大阪基地取扱可能廃棄物量12,000㌧/日	60.5.29	60.9.20	府要綱 (市長意見 60.9.30)
	淀川左岸線建設事業(Ⅰ期)	道路 (区間の長さ 5.7km)	60.12.27	61.5.13	都市計画 (知事決定)
61	大阪市高速電気軌道第7号線	軌道	61.2.24	61.5.13	都市計画
	京橋～鶴見緑地間建設事業	(区間の長さ 5.6km)			(知事決定)
62	大阪港南港(北地区)埋立事業	公有水面の埋立て (面積 67.1ha)	62.2.23	62.6.23	府・国要綱(運・建) (市長意見 62.6.30)
63	南港・港区連絡線建設事業	軌道 (区間の長さ 3.6km)	63.8.17	63.11.1	都市計画 (知事決定)
	都市高速鉄道片福連絡線建設事業	鉄道 (区間の長さ 11.1km)	63.8.17	63.11.1	都市計画 (知事決定)
平2	大阪市環境事業局	廃棄物処理施設	2.4.23	2.11.6	府要綱
	西淀工場建替事業	(ごみ焼却場:処理能力 600㌧/日)			(市長意見 2.11.6)
4	大阪都市計画都市高速鉄道 第7号線心斎橋～京橋間建設事業	軌道 (区間の長さ 5.6km)	2.11.6	3.3.7	都市計画 (知事決定)
	舞洲スポーツアイランド計画	レクリエーション施設 (面積 130ha)	4.6.11	4.11.27	府要綱 (市長意見 4.12.15)
6	淀川左岸線建設事業(Ⅱ期)	道路 (区間の長さ 4.3km)	4.10.26	6.7.21	都市計画 (知事決定)
	此花西部臨海地区 土地区画整理事業	土地区画整理事業 (面積 156ha)	6.6.13	6.10.4	都市計画 (知事決定)

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
平7	大阪都市計画ごみ焼却場	廃棄物処理施設	8.3.27	8.8.6	都市計画
	舞洲工場建設計画 (ごみ焼却場:処理能力 1,200t/日)				(市決定)
8	大阪都市計画下水道	工場 (最大排出水量 55,000m <sup>3</sup> /時)	8.3.27	8.8.6	都市計画
	舞洲スラッジセンター建設計画				(市決定)
9	舞洲ヘリポート(仮称)	飛行場	8.4.24	8.8.6	市要綱
	建設事業	(陸上ヘリポート)			
10	中山共同発電株式会社	発電所	9.4.23	9.7.15	市要綱
	発電施設計画(仮称)	(火力:出力 14.9万kW)			
11	大阪外環状線(都島~久宝寺)	鉄道	10.4.30	10.7.16	市要綱
	鉄道建設事業	(区間の長さ 14.9km)			一部都市計画(知事決定)
12	ユニバーサル・スタジオ・シティ・ハーバー (U.S.J.)建設事業	レクリエーション施設・駐車場 面積 54ha 同時駐車能力 約4,000台	10.4.30	10.7.16	市要綱
	大阪都市計画ごみ焼却場	廃棄物処理施設	10.4.30	10.7.16	都市計画
13	平野ごみ焼却場	(ごみ焼却場:処理能力 900t/日)			(市決定)
	関西国際空港2期事業	飛行場 (滑走路1本 4,000m)	10.4.30	10.8.27	府要綱 (市長意見 10.9.9)
14	西島エネルギーセンター	発電所	10.7.16	10.10.13	市要綱
	電力卸供給事業	(火力:出力 14.99万kW)			
15	大阪都市計画都市高速鉄道	軌道	11.1.18	11.2.19	都市計画
	第8号線(井高野~今里)	(区間の長さ 12km)			(知事決定)
16	(仮称)難波再開発A-1地区	駐車場	11.1.18	11.4.23	市要綱
	建設事業	(同時駐車能力 1,350台)			
17	大阪港新島地区埋立事業及び	公有水面の埋立て・廃棄物処理施設			
	大阪沖埋立処分場建設事業	埋立面積 205ha うち廃棄物処分場 95ha	11.1.18	11.5.28	市要綱
18	南港東地区(木材整理場)	公有水面の埋立て	11.1.18	11.5.28	市要綱
	埋立事業	(埋立面積 25ha)			
19	中之島3丁目共同開発(仮称)	大規模建築物 高さ 約 195m 延べ面積 約 256,000m <sup>2</sup>	11.2.19	11.7.2	市要綱・市条例

年度	事業名	規模等	諮詢	答申	備考
平11	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ) 建設事業(残土搬出関連)	レクリエーション施設・駐車場 面積 54ha 同時駐車能力 約4,000台	11.11.1	11.12.28	市条例 〔環境影響評価準備書〕
	(仮称) NHK大阪新放送会館	飛行場	11.11.1	11.12.28	市条例
	屋上ヘリポート設置事業	(陸上ヘリポート)			〔環境影響評価方法書〕
	北港テクノポート線建設事業	鉄道 (区間の長さ 7.3km)	11.12.28	12.3.3	市条例 〔環境影響評価方法書〕
	大阪都市計画下水道 夢洲下水処理場	下水道終末処理場 (計画処理人口約84,000人)	12.3.3	12.4.7	市条例 (都市計画:市決定) 〔環境影響評価方法書〕
12	(仮称) NHK大阪新放送会館	飛行場	12.8.10	12.10.2	市条例
	屋上ヘリポート設置事業	(陸上ヘリポート)			〔環境影響評価準備書〕
	大阪都市計画都市高速鉄道 北港テクノポート線	鉄道 (区間の長さ 7.3km)	12.8.10	12.10.27	市条例 (都市計画:市決定) 〔環境影響評価準備書〕
	大阪外環状線(新大阪~都島)	鉄道	13.1.19	13.2.22	府条例 (市長意見 13.3.5) 〔環境影響評価方法書〕
	鉄道建設事業	(区間の長さ 約5.4km)			
13	大阪都市計画下水道 夢洲下水処理場	下水道終末処理場 (計画処理人口約84,000人)	13.8.22	13.11.9	市条例 (都市計画:市決定) 〔環境影響評価準備書〕
	(仮称) 廃プラスチック 再商品化事業	廃棄物処理施設 (処理量:最大 148.8㌧/日)	14.1.21	14.2.28	市条例 〔環境影響評価方法書〕 14.11.26 事業廃止届
	大阪都市計画都市高速鉄道 西大阪延伸線	鉄道 (区間の長さ 3.4km)	14.1.21	14.2.28	市条例 (都市計画:市決定) 〔環境影響評価方法書〕
	大阪外環状線(新大阪~都島)	鉄道	14.1.21	14.6.3	府条例 (市長意見 14.6.14) 〔環境影響評価準備書〕
	鉄道建設事業	(区間の長さ 約5.4km)			
14	大阪都市計画都市高速鉄道 西大阪延伸線	鉄道 (区間の長さ 3.4km)	14.8.6	14.10.2	市条例 (都市計画:市決定) 〔環境影響評価準備書〕
	阿倍野地区第二種市街地再開発事業	駐車場	14.12.5	14.12.26	市条例 〔環境影響評価方法書〕
	A2棟建設事業	(同時駐車能力 1,900台)			

## 資料10－3－1 大規模建築物等の事前協議件数

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
大規模建築物に係る事前協議件数	105	119	137	124	81
建築審査会に係る事前協議件数(注1)	56	37	46	40	34
建築基準法第48条許可に係る事前協議件数(注2)	3	2	3	2	2
地区計画等に係る事前協議件数(注3)	3	4	3	2	4
合 計	167	162	189	168	121

(注1)建築審査会とは、建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議する機関であり、審査会の同意案件中環境面について協議した件数

(注2)建築基準法第48条許可とは、用途地域別に定める工作物制限の例外許可であり、環境面について協議した件数

(注3)地区計画等とは、地区計画または再開発地区計画の区域内における建築物の容積率の緩和であり、地区計画等認定連絡協議会の協議案件で環境面について協議した件数

## 市域の概況（自然条件・社会条件）

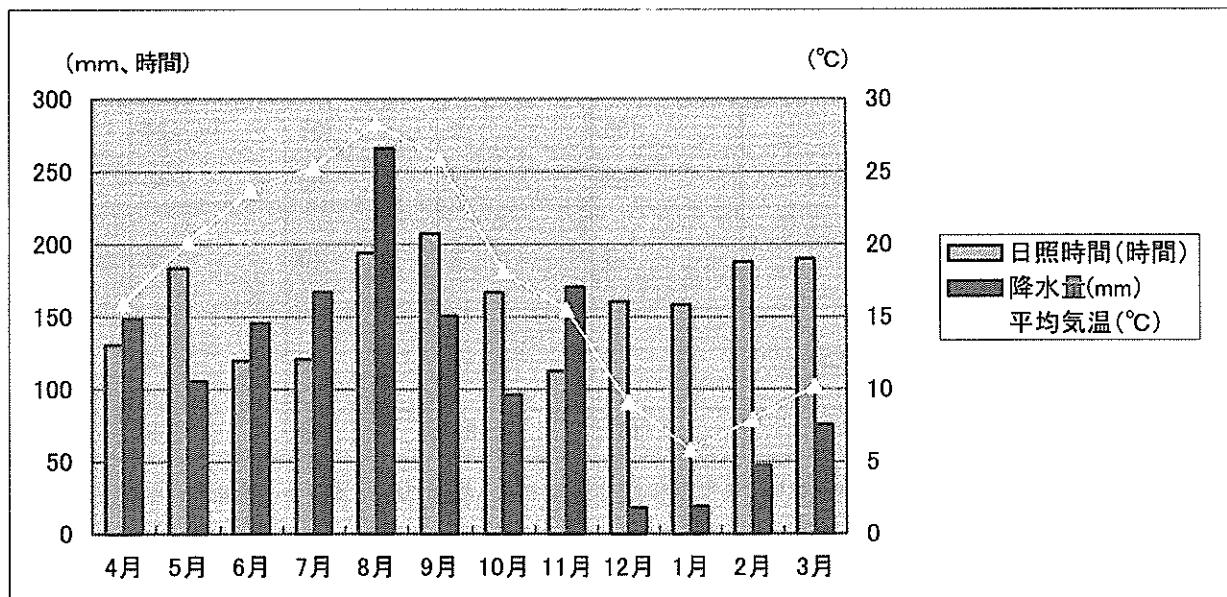
大阪市は、東西19.5km、南北20.2kmで面積は221.82kmあり、東経135度23分から135度36分、北緯34度35分から34度46分に位置します。

西は大阪湾に面し、南は大和川で堺、松原市につづき、北は神崎川を隔てて尼崎、豊中、吹田、摂津の各市に連なり、東は守口、門真、大東、東大阪、八尾の諸市に接しており、大阪平野の要地を占め、海陸交通の要衝をなしています。

市中央部から東よりに南北に縦貫する上町台地は、南北9km東西2kmにわたる台地で、東側にゆるく、西側に急傾斜をなしているため、東部は概して高く、西に行くにしたがって次第に低くなり、やがて海に連なっています。市街はおおむね海拔3m前後の土地が大部分を占めています。

また、大小幾多の河川が市内を縦横に貫流していますが、その根源をなす淀川は琵琶湖に源を発し、宇治川、桂川、木津川の三川が合流して水量がきわめて豊かです。

## 1. 大阪の気象の概況（平成15年度）



(注) 大阪管区気象台調べ

(平成15年度)	
年平均気温	17.2°C
年間降水量	14095mm
年間日照時間	1931.7時間

## 2. 区別面積

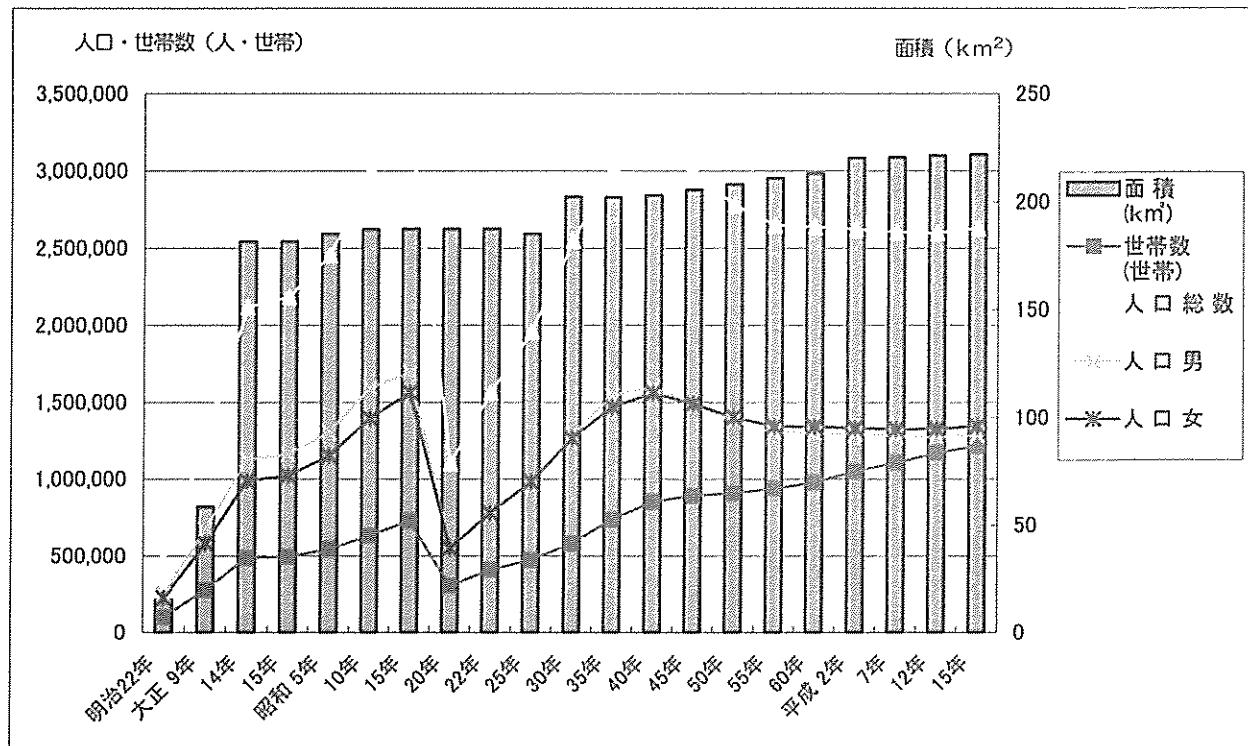
(単位:km <sup>2</sup> )					
区名	面積	区名	面積	区名	面積
北	10.33	天王寺	4.80	城東	8.42
都島	6.05	浪速	4.37	鶴見	8.16
福島	4.67	西淀川	14.23	阿倍野	5.99
此花	15.75	淀川	12.64	住之江	20.77
中央	8.88	東淀川	13.26	住吉	9.34
西	5.20	東成	4.55	東住吉	9.75
港	7.90	生野	8.38	平野	15.30
大正	9.43	旭	6.30	西成	7.35

合計面積: 221.82km<sup>2</sup>

(注) 面積は、国土交通省国土地理院発表による平成15年10月1日現在のものである。  
淀川区の面積は豊中市との合算値として発表されているため、昭和62年の当該区市の面積比で按分した数値を用いた。

### 3. 大阪市の人口

#### 人口、世帯数の推移



(注) ・人口は国勢調査結果

(但し、明治22年は4月1日市制実施公簿調査結果、昭和20年は11月1日人口調査結果、平成15年  
は10月1日推計値)

・面積は国土地理院の公表値

#### 昼間流動人口の推移

		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
常住人口	総数	3,011,563	3,156,222	2,980,487	2,778,987	2,648,180	2,636,249	2,623,801	2,602,421	2,598,774
	就業者	1,439,158	1,601,253	1,510,895	1,351,396	1,298,054	1,310,666	1,345,405	1,336,176	1,231,235
	通学者	143,316	215,872	528,484	508,910	518,850	479,342	412,940	361,248	323,133
流入人口	総数	590,126	882,227	1,079,684	1,216,440	1,246,746	1,339,987	1,481,750	1,496,230	1,333,131
	就業者	547,392	805,294	991,427	1,126,294	1,144,024	1,218,548	1,330,279	1,363,043	1,231,282
	通学者	42,734	76,933	88,257	90,146	102,722	121,439	151,471	133,187	101,849
流出人口	総数	106,119	176,076	205,702	221,093	241,521	259,430	285,078	289,513	264,111
	就業者	78,931	116,805	144,718	154,973	176,003	197,353	220,350	227,511	210,749
	通学者	27,188	59,271	60,984	66,120	65,518	62,077	64,728	62,002	53,362
昼間人口	総数	3,495,570	3,862,373	3,854,469	3,774,334	3,650,644	3,714,244	3,800,461	3,803,203	3,664,414
	就業者	1,907,619	2,289,742	2,357,604	2,322,717	2,266,075	2,331,861	2,455,334	2,471,708	2,251,768
	通学者	158,862	233,534	555,757	532,936	556,054	538,704	499,683	432,433	371,620
昼夜間人口比率		116.1	122.4	129.3	135.8	138	141	146	146.5	141.2

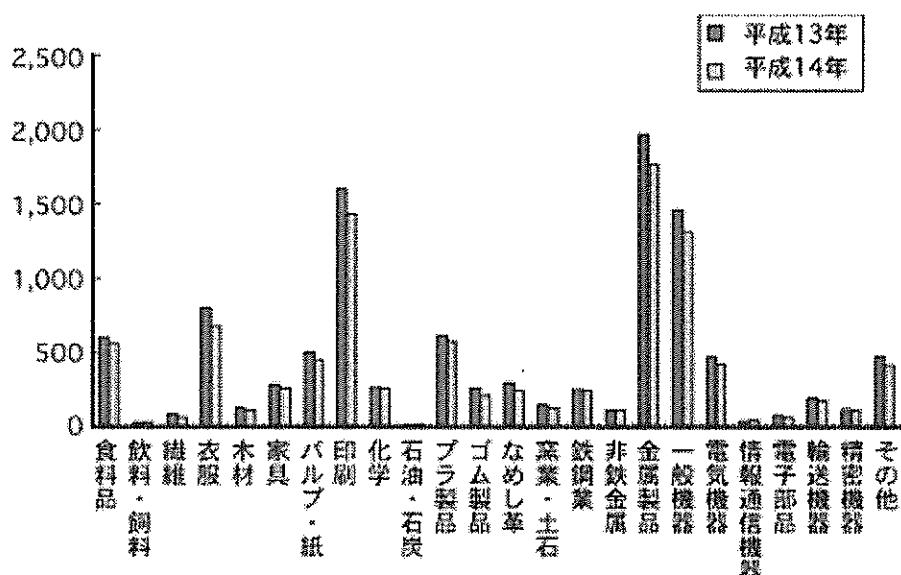
(注) 国勢調査結果

#### 4. 産業の動向

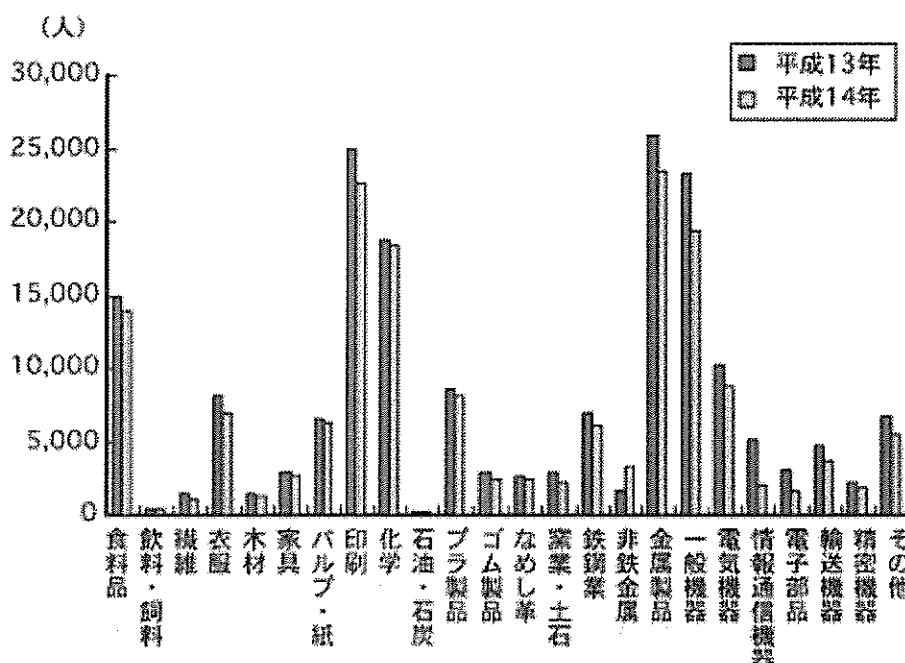
#### 工業統計調査結果（大阪市計画調整局調）

金属製品が1,770事業所で全体の18.2%を占め最も多く、次いで印刷が1,434事業所（構成比14.8%）一般機器が1,315事業所（同 13.5%）となっています。この3業種で全体の約半数（46.5%）を占めています。

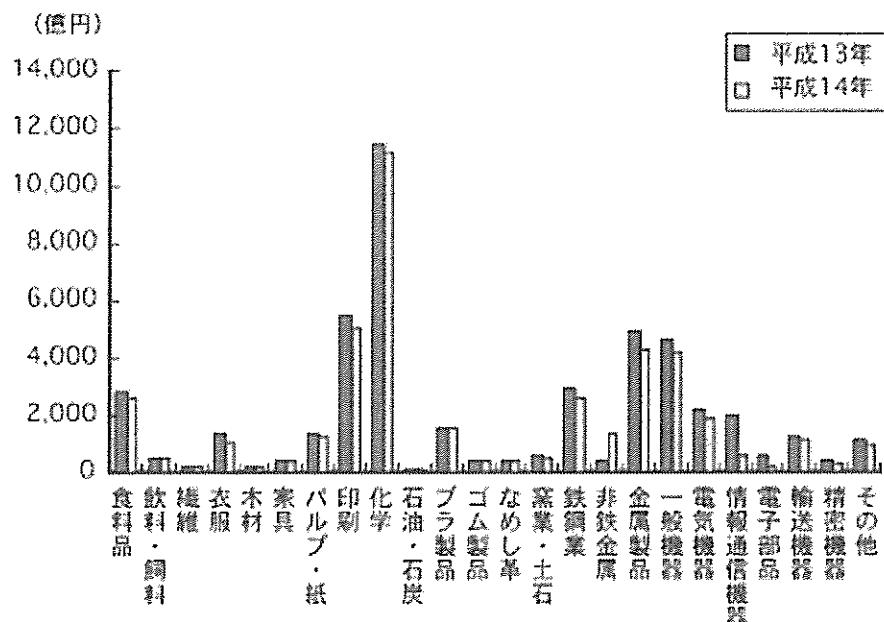
##### ・産業分類別事業所数



##### ・産業分類別従業者数



・産業分類別製造品出荷額等



製造品出荷額は、化学が1兆1,166億円で全体の25.9%を占め最も多く、次いで印刷が5,035億円（構成比11.7%）、金属製品が4,317億円（同10.0%）となっており、この3業種で全体の約半数（同47.6%）を占めています。

商業の構成

業種別	商業事業所数(事業所)			従業員数(人)			年間販売額(億円)		
	平成11年	平成14年	増減	平成11年	平成14年	増減	平成11年	平成14年	増減
卸売業計	31,034	26,251	△ 4,783	398,664	355,338	△ 43,326	553,310	440,948	△ 112,362
小売業計	41,135	36,558	△ 4,577	221,343	215,433	△ 5,910	48,729	45,243	△ 3,486
合 計	72,169	62,809	△ 9,360	620,007	570,771	△ 49,236	602,039	486,191	△ 115,848

(注) 1. 商業統計調査結果(計画調整局調)  
2. 平成11年は簡易調査

## 5. 河川・道路

### 大阪市内河川(平成16年3月末現在)

	河川数	延長(km)
一級河川	(25) 25	(139.1) 139.1
二級河川	(0) 0	(0) 0
準用河川	(4) 4	(5.0) 5.0
普通河川	(4) 4	(2.3) 2.3
合計	(33) 33	(146.4) 146.4

### 大阪市内道路(平成16年4月1日現在)

	路線数	延長(km)	面積(km <sup>2</sup> )
国道	(13)	(114.9)	(3.38)
	13	114.9	3.38
府道	(28)	(181.3)	(3.94)
	28	183.0	3.99
市道	(11,719)	(3,570.1)	(30.52)
	11,737	3,574.7	30.63
合計	(11,760)	(3,866.4)	(37.84)
	11,778	3,872.3	38.00

(注)

1. 河川には、港湾法に基づく運河等は含まれていない。
2. ( ) は、平成15年3月末現在
3. 大阪市建設局調

(注)

1. 阪神高速道路及び近畿自動車道を含まない。
2. ( ) は、平成15年4月1日現在
3. 大阪市建設局調

## 6. 資源10消費

大阪市計画調整局調

### ・電力供給状況

年度	契約口数	契約kW数 (kW)	使用電力量(MWh)
平成10年	225,932	6,907,361	16,588,802
平成11年	224,828	6,792,453	16,387,841
平成12年	222,767	4,762,426	16,619,020
平成13年	220,979	4,764,167	16,388,077
平成14年	218,729	4,686,996	9,571,147

(注) 資料:関西電力株

1. 契約口数・kW数は年度末現在、使用電力量は年度中の累計である。

2. 平成14年度以降の総数に特定規模需要は含まない。

特定規模需要とは、特高受電(20kV以上)の需要をいう。

### ・ガス供給状況

需要量 (単位: 1,000m<sup>3</sup>)

年度	供給戸数			需要量		
	総数	家庭用	業務用	総数	家庭用	業務用
平成10年	1,204,636	1,119,591	85,045	1,389,505	398,381	991,124
平成11年	1,212,213	1,127,455	84,758	1,501,437	414,045	1,087,392
平成12年	1,223,894	1,139,941	83,953	1,505,074	417,202	1,087,872
平成13年	1,235,659	1,152,232	83,427	1,474,004	405,779	1,068,225
平成14年	1,243,039	1,160,205	82,834	1,560,391	415,757	1,144,634

(注) 資料:大阪ガス株

1. 供給戸数は年度末現在、需要量は年度中の使用量である。

2. 新熱量計算に基づき平成10年度から遡及した。

◆ 大阪市環境関連事業予算

(1) 局 別

(単位:千円)

局 名	当 初 予 算 額		備 考
	平成15年度	平成16年度	
健 康 福 祉 局	14,235,119	14,186,846	
都 市 環 境 局	18,655,646	22,554,506	
環 境 事 業 局	12,666,161	11,563,053	
建 設 局	9,085,600	6,716,300	
ゆとりとみどり振興局	11,595,498	8,237,138	
教育委員会事務局	203,549	197,958	
計 画 調 整 局	59,298	61,314	
経 済 局	216,747	217,704	
水 道 局	2,206,890	2,062,916	
港 湾 局	13,033,044	7,751,361	
交 通 局	346,020	316,391	
	82,303,572	73,865,487	

## ◆ 大阪市環境関連事業予算

### (2) 事業別明細

(単位：千円)

項目	主要事業	15年度 当初予算	16年度 当初予算
第1 快適			
第1章 都市環境の保全			
第1節 大気環境	悪臭防止・窒素酸化物対策 大気汚染対策 下水処理場施設の覆蓋・脱臭設備	217,940 20,718 162,400	209,105 20,553 243,000
第2節 自動車公害対策	自動車排ガス対策・交通騒音対策 ごみ収集車等への低公害車両導入 市バスへの低公害車両導入(CNG・ハイブリッド) 低公害車両導入 路上駐車対策、ノーマイカーデーの推進に係る広報啓発活動	482,668 384,648 346,020 25,622 38,316	647,776 260,231 316,391 9,248 38,316
第3節 水環境	河川水面浮遊ごみ等の除去 下水深度処理の推進等 下水処理場水質試験・工場排水規制等 大阪港港湾区域の底質汚染物質監視 汚泥の除去対策 港湾水面清掃等 淀川水質汚濁防止連絡協議会等負担金 水質汚濁対策	341,846 7,488,600 488,403 5,800 53,000 85,044 1,155 7,586	353,736 15,360,400 479,226 5,650 100,000 84,653 1,155 7,506
第4節 地盤環境	地盤沈下対策 工業用水道事業の建設改良費 土壤汚染対策事業費	26,032 572,541 18,618	6,577 989,488 18,157
第5節 化学物質	有害大気汚染物質対策	79,013	73,649
第6節 騒音・振動	工場・事業場・建設作業等の騒音・振動対策 航空機騒音対策	8,891 259,720	7,445 259,604
第7節 環境監視・情報システム	大気汚染常時監視、大気汚染調査、水質汚濁常時監視、 公害検査事業費、環境データ処理システム運用費	404,237	399,098
第9節 環境保全設備資金融資	環境保全設備資金融資	104,916	86,130
第10節 公害健康被害の救済 と健康被害予防事業	認定更新・医療費等の補償給付 リハビリテーション事業・転地療養事業等 健康診査事業・機能訓練事業等 健康影響調査 環境改善事業	14,110,725 22,212 92,789 9,393 31,727	13,814,069 20,909 89,770 9,098 0
	小計	25,890,580	33,910,940

(単位：千円)

項目	主要事業	15年度 当初予算	16年度 当初予算
<b>第2章 快適な都市環境の創造</b>			
第1節 ヒートアイランド対策の推進	保水性舗装の実施 ヒートアイランド対策評価手法の確立 ヒートアイランド対策推進計画の策定	30,000 22,000 0	77,000 0 3,500
第2節 花・緑、水辺空間	住区墓幹公園等整備 グリーナリー大阪2005事業 学校緑化 幹線道路・補助幹線道路の美化 中央突堤緑地整備、此花西部緑地整備 除草剤を使用しない公園管理の推進 河川公園整備 矢倉緑地（親水公園）の整備等 道頓堀川の水辺整備 城北川の改修 淀川河川敷及び周辺除草 夢洲海浜（エコポート事業） 下水道施設等の上部利用など公共施設を活用した公園・緑地等の整備	8,290,375 638,159 17,772 553,000 207,000 87,000 2,163,038 193,814 1,510,000 1,865,000 1,244 300,000 305,000	6,409,411 549,056 15,950 320,000 169,000 84,000 785,688 190,753 1,212,000 1,345,000 1,203 100,000 755,000
第3節 都市景観	都市景観形成の推進 中央公会堂保存・活用 御堂筋彫刻ストリート 大阪都市景観建築賞等 電線類の地中化 大阪港景観形成ガイドライン作成調査 まち美化啓発活動の推進	8,504 179,252 10,800 1,678 5,037,600 5,000 68,772	11,253 177,740 10,800 945 3,737,300 0 61,053
第4節 歴史遺産と自然環境	難波宮跡の整備 泉布観地区の整備 歴史の散歩道づくり 旧街道、坂道の整備	36,112 3,000 50,000 40,000	35,030 1,000 25,000 0
<b>第2 地球環境</b>			
<b>第1章 地球環境の保全</b>			
第2節 地球温暖化対策	大阪市地球温暖化対策地域推進計画の展開 C D M等京都メカニズムを利用した温室効果ガス削減検討調査 地球温暖化防止事業者対策推進マニュアル策定調査	817 5,000 0	1,267 0 12,600
第3節 オゾン層保護の取組	大阪府フロン対策協議会会費 フロン回収破壊法関係事業	100 2,834	100 2,475
第4節 その他の取組	地球温暖化原因物質等のモニタリング調査等	904	891
<b>第2章 環境国際交流・協力</b>			
第1節 國際機関等との連携	側地球環境センターの活動支援 国際環境自治体協議会会費	218,252 840	208,978 840
第2節 途上国・地域との交流	上海市との都市友好交流 APEC環境技術交流事業	2,637 3,000	2,255 2,000
小計		21,058,504	16,309,088

(単位：千円)

項目	主　要　事　業	15年度 当初予算	16年度 当初予算
第3 循 環			
第1章 工エネルギー利用	ESCO事業手法の導入による省エネルギーの推進	0	255,000
第2章 資源利用	緑のリサイクル 下水処理場における汚泥溶融炉の建設等 浄水場の汚泥処理に伴い発生するスラッジの処分 脱水ケーキの有効利用 浄水場の汚泥処理に伴い発生するスラッジの減量 静脈物流検討調査 新たな建設副産物リサイクル手法の構築	185,000 7,889,600 230,099 28,844 1,346,370 5,000 5,750	183,000 3,366,000 231,555 24,791 805,042 0 5,000
第3章 廃棄物対策	ごみ焼却工場の整備補修、夢洲廃棄物埋立処分地の造成 産業廃棄物対策 新人工島の整備 大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設負担 ペットボトルの分別回収等	9,427,560 30,508 5,057,000 7,382,450 2,240,369	8,318,842 29,343 2,173,000 5,192,116 2,371,402
第4 協 動			
第1章 環境コミュニケーションの推進	青少年活動促進事業（環境保護実践講座） 自然史博物館での普及啓発活動 学校における環境教育の推進 地域環境フェアの開催 環境月間等における環境保全啓発事業 環境学習センターの運営 自然体験観察園の維持管理 環境情報提供システムの整備事業 ピュアキッズ（こども水道特派員）活動 夏休み親子ごみ処理施設見学会 ごみ問題啓発作文・ポスターの募集 生活環境学習会 環境白書の発行	300 2,109 1,116 7,200 1,981 278,233 9,941 26,991 172 280 516 4,050 3,749	150 2,061 1,057 6,000 2,155 260,201 9,918 26,909 123 280 436 4,050 3,653
第2章 すべての主体の環境保全行動の展開	「地球環境保全をめざす市民行動の集い」の開催 企業のISO取得の推進（9001を含む） 「大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）」の推進 ISO14001認証取得事業 ISO14001の推進 ATCグリーンエコプラザ運営 市民環境調査隊の実施 環境基本計画関連施策進行管理報告 なにわエコライフ認定制度のモデル実施 なにわエコ会議の設立準備 なにわエコ会議の設立	2,500 80,000 796 7,236 8,661 273,485 0 203 5,209 1,000 0	0 80,000 796 6,084 8,661 254,789 2,300 203 4,710 0 5,960
第3章 環境配慮の推進	環境影響評価制度の適切な運用	10,210	9,872
	小　　計	34,554,488	23,645,459

付

録



## (付 錄 目 次)

1. 大阪市環境基本条例	107
2. 大阪市水環境計画の概要	109
3. 大阪市緑の基本計画の概要	111
4. 大阪市景観形成基本計画の概要	111
5. 大阪市一般廃棄物処理基本計画の概要	112
6. 環境基準及び規制基準等	114
1. 大気汚染に係る環境基準	114
2. 硫素酸化物総量規制基準・硫黄酸化物総量規制基準	115
3. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準	116
(1) 人の健康の保護に関する環境基準	116
(2) 生活環境の保全に関する環境基準	116
(3) 底質の暫定除去基準	118
(4) 法令による排水規制基準	119
(5) 下水道法等の排水規制	119
(6) 水質関係法律・条例による規制の仕組み	120
4. 地下水の水質汚濁に係る環境基準	121
5. 騒音に係る環境基準	121
6. 自動車騒音の限度（要請限度）	122
7. 航空機騒音に係る環境基準	123
8. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	123
9. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について	123
10. 道路交通振動の限度（要請限度）	123
11. 騒音・振動に係る規制基準等	123
(1) 工場・事業場に係る規制基準	123
(2) 特定建設作業に係る規制基準	124
(3) 深夜における音響機器の使用時間制限	125
(4) 深夜における営業等の制限	125
(5) 商業宣伝を目的とする拡声器の使用に係る規制基準	125
12. 悪臭に係る規制基準	125
13. 土壌汚染対策法の対象物質と基準	126
14. 土壌汚染対策法の概要	127
15. 大阪府域の土壌汚染対策制度のしくみ（大阪府生活環境の保全等に関する条例）	127
16. ダイオキシン類対策特別措置法の概要（環境基準・排出基準等）	128
17. 化学物質の排出量の把握などの措置（PRTR）の実施手順	129
18. 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領（抄）	129
19. 騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準（抄）	129
7. 大阪市環境審議会	130
8. 大阪市環境保全推進本部	133
9. 大阪市環境関係課・所	134
10. 環境関係協議会等一覧表	136
11. 年 表	140



## 1. 大阪市環境基本条例

### 目次

前文  
第1章 総 則 (第1条—第6条)  
第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等 (第7条—第9条)  
第3章 環境の保全及び創造に関する施設等 (第10条—第24条)  
第4章 地球環境保全の推進のための施策 (第25条—第26条)

### 附 則

大阪市は、豊かな自然の豊みをうけ、また、この地で生活し、活動する人々の努力により、発展を続けてきた。

しかし、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の嗜みが、資源やエネルギーを大量に消費し、この都市の生活そのものを脅かす要因を生み出している。今日の環境問題が、地域の環境にとどまらず、地球環境の広がりをみせ、ますます複雑、多様化する中で、これまで以上に環境への十分な配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに迫る求められている。

大阪市は、この都市に集う人々の協働により、良好な都市の環境をまちり、つくりだし、地球環境の保全に貢献していくために、市民の基盤として、ここに、この条例を制定するものである。

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施設の整備及び実施は、次に掲げる事項を基本として、施設相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、

人類の福祉に貢献することとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水質の悪化が影響することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採取のための土地の削削によるものを除く。）及び塵埃によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生することをいう。

#### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。  
2. 環境の保全及び創造は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない都市を開拓することを目的として行わなければならない。

3. 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び環境的利用の促進により、持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として行われなければならない。

4. 地球環境保全は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、環境の保全及び創造に

關し、本市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動を行うに当たつて、これに伴う環境への負荷の保全及び創造に係る責任を負う。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのつとり、その日常生活に伴う環境への負荷の保全及び創造に関する責任に賛同するよう自ら活動するとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

#### (第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等)

(施設の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施設の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本として、施設相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 公害の防止

(2) 電波、光害による環境の保全上の支障の防止

(3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保

(4) 本市の区域の自然的社會的条件に応じた緑地、水辺地等における多様な自然環境の体系的保全

(5) 地域の特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的文化的な遺産の保存及び活用による快適な都市空間の創造

- (6) 爆弾物の減量並びに資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用が徹底される都市の構築をめざした情報の収集及び提供、技術の開発及び活用
- (7) 地球環境保全に資する施設の推進
2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施設について、総合的な調整を行い、これを推進するための必要な措置を講ずるものとする。
- (環境基本計画の策定)
- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施設を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。
2. 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向、配慮の指針その他の重要な事項について定めるものとする。
3. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの方者の者の団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
4. 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪市環境審議会の意見を聞くものとする。
5. 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
6. 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
- (年次報告)
- 第9条 市長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施設並びにその実態状況を明らかにした年次報告を作成し、これを市会に提出するとともに、市民に公表するものとする。
- 第3章 環境の保全及び創造に関する施設等
- (施設の策定等に当たつての措置)
- 第10条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施設を策定し、実施するに当たっては、環境への負荷の積極的な匡減を図るよう必要な措置を講ずるものとする。
- (自主環境管理)
- 第11条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、環境に影響を及ぼすおそれのある事業の目標を定め、その目標の達成状況を検証し、その目標を見直すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (環境影響評価)
- 第12条 本市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は調査を行い、その結果に基づき、事業に係る環境の保全及び創造について適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。
2. 市長は、環境の保全及び創造を図るために必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うものとする。
- (規制の措置)
- 第13条 本市は、環境の保全及び創造を図るために必要があると認めるとときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- (経済的措置)
- 第14条 本市は、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を誘導するため必要があると認めるときは、経済的な助成その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (資源の適正管理及び循環的利用)
- 第15条 本市は、事業者及び市民による資源の適正な管理及び循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (環境の保全及び創造に資する施設の整備等)
- 第16条 本市は、環境の保全及び創造に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。
- (監視、測定及び検査の実施等)
- 第17条 本市は、環境の状況を把握するため必要な監視、測定及び検査を実施するものとする。
2. 本市は、環境の保全及び創造に関する施設の策定、実施に必要な調査研究を行うとともに、環境の保全及び創造に資するため、研究開発の進展その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (環境教育、学習の振興等)
- 第18条 本市は、市民等が自ら環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるよう、施設の整備及び充実を図るとともに、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (自主的な活動を促進するための措置)
- 第19条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (市民等の意見の反映)
- 第20条 本市は、環境の保全及び創造に関する施設について、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (情報の提供)
- 第21条 本市は、公害その他の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を公表するものとする。
- (公害等に係る苦情の処理)
- 第22条 本市は、公害その他の環境の保全上の支障を及ぼす行為に係る苦情について、他の行政機關と協力して、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。
- (公害健康被害の救済)
- 第23条 本市は、公害に係る健康被害の救済を図るため必要な措置を講ずるものとする。
- (財政上の措置)
- 第24条 本市は、環境の保全及び創造に関する施設を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 第4章 地球環境保全の推進のための施策
- (地球環境保全に資する施設の推進)

本市は、地域環境保全に関する専門家、環境の状況の監視、観測及び測定を行い、地域環境保全に資する施設を総合的に推進するものとする。

(地域環境保全に関する監視能力の推進)

第26条 本市は、国際機関、国及び他の地方公共団体等と協力し、環境の保全に関する情報の収集及び提供並びに技術の蓄積及び活用により、地域環境保全に資する監視能力の推進に努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

## 2. 「大阪市水環境計画」（平成11年5月策定）の概要

◎計画の構成とその概要

### 1 計画の基本的事項

#### (1) 計画の位置づけ

・この計画は、水環境の保全と創造に資する各種の計画と連携し、大阪市環境基本計画の理念に基づき、快適な水辺の保全と創造、水質の保全、水資源の活用を進めていたための施策をまとめたものである。

・環境基本計画の水分野の実施計画である。

#### (2) 目 的

大阪市内全般と地方選択を対象とし、大阪市の水環境基準の達成に寄与する。

#### (3) 計画の期間は2010年度までとする。

### 2 水環境の目標像

#### (1) 快適な水辺の保全と創造

人川・海、生物が様々に触れ合える水辺空間を創造することともに、海浜では、多様な生物が生息しやすい構造の護岸等を創造する。

#### (2) 水質の保全

① 大阪市内の河川や港湾域における水質保全目標（大阪市環境基本計画）の達成

② 大阪湾の水質目標（環境基準）の達成

#### (3) 水資源の活用

健全な水環境の形成を目指して効率的な水利用に努める

### □計画の目標

快適な水辺の保全と創造	水質保全	水資源の活用
<p>・健全な水環境の形成と生物生育環境の保全</p> <p>・周辺の景観と連携して水辺の創造</p> <p>・流れを整える水辺の創造</p> <p>・多様な生物生育環境のある水辺の維持</p> <p>・人と生物が様々なにふれあえる水辺の創造</p> <p>・空間利用による災害防護の安全性の向上</p>	<p>・水質目標の達成と港湾水域への水質改善を目標とする</p> <p>・河川水環境基準の早期達成</p> <p>・BOD平均値5mg/L（港湾水系は8mg/L）</p> <p>・海浜</p> <p>・海浜の水質環境基準の達成維持</p> <p>・大阪湾越水系におけるCOD年平均値4mg/Lの達成</p>	<p>・下水処理水等の廃棄物利用による効率的な水利用の推進</p>

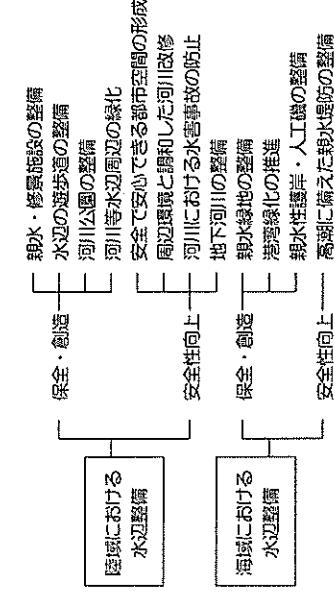
3. 目標達成のための施策展開

(1) 施策体系  
水環境の目標達成のため、次の5分野について総合的に施策を推進する。

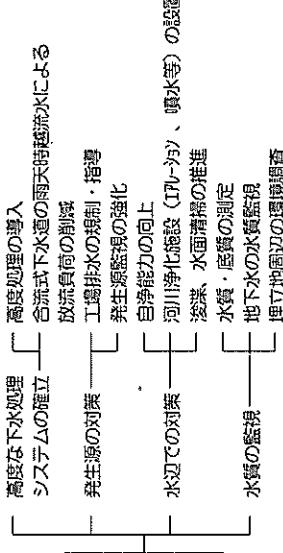
① 快適な水迎空間の保全と創造

- ④ 水環境の保全と創造への連携・参画  
市民への啓発、上流町などとの広域的な取組の推進
- ⑤ 水質保全に関する調査・研究

(2) 重点的な取り組みとして次の2事業を推進。



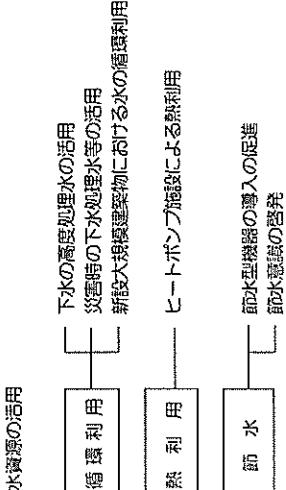
② 水質の保全



■ 下水道の高度処理計画

	平成22年度実績 排出負荷量	平成22年度 削減目標	目標水質	将来目標 削減目標
生物学需氧量(BOD)	19t/日	⇒15%	7mg/L	5mg/L
化学需氧量(COD)	29t/日			⇒10%*
浮遊物質量(SS)	13t/日	⇒15%	5mg/L	11mg/L
全窒素	34t/日	⇒30%	10mg/L	3mg/L
全磷	1.9t/日	⇒ 40%	0.5mg/L	0.49mg/L

(注) \* CODについては将来目標値



(注) \*\* CODについては将来目標値

- ② 工コポート事業  
・大阪港における自然環境の保全や生態系との調和、快適空間の創出など、環境と共生する港湾の形成を目指して、平成9年6月に運輸省の「工コポート事業」の指定を受ける。  
・大阪港の西側水際線ノーンに位置する夢洲の西側水際線を「工コポート港」として、豊かな自然環境を創造するために海浜や干潟等の整備を進める。

### 3. 大阪市緑の基本計画の概要

#### 4. 「大阪市景観形成基本計画」（平成11年12月策定）の概要

##### ◎ 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地保全法に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する法律」のことであり、公園・道路などの公共空間の緑や民有地の緑ほか、緑と一緒になつた水辺やオープンスペースを対象とし、市民の緑化活動への支援などソフト施設も含めた都市の緑に関する長期的・総合的な計画である。

##### ◎ 大阪市緑の基本計画】の概要

###### (1) 基本方針

###### 緑のまちをつくる

- ① 安全・快適な都市生活をささえる緑の基盤をつくる（緑のベースエリアの整備）

- ② 大阪らしさを醸出する緑の風景をつくる（緑のアイデンティティゾーンの整備）

- ③ 活気あふがるまちを醸出する緑の燃点をつくる（緑の燃点の整備）

大阪らしいいきいきとしたにぎわいのある緑の燃点を創出し、活気あふれるまちの創造へとつなげる。

- ④ 人と自然にやさしい緑のネットワークをつくる（緑の整齊ネットワークの整備）

緑による大阪のまちの骨格を形成し、多様な生物の生息・移動空間を創出することで、わかりやすく、人にやさしい快適な都市環境の形成をはかる。

###### 緑のまちをはぐくむ

- ① 市民の都市緑化への参画促進をはぐくむ  
緑に関するさまざまな情報の発信や緑とふれあう機会の提供、また、緑化知識や技術の普及に努め、市民の都市緑化への参画意識をはぐくむ。

- ② 市民・企業・行政が、それぞれの役割を認識し、協力しあってより豊かな緑のまちをはぐくむ。  
市民・企業・行政が、それそれぞれの役割を認識し、協力しあってより豊かな緑のまちをはぐくむ。

###### (2) 緑の将来目標（計画目標年次…21世紀中葉）

###### ◆ 都市緑化の整備目標

- ① 都市公園等の市民1人あたり面積…70m<sup>2</sup>

###### ◆ 都市緑化の目標

- ① 樹木・樹林率…約15%  
(市域に占める樹木・樹林などの枝葉で覆われた面積の割合)

- ② 自然面率…約30%  
(市域に占める樹木・樹林地、水面、草地などの面積の割合)

##### ◎ 基本計画の位置づけー大阪市都市景観条例により抜粋

第2章 景観形成基本計画	
(景観形成基本計画の制定)	
第5条	市長は、都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、都市景観の形成の基本的な目標を明らかにするとともに、市民等ど本市が協力してその目標を実現するための指針となる都市景観の形成に関する基本的な計画（以下「景観形成基本計画」という。）を定めるものとする。
2	市長は、景観形成基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪市都市景観委員会（以下「委員会」という。）の意見を聞くものとする。
3	市長は、景観形成基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。
4	前2項の規定は、景観形成基本計画の変更について準用する。

景観形成の基本的な目標	
景観形成の方向	
景観形成の基本的な目標	

##### 実現するための指針

市域の景観の向上	地域の特性を生かした都市景観の形成
まちなみみ	景観整備ゾーン
公共施設	景観軸
	景観拠点

計画の推進に向けた	
計画の推進に向けた	

- ① 大規模による都市景観の形成
- ② 観観面的整備又は建築物等の都市景観への配慮
- ③ 景観形成物の活用
- ④ 開運規制度の活用

◎ 基本計画の概要

1. 景観形成の基本的な目標

1-1 景観形成の方向

- 大阪がまちづくりの過程で築いた景観上の特性を引き出し、発展させ、また、新しい景観上の資産を創ることにより、その美しさや能力を一層高めていく。

1-2 景観形成の基本的な目標

- まちづくりの長期的な目標などを踏まえて、景観形成の基本的な目標を、「アメニティと美しいに満ちた大阪らしい都市景観をつくる」とする。

2. 実現するための指針

2-1 市域の景観の向上

- 市域の景観向上のため、単体の建築物や建築群（「まちなみ」）及び、道路、公園など（「公共施設」）のデザインの水準を高め、また他の施設、地図との関係に配慮し、市民が親しみや愛着のもてる景観を形成するよう努める。  
○ 建築物は、調和のとれた魅力あるまちなみを形成するよう努める。また、公共施設は、地域の景観向上を考慮するよう努める。

2-2 地域の特性を生かした都市景観の形成

- 景観整備ゾーンとして、業務や商業、娛樂を中心の「都心」、水の都・大阪を代表する「大川・中之島」、歴史や文化を伝える「上町台地」、新しいまちづくりの進む「みどり」などにおいて、地域の特性を生かした景観形成に努める。
- 景観地として、大阪の特徴である発達した河川・海岸線（みす）・道路・鉄道（みち）の整備とともに、それらの緑化（みどり）に努める。
- 景観地点として、文化財・歴史的まちなみ（歴史）、ターミナル・繁華街（にぎわい）、公園・緑地（みどり）を、地域の個性や特徴ある景観づくりの核となるよう整備に努める。

3. 計画の推進に向けて

- 景観形成を、日常の活動や建築物、公共施設の整備の機会をとらえて、市民、事業者と行政が連携、協力して進めめる。このため、条例に定める「認定による都市景観の形成」、「大阪規模な面的整備又は建築物等の都市景観への配慮」、「指定景観形成物の指定地域への配慮など」、「指定景観形成物の活用」等の施策の推進及び景観形成に資する関連制度の活用に努める。

5. 「大阪市一般廃棄物処理基本計画」（平成12年4月策定）の概要

～循環型都市へのステップ～

ごみ編

- I 基本方針
- 1 目標～持続可能な発展を目指した「循環型都市の構築」
  - 2 本市のごみ行政を進めるにあたっての考え方

- (1) 環境への配慮
- (2) 市民の多様性、社会の変化に合致したごみ行政
- (3) 事業の評価と情報の提供
- (3) 事業の評価と情報の提供
- (3) 事業の評価と情報の提供
- ごみを管理・処理していくにあたり、発生抑制／再使用／再生利用／適正処分／の順に優先される、とする考え方を念頭におきつつ、個々の施策について、環境への負荷、経済性、実現可能性などを総合的に判断してその都度選択する。

II 基本計画

1. 本計画の前提
- (1) 目標年次 平成21年度  
(平成12年度からの10年間)
  - (2) 対象地域 大阪市全域
  - (3) 対象廃棄物 一般廃棄物（ごみ）

2. 減量目標

- (1) ごみ量の将来予測  
(単位：万トン)

減量化量合計（B）	平成10年度		平成21年度
	実績量	目標年次予測量	
187	3	194	35
家庭系ごみ	3	—	13
事業系ごみ	—	—	22
環境系ごみ	—	—	—
焼却等処理量（C）	184	159	159

※ 平成10年度の減量化量は本市による資源化量（サーマル・リサイクルは含まない）。  
平成11年度における減量化量は、本市による資源化量と平成10年度以降の排出抑制予測量。

$$(C) = (A) - (B)$$

平成21年度の排出等処理量を、平成10年度件数等処理実績量から25万トン減量することを目指す。

平成21年度の埋立処分量については、平成10年度埋立処分実績量から21万トン減量することを目指す。

## 3 排出抑制の促進

## (1) 基本方針

① 市民と事業者の自主的取り組みの促進

② ごみ減量化のための社会的なシステムづくりの推進

## (2) 主な施策

- ① 市役所自らのごみ減量化の取り組み  
紙ごみ等の資源化や再生紙の使用推進 等
- ② ごみ減量化を進めるための社会的なシステムづくりに向けた施設  
不用品交換の促進、市民や事業者のネットワークづくりの推進
- ③ 市民への資源保護意識の醸造指導 等

リサイクルフレームでの啓発、ごみ減量・環境教育の推進、市民への啓発・情報提供、地盤活性化によるごみ減量化の取り組みの促進

合ったごみ減量化の働きかけ、市民活動団体のごみ減量化の取り組みへのサポート 等

## (4) 事業者によるごみ減量化の取り組みの促進

排出事業者のごみ減量化の取り組みの促進、製造販売事業者のごみ減量化の取り組みの促進

## 4 本市によるリサイクル・処理

- (1) 収集・運搬  
粗大ごみの専用料収集の全市実施、分別収集の充実（容器包装プラスチックの分別収集の検討）、家庭リサイクル法への対応、青色ごみへの対応 等
- (2) 中間処理  
容器包装プラスチックをリサイクル事業者に引き渡すための廃棄物取扱の整備  
老朽化した焼却工場の整備、ダイオキシン類対策の推進  
新たなかん処理量未達の導入の検討 等
- (3) 最終処分  
大規模低燃焼堆積センター処分場の活用 等
- (4) 調査研究

## 生活排水編

## I 基本方針

平成10年度の水洗化率は99.98%となっているが、今後も引き続き公共下水道の整備・充実に努め、生活排水の100%下水道処理を目指す。

## 3 排出抑制の促進

## (1) 基本方針

目標年次は平成21年度とする。

## III 排出状況（平成10年度末）

	公共下水道	1,225,473戸
合併処理浄化槽	54戸	452戸（生活排水は公共下水道放流）
単独処理浄化槽	241戸（生活排水は公共下水道又は下水道放流）	合計
	1,226,220戸	

## IV 处理主体

目標年次における生活排水は、公共下水道で処理することを目標とする。

## V 目標年次に向けての処理計画

- 基本方針に則りて目標を達成するため、  
○ 下水道処理区域外の下水道整備  
○ 下水道処理区域内に残存する一部未排水区域に対する水洗化の働きかけ  
○ 沼川敷等一部公共下水道整備計画のない区域については、当該地域整備にかかる  
公共事業による未水洗家庭の移転を促進する。

## 6. 環境基準及び規制基準等

1. 大気汚染に係る環境基準
  - (昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)
  - (昭和48年5月16日 環境庁告示第35号)
  - (昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)
  - (昭和56年6月17日 環境庁告示第47号)
  - (平成8年10月25日 環境庁告示第73号)

環境基本法第16条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することのがぞましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。なお、平成9年2月に定められたベンゼン等3物質の環境基準は別紙のとおりである。

(1) 環境基準

ア、環境基準は、別表の上欄に掲げるとおりとする。

イ、アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染状況を的確に把握することができるところがわかると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

ウ、アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 達成期間

ア、一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

イ、二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

ウ、二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域においては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。

ア、一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

イ、二酸化硫黄に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域においては、1時間値の1日平均値0.06ppmまでノーザンにおいては原則として7年以内とする。

ウ、二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域においては原則として7年以内とする。（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

(3) 評価について

ア、昭和48年6月12日付東企第143号通達の要約  
環境基準に照らして二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素による大気汚染の状態を評価する方法としては、短期的評価及び長期的評価が示されている。

短期的評価とは、測定を行った時間又は日にについての測定結果を環境基準として定められた1時間又は1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。

長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、年にわたり1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値を環境基

準の1時間値の1日平均値にて評価することをいう。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わずに評価することとされている。

イ、昭和53年7月17日付東企第262号の通達の要約

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間ににおける二酸化窒素の1日平均値と、低めから98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」）という。）が0.05ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。

別 表

物 質	環 境 上 の 條 件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化が素	1時間値の1日平均値が1.0ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化オキシダント	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (脚注) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子径が10ミクロン以下のもの。をいう。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パークシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化硫黄を除く。）をいう。

(注) 昭和53年7月改定までの二酸化窒素に係る環境基準は「1時間値の1日平均が0.02ppm以下である」となっている。

平成9年2月4日  
環境庁告示第4号  
平成13年4月20日  
環境省告示第30号

## 2. 硫素酸化物総量規制基準・硫黄酸化物総量規制基準

### (1) 硫素酸化物

特定工場等：硫素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算して、たものとの合計が1時間当たり2.0kL以上の工場・事業場

#### ① 総量規制基準

$$Q=0.6 \left[ \sum (C \cdot V) \right]^{0.95}$$

Q：排出が許容される硫素酸化物の量 ( $m^3N/h$ )

C：硫素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V：特定工場等に設置されている硫素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出力スケート

$$(1.0 \times m^3/h) \cdot h, \text{乾き}, O_2 : 0\% \text{換算値})$$

#### ② 特別の総量規制基準

$$Q=0.6 \left[ \sum (C \cdot V) + \sum (C_i \cdot V_i) \right]^{0.95}$$

C\_i：特定工場等に基準日（以下「以降」）以降に設置される硫素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出力の種類ごとに定める施設係数

V\_i：特定工場等に基準日（以下「以降」）以降に設置される硫素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出力スケート ( $1.0 \times m^3N/h$ , 乾き,  $O_2 : 0\% \text{換算値})$

（2）硫黄酸化物

特定工場等：硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算して、たものとの合計が1時間当たり0.8kL以上の工場・事業場

#### 総量規制基準

Q=2.0  $\times W^{0.95}$  ただし、基準日（以下「以降」）に新設された場合は、

$$Q=2.0 \times W^{0.95} + 0.3 \times 20 \times \left( (W + W_i)^{0.95} - W^{0.95} \right)$$

Q：排出が許容される硫黄酸化物の量 ( $m^3N/h$ )

W：原料及び燃料使用量 ( $kL/h$ )

W\_i：基準日（以下「以降」）に新設されたばい煙発生施設に使用される原料及び燃料使用量 ( $kL/h$ )

物 質	環 境 上 の 系 け	基 準 日
ベンゼン	1年平均値が $0.003mg/m^3$ 以下であること。	（注） 基準日
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.25g/m^3$ 以下であること。	昭和60年9月10日
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.25g/m^3$ 以下であること。	昭和63年2月1日
シクロロメタン	1年平均値が $0.15g/m^3$ 以下であること。	平成3年2月1日
		大気汚染防止法施行令別表第1の1の項に掲げるガス機関及びU32の項に掲げるガリソン機関前3項に掲げるガリソン機関
		大気汚染防止法施行令別表第1の1の項に掲げるガリソン機関前3項に掲げるガリソン機関
		窒素酸化物 硫黄酸化物

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項の規定によるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びクロロメタン（以下「ベンゼン等」という。）による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持するこ事が望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

#### 第1 環境基準

1. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
2. 1の環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができるところがわられる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
3. 1の環境基準は、工場専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

#### 第2 違反規則

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に採取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたつて人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その終期又は早期達成に努めるものとする。

#### 別 基

物 質	施 工 種	基 準 日
大気汚染防止法施行令別表第1の1の項に掲げるガス機関及びU32の項に掲げるガリソン機関	大気汚染防止法施行令別表第1の2の項に掲げるガス機関及びU30の項に掲げるガリソン機関	昭和60年9月10日
大気汚染防止法施行令別表第1の3の項に掲げるガリソン機関	大気汚染防止法施行令別表第1の31の項に掲げるガリソン機関	昭和63年2月1日
大気汚染防止法施行令別表第1に掲げるガリソン機関	大気汚染防止法施行令別表第1に掲げるガリソン機関	平成3年2月1日
大気汚染防止法施行令別表第1に掲げるガリソン機関	大気汚染防止法施行令別表第1に掲げるガリソン機関	昭和57年11月1日
窒素酸化物 硫黄酸化物	窒素酸化物 硫黄酸化物	昭和52年10月1日

### 3. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

#### (2) 生活環境の保全に関する環境基準

昭和46年12月28日 報告59号  
〔最近改正 平成11年 報告第14号〕

##### (1) 人の健康の保護に関する環境基準 (26項目)

項目	目	基準	標準
カドミウム		0.01 mg/L以下	
全シアン	検出されないことに	0.01 mg/L以下	
鉛		0.01 mg/L以下	
六価クロム		0.05 mg/L以下	
鉻系		0.01 mg/L以下	
綿水銀		0.0005 mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないことに	0.01 mg/L以下	
PCB	検出されないことに	0.02 mg/L以下	
シクロロメタン		0.002 mg/L以下	
四塩化炭素		0.004 mg/L以下	
1, 2-ジクロロエタン		0.002 mg/L以下	
1, 1-ジクロロエチレン		0.04 mg/L以下	
システム、2-ジクロロエタン		1 mg/L以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.006 mg/L以下	
トリクロロエチレン		0.03 mg/L以下	
テトラクロロエチレン		0.01 mg/L以下	
1, 3-ジクロロプロパン		0.002 mg/L以下	
テウラム		0.006 mg/L以下	
シマジン		0.003 mg/L以下	
チオベンカルブ		0.02 mg/L以下	
ベンゼン		0.01 mg/L以下	
セレン		0.01 mg/L以下	
単純性窒素及び亜硝酸性窒素		10 mg/L以下	
ふつ素		0.8 mg/L以下	
ほう素		1 mg/L以下	

(注) 1. 基準値は、日間平均値とする。(海域もこれに準ずる)

2. 農業用利水点について、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

3. 自然環境保全：自然環境等の環境保全。

4. 水道1級：漁港等による悪臭な海水操作を行うもの。

水道2級：汎能漁港等による通常の海水操作を行うもの。

水道3級：前処理等を行う程度の海水操作を行うもの。

5. 水産1級：ヤマメ、イワナ等資源海水域の水産生物並びに水産3級の水産生物用。

水産2級：サク科魚類及びアユ等資源海水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。

水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中疊水生水域の水産生物用。

6. 工業用水1級：汎能等による通常の海水操作を行うもの。

工業用水2級：薬品注入等による高濃度の海水操作を行うもの。

工業用水3級：特殊な海水操作を行うもの。

7. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の浴場等を含む）において不快感を感じない限度。

(注) 1. 水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定されて以来、毎回の改正を経て、平成11年2月22日付報告第1号をもって、健康項目は、26項目となった。

2. 対象水域は公共用水地、造成期間については、「直ちに造成し、維持するよう努める」ものとする。

3. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアツに係る基準値についてでは最高値とする。

4. 「検出されないと」とは、定量限界未満をさういいう。以下、生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。

5. 総水銀における新規としては、同一測定点における年間の総検体の測定値が0.0005 mg/Lであるが、またNDDが含まれる場合には測定値が0.0006 mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満であるとき、環境基準適合とする。(平成5年3月8日、環境省告示第21号環境省行水質保全規制通達)

6. フッ素、ほう素の環境基準は海域には適用されない。

項目	利用目的の適応性	AA	A	B	C	D	E
水素イオン濃度(pH)	水道1級 自然環境保全及びA以下 下の欄に掲げるものの 場合に適用するもの	6.5以上	6.5以上	6.5以上	6.5以上	6.0以上	6.0以上
生物学的酸素要求量(BOD)	水道1級 水浴及びC以下 下の欄に掲げるものの 場合に適用するもの	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
浮遊物質量(SS)	水道1級 下の欄に掲げるもの	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	200mg/L 以上
溶解酸素量(DO)	水道1級 下の欄に掲げるもの	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上
大腸菌群数	水道1級 下の欄に掲げるもの	50MPN /100ml以下	1,000MPN /100ml以下	5,000MPN /100ml以下	—	—	—
対象水域	対象水域及びその水域が該当する水域種別並びに造成期間は、図-1のとおりとする。						

(注) 1. 基準値は、日間平均値とする。(海域もこれに準ずる)

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

3. 自然環境保全：自然環境等の環境保全。

4. 水道1級：漁港等による悪臭な海水操作を行うもの。

水道2級：汎能漁港等による通常の海水操作を行うもの。

水道3級：前処理等を行う程度の海水操作を行うもの。

5. 水産1級：ヤマメ、イワナ等資源海水域の水産生物並びに水産3級の水産生物用。

水産2級：サク科魚類及びアユ等資源海水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。

水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中疊水生水域の水産生物用。

6. 工業用水1級：汎能等による通常の海水操作を行うもの。

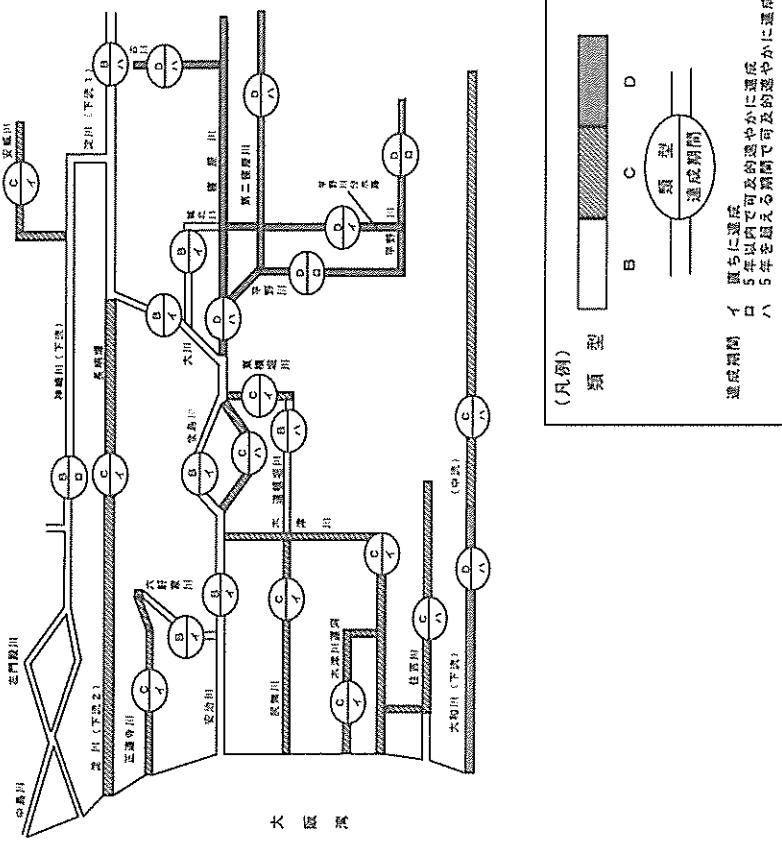
工業用水2級：薬品注入等による高濃度の海水操作を行うもの。

工業用水3級：特殊な海水操作を行うもの。

7. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の浴場等を含む）において不快感を感じない限度。

イ. 海域  
① pH、COD、DO、大腸菌、油分

図-1 大阪市河川水質環境基準類型図（平成15年度）



(注) 1. 水産1級のうち、生食用原糞力キの蓄積の利水点については、大阪府許可第70MPN/100mL以下

とする。

2. 自然環境保全・自然環境等の環境保全。

3. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の漁獲物用及び水産2級の水産生息用。

4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道等を含む）において不快感を生じない環境。

(2) 金益素、全磷

項目 類型	利用目的 の適応性	環境基準値		対象水域
		全量	金属性	
I	自然環境保全及び以下の場合に該するもの（水産2級及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	対象水域
II	水産1級、水浴及び以下の場に該するもの（水産2級及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	図-3の とおり
III	水産2級及びJVNに該するもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3級、工業用及び生息生態影響 係全	10mg/L以下	0.09mg/L以下	

(脚註) 1. 通常は生物が生息する、即ち底生プランクトンの苦しい影響を生ずるがそれがある海域について行うものとする。

2. 水質特性の特徴は、海浜植物の環境保全。

(主) 1. 自然環境保全・自然環境等の環境保全。  
2. 水産1級：鰯生魚貝を含む多様な水生生物がハラスメントなく、かつ、安定して増殖される。

3. 生息生態環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる環境。

【水質環境基準の類型指定及び見直し状況】

(類型指定) (例) 平成4年9月1日付規制令第50号によりC類型、違反期間(イ)に指定された。

・淀川、大和川：平成15年5月16日付大阪府公告第50号

(類型見直し) (例) 平成13年3月30日付環境省告示第17号により、E類型からD類型、違反期間(イ)に改訂された。

・神崎川：平成14年6月18日付大阪府公告第112号

(改訂) (例) 平成15年3月27日付環境省告示第36号によりD類型からC類型、違反期間(イ)に改訂された。

・淀川(下流2)：平成15年3月27日付大阪府公告第50号

(改訂) (例) 平成15年5月16日付大阪府公告第50号により、E類型からD類型、

・寝屋川水城(寝屋川、吉川、第二寝屋川)：平成15年5月16日付大阪府公告第50号

(改訂) (例) 平成15年5月16日付大阪府公告第50号により、E類型からD類型、違反期間(イ)に改訂された。

・寝屋川水城(平野川分水路)：平成15年5月16日付大阪府公告第50号

(改訂) (例) 平成15年5月16日付大阪府公告第50号により、E類型からD類型、違反期間(イ)に改訂された。

・市内河川水城(大川及び城北川、金鳥川、六軒家川、安治川)

(例) 平成15年5月16日付大阪府公告第50号により、C類型からB類型、違反期間(イ)に改訂された。

・市内河川水城(寝屋川)：平成15年5月16日付大阪府公告第50号により、C類型からB類型、違反期間(イ)に改訂された。

図-2 大阪湾環境基準地図型図 (COD等)  
(底質部)

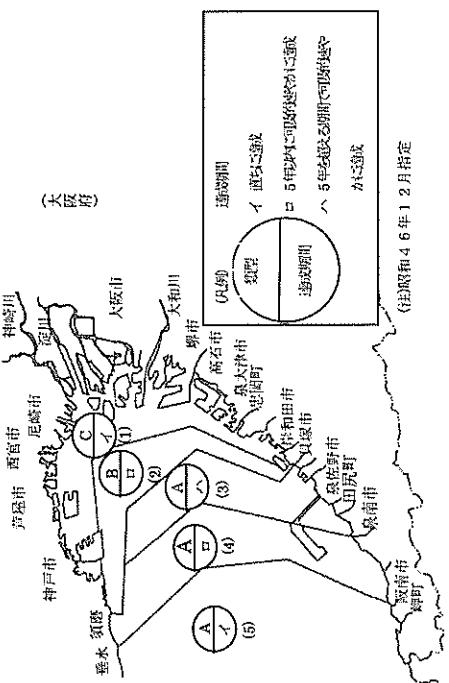
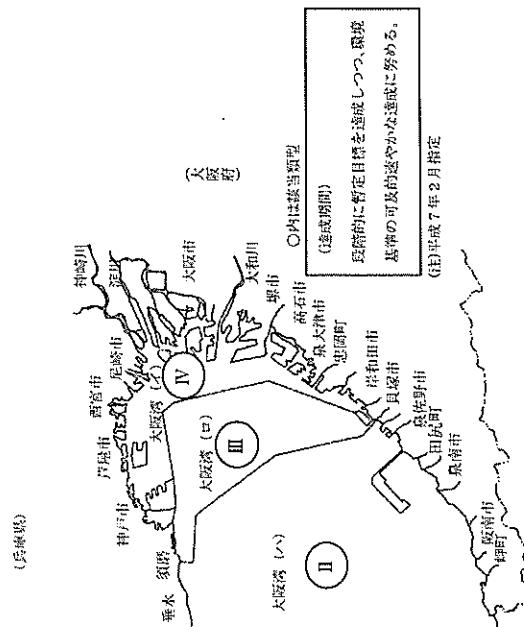


図-3 大阪湾環境基準地図型図 (全窒素、全燐)



(3) 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日付 環水管第119号)

①底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

②底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法」(昭和50年10月28日付け環水管第1120号。以下「底質調査方法」という。)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定していける場合にあってはそれを内のメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあっては隣り合う2点の測定値の平均値をもって当該区間の平均濃度として、それそれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分分析方法により測定した値をいう。

別紙1

水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、海域においては次式により算出した値(C)以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とする。  
ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準するものとする。

$$C=0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S}$$

$\Delta H$ =平均潮差(m)

J=溶出率

S=安全率

(1) 平均潮差(m)は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受けける海域においては、平均潮差によって算出した値とする。

$$\Delta H=\frac{\text{平均潮幅}}{\text{平均周期}} \times \frac{1}{12 \times 60 \text{ (分)}}$$

(2) 溶出率は、当該水域の比較的高い濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。

(3) 安全率は、当該PCB及びその特徴事象に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。  
お地域の食習慣等の特徴事象に応じて安全率を1.0とする。

① 漁業が行われていない水域においては、1.0とする。  
② 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を採取する魚介類(エビ、カニ、

シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等)の漁獲量の燃費率に対する割合が概ね1/2以下である水域においては、50とする。  
③ ②の割合が概ね1/2を超える水域においては、100とする。

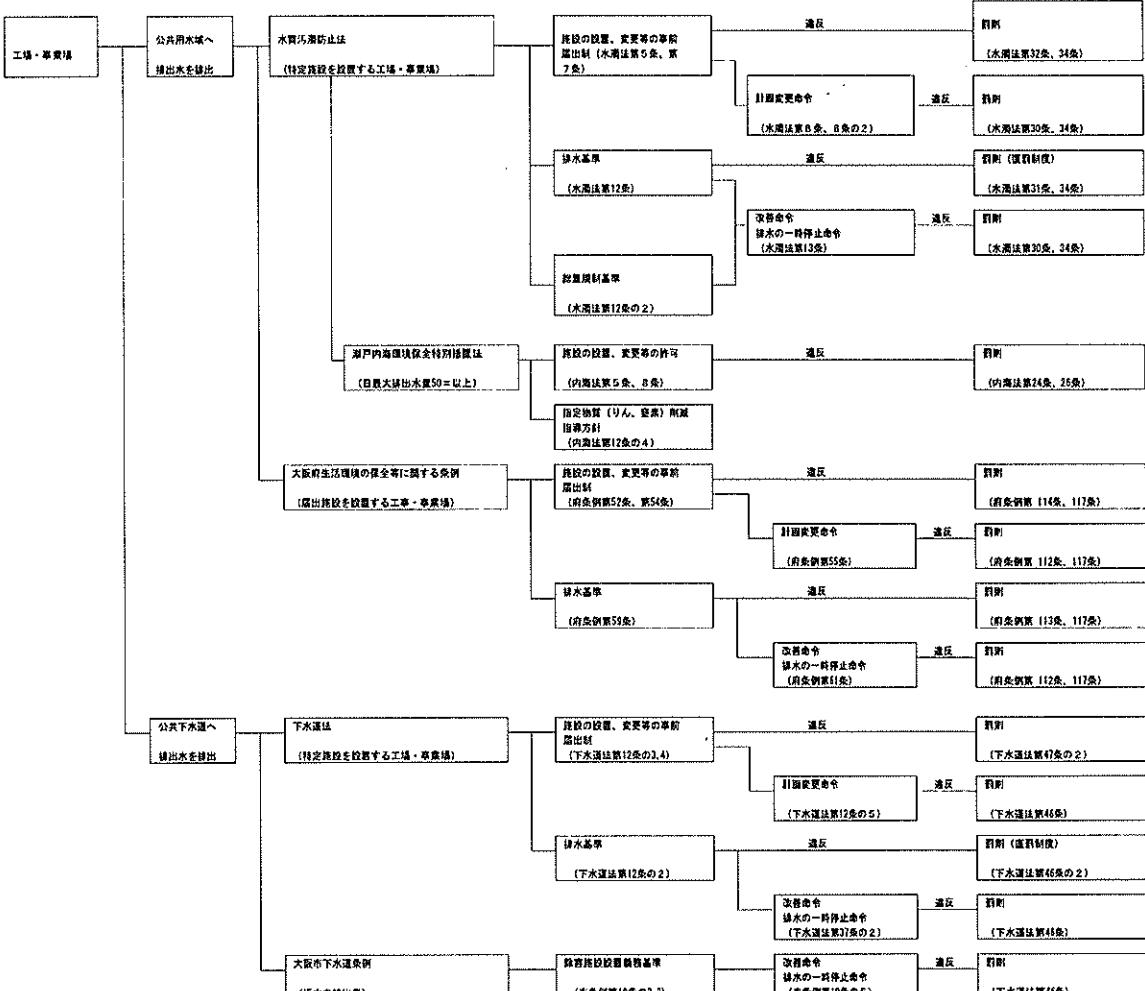
別紙2

PCBを含む底質の暫定除去基準値

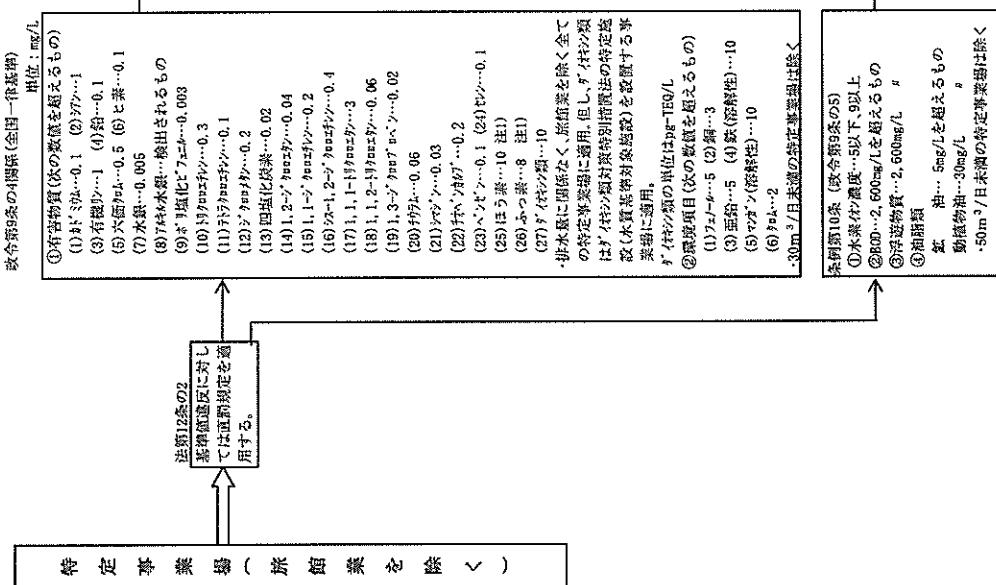
PCBを含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、1Open以上とする。  
なお、魚介類のPCB汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。



(6) 水質関係法律・条例による規制の仕組み



〔特定事業場に対する直罰規定に係るもの〕



#### 4. 地下水の水質汚濁に関する環境基準

(改正 平成11年2月 声告第16号)

人の健康の保護に関する環境基準 (26項目)

項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/L以下
金アン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
鉛素	0.01 mg/L以下
鉻水銀	0.005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.001 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエチレン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チカラム	0.006 mg/L以下
シマシン	0.003 mg/L以下
チオペンカルブ	0.02 mg/L以下
ベニゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性物質及び重硫酸性物質	10 mg/L以下
ふつ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下

- (注) 1. すべての地下水に適用する。適用期間については、「直ちに造成し、維持するよう努める」ものとする。  
 2. 基準値は年間平均値とする。但し、金シアノに係る基準値については最高値とする。  
 3. 「検出されないこと」とは、定期測定をしない、全シアノは0.005 mg/L未満、アルキル水銀は0.0005 mg/L未満である。  
 4. 純水銀における評価としては、同一測定値において測定の年齢の検査体の割合が5%未満である時、またNDが含まれている場合には測定値が0.0005 mg/Lを超える検査体数の33%未満である時、環境基準適合とする。(平成5年3月8日、環境省第21号 声告第64号)

#### 5. 駆音に係る環境基準

〔 平成10年9月30日環境庁告示第64号  
 平成11年4月1日施行  
 改正平成12年3月28日 声告第20号〕

環境基準は、地域の景観及び町並の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)			
地域の類型	基　　準　　間 (午前6時～午後10時まで)	基　　準　　間 (午後10時～翌日の午前6時まで)	基　　準　　間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次の基準値の欄に掲げるとおりとする。  
 (等価騒音レベル)

地　域　の　区　分	基　　準　　間 (午前6時～午後10時まで)	基　　準　　間 (午後10時～翌日の午前6時まで)	基　　準　　間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する 道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する 道路に面する地域及びC地域のうち車線 を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線又は主要な幹線に近接する道路については、上表にかかわらず、特別として次の基準値の欄に掲げるとおりとする。  
 (等価騒音レベル)

項目	基　　準　　間	基　　準　　間	基　　準　　間
	(午前6時～午後10時まで)	(午後10時～翌日の午前6時まで)	(午後10時～翌日の午前6時まで)

- 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音(屋間にあっては40デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

## 6. 自動車騒音の限度（要請限度）

〔 平成12年3月2日総理府令第15号  
平成12年4月1日施行  
(等価騒音レベル) 〕

区 域 の 区 分	基 準	準 値
	(午前6時～午後10時まで)	(午後10時～翌日の午前6時まで)
a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	6 5デシベル	5 5デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	7 0デシベル	6 5デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5デシベル	7 0デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のこととする。

区 域 の 区 分	基 準	準 値
	(午前6時～午後10時まで)	(午後10時～翌日の午前6時まで)
	7 5デシベル	7 0デシベル

(注) (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。  
 ① 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)  
 ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都府計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に掲げる自動車専用道路を特定するものとする  
 ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル  
 ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

- 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定 (平成11年大阪府告示第29号)

地域の類型	当該地域
A.A	大阪市内該当なし
A	第一種低層住居専用地域(大阪市内様なし)、第二種低層住居専用地域(大阪市内該当なし)、第一種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域(A.A)に該当する地域、関西国際空港及びハーバーランド並びに工業用の埋立地を除く
C	近隣商業地域、商業地域、工業地域、準工業地域、工業地域

(注) (1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する道路の敷地の境界線から 15メートルの範囲
- ② 2車線を超える車線を有する道路の敷地の境界線から 20メートルの範囲

地 域 の 類 型	該 当 地 域
a	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
c	近隣商業地域、商業地域、工業地域、準工業地域

○ 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定 (平成12年3月24日 大阪市告示第277号)

(注) (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)
- ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都府計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に規定する自動車専用道路を除く。

## 7. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げることおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基 準 値 (単位 WECPNL)
I	70 以 下
II	75 以 下

(備) この表は、1日当たりの騒音露過積分が0dB以下の飛行場及び離島における飛行場の周辺地帯には適用しないものとする。

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level : 荷重等価平圧騒音露過積分) は、通過全航空機の騒音をタ方及び瞬間の分を加算してしあわせ、1日あたりの騒音のうるささを評価する尺度である。

地域の類型 I、IIについては次のとおりである。

地域の類型	当 該 地 域
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

8. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げることおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基 準 値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

11. 騒音・振動に係る規制基準等

(1) 工場・事業場に係る規制基準

〔騒 音〕

区域の区分	用 途 地 域	80%レンジの上端値 (単位 : デシベル)
第一種区域	第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、 第一・二種住居地域、準住居地域、用金地盤の指定のない地域	65 60
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70 65

(備考) 1. 第4種区域のうち、既設の学校・体育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。  
2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活騒音の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。  
3. 用金地盤の指定のない地域は第2種区域。

## 9. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について

在来鉄道の新設又は大規模改良に際して、生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止する上で目標となる当面の措置を次要のこととする。

新 線	
等価騒音レベル ( $L_{WA}$ )	として、昼間(7~22時)については56dB(A)以下、夜間(22時~翌日7時)については55dB(A)以下とする。なお、住居専用地域等にあっては、一層の低層に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

10. 道路交通振動の限度 (要請限度)

[ 昭和61年4月1日大阪市告示第253号 ]

区域の区分	用 途 地 域	80%レンジの上端値 (単位 : デシベル)
第一種区域	第一・二種低層住居専用地域、準住居地域、用金地盤の指定のない地域	65 60
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70 65

11. 騒音・振動に係る規制基準等

(1) 工場・事業場に係る規制基準

〔振 动〕

区域の区分	用 途 地 域	80%レンジの上端値 (単位 : デシベル)
第2種区域	第一種・第2種中高層住居専用地域 第一種・第2種住居地域 准住居地域	50 55 50 45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 65 60 55
第4種区域	工業専用地域 工業専用地域の一部 (地震が告示した地域)	65 70 65 60

(備考) 1. 第4種区域のうち、既設の学校・体育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。  
2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活騒音の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。  
3. 用金地盤の指定のない地域は第2種区域。

（振動）

（備考）

（2）特定建設作業に係る規制基準

区域の区分	用途地域	昼間 (午前6時～午後6時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
第1種区域	第1種・第2種中層住宅専用地域	60	55
第2種区域	低層商業地域 低層工業地域 (I)	60	60
第2種区域	工業地域 (II) 工業専用地域の一部（住所が告示した地域）	70	65

（備考） 1. 第2種区域（II）のうち、既設の学校・保健所等の施設の周囲50mの区域及び第1種区域から15m以内の区域は5デシベルを波じた算とする。  
2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。  
3. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

（注） 昼間：午前6時～午後9時 夜間：午後9時～翌朝6時

（振動）

区域の区分	用途地域	昼夜境界における騒音の大さき	作業時間	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
第1種区域	第1種・第2種中層住宅専用地域	1号区騒音	19～7時	14時間	連続6	日曜日
第2種区域	低層商業地域 低層工業地域 (I)	2号区騒音	22～6時	10時間	日を超え	その他
第2種区域	工業地域 (II) 工業専用地域の一部（住所が告示した地域）	2号区騒音	19～7時	14時間	日を超え	日曜日
	1. くい音機等を使用する作業 (アースオーナー作用を除く) 2. ひょう打鍛を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業 4. 空気压缩機を使用する作業 5. コンクリートプランク・アスファルトプランクトを設げて行う作業 6. ハックボルクを使用する作業 7. トラクターショベルを使用する作業 8. ブルドーザーを使用する作業 9. 6、7、8の作業以外のブルドーザー、トラクターショベル、又はショベル系掘削機械を使用する作業 10. コンクリートカッターを使用する作業 11. 鋸歯を使用する機器作業	5デシベル	内でな いこと いこと いこと いこと いこと いこと いこと いこと いこと いこと いこと	内でな いこと いこと いこと いこと いこと いこと いこと いこと いこと いこと いこと	しないこ と こと こと こと こと こと こと こと こと こと こと	ではないこ と こと こと こと こと こと こと こと こと こと こと

区域の区分	用途地域	昼夜境界における騒音の大さき	作業時間	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
第1種区域	第1種・第2種中層住宅専用地域	1号区騒音	19～7時	14時間	連続6	日曜日
第2種区域	低層商業地域 低層工業地域 (I)	2号区騒音	22～6時	10時間	日を超え	その他
第2種区域	工業地域 (II) 工業専用地域の一部（住所が告示した地域）	2号区騒音	19～7時	14時間	日を超え	日曜日
	1. くい音機等を使用する作業 (アースオーナー作用を含む) 2. 錐歯を使用する騒音作業 3. 錐歯振鋸等機を使用する作業 4. フレーカー（手操作を除く）を使用する作業 5. ブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業	5デシベル	内でな いこと いこと いこと いこと いこと	内でな いこと いこと いこと いこと いこと	しないこ と こと こと こと こと	ではないこ と こと こと こと こと

（備考） 1. 1号区域：第1種・第2種中層住宅専用地域、第1種・第2種住居専用地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域並びに工業地盤及び工場施設のうち学校、保育所、病院、取扱施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。  
2. 2号区域：工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき告示した地域。

〔知事が告示した地域。〕

(3) 深夜における警報機器の使用時間制限

地 域	場 所	午後全般（工業専用地域の一例を除く）
音 響	電 話	カラオケボックス等の音響機器を設置して営む店舗
音 響	電 話	① カラオケ装置
音 響	電 話	② 音響再生装置
音 響	電 話	③ 音器・放声装置
使用禁止時間		午後11時から翌日の午前6時まで

(備考)ただし、次の場合は、規制の適用は受けない。  
 1 敷食店等の営業場所が、消防法第8条の第2項第1項に規定する建物下階に立地している場合。  
 2 敷食店等の営業場所の周囲50m以内の区域に人の居住の用に供されている建物及び病院、診療所等場所に静音を必要とする施設が存在しない場合。  
 3 敷食店等の営業場所の運営の特徴、周辺の土地利用の状況から判断して、対象の生活環境が損なわれないと認められる場合。

(4) 深夜における営業等の制限

地 域	場 所	午後11時から翌日の午前6時 (ただし、①の飲食店営業等とのカラオケ営業は午前の時から禁止)
音 響	電 話	① 飲食店営業（露店等において営む飲食店営業は除く）（＊）
音 響	電 話	② カラオケボックス等で営むカラオケ装置を使用させたる店舗
音 響	電 話	③ 遊泳場営業（屋内型は除く）
音 響	電 話	④ テニス場営業（屋内型は除く）
音 響	電 話	⑤ バッティングセンター等営業
音 響	電 話	⑥ ゴルフ練習場営業
音 響	電 話	⑦ ガソリンスタンド又は有料洗車場等において営むガソリンスタンド又は有料洗車場営業又は使用させたる営業（＊）
音 響	電 話	⑧ 屋外の材料置場等での輸入船出作業（＊）
接客営業		第1種・第2種中高層性営業用船、第1種・第2種中層地域

(備考) (＊) 第1・2種中高層性営業用船及び第1・2種中層地域において営む営業又は作業で、その場所の主たる出入口が、電話又は主要地方道などで知事が表示で指定する道路（固定邊界）に面する場合は除く。

(5) 商業宣伝を目的とする放送機器の使用に係る規制基準

① 10m離れた場所における音量基準

地区区分	地 域	単位(デシベル)
第1種・第2種中高層性営業用船、第1種・第2種中層地域	60	
近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域、工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	70	

(備考) 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき知事が告示した地域。

② 使用禁止時間

午後8時から翌日の午前9時（日曜日その他の休日にあつては、午前10時）までの間は放声機を使用しないこと。

③ 使用禁止場所

・病院、收容施設を有する診療所、学校、図書館、保育所及び特別養護老人ホームの敷地の周囲30mの区域において放声機を使用しないこと。

・職員4m未満の道路において放声機を使用しないこと。

・地上10m以上の箇所において放声機を使用しないこと。

④ 使用方法

同一場所において放声機を使用する場合には、放声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上停止すること。

12. 惡臭に係る規制基準

(1) 惡臭防止法に係る規制基準

① 規制地域（大阪市の区域）

② 規制境界線基準

特定悪臭物質名	規制基準(ppm)	特定悪臭物質名	規制基準(ppm)
アンモニア	1 以下	ソハリルアルデヒド	0.003 以下
メチルメルカバタン	0.002 以下	イソブタノール	0.9 以下
尿化水素	0.02 以下	酢酸エチル	3 以下
二氫化メチル	0.01 以下	メチルイソブチルケトン	1 以下
トリメチルアミン	0.009 以下	トルエン	10 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下	キシレン	0.4 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	プロピオン酸	0.03 以下
ノルマルチカルデヒド	0.009 以下	ノルマルタル酸	0.001 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	ノルマル苦草酸	0.0009 以下
ノルマルソルアルデヒド	0.009 以下	イソ吉草酸	0.001 以下

③ 排出口基準

特定悪臭物質（メチルメルカバタン、環化メチル、二氫化メチル、アセトアルデヒド、ステレン、プロピオン酸、ノルマルタル酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により、算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H_e \cdot C_m$$
 (H<sub>e</sub>が5m未満となる場合はこの式は適用しない。)

$$\begin{bmatrix} q : 流量 (m^3/N/秒) \\ H_e : 頑張された排出口の高さ (m) \\ C_m : 排出境界線基準で定められた値 (ppm) \end{bmatrix}$$

### 13. 土壤汚染対策法の対象物質と基準

特定有害物質（法2条）	指定基準（法第5条）				（参考）土壤環境基準（銅を除く）	
	<直接摂取によるリスク>		<地下水等の摂取によるリスク>			
	土壤含有量基準	土壤溶出量基準				
四塩化炭素	揮発性有機化合物	換液1Lにつき0.002mg以下であること	換液1Lにつき0.002mg以下であること			
1,2-ジクロロエタン		換液1Lにつき0.004mg以下であること	換液1Lにつき0.004mg以下であること			
1,1-ジクロロエチレン		換液1Lにつき0.02mg以下であること	換液1Lにつき0.02mg以下であること			
ジ-1,2-ジクロロエチレン		換液1Lにつき0.04mg以下であること	換液1Lにつき0.04mg以下であること			
1,3-ジクロロブテン		換液1Lにつき0.002mg以下であること	換液1Lにつき0.002mg以下であること			
ジクロロメタン		換液1Lにつき0.02mg以下であること	換液1Lにつき0.02mg以下であること			
トリクロロエチレン		換液1Lにつき0.01mg以下であること	換液1Lにつき0.01mg以下であること			
1,1,1-トリクロロエタン		換液1Lにつき1mg以下であること。	換液1Lにつき1mg以下であること。			
1,1,2-トリクロロエタン		換液1Lにつき0.006mg以下であること	換液1Lにつき0.006mg以下であること			
トリクロロエチル		換液1Lにつき0.03mg以下であること	換液1Lにつき0.03mg以下であること			
ベンゼン		換液1Lにつき0.01mg以下であること	換液1Lにつき0.01mg以下であること			
カドミウム及びその化合物	重金属等	土壤1kgにつき150mg以下であること	換液1Lにつき0.01mg以下であること	換液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること		
六価クロム化合物		土壤1kgにつき250mg以下であること	換液1Lにつき0.05mg以下であること	換液1Lにつき0.05mg以下であること		
シアノ化合物		遊離シアノとして土壤1kgにつき50mg以下であること	換液中に検出されないこと	換液中に検出されないこと		
水銀及びその化合物		土壤1kgにつき15mg以下であること	換液1Lにつき0.0005mg以下であること	換液1Lにつき0.0005mg以下であること		
「うちアルキル水銀		土壤1kgにつき150mg以下であること	換液1Lにつき0.01mg以下であること	換液1Lにつき0.01mg以下であること		
セレン及びその化合物		土壤1kgにつき150mg以下であること	換液1Lにつき0.01mg以下であること	換液1Lにつき0.01mg以下であること		
鉛及びその化合物		土壤1kgにつき150mg以下であること	換液1Lにつき0.01mg以下であること	換液1Lにつき0.01mg以下であること		
砒素及びその化合物		土壤1kgにつき150mg以下であること	換液1Lにつき0.01mg以下であること	換液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ農用地（山に限る。）においては、土壤1kgにつき15mg未満であること		
ふつ素及びその化合物		土壤1kgにつき4000mg以下であること	換液1Lにつき0.8mg以下であること	換液1Lにつき0.8mg以下であること		
ほう素及びその化合物		土壤1kgにつき4000mg以下であること	換液1Lにつき1mg以下であること	換液1Lにつき1mg以下であること		
シマジン	農業等		換液1Lにつき0.003mg以下であること	換液1Lにつき0.003mg以下であること		
チラム			換液1Lにつき0.006mg以下であること	換液1Lにつき0.006mg以下であること		
チオベンカルブ			換液1Lにつき0.02mg以下であること	換液1Lにつき0.02mg以下であること		
P C B			換液中に検出されないこと	換液中に検出されないこと		
有機りん化合物			換液中に検出されないこと	換液中に検出されないこと		

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルソーピチケトシン、トルエン、スチレン、キシリソ、プロピオニン酸、ノルマル酸、ノルマル酸酐、ノルマル酸酐、ノルマル酸酐を除く。）の種類ごとに次の式により算出した濃度とする。

$$C_{Um} = K \times C_m$$

この式において、 $C_2$ 、 $C_m$ 、 $K$ 及び $C_m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$$C_{Um} = 排出水中の濃度 (単位 1 リットルにつきミリグラム)$$

$$C_m = 豊島地境界線基準値$$

$K$  次の表の第2欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第3欄に掲げる当該事業場から軽地外に排出される排出水の量ごとに同表の第4欄に掲げる値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

◆別打ち表◆  $C_m$  敷島地境界線基準値

物質名	排 出 水 量	K
1. ジ-1,2-ジクロロエチレン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16
	0.001立方メートル毎秒を超えて、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
2. 種化水銀	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001立方メートル毎秒を超えて、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
3. 酢化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.001立方メートル毎秒を超えて、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.63
4. 二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒を超えて、0.1立方メートル毎秒以下の場合	14
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9

ただし、メチルカブタノンについて、第2項第3号で算出した排水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合は、第2項第3号で算出した排水中の濃度の値は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

#### (2) 大阪市悪臭防止指導要綱による指導基準

敷島地境界線基準値	臭気濃度表				(注) H...排出口の奥行き、Q...排出ガス量
	H (m)	H < 8	8 ≤ H < 15	15 ≤ H < 25	
Q (m <sup>3</sup> /分)					25 ≤ H
Q < 30	400	600	800	1,000	
30 ≤ Q < 100	300	400	600	800	
100 ≤ Q < 300	200	300	400	600	
300 ≤ Q	150	200	300	400	

(備考) 臭気濃度とは、臭気のある空気を無臭の空気で臭気を感じ難くなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

#### 1.4. 土壌汚染対策法の概要

##### [1] 目的

土壤汚染の調査・対策について定めること等により、土壤汚染による健康被害を防止する。  
(汚染土壤からの有害物質の溶出により汚染された地下水の採取によるリスク及び汚染土壤の直接採取によるリスクの防止を目的とする)

##### [2] 対象物質（特定有害物質）

船、鉱業、トリクロロエチレン等、土壤に含まれることにより健康被害を生ずるおそれのある25物質。

##### [3] 仕組み

###### (1) 土壌汚染の調査

- ① 有害物質使用特定施設の使用を廃止した土地
- ② 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市長が認める土地  
・①または②の土地所有者は、当該土地の土壤汚染の状態について、環境大臣の指定を受けた機関（指定調査機関）に調査させて、その結果を市長に報告する。

###### (2) 指定区域の指定

- ・(1)の調査結果が指定基準に適合しない場合、市長はその土地を指定区域として指定・公示する。また、台帳に記載して閲覧に供する。

###### (3) 指定区域の管理

- 汚染の除去等の措置  
・指定区域の土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがあるときは、市長は土地所有者等に汚染の除去等の措置を命令できる。

###### (直接採取によるリスク防止のための措置)

- ・立入禁止・築表・盛土・土壤入換・土壤汚染の除去  
(汚染された地下水の採取によるリスク防止のための措置)  
・地下水のモニタリング・不透化・封じ込め・土壤汚染の除去  
「汚染の除去が行われた場合、指定区域の指定は解除される」

###### ○土地の形質変更の制限

- ・指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、計画を市長に届け出る。  
・計画が適切でない場合、市長は計画変更を命令できる。

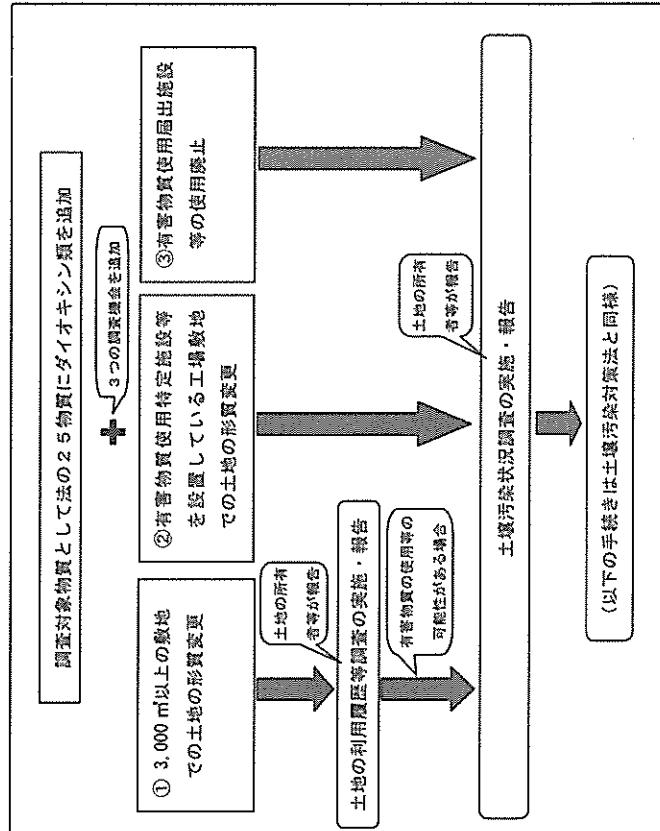
#### 土壤汚染対策法施行状況（平成15年度）

法	項目	件数
法第3条関係	調査実施	5
(有害物質使用特定施設の廃止に伴う調査)	ただし審査認（調査猶予） 経過措置適用（調査免除）	28 6
法第5条関係	指定区域の指定	1

- ・ただし審査認とは、特定施設廃止後も当該敷地を工場等に利用することにより、調査が免されたものの件数を示す。

- ・経過措置適用とは、事業所の敷地面積が300 m<sup>2</sup>以下であること等の規定を満たし、調査が免除されたものの件数を示す。

- ・法第4条（調査命令）、法第7条（措置命令）、法第9条（改善命令）の適用は無し。
- ・指定区域の件数は平成16年3月末の状況を示す。



(1) ダイオキシン類の定義  
この法律において、「ダイオキシン類」とは、次にあげるものとをいう。

- ① ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)
- ② ポリ塩化ベンゾハラージオキシン (PCDD)
- ③ コブラナーボリ塩化ビフェニル (Co-PCB)

## (2) 耐容一日摂取量 (TDI)

ダイオキシン類の耐容一日摂取量（ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼさない1日あたりの摂取量）は、2.3738-四塩化ジベンゾハラージオキシンの量として表したもの。略称：TDI）を、体重1キログラムあたり4ピコグラムと定める。

## (3) 環境基準

煙 煙 土	体 質 壤	基 準 値 1,000 pg-TEQ/kg	備 考
大 気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	・ 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。	
水 質	1 pg-TEQ/L以下	・ 土壌にあっては、250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	
土 壤	150 pg-TEQ/g以下	・ 大気の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。 ・ 水質の環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。 ・ 土壌の環境基準は、屋敷物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区分されている施設に係る土壤については適用しない。	

(4) 汚染状況の監視  
大気、水質、底質、土壤の汚染状況を常時監視し、環境省に報告。

## (5) 特定施設並びに排出ガス及び排水に関する規制（次項のとおり）

- ① 特定施設の設置、構造等の変更時ににおける届出。
- ② 毎年1回以上のダイオキシン類の濃度の測定（排出ガス、排出水、ばいじん等）
- ③ 測定結果の報告。

## (6) その他の規制等

- ① ばいじん、燃え殻等を特別管理産業物に指定し、ダイオキシン類の低減処理を義務付ける。
- ② 底質物の最終処分場について、ばいじん、燃え殻等の採取・流出防止措置を具体化し、ダイオキシン類対策の観点から底質管理基準を策定。
- ③ 対策地域における汚染土壤の除去等の実施。

## 大気に係る排出基準

(単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

特 定 施 設 の 種 類	新 施 設	既 施 設
鉄 鋼 業 売 燃 結 (処 理 能 力 : 1t/h 以 上 )	0.1	2
製 鋼 用 電 気 爐 (定格容量:1,000kVA 以 上 )	0.5	20
鋳 金 回 取 施 設 (処 理 能 力 : 0.5 t/h 以 上 )	1	40
アルミニウム合 金 製 造 施 設 (処 理 能 力 : 0.5 t/h 以 上 )	1	20
廃 物 燃 灼 却 炉 (火災潜 0.5 m <sup>3</sup> 以 下 又は燃却能 力 50kg/h 以 上 )	0.1 2t/h 以上 4t/h 未満	1 80
	5	10

(注1) 係繫物換算時については標準温度(12%RH)、供給所については販売地の販売条件にては、新設施設の排出基準を適用。

(注2) 施工大気汚染防止上において新設地盤の防護地盤を適用されたい場合は、既設施設の排出基準を適用。

## 水質に係る排出基準

(単位:pg-TEQ/l)

特 定 施 設 の 種 類	新 施 設	既 施 設
カーバイド法アセチレンの製造の用に供する施設のうち、ガスガス洗浄装置	H13.1.15	H15.1.15 以降 H15.1.14
アルミニウムの製造の用に供する施設のうち、ガスガス洗浄装置	—	—
ジオキサンハイドレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化合物洗浄装置及び還元剤導入装置、熱風乾燥装置、ニトロ化合物導入装置及び還元剤導入装置、ジオキサンハイドレット洗浄装置、熱風乾燥装置	—	10 (注3)
塗装の回収整頓機好んで他の回りに隣する施設のうち、精製施設、酸性水洗浄槽、塩素廃液洗浄槽、精製施設、酸性水洗浄槽、塩素廃液洗浄槽	—	—
塗装リサイクルの製造の用に供する施設のうち、溶剂洗浄装置	10 往か	—
クロロヘキサン分離施設、溶剂洗浄装置	10	—
クロロヘキサンクロロヘキゼンの製造の用に供する施設のうち、溶剂洗浄装置、溶剂洗浄装置	10	—
クロフルオロヌサルフアイトハイドロの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄槽	20	—
塩化ビニルモノマーの合成分解の用に供する焼却炉、溶剂洗浄又は分離施設、泥式 廃棄物焼却炉が(火床面積0.5m <sup>2</sup> 以上又は発生能力50kg/h以上)のものに限る)の廢ガス洗浄施設、温式 廃棄物焼却炉	50	—
無機塩類、活潑等を挙出する廃物留燃炉	10	—
塗装CBE燃焼の分離施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	—	—
上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設	—	—
上記の施設から排出される下水を処理する下水処理施設又は処理装置	—	—

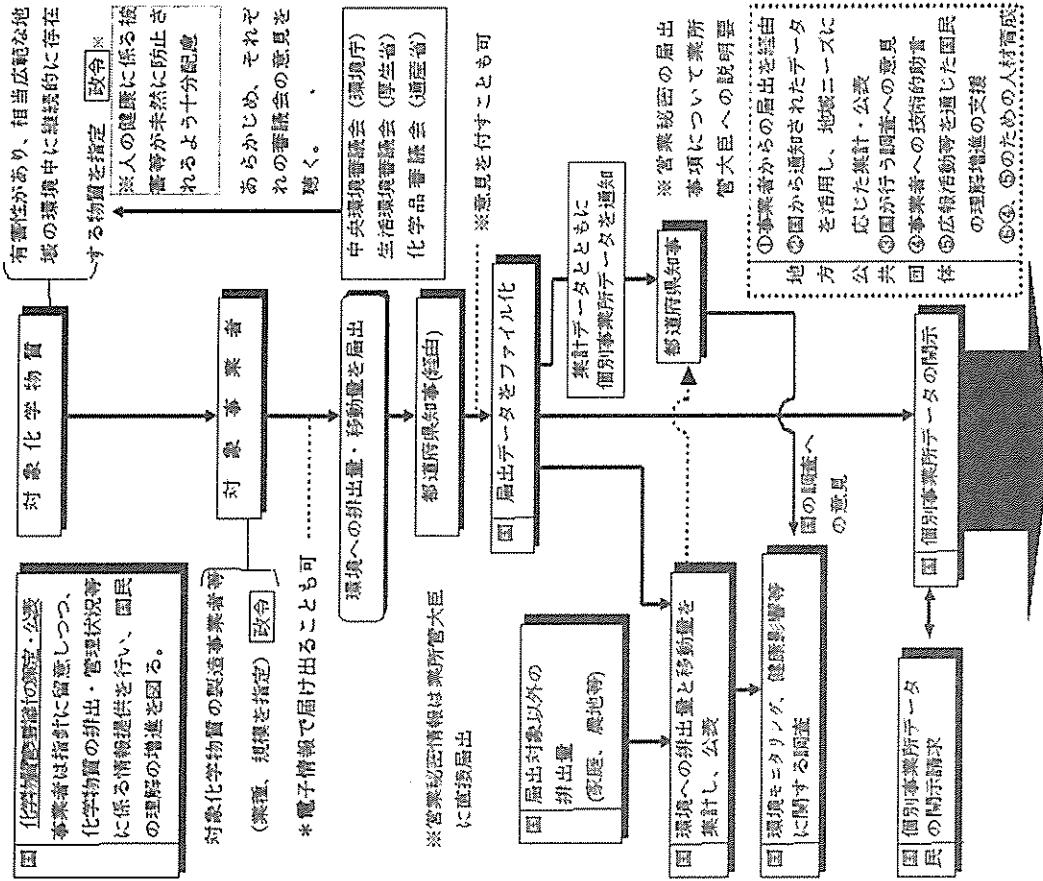
(注1) 平成14年5月15日以後に設置に際されたため、ダイオキシン類に対する新規規制を受ける場合に於く、平成14年5月15日まで既存の適用を子。

(注2) 平成13年12月1日以後に設置されたため、ダイオキシン類に対する新規規制を受ける場合に於く、平成14年5月15日まで既存の適用を子。

新 施 設	既 施 設
3	H14.12.1 以降 3

(注3) 既設の施設において、セメント固化、放流水処理又は燃油処理を行ったものは、基準を適用しない。

## 17. 化学物質の排出量の把握等の措置（P R T R<sup>11</sup>）の実施の手順



## 18. 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領（抄）

大阪市では、本市域において一定規模以上の建築物を建設しようとする者（以下「事業者」といふ。）と本市が協議することにより、当該建設計画と公共施設等の均衡調整を図ることを目的として、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」を定めている。（適用対象）

この要領は、建設計画が次の各号の一に該当する場合に適用する。

1. 住宅の用途に対するもので、戸数が7戸以上ものの。
2. 建設面積の区域が2,000平方メートル以上で、かつ建設物の地上高さが10メートル以上のもの。
3. 建設物の延床面積が5,000平方メートルを超える、かつ着工地盤上6以上とのもの。

また、この要領第28条の規定により、騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準を定め、事業者は居住環境の保全に努めるものとするとしている。

## 19. 騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準（抄）

要領第28条の規定による居住環境の保全は、次の各号による。

1. 事業者は、第2号に規定する対象地域において、分譲又は賃貸目的とする住宅（住宅を併設する建物を含む。以下同じ。）を建設する場合には、建設面積の区域周辺の騒音・振動、ばい煙・粉じん等の大気汚染、悪臭（以下「騒音・大気汚染等」という。）について、周辺の現地測定を行い、特に必要と認められる場合は測定を実施し、その測定結果に基づいて入居者の居住環境の保全に関する適正な配慮を行うこと。
2. 対象地域

この基準は、建設計画の区域が次のものいずれかに該当する場合に適用する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する工場地域
- (2) 工業地域以外の用途地帯内工場等しくは事業場又は工業地帯に近接する地域
- (3) 幹線道路から離れ50メートル以内の地域
- (4) 鉄道距離から離れ50メートル以内の地域
- (5) 別に定める航空機飛行経路の周辺地域

## 3. 現況調査

事業者は、建設面積の区域周辺における騒音・大気汚染等の現況等について、次の調査を行うこと。

- (1) 当該住宅に影響を及ぼすおそれのある騒音・大気汚染等の発生源（建設が予定されているものも含む。以下同じ。）に関する調査
- (2) 騒音・大気汚染等が当該住宅に及ぼす影響に関する調査
- (3) 騒音・大気汚染等の影響結果、当該住宅が騒音・大気汚染等の影響を受ける場合には、事業者は次の指標等を講ずることにより当該住宅への影響回復に努めること。

- (1) 建築物の配置、居室の位置、開口部の位置等に配慮する。
- (2) 綿密な地盤の抜掘に配慮する。
- (3) 騒音については、居室内外における自験測定を表一に掲げるとおりとし、(1)、(2)に定める指標により自験測定の達成が達成なら場合には、居室の開口部の騒音化等の措置を講ずる。

事業者による管理の改善を促進、環境の保全上の支障を未然に防止

<sup>11</sup> Pollutant Release and Transfer Register

	時 間 常	評価方法
第2号 (1) (3) の地域	昼間(6:00～22:00) 45デシベル以下	夜間(22:00～6:00) 40デシベル以下
第2号 (4) の地域	60デシベル以下	等価騒音レベル 上位半数のワーアップ平均
第2号 (5) の地域	60WECPNL以下	WECPNL

## 〔備考〕対象地域

第2号 (1) の地域	工業地域
II (2) の地域	工業地域以外の用途地域又は事業場又は工場地域 に近接する地域
II (3) の地域	幹線道路から概ね50メートル以内の地域
II (4) の地域	鉄道跡地から概ね50メートル以内の地域
II (5) の地域	航空機航行経路の周辺地域

## 5. 騒音・大気汚染等の発生源への説明

第2号(1)及び(2)の地域にあって、現況調査の結果、当該住宅が工場又は事業場から騒音・大気汚染等による影響を受ける場合には、事業者は原則としてその発生源者に対し、建設計画の概要を説明すること。

## 6. 入居予定者への周知

当該住宅入居予定者に対し、事業者は次の事項について周知を図ること。

なお、周知方法については、事業者は事前に都市環境局と協議を行うこと。

- (1) 用途地域
- (2) 当該住宅が影響を受ける騒音・大気汚染等の発生源の状況
- (3) 当該住宅が騒音・大気汚染等の影響を回避するために講じる措置

## 7. 建設作業の区域周辺への騒音・大気汚染等の影響回避の措置

第1号の規定にかかわらず、建設作業については、事業者は周辺への影響を回避するため必要な措置を講ずること。  
なお、建設作業の区域外に次の施設が設置され、騒音・大気汚染が発生する場合には、事業者は周辺への影響を回避するよう努めること。

- (1) 飲食店等の店舗
- (2) 駐車施設
- (3) 物流施設
- (4) ポイラー、空調機等
- (5) 上記(1)～(4)以外の騒音・大気汚染等発生施設

本市では、市長の諮問機関として昭和37年4月から公害対策審議会を設置し、公害問題の重要な事項の調査及び対策について審議してきたが、平成5年11月に環境基本法が施行されたことに伴い、平成6年8月1日に大阪市環境審議会を設置した。  
審議会は、市民、学識経験者など様々な分野からなる委員で構成されており、これまで公害対策審議会が担当した公害問題への対応や地球環境問題などについて審議を行ない、本市環境行政にとって重要な役割を担っている。

## 〔備考〕執行機関

執行機関の附屬機関に関する条例（抄）  
制定昭28. 4. 1条例35

〔設置〕  
第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附屬機関を置く。  
（設置）

附屬機関の属する執行機関	附 屬 機 関	環 境 の 保 全 に つ い て の 重 要 事 項 の 調 査 審 済 會
市 長	大阪市環境審議会	環境の保全に係る事務

〔委任〕  
第2条 前条に規定する附屬機関の組成、運営その他の附屬機関に關し必要な事項は、その附屬機関の属する執行機関が定める。  
（委任）

（2）附 則（平6. 3. 1条例1）  
この条例は、平成6年8月1日から施行する。

第1号の規定にかかわらず、建設作業については、事業者は周辺への影響を回避するため必要な措置を講ずること。

- (1) 飲食店等の店舗
- (2) 駐車施設
- (3) 物流施設
- (4) ポイラー、空調機等
- (5) 上記(1)～(4)以外の騒音・大気汚染等発生施設

## 大阪市環境審議会規則

制定平6. 8. 1 規則108

大阪市環境審議会規則を公布する。

(題 目)

第1条 この規則は、執行機関の附帯機関に関する条例(昭和28年 大阪市条例第35号)第2条の規定に基づき、大阪市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2. 委員は、学識経験者その他市民が適当と認められる者のうちから市長が委嘱する。

(任 期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2. 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3. 会長に事があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門監査員)

第5条 専門の事項を審議審議せするため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2. 専門委員は、学識経験者その他市民が適当と認められる者のうちから市長が委嘱する。

(部 会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を開くことができる。

2. 部会は、会長が各部する委員及び専門委員で組織する。

3. 部会は、部会長を開き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会 員)

第7条 審議会の会員は、会長が召集する。

2. 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3. 審議会の議題は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹 事)

第8条 審議会に幹事を置き、本市職員のうちから市長が命ぜる。

2. 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶 事)

第9条 審議会の庶事は、都市機能のうちからして処理する。

2. 幹事は、幹事の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1. この規則は、公市の日から施行する。

2. 大阪市公害対策審議会規則(昭和37年大阪市規則第265号)は、廃止する。

### 審議会答申(意見)の概要

年 月 日	事 項	答 申 (意 見) の 気 葶
昭和40. 12. 8	大気汚染の環境基準について (答申)	(大気汚染に係る大阪市の環境管理基準を規定) ・電気ガス : 日平均0.1ppm ・浮遊ばいじん : 日平均0.5mg/m <sup>3</sup> ・浮遊ばいじん : 月平均10t/m <sup>2</sup> 〔浮心地における汚染濃度基準のため、ビル取扱に対する規制〕
44. 10. 24	ビル環境規制について (答申)	〔浮心地における汚染濃度基準のため、ビル取扱に対する規制〕 ・浮方針を答申 ・使用燃料の燃費分 : 1.0%以下 ・新設の施設 : 電気・ガスの使用
44. 12. 18	燃費改善の実績について (答申)	〔「公害に係る燃費改善の実績に関する特別措置法」による ・答申対象地域について答申 ・法による経済減税 : 西淀川区全額
46. 12. 17	クリーンエアーブランの実施について (答申)	〔46年8月策定の本市クリーンエアーブランの実施に関する ・自動運転出力入力規制の推進 ・浮遊ばいじんの元気 ・研究の充実 ・施設、助成金の充実 ・予算、要員の確保 〔浮塵防止法の施行 (47.5.31) に伴う規制措置について答申〕 ・規制措置 : アンモニア等5物質について検定
48. 7. 23	薬剤物質に対する規制基準について (答申)	〔薬剤物質の規制基準について (答申) ・規制措置 : 市全額 〔べき事項に關して答申〕 ・人の健康に影響を与えない環境条件の設定 ・排出基準の定期検定 ・長時間労働の規制 ・自動運転出力入力規制の推進 ・道路計画の新規検討 ・測定網の整備・汚染実態の把握 ・調査・研究の充実
48. 7. 23	薬剤物質の対策の方針について (答申)	〔薬剤物質の成形濃度、防止技術等の現状からみて推進する。 〔べき事項に關して答申〕 ・人の健康に影響を与えない環境条件の設定 ・排出基準の定期検定 ・長時間労働の規制 ・自動運転出力入力規制の推進 ・道路計画の新規検討 ・測定網の整備・汚染実態の把握 ・調査・研究の充実
48. 7. 23	クリーンオーバーブランの実施について (答申)	〔48年3月策定の本市クリーンオーバーブランの実施について (答申) ・上流域における対策の強化 ・施設用雨水の環保 ・工場排水の監視、指導強化 ・下水道設備及び下水の高次処理 ・浮遊じん等対策の強化 ・規制措置の強化
49. 11. 20	公告燃費基準体法について (答申)	(主の施行 (49. 9. 1施行) に伴う規制措定に関する意見) ・規制措定について (答申) 〔48年11月策定の本市クリーンエアーブラン'73の実施に関する意見〕
50. 2. 21	クリーンエアーブラン'73にもとづく ごく主要な規制について (答申)	〔クリーンエアーブラン'73の実施について (答申) ・自動運転出力入力規制の定期検定と交通渋滞抑制規制の確立 ・中小発生源対策の強化 ・粒子状物質対策の強化 ・陳述都市との連携強化

年月日		審査項目	答申(意見)の概要
50. 4. 21	北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境対策基準について	[廃棄物を入れる容器等に関する意見] ・廃棄物を入れる基本姿勢 ・受入れ運送 ・環境汚染管理体制 ・監査・観察データの審査	3. 2. 8 汚染物質4物質に係る規制基準について答申 [規制地域：市全域 規制基準：プロピオノン酸等4物質について設定]
51. 3. 6	大阪市廃棄物処理計画について	[廃棄物処理に関する本市の総合計画(案)に対する意見)	5. 8. 3 環境影響評価制度のあり方について [大阪市環境影響評価制度(EPOC21)に基づき、大阪市において答申 して答申 ・環境アセスメント制度の基本的な考え方について ・制度確立の必要性 ・制度確立の方法 ・対象事業等 ・市民参加 ・手続き等について ・手続きのしくみ ・手続きの保証 ・今後の課題 ・計画アセスメント ・情報の収集と提供
52. 4. 19	廃棄物化物対策について	[廃棄物化物の規制技術の実効を確保するために必要な事項に] ・廃棄物処理の基本的考え方 ・規制措置と持続計 ・處理対象の問題点 ・計画目標・実施計画について ・総合処理システム構想について	7. 1. 27 廉焼基本条例のあり方について [大阪市環境影響評価制度について答申 ・環境行政の推進にあたり、総合的な本件組みとなる環 ・大阪市をとりまく環境の現況 ・規制行為の課題 ・環境政策の基本方針 ・環境政策の基本理念 ・環境施設の基本方針 ・環境政策の基本方針 ・規制物質10物質について答申 規制地域：市全境 規制内容：市民の便利と貿易の明記 ・計画期間の明記と内容の見直し ・審査計画等の課題の性質
53. 1. 23	同上	(意見) [大阪市環境影響評価指標の策定にあたっての指針の 提示 ・新規開発地の区域含む旨 ・新規建設工場の位置 ・周辺汚染の緊急 ・排煙炉装置の維持管理]	8. 7. 25 大阪市環境基本計画に対する意見 見について [大阪市環境基本条例に基づき策定する大阪市環境基本計画 についての意見 ・市民の便利と貿易の明記 ・計画期間の明記と内容の見直し ・審査計画等の課題の性質
53. 1. 23	廃棄物化物による規制地図及び規制基準について	[廃棄物化物の規制措置について答申] ・規制地域：市全域 ・規制基準：二塩化メチル等3物質について設定	9. 12. 25 環境影響評価面に関する新たな制度のあり方について答申 [国環境影響評価法の制定をうけて、大阪市における環境 影響評価面に関する新たな制度のあり方について答申 ・基本的考え方 ・早期段階からの環境影響評価面 ・環境影響評価の内閣の充実、情報の提供など ・地圖等との連携 ・今後の課題など
54. 1. 29	廃棄物化物対策について	(報告) [廃棄物化物の規制のための技術的基礎について報告] ・対象地域における汚染源とその原因となる各種生産からの 排出量の割合の関係を科学的に明らかにするため、大気地盤モ デルならびに大阪市境でそれを適用する場合の諸条件について 検討	13. 8. 31 今後の自動車排出ガス対策のあり方について答申 [大阪市環境のあり方として厳しいがゆのなか、新たなる大阪市自 治体としての規制のため、効率のあり方にについて答申 ・自動車排出ガス規制の徹底と現状、評議と総括 ・今後の自動車排出ガス規制の基本的なり方 ・具体的な方向性 ・自動車排出ガス規制の推進のために
55. 6. 14	廃棄物化物対策のすすめ方	(答申) [廃棄物化物対策についての基本的考え方と今後の対策のすすめ方] 二酸化窒素による環境目標値を設定することは、現時点では困 難であるものの、当面の施策の方向を確立するものとして、窒 素酸化物対策についての基本的な考え方と今後の対策のすすめ 方について提言	14. 10. 31 第Ⅱ期大阪市環境基本計画に 対する意見について(意見) [大阪市環境基本計画(案)についての意見 ・各種計画の統合 ・計画内容の審査 ・海陸空日本の環境環境に合ったライフスタイル ・PDCAサイクルによる進行管理 ・「安全」と「快適」の位置付け ・計画内容の検討 ・計画内容の検討 ・審議会の位置付け
平成 7. 31	浮遊粒子状物質対策のあり方について	(答申) [浮遊粒子状物質対策のあり方についての基本 的考え方及び今後の対策のあり方について答申] 環境保全目標を達成するため、対策の目標としての浮遊粒子 状物質排出量を定め、更に局地対策の上乗せにより全境での達 成を図るよう提言	15. 2. 4 第Ⅱ期大阪市環境基本計画に 対する意見について(意見) [大阪市環境基本計画(案)についての意見 ・対面目標の検討 ・「安全」と「快適」の位置付け ・計画内容の検討 ・審議会の位置付け

## 8. 大阪市環境保全推進本部設置規程

### (幹事)

第5条 本部に幹事を置く。

2. 幹事は、本市職員のうちから市長が任命する。

大阪市環境保全推進本部設置規程を次のように制定する。

制定平5. 4. 1 道2  
改正平9. 5. 23道12  
改正平10. 4. 1 道4  
改正平11. 7. 6道15  
改正平11. 12. 3道17  
改正平13. 4. 1道12  
改正平14. 4. 1 道9

4. 本部の会議の準備その他必要なときは、関係幹事をもって幹事会議を行う。

### (部会の設置)

第6条 本部長は、本部の業務を分掌させるため必要とするときは、本部に部会を置くことができる。

2. 部会に置すべき本部長及び幹事は、本部長が指名する。

3. 部会に部会長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。

4. 部会長は、部会の業務を掌理する。

### (設置)

第1条 環境保全に係る施策を総合的かつ強力に推進するため、大阪市環境保全推進本部（以下「本部」という。）を置く。

### (組織)

第2条 本部は、本部長、本部員代行、副本部長及び本部員で組織する。

2. 本部員は、市長をもつて置てる。

3. 本部員代行は、市長が指名する助役をもつて置てる。

4. 副本部長は、本部長代行以外の助役及び取扱役をもつて充てる。

5. 本部員は、大阪市事務分掌条例（以下「条例」という。）第1条に掲げる局及び室の長、収入役室長、消防局長、交通局長、水道局長、市立大学事務局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、警察・入管制度事務局長、市会事務局長、中央卸売市場長、並びに本部長の指名する区長の職にある者をもつて充てる。

### (本部長等の職務)

第3条 本部長は、本部の業務を総理する。

2. 本部員代行は、本部長を補佐し、本部長に事務があるときは、その職務を行つて行う。

3. 副本部長は、本部長を補佐する。

### (会議)

第4条 本部の会議は、本部長が出席開催本部員を召集して行う。  
2. 本部長が必要とするときは、本部員以外の者に会議に出席を求めることができる。

### (環境管理のための組織の設置)

第7条 本市の庁舎内における環境マネジメントシステムを確立するとともに、これを円滑に実施し、改善していくため、本部に環境管理監督官、環境監理責任者その他必要な組織を置く。

2. 前項の組織の構成、運営その他必要な事項については、本部長が定める。

### (環境保全実行委員会の設置)

第8条 本部と連携し、府内環境保全行動計画を円滑かつ効果的に推進するため、条例第1条に掲げる局及び室、収入役室、消防局、交通局、水道局、市立大学事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査・人事制度事務局、市会事務局、中央卸売市場並びに区役所に環境保全実行委員会を置く。

2. 前項の環境保全実行委員会の組織、運営その他の必要な事項については、本部長が定める。

### (幹事)

第9条 本部の幹事は、都市基盤局において処理する。

### (施行の範囲)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

1. この規程は、令達の日から施行する。
2. 大阪市河川淨化对策本部設置規程（昭和49年通第12号）は、廃止する。

## 9 大阪市環境関係課・所

局・課・所名	環 境に 関する 事 务
市民局 消費者センター 企業支援課 都市商業課 工業研究所 計画調整局 都市計画課 交通空港政策課 都市デザイン課 都市環境局 地球環境課 規制指導課 建設課 交通運輸課 土壤質課 工 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者啓発事業（生活情報誌の発行等）</li> <li>消費者教育事業（講座による教育・啓発）</li> <li>消費者情報提供事業（ラジオ番組の放送、消費生活展の開催、常設展示場による啓発等）</li> </ul> <p>環境の保健</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ISO認証取得支援事業</li> <li>環境ビジネスの振興</li> <li>新規化学物質の分解度試験の実施</li> </ul> <p>都市計画に係る環境アセスメントの手続き及び関連する情報の収集・整理等に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車料金、ノーマイカーテーの推進等</li> <li>大阪都市景観整備監修（大阪まちなみ賞）に関すること</li> <li>都市景觀に関する競化施設表彰に係ること</li> <li>建築物に付属する競化施設導制度に関すること</li> </ul> <p>環境基本計画に係る企画及び環境調整に係ること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地盤環境保全対策の企画及び環境調整に係ること</li> <li>地盤環境化対策に係ること</li> <li>地盤影響評価に係ること</li> <li>環境影響会員に係すること</li> <li>環境保全会議に係ること</li> <li>環境基盤会議に係ること</li> <li>環境基盤会議に係ること</li> <li>環境基盤会議に係ること</li> <li>環境基盤会議に係ること</li> <li>環境基盤会議に係ること</li> <li>環境基盤会議に係ること</li> </ul> <p>環境の保健に係ること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境情報の収集整備及び提供に係ること</li> <li>環境調査に係る総合的企画、調整及び指導に係ること</li> <li>環境汚染に係る監視、測定その他の調査及び資料の解析に係ること</li> <li>環境監査器に係る企画及び連絡調整に係ること</li> <li>環境保全に係る啓発及び市民等の啓発に係ること</li> <li>環境保全に係る公衆の育成に係ること</li> <li>地盤沈下の防止に係ること</li> </ul> <p>大気汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染、騒音、悪臭及びダイオキシン類に係る発生源等の規制指</li> <li>自動車公害対策に係ること</li> <li>大気環境保全対策に係る企画及び調査研究に係ること</li> <li>有機化合物対策に係る企画及び調査研究に係ること</li> <li>他の県の所管に属しない公害の規制に係ること</li> </ul> <p>環境調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土壤汚染、地下水汚染及び特命による工場排水等に係る規制措置に係ること</li> <li>土壤汚染及び地下水汚染対策に係る企画及び調査研究に係ること</li> <li>下水道施設への排水汚水の水質の調査及び監査に係ること</li> <li>下水道工事の施行に係る運営調整に係ること</li> <li>下水道建設事業の計画に係ること</li> </ul>
水質調査課 管理事務所・東部・西部・南部 ・北部) 設備課 健康福祉局 大阪市保健所 ・民健総務課 区役所 保健福祉センター（24区） 企画課 環境事業局 企画課 業務課 規制指導課 建設課 交通運輸課 土壤質課 工 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水の水質管理の総括に関すること</li> <li>下水道事業に係る調査及び技術研究に関すること</li> <li>水質試験所に関すること</li> <li>工場排水等に係る規制指導及び除害施設の設置指導に関すること</li> <li>下水の水質の管理に関すること</li> </ul> <p>公害健康被害の精査等に関する法律等に基づく調査、訴訟及び医療費等の支給に係ること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公告に係る健康被害に関すること</li> <li>公告に係る保健福祉事業に関すること</li> <li>環境保健事業に関すること</li> </ul> <p>公害健康被害の精査等に関する法律等に基づく届出の受付に関すること</p> <p>環境保全削減法等に基づく届出に係ること</p> <p>環境保全に関する統計及び資料の収集整備に関すること</p> <p>公害健康被害の精査等に関する法律等に基づく届出の受付に関すること</p> <p>環境保全削減法等に基づく届出に係ること</p> <p>環境保全に関する統計及び資料の収集整備に関すること</p> <p>一般廃棄物等の収集及び運搬作業に係る計画及び指導監督に関すること</p> <p>一般廃棄物等の資源化及び再生利用並びに環境美化に係る啓発及び市民活動に係る計画及び指導監督に関すること</p> <p>一般廃棄物等の資源化及び再生利用並びに環境美化に関する事業の進捗に関すること</p>

(平成16年6月1日現在)

局・課・所名	環 境に 関す る 事 务
水質調査課	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水の水質管理の総括に関すること</li> <li>下水道事業に係る調査及び技術研究に関すること</li> </ul>
管理事務所・東部・西部・南部 ・北部) 設備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場排水等に係る規制指導及び除害施設の設置指導に関すること</li> </ul>
健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水の水質の管理に関すること</li> </ul>
大阪市保健所 ・民健総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害健康被害の精査等に関する法律等に基づく調査、訴訟及び医療費等の支給に係ること</li> </ul>
区役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害健康被害の精査等に関する法律等に基づく届出の受付に関すること</li> <li>環境保全削減法等に基づく届出に係ること</li> <li>環境保全に関する統計及び資料の収集整備に関すること</li> </ul>
保健福祉センター（24区）	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害健康被害の精査等に関する法律等に基づく届出の受付に関すること</li> <li>環境保全削減法等に基づく届出に係ること</li> <li>環境保全に関する統計及び資料の収集整備に関すること</li> </ul>
企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>局長等に關する総合的企画、調查及び連絡調整に関すること</li> <li>一般廃棄物等の資源化及び再生利用並びに環境美化に関する啓発及び市民活動に係する計画及び指導監督に関すること</li> <li>一般廃棄物等の資源化及び再生利用並びに環境美化に係る事業の指導監督に関すること</li> <li>一般廃棄物等の資源化及び再生利用並びに環境美化に関する事業の進捗に関すること</li> <li>一般廃棄物等の資源化及び再生利用並びに環境美化に関する事業の進捗に関すること</li> <li>一般廃棄物等の資源化及び再生利用並びに環境美化に関する事業の進捗に関すること</li> <li>一般廃棄物等の資源化及び再生利用並びに環境美化に関する事業の進捗に関すること</li> <li>一般廃棄物等の資源化及び再生利用並びに環境美化に関する事業の進捗に関すること</li> <li>一般廃棄物等の資源化及び再生利用並びに環境美化に関する事業の進捗に関すること</li> <li>一般廃棄物等の資源化及び再生利用並びに環境美化に関する事業の進捗に関すること</li> </ul>
環境事業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物等の資源化及び再生利用並びに環境美化に関する事業の指導監督に関すること</li> <li>一般廃棄物等の資源化及び再生利用並びに環境美化に関する事業の進捗に関すること</li> <li>一般廃棄物等の資源化及び再生利用並びに環境美化に関する事業の進捗に関すること</li> <li>一般廃棄物等の資源化及び再生利用並びに環境美化に関する事業の進捗に関すること</li> </ul>
企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の河川（水面に限る。）の清掃に係すること</li> </ul>
業務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理業の許可及び一般燃焼物処理業者の指導監督に関すること</li> <li>産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること</li> <li>廃棄物再生利用業の許可及び廃棄物再生利用業者の指導監督に関すること</li> <li>特命による一般廃棄物の排出に関する指導に関すること</li> <li>産業廃棄物処理の基本計画、調査研究及び開拓団体との連絡に関すること</li> <li>産業廃棄物処理の規制に関すること</li> <li>産業廃棄物の中間処理及び最終処理に関すること</li> <li>産業廃棄物処理設に係すること</li> </ul>
規制指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物等の保管及び破砕処理並びに埋立処分の計画に関すること</li> <li>埋立処分地の造成及び管理運営に関すること</li> </ul>
建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>局の施設の建設に関すること</li> </ul>
交通運輸課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物等の処理、減量化及び再生利用並びに環境美化に関する事業の推進に関すること</li> <li>一般廃棄物等の処理手数料の徴収に関すること</li> </ul>
土壤質課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物等の収集及び運搬作業に係る法律の研究に関すること</li> <li>一般廃棄物等の資源化及び再生利用並びに環境美化に関する事業に関すること</li> <li>公衆用ごみ容器の施設運営に関すること</li> </ul>
工 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物等の不法投棄の監視及び処理に関すること</li> </ul>

場　　講　所　名	環　境　に　関　す　る　事　務	場　課　所　名	環　境　に　關　す　る　事　務
工　　場	一般廃棄物の焼却及び最終処理並びにその手数料の収支に関すること 係記載下さいの取扱いに関すること 発電設備及び蒸気設備の管理に関すること 工場賃入料が可否の交付に関すること 北港専用地に開するること 北港専用地における一般廃棄物等の埋立処分に関すること	教育委員会事務局 環境課 社会教育課 文化財保護課	・学校の統計 ・中央公金室の保管・活用 ・文化財の保護に関すること ・環境教育に関する研究・研修の推進 ・地域における自然体験活動及び環境教育・普及
北港事務所		教育センター 自然史博物館 中央青年センター	・環境保全、自然保護、公園地盤等に関する学習会の開催
建設局	道路工事とこれに開する他の工事との連絡調整、道路定期工事の指導及び道路講習	建築企画課 監査課 企画検討課 技術課	・施上緑化等建築物の許可に関すること ・建築物総合環境評価制度に関すること ・建設リサイクル法に関すること ・規則に配慮した市営建設物の建設計画に関すること ・市営建設物における建設物廃棄物のリサイクルに関すること ・市営建設物の建廃診断による長寿命化等の推進 ・市営建設物の設備に関するエコルギー使用の合理化に関すること
計画課 施設課 立体整備課 道路整備課 道路整修課 交通安全施設課 構造・機械課 河川課	都市計画道路の用地取得、街路及び電線類地化の設計に開すること 都市計画道路の用地取扱、構築及び道路の立体交差の設計、並びに道路と斜道の立体交差に関すること 道路の新設・改良、道路の绿化、道路整頓、電線類の地中化 道路及び附属施設の経持補修 交通安全施設の企画・設計、自転車道・自動車駐車場の企画・設計 構梁の設計・維持管理 河川の改修、水質浄化、環境整備		
ゆとりどりみどり振興課			
公園整備課 緑化課	公園緑地の整備に係る調査及び企画に関すること 緑化事業の調査及び企画に関すること 花と緑のまちづくりの活性化に開すること 樹木及び花卉の整飾指導及び緑化相談に関すること		
公園整備課	公園、埠頭の建設工事の設計及び施行に関すること		
港湾課			
計　　画　課	緑地整備事業の基本計画に関すること 緑地整備工事の実施計画に関すること 緑地の設置研究に開すること		
開発課	港湾区域内の環境監視に関すること 港湾区域内の公道及び計画行政開拓との連絡調整に関すること		
管理課	港所管の埠頭地施設等の維持管理に関すること		
水道局			
計　　画　課	工業用水整備事業の計画施行 ・水質保全に関すること		
施　　設　課	上水道汚泥の有効利用に関する調査研究 太陽光発電設備の導入 ・浄水場の水質汚泥の処理・処分		
浄水場（浄水・監視・運行）			

場　　講　所　名	環　境　に　関　す　る　事　務
工　　場	一般廃棄物の焼却及び最終処理並びにその手数料の収支に関すること 係記載下さいの取扱いに関すること 発電設備及び蒸気設備の管理に関すること 工場賃入料が可否の交付に関すること 北港専用地に開するること 北港専用地における一般廃棄物等の埋立処分に関すること
北港事務所	
建設局	道路工事とこれに開する他の工事との連絡調整、道路定期工事の指導及び道路講習
計画課 施設課 立体整備課 道路整備課 道路整修課 交通安全施設課 構造・機械課 河川課	都市計画道路の用地取得、街路及び電線類地化の設計に開すること 都市計划道路の用地取扱、構築及び道路の立体交差の設計、並びに道路と斜道の立体交差に関すること 道路の新設・改良、道路の绿化、道路整頓、電線類の地中化 道路及び附属施設の経持補修 交通安全施設の企画・設計、自転車道・自動車駐車場の企画・設計 構梁の設計・維持管理 河川の改修、水質浄化、環境整備
ゆとりどりみどり振興課	
公園整備課 緑化課	公園緑地の整備に係る調査及び企画に関すること 緑化事業の調査及び企画に関すること 花と緑のまちづくりの活性化に開すること 樹木及び花卉の整飾指導及び緑化相談に関すること
公園整備課	公園、埠頭の建設工事の設計及び施行に関すること
港湾課	
計　　画　課	緑地整備事業の基本計画に関すること 緑地整備工事の実施計画に関すること 緑地の設置研究に開すること
開発課	港湾区域内の環境監視に関すること 港湾区域内の公道及び計画行政開拓との連絡調整に関すること
管理課	港所管の埠頭地施設等の維持管理に関すること
水道局	
計　　画　課	工業用水整備事業の計画施行 ・水質保全に関すること
施　　設　課	上水道汚泥の有効利用に関する調査研究 太陽光発電設備の導入 ・浄水場の水質汚泥の処理・処分
浄水場（浄水・監視・運行）	



番号	名 称 (設立年月日)	事務局本部 (事務局)	支所名等 (事務局)	設置都市名 及し町字名等	目的及び事業	加盟団体 及び会員数	加盟団体 及び会員数
13	大阪府水質監視会 (昭47. 11. 21) 大坂局 (代管課長)	大阪府 兵庫県 和歌山県 堺市 岸和田市 岸北市 泉佐野市 泉南市 阪南市 守口市 堺市 鶴見市 尼崎市 西宮市 洲本市 芦屋市 淡路市 和歌山市	(目的) 広域的排水系をめぐらし、相互協力を図り、相互通報系を整え、生民などの保全と観光の活性化に努めることにより、良好で快適な環境を享受すること。 (事業) 1 大阪府の環境保全と創造に関する調査・研究 2 大阪府の水質監視及び水質測定の相互協力など 3 その他公連合の目的を達成するために必要な事業	近畿地方整備局 河川部長 (会員) サンズ21監修会 (平5. 11. 29)	(目的) 大阪府地域の水質汚濁の監視者、河川管理者、下水道管理者及び排水管理者及び地場の水質汚濁の監視者、河川管理者、下水道管理者及び排水管理者が一体となって水質改善を図ることを目的とする。 1 大和川が持つ水質改良事業の促進 2 狹い川づくり、流域や文化に根ざした活動 (注) 左の市の市町村にハ尾市も加入	大阪府 河内局 太子町 千早赤阪村 新大阪市 大和高田市 天理市 橿原市 奈良市 生駒市 稻熊良景下15町村	近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局 (会員) 近畿地方整備局長
14	淀川水質汚濁防止 懇親会 (昭32. 7. 14)	大阪府 兵庫県 三重県 奈良県 大阪市 岸和田市 守口市 寝屋川市 高槻市 枚方市 京都市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	(目的) 淀川水系の河川及び水質について水質を調査し、その汚染の把握を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚泥対策について検討し、淀川水系の水質改善の実効をあげることを目的とする。	近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長	(目的) 淀川並びに流入する河川等について水質調査し、その実態を把握するとともに汚濁の把握並びに汚泥の処理を行ふ。 1 沈砂の監視を行ふ。 2 大和川が持つ水質改良事業の促進 3 他の公連合の目的を達成するために必要な事業	大阪府 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 豊中市 枚方市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 尼崎市 伊丹市 西宮市 猪名川町 特安士地区改良区 (会員) 支社 (会員)河川監修会 支社	近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長
15	淀川水質汚濁防止 懇親会 (昭42. 5. 12)	大阪府 兵庫県 三重県 奈良県 大阪市 岸和田市 守口市 寝屋川市 高槻市 枚方市 京都市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	(目的) 淀川水系の河川及び水質について水質を調査し、その実態を把握するとともに、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚泥対策について検討し、淀川水系の水質改善の実効をあげることを目的とする。	近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長	(目的) 淀川並びに淀川下流河合に接する河川並びにその支流の把握に必要な事業	大阪府 兵庫県 三重県 奈良県 大阪市 岸和田市 守口市 寝屋川市 高槻市 枚方市 京都市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長
16	淀川水質汚濁防止 懇親会 (昭44. 4. 1B)	大阪府 兵庫県 大阪市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 尼崎市 伊丹市 西宮市 猪名川町 特安士地区改良区 支社 (会員)河川監修会 支社	(目的) 淀川水系の河川及び水質について水質を調査し、その実態を把握するとともに、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚泥対策について検討し、淀川水系の水質改善の実効をあげることを目的とする。	近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長	(目的) 淀川並びに淀川下流河合に接する河川並びにその支流の把握に必要な事業	大阪府 兵庫県 大阪市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 尼崎市 伊丹市 西宮市 猪名川町 特安士地区改良区 支社 (会員)河川監修会 支社	近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長
17	淀川水質汚濁防止 懇親会 (昭36. 11. 27)	大阪府 兵庫県 大阪市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	(目的) 淀川水系の河川及び水質について水質を調査し、その実態を把握するとともに、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚泥対策について検討し、淀川水系の水質改善の実効をあげることを目的とする。	近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長	(目的) 大阪府における施設防寒及び地盤沈下防止等に關する事項の検討並びにその実態の把握に必要な事業	大阪府 兵庫県 大阪市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長
18	元渕瀬賀主要農業 園芸振興連絡会 (昭46. 10. 3)	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 大阪市 岸和田市 守口市 寝屋川市 高槻市 枚方市 京都市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	(目的) 元渕瀬賀主要農業園芸振興連絡会 (会員) 支社	(目的) 元渕瀬賀主要農業園芸振興連絡会 (会員) 近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長	(目的) 元渕瀬賀主要農業園芸振興連絡会 (会員) 近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 大阪市 岸和田市 守口市 寝屋川市 高槻市 枚方市 京都市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 大阪市 岸和田市 守口市 寝屋川市 高槻市 枚方市 京都市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市
19	西中島農業公園連絡会 (昭56. 5. 29)	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 大阪市 岸和田市 守口市 寝屋川市 高槻市 枚方市 京都市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	(目的) 西中島農業公園連絡会 (会員) 近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長	(目的) 西中島農業公園連絡会 (会員) 近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長	(目的) 西中島農業公園連絡会 (会員) 近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 大阪市 岸和田市 守口市 寝屋川市 高槻市 枚方市 京都市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 大阪市 岸和田市 守口市 寝屋川市 高槻市 枚方市 京都市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市

番号	名 称 (設立年月日)	事務局本部 (事務局)	支所名等 (事務局)	設置都市名 及し町字名等	目的及び事業	加盟団体 及び会員数	加盟団体 及び会員数
13	大阪府水質監視会 (昭47. 11. 21) 大坂局 (代管課長)	大阪府 兵庫県 和歌山県 堺市 岸和田市 岸北市 泉佐野市 泉南市 阪南市 守口市 堺市 鶴見市 尼崎市 西宮市 洲本市 芦屋市 淡路市 和歌山市	(目的) 広域的排水系をめぐらし、相互協力を図り、相互通報系を整え、生民などの保全と観光の活性化に努めることにより、良好で快適な環境を享受すること。 (事業) 1 大阪府の環境保全と創造に関する調査・研究 2 大阪府の水質監視及び水質測定の相互協力など 3 その他公連合の目的を達成するために必要な事業	近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長	(目的) 大阪府地域の水質汚濁の監視者、河川管理者、下水道管理者及び排水管理者及び地場の水質汚濁の監視者、河川管理者、下水道管理者及び排水管理者が一体となって水質改善を図ることを目的とする。 1 大和川が持つ水質改良事業の促進 2 狹い川づくり、流域や文化に根ざした活動 (注) 左の市の市町村にハ尾市も加入	大阪府 河内局 太子町 千早赤阪村 新大阪市 大和高田市 天理市 橿原市 奈良市 生駒市 稻熊良景下15町村	近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長
14	淀川水質汚濁防止 懇親会 (昭32. 7. 14)	大阪府 兵庫県 三重県 奈良県 大阪市 岸和田市 守口市 寝屋川市 高槻市 枚方市 京都市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	(目的) 淀川水系の河川及び水質について水質を調査し、その汚染の把握を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚泥対策について検討し、淀川水系の水質改善の実効をあげることを目的とする。	近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長	(目的) 淀川並びに流入する河川等について水質調査し、その実態を把握するとともに汚濁の把握並びに汚泥の処理を行ふ。 1 沈砂の監視を行ふ。 2 大和川が持つ水質改良事業の促進 3 他の公連合の目的を達成するために必要な事業	大阪府 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 尼崎市 伊丹市 西宮市 猪名川町 特安士地区改良区 支社 (会員)河川監修会 支社	近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長
15	淀川水質汚濁防止 懇親会 (昭42. 5. 12)	大阪府 兵庫県 三重県 奈良県 大阪市 岸和田市 守口市 寝屋川市 高槻市 枚方市 京都市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	(目的) 淀川水系の河川及び水質について水質を調査し、その実態を把握するとともに、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚泥対策について検討し、淀川水系の水質改善の実効をあげることを目的とする。	近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長	(目的) 淀川並びに淀川下流河合に接する河川並びにその支流の把握に必要な事業	大阪府 兵庫県 大阪市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長
16	淀川水質汚濁防止 懇親会 (昭44. 4. 1B)	大阪府 兵庫県 大阪市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	(目的) 淀川水系の河川及び水質について水質を調査し、その実態を把握するとともに、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚泥対策について検討し、淀川水系の水質改善の実効をあげることを目的とする。	近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長	(目的) 淀川並びに淀川下流河合に接する河川並びにその支流の把握に必要な事業	大阪府 兵庫県 大阪市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長
17	淀川水質汚濁防止 懇親会 (昭36. 11. 27)	大阪府 兵庫県 大阪市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	(目的) 淀川水系の河川及び水質について水質を調査し、その実態を把握するとともに、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚泥対策について検討し、淀川水系の水質改善の実効をあげることを目的とする。	近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長	(目的) 大阪府における施設防寒及び地盤沈下防止等に關する事項の検討並びにその実態の把握に必要な事業	大阪府 兵庫県 大阪市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長
18	元渕瀬賀主要農業 園芸振興連絡会 (昭46. 10. 3)	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 大阪市 岸和田市 守口市 寝屋川市 高槻市 枚方市 京都市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	(目的) 元渕瀬賀主要農業園芸振興連絡会 (会員) 支社	(目的) 元渕瀬賀主要農業園芸振興連絡会 (会員) 近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長	(目的) 元渕瀬賀主要農業園芸振興連絡会 (会員) 近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 大阪市 岸和田市 守口市 寝屋川市 高槻市 枚方市 京都市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 大阪市 岸和田市 守口市 寝屋川市 高槻市 枚方市 京都市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市
19	西中島農業公園連絡会 (昭56. 5. 29)	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 大阪市 岸和田市 守口市 寝屋川市 高槻市 枚方市 京都市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	(目的) 西中島農業公園連絡会 (会員) 近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長	(目的) 西中島農業公園連絡会 (会員) 近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長	(目的) 西中島農業公園連絡会 (会員) 近畿地方整備局 河川部長 (会員) 近畿地方整備局長	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 大阪市 岸和田市 守口市 寝屋川市 高槻市 枚方市 京都市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 大阪市 岸和田市 守口市 寝屋川市 高槻市 枚方市 京都市 尼崎市 伊丹市 西宮市 芦屋市 淡路市 和歌山市





11. 年表

年	月	大阪府、國、その他		月	大阪府、國、その他		
		大阪市	大阪府		大阪府	國、その他	
明治10年 11年	5月	・大阪府製造所(鐵工所、かじや、國玉屋) 取締規則制定	・足尾銅山(赤木県)で足尾銅山鉱害が甚しくなる ・大阪府はい煙取締令(燃之設、船場にて第1回改修工場の建設を禁止) ・別子銅山(愛媛県)の塗師耐力ス被害が広がる ・大阪府はい煙発生工場の運送禁止令(旧大阪府内に煙突を建てる工場建設を禁止し、既設工場は、東成郡、西成郡に強制移転)制定	13年 15年 17年 18年	・保健部保健康保係にばい煙担当職員を置き、 營業の指導にあたる ・保健所を設立(阿倍野) ○下水処理場を創設 ○保健部を保健局と改称 ○衛生試験所を生活科学研究所と改称 ○保健局を衛生局と改称 ○大阪港湾技術調査会より「大阪の地盤沈下に関する研究」が発表され、地盤沈下の原因を明らかにした ○保健所を大阪監視課設置 ○工業用下水道事業に着手	9月	・保健所法公布
17年 18年 21年	2月 4月		・大阪府はい煙取締令(燃之設、船場にて第1回改修工場の建設を禁止) ・既設工場は、東成郡、西成郡に強制移転)制定	17年 22年 24年	4月 4月 7月	・大阪府はい煙公害防止条例制定 ・大阪府はい煙患者多発	
22年 23年 24年 27年	4月 3月 10月 29年	C大阪市制施行(東・西・南・北の4区) C初めて下水道改良事業に着手 C市営淀宮浄水場完成(水道事業開始)	・就業条例公布(昭25.6.1施行) ・国会で初めて公害問題の質疑が行われる	25年 26年 27年 29年	4月 3月 10月 4月	・大阪府はい煙公害防止条例制定 (全面改正) ・渋滞法改定	
29年	5月		・大阪府はい煙発生工場の運送始まる ・下水道法制定	33年 34年 35年	3月 7月 11月 4月	・近畿地方大気汚染対策協議会設立 ・水質保全法制定 ・工場排水規制法制定 ・社内大気汚染研究会全国協議会設立 ・大阪府はい煙防止下水道法制定	
31年	2月	・大阪府熱島取締規則(熱過場に対し、 公害に係る許可制をとりいれ、我が国で 最初に「公害」という用語が使用された) 制定	4月	31年 6月	4月 6月	・工業用水道の完工式挙行 ○ばい屋に隣する世綱橋を実施	
31年	9月	○大阪市制特別廢止 ○市役所分譲規定制定(庶務、労務、衛生、 土木、会計の5部制)		33年 34年 36年 37年 38年 39年 40年	3月 7月 11月 2月 4月 1月 6月 4月	・下水道法制定 ○淀川水質汚濁防止運営協議会設立 ○ばい煙防止月間始まる ○地盤沈下防止条例公布 ○町を静かに」の運動始まる ○淀川水質汚濁防止運営協議会設立 ○地盤沈下防止法制定 ○大阪市都市環境協議会連合会(現大阪市都市環境協議会連合会)設立 ○地下水くみ上げ施設(クーリングタワー) ○地盤融資と助成制度の実施 ○計画局に地盤沈下防止部、水道局に工業用水道部を新設	
34年	8月	・兵庫県高砂市の大糸会社の工場排水をめぐり、沿岸貿易と争奪戦 ・大阪アルカリ会社研磨ガス事件発生(社会問題化) ・工場法制定	11月 3月 12月	4月 2月 4月	5月 6月 8月	・建築物用地下水の採取の規制に関する法律制定 ・ばい煙規制法制定 ・東京にスマックが焼き問題化 ・工場用下水道法制定 ・大阪府はい煙による硫黄酸化物)	
39年 44年 大正3年 9年	3月 3月 3月 5月	○市立衛生試験所創設 ○木津川流域開設 ○市役所、現在地に落成	8月 11月 3月 12月	8月 11月 3月 4月	7月 8月	・ばい煙規制法に基づく地盤規制(大阪市 及びその周辺地区)並びに排水基準設定期 ・全国大気汚染防止運営協議会設立 ・厚生省に公害課設置	
40年	5月	○市内18ヶ所でスマックの想程観測実施		1月	7月	・新規開拓の既成都市区域における工場等の 制限に関する法律制定	
41年	9月	・神通川(富山県)流域に毒瘤発生		6月	10月	・大阪府空港噪音対策協議会設立 ・四日市市に市が公害病患者に治療費を負担する制度の制定(堺市)	
43年 44年 昭和2年	5月 4月 4月	○第1期都市計画下水道事業認可される ○衛生試験所ではいじん量の測定開始 ○衛生部衛生課を保健部と改称 ○市場を中心とした「大阪はい煙防止調整委員会」設置 ○水質測量の改測により西大阪の地盤変動 ○自動車排出ガス(一般化遊走)の測定開始 ○「大阪はい煙防止規制法に開く、内務大臣、大阪府知事等に建議書を提出	10月 4月 4月	4月 4月	6月 5月	・大阪府はい煙防除条例(都市計画区域 において、一定濃度以上のばい煙の排放を禁止) 制定	
45年 6年	10月	○「大阪はい煙防止規制法に開く、内務大臣、大阪府知事等に建議書を提出		12月 4月	11月 12月	・大阪府はい煙公害防止条例(大阪市 市公害対策審議会から答申 ○西部臨海地区における大気汚染対策を実施	
7年	7月	○地盤沈下、地下水位観測所を設置し、常時測定を開始			9月	・新生省公害審議会「公害に関する基本的 施策について」答申	
9年					10月		

年	月	大阪市	月	大阪府、県、その他	年	月	大阪市	月	大阪府、県、その他
昭和42年	1月	○大阪府から立ち入り検査をはじめ12項目の規限を課せられる。	6月	・下水道緊急措置法制定 ・同賀野川有機水銀中毒事件訴訟提起	6月	○バス專用、優先レーン制度の実施 ○總合計画公害対策部と衛生局を合併して環境保健局を新設（環境部、保健部、環境部の3部門）	6月	・悪臭防止法制定 ・特定工場における公害防止措置の監視に関する法律制定 ・公害対策基本法制定 ・公害対策法による海水の汚濁の防止に関する法律制定	6月
	2月	○大阪府市総合計画基本構想	8月	・厚生省による公害防除装置					・タイライタイアブラン1次訴訟判決 （富山地裁）
	4月	（マスター・プラン）発表							・新潟水俣病事件新潟地方法院判決
43年	5月	○大阪港水汚染防止協議会設立							・新潟県環境保全知事市長会議設立
	4月	○大阪川水質汚濁防止措置会議設立	9月	・公用飛行場便にあける航空機噪音による騒音の防止等に関する法律制定					・環境飛行禁止
	7月	○大阪市環境管理センター設置	6月	・大阪市ぜんそく事件訴訟提起					・化学スモックが大阪市下に初めて発生
	7月	○大阪自動車排出ガス対策推進会議設立	8月	・大気汚染防止法制定					・新潟水俣病緊急時対策実施要綱制定
	8月	○大阪汚染管理センター完成により、大気汚染モニタリングステーション11ヶ所を設置（厚生省）	8月	・水質による環境汚染防止暫定対策委員会設立					・近畿地方特例対策機動巡回装置
	11月	○市独自によるスマップ情報の発売開始	12月	・自動車排出ガス規制の開始 （カーリンエンジン車のCO規制）					・HIC使用禁止
44年	4月	○津守川水質汚濁対策連絡協議会設立	2月	・二酸化硫黄の濃度基準法制定					（鶴見取水監査による環境基準の告示）
	5月	○衛生環境衛生課が独立	5月	・初の公害白書を国会に報告					・水質汚濁による環境基準の告示
	6月	○北区区内主要6ヶ所から公害防止計画書を提出	6月	・新車の排出ガス規制強化 (CO削減率2.5%)					・悪臭防止法による環境基準を法定する旨の告白
	10月	○「ビル騒音の規制について」大阪市公害対策標準会議から告白	10月	・大阪市公害防止条例制定					・大阪府人間環境問題懇談会「人間環境宣言」を採択
	12月	○大阪市による反応多発地区として、西淀川区が地域指定される	12月	・公害による健康被害の効果に関する特別調査法制定					・HIC取扱いの一部改正による環境基準の告示
		○「公害による健康被害の教諭に関する大阪市の方自づけ申込制度」大阪市公害対策標準会議から告白							・水質汚濁による環境基準の告示
45年	1月	○大阪市公害認定審査会議設立	2月	・一般化政策に係る環境基準法制定 ・公害被患者救済制度スタート					・四日市ぜんそく事件連絡会議判決
	2月	○公害被患者に対する医療費、医療手当の支給開始	4月	・公害被患者による環境基準法制定 ・水質汚濁による環境基準法制定					・タイライタイアブラン法制定 （名古屋高裁）
	4月	○衛生監督指導課が公害指導課と公害規制課となる。	6月	・公害対策法制定 ・ハイカウントランクルンを規制し、自動運転オクス中にも含まれる鉛半減期を発表（通産省）					・自動車排出ガス法による環境基準法制定 （日本版マスキ一法）告示
	6月	○西淀川区大気汚染防止緊急対策推進会議設立	7月	・大阪都中の光ドミツクム濃度の安全基準を決定（厚生省）					・自動車排出ガス法による環境基準法制定 （大阪府環境保全法制定）
	7月	○大阪府市産業標準物處理公團設立		・大阪府光化学スモック暫定対策実施要綱制定					・大阪府自然環境保護本部地盤汚染判定
	8月	○大阪府公害対策本部設置	8月	・中央公害対策本部のC.O.規制スタート					・大阪府自然環境保護会から答申
	12月	○厚生省区が農、生駒区管轄地区においてカドミウム污染地盤発生	12月	・カドミウム汚染防止法、農用地の土壤汚染の防除等に関する法律、海洋汚染防止法、飛沫物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罰の处罚、改正等の公害防除法制定、改正（全国改正）					・新潟酸化民公害事件引起正義判決
46年	1月	○国道43号線沿道（大正、浪）の交通公害防止に關しつて大阪府公安委員会に要望書を提出	3月	・公害の汚染に係る環境基準法制定					・大阪府内海浜環境保全法制定
	2月	○朝の大阪産業標準物處理公社設立	5月	・公害の汚染に關する事案に係る罰則規定					・公害防止法及び製造等の規制に関する法律制定
									・船空機器音による環境基準告示

年	月	大阪市	月	大阪府、県、その他	年	月	大阪市	月	大阪府、県、その他
昭和42年	1月	○大阪府から立ち入り検査をはじめ12項目の規限を課せられる。	6月	・同賀野川有機水銀中毒事件訴訟提起	6月	○バス専用、優先レーン制度の実施 ○總合計画公害対策部と衛生局を合併して環境保健局を新設（環境部、保健部、環境部の3部門）	6月	・悪臭防止法制定 ・特定工場における公害防止措置の監視に関する法律制定 ・公害対策基本法制定 ・公害対策法による海水の汚濁の防止に関する法律制定	6月
	2月	○大阪府市総合計画基本構想	8月	・公害対策法による海水の汚濁の防止に関する法律制定					・タイライタイアブラン1次訴訟判決（富山地裁）
	4月	（マスター・プラン）発表							・新潟水俣病事件新潟地方法院判決
43年	5月	○大阪港水汚染防止協議会設立	9月	・公用飛行場便にあける航空機噪音による騒音の防止等に関する法律制定					・新潟県環境保全知事市長会議設立
	4月	○大阪汚染管理センター設置	6月	・大気汚染防止法制定					・環境飛行禁止
	7月	○大阪自動車排出ガス対策推進会議設立	8月	・水質による環境汚染防止暫定対策委員会設立					・化学スモックが大阪市下に初めて発生
	8月	○大阪汚染管理センター完成により、大気汚染モニタリングステーション11ヶ所を設置（厚生省）	8月	・大気汚染防止法制定					・新潟水俣病緊急時対策実施要綱制定
	11月	○カスマライスオイル中毒患者多発	10月	・大阪市公害防止方針達成基準会設立					・大気汚染防止法による環境基準の告示
44年	4月	○大阪海岸の濃度基準法の実施	12月	・自動車排出ガス規制の開始 （カーリンエンジン車のCO規制）					・無過失責任制度
	2月	○津守川水質汚濁対策連絡協議会設立	2月	・二酸化硫黄の濃度基準法制定					・大阪府自然環境保護本部地盤汚染判定
	5月	○衛生環境衛生課が独立	5月	・初の公害白書を国会に報告					・タイライタイアブラン法制定
	6月	○北区区内主要6ヶ所から公害防止計画書を提出	6月	・新車の排出ガス規制強化 (CO削減率2.5%)					（名古屋高裁）
	10月	○「ビル騒音の規制について」大阪市公害規制要綱	10月	・大阪市公害防止条例制定					・自動車排出ガス法による環境基準の告示
	11月	○大阪市による反応多発地区として、西淀川区が地域指定される	11月	・公害による健康被害の効果に関する特別調査法制定					・大阪府人間環境宣言「人間環境宣言」を採択
	12月	○「公害による健康被害の教諭に関する大阪市の方自づけ申込制度」大阪市公害対策標準会議から告白	12月	・自動車排出ガス法による環境基準の告示					・HIC使用禁止
45年	1月	○大阪市公害認定審査会議設立	2月	・一般化政策に係る環境基準法制定 ・公害被患者救済制度スタート					（鶴見取水監査による環境基準の告示）
	2月	○公害被患者に対する医療費、医療手当の支給開始	4月	・公害被患者による環境基準法制定 ・水質汚濁による環境基準法制定					・水質汚濁による環境基準の告示
	4月	○衛生監督指導課が公害指導課と公害規制課となる。	6月	・公害対策法制定 ・ハイカウントランクルンを規制し、自動運転オクス中にも含まれる鉛半減期を発表（通産省）					・悪臭防止法による環境基準の告示
	6月	○西淀川区大気汚染防止緊急対策推進会議設立	7月	・大阪都中の光ドミツクム濃度の安全基準を決定（厚生省）					・新潟酸化民公害事件引起正義判決
	7月	○大阪府市産業標準物處理公團設立		・大阪府光化学スモック暫定対策実施要綱制定					（大阪府環境保全法制定）
	8月	○大阪府公害対策本部設置	8月	・中央公害対策本部のC.O.規制スタート					・大阪府自然環境保護会から答申
	12月	○厚生省区が農、生駒区管轄地区においてカドミウム污染地盤発生	12月	・カドミウム汚染防止法、農用地の土壤汚染の防除等に関する法律、海洋汚染防止法、飛沫物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罰の处罚、改正等の公害防除法制定、改正（全国改正）					・新潟酸化民公害事件引起正義判決
46年	1月	○国道43号線沿道（大正、浪）の交通公害防止に關しつて大阪府公安委員会に要望書を提出	3月	・公害の汚染に係る環境基準法制定					（西淀川区におけるつながり検討の規制基準の告示）
	2月	○朝の大阪産業標準物處理公社設立	5月	・公害の汚染に關する事案に係る罰則規定					・公害防止法による環境基準の告示

年	月	大阪市	大阪府、県、その他
昭和51年	1月	・自動車排出ガスの量の許容限度設定 (50年延長期間)	・新幹線鉄道整備に係る地域指定告示
	2月	・大阪国際空港公害訴訟判決(大阪地裁)	・大阪府内海環境保全協会設立
	3月	・大気汚染防止法の規定による排出基準及び水質汚濁防止法の規定による排水基準を定める条例(「工業等条例」)制定	・廃棄物の処理及び埋立に係る法律の一部改正及び貿易政策省令等の施行(事業者処理責任・処理基準の強化、要點基準の設置、罰則の強化等)
	4月	・大阪国際空港周辺整備機関設立	
	5月	・自動車排出ガス量の許容限度設定 (鉛油車のディーゼル黒煙等)	
	6月	・国土利用計画法制定	・大阪国際空港セント園化施設
	7月	・大阪府内海汚染防止法の一部改正	・大阪府地盤公害防止計画の見直しについて
	8月	・大阪市公害対策実験研究会発足	・大阪府地盤公害防止計画の見直しについて
	9月	・大阪市河川浄化計画本部設置	・大阪府内海環境保全協会設立
	10月	・大阪市河川浄化計画完成(北中島、三国、東三国、西三国)	・大阪府の鉛質化物総量削減計画を定めることに当たつて本市の意見について、大阪府知事あて申込
	11月	・大阪市公害対策実験研究会から意見提出	・大阪府河川水質規制地図指定
	12月	・大阪市公害対策実験研究会から意見提出	・大阪府河川水質規制地図指定
昭和52年	3月	・公害健康被害補償法施行	・大阪府内海環境保全協会設立
	4月	・公害健康被害補償法について(中央公害対策審議会から答申)	・大阪府内海環境保全協会設立
	5月	・公害健康被害補償法施行	・大阪府内海環境保全協会設立
	6月	・公害健康被害補償法に基づく主要発生源選定計画を策定	・大阪府の鉛質化物総量削減計画を定めることに当たつて本市の意見について、大阪府知事あて申込
	7月	・公害健康被害補償法に基づく主要発生源選定計画を策定	・大阪府内海環境保全協会設立
	8月	・公害健康被害補償法に基づく主要発生源選定計画を策定	・大阪府の鉛質化物総量削減計画を定めることに当たつて本市の意見について、大阪府知事あて申込
	9月	・公害健康被害補償法に基づく主要発生源選定計画を策定	・大阪府の鉛質化物総量削減計画を定めることに当たつて本市の意見について、大阪府知事あて申込
	10月	・公害健康被害補償法に基づく主要発生源選定計画を策定	・大阪府の鉛質化物総量削減計画を定めることに当たつて本市の意見について、大阪府知事あて申込
	11月	・公害健康被害補償法に基づく主要発生源選定計画を策定	・大阪府の鉛質化物総量削減計画を定めることに当たつて本市の意見について、大阪府知事あて申込
	12月	・公害健康被害補償法に基づく主要発生源選定計画を策定	・大阪府の鉛質化物総量削減計画を定めることに当たつて本市の意見について、大阪府知事あて申込
昭和53年	1月	・P-CBを水質環境基準、排水基準に追加	・「環境基準達成のための実施方針について」(鉛質化物総量削減実施方に係る概見)及び「追加悪臭3物質による規制地図及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申
	2月	・自動車排出ガス量の許容限度設定 (5年延長規制)	・大阪市公害対策審議会から答申
	3月	・P-CBを水質環境基準、排水基準に追加	・「環境基準達成のための実施方針について」(鉛質化物総量削減実施方に係る概見)及び「追加悪臭3物質による規制地図及び規制基準について」中央公害対策審議会から答申
	4月	・悪臭防止法に基づく追加3物質に係る規制地図及び規制基準の告示	・「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」公布
	5月	・7大都市首長懇談会において、自動車排出ガスの性能に関する声明の発表	・瀬戸内海環境保全基本計画閣議決定
	6月	・新幹線鉄道騒音による環境基準告示	・自動車排出ガス規制と53年度規制実施
	7月	・新幹線鉄道騒音による環境基準告示	・大阪府周辺空港に國際工アバス鉄軌
	8月	・六面クロム福間原金剛製鉄調査団設置	・「窒素酸化物対策の費用効果について」環境庁発表
	9月	・自動車騒音の大きさの許容限度(許容限度を1~3ボン引下げる)の告示	・「瀬戸内海環境保全規制の一部を改正する法律」制定(水質汚濁規制制度の導入)
	10月	・水質環境基準の類型指定追加(第2棊屋川、平野川)	・二酸化硫黄による規制基準の改定告示
	11月	・大阪府内海環境保全規制の実施	・瀬戸内海環境保全規制の実施
	12月	・大阪府内海環境保全規制の実施	・大阪府内海環境保全規制の実施
昭和54年	1月	・公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)	・「環境影響評価面に係る技術的基準について」(案)・環境庁とりまとめ
	2月	・公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)	・「環境影響評価面に係る技術的基準について」(案)・環境庁とりまとめ
	3月	・公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)	・「環境影響評価面に係る技術的基準について」(案)・環境庁とりまとめ
	4月	・公害健康被害補償システム稼働開始	・「環境影響評価面に係る技術的基準について」(案)・環境庁とりまとめ

年	月	大阪市	大阪府、県、その他
昭和49年	1月	・自動車排出ガスの量の許容限度設定 (50年延長期間)	・大阪府内海環境保全協会設立
	2月	・大阪国際空港公害訴訟判決(大阪地裁)	・廃棄物の処理及び埋立に係る法律の一部改正及び貿易政策省令等の施行(事業者処理責任・処理基準の強化、要點基準の設置、罰則の強化等)
	3月	・大気汚染防止法の規定による排水基準及び水質汚濁防止法の規定による排水基準を定める条例(「工業等条例」)制定	
	4月	・大阪国際空港周辺整備機関設立	
	5月	・自動車排出ガス量の許容限度設定 (鉛油車のディーゼル黒煙等)	
	6月	・国土利用計画法制定	・大阪府内海環境保全協会設立
	7月	・大阪府内海汚染防止法の一部改正	・大阪府内海環境保全協会設立
	8月	・大阪市公害対策実験研究会発足	・大阪府内海環境保全協会設立
	9月	・大阪市公害対策実験研究会から意見提出	・大阪府内海環境保全協会設立
	10月	・大阪市公害対策実験研究会から意見提出	・大阪府内海環境保全協会設立
	11月	・大阪市公害対策実験研究会から意見提出	・大阪府内海環境保全協会設立
	12月	・大阪市公害対策実験研究会から意見提出	・大阪府内海環境保全協会設立
昭和50年	1月	・公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)	・大阪府内海環境保全協会設立
	2月	・公害健康被害補償法に基づき、府公安委員会に対し交渉規制を要請	・大阪府内海環境保全協会設立
	3月	・公害健康被害補償法に基づき、府公安委員会に対し交渉規制を要請	・大阪府内海環境保全協会設立
	4月	・公害健康被害補償法に基づく公害病院患者の転地療養実施	・大阪府内海環境保全協会設立
	5月	・公害健康被害補償法に基づく公害病院患者の転地療養実施	・大阪府内海環境保全協会設立
	6月	・公害健康被害補償法に基づく公害病院患者の転地療養実施	・大阪府内海環境保全協会設立
	7月	・公害健康被害補償法に基づく公害病院患者の転地療養実施	・大阪府内海環境保全協会設立
	8月	・公害健康被害補償法に基づく公害病院患者の転地療養実施	・大阪府内海環境保全協会設立
	9月	・公害健康被害補償法に基づく公害病院患者の転地療養実施	・大阪府内海環境保全協会設立
	10月	・公害健康被害補償法に基づく公害病院患者の転地療養実施	・大阪府内海環境保全協会設立
	11月	・大阪府内海環境保全規制の実施	・大阪府内海環境保全規制の実施
	12月	・大阪府内海環境保全規制の実施	・大阪府内海環境保全規制の実施
昭和51年	1月	・公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)	・大阪府内海環境保全協会設立
	2月	・公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)	・大阪府内海環境保全協会設立
	3月	・公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)	・大阪府内海環境保全協会設立
	4月	・公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)	・大阪府内海環境保全協会設立
	5月	・公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)	・大阪府内海環境保全協会設立
	6月	・公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)	・大阪府内海環境保全協会設立
	7月	・公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)	・大阪府内海環境保全協会設立
	8月	・公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)	・大阪府内海環境保全協会設立
	9月	・公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)	・大阪府内海環境保全協会設立
	10月	・公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)	・大阪府内海環境保全協会設立
	11月	・公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)	・大阪府内海環境保全協会設立
	12月	・公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)	・大阪府内海環境保全協会設立

年	月	大阪府、国、その他	大阪市	月	大阪府、国、その他
昭和56年	6月	○環境設置10周年記念講演会		6月	・大阪府西新宮地区環境問題をまとめる ・資源化物の総量規制実施のため、大気汚 染防止法施行令の一部改正 ・庄内瀬戸海環境監視センターフラワー公市 ・西浜瀬戸海式ディーゼル車に対する排ガス 並びに中型車に対する騒音の58年規制を 公示
	8月	○ぜん息児を対象とした健康回復合宿を実 施		8月	・改定する大気汚染防止法施行規則の一部 を改定する「京都都市飲食店店舗の撤去の防 止及び資源化の促進に関する条例」公布 ・大阪府「京阪奈高麗河川内海環境 保全特別措置法施行令の一部を改正する 政令
	9月			9月	・大阪府環境総合計画審議会実業 ・初の環境公害調査結果出でて農地半決 ・大阪湾広域環境監視整備センター設立
	10月			10月	・大阪府環境監査云に基づく量質化物総量 規制(大田)
	11月			11月	・大阪府環境監査報告書提出企 (昭和57～65年版)
	12月			12月	・「環境行政十年史」発行
	2月			2月	・大阪府環境総合計画審議会 ・初の環境公害調査結果出でて農地半決 ・大阪湾広域環境監視整備センター設立
	3月			3月	・大阪府環境監査報告書提出企 (昭和57～65年版)
	6月	○大阪自動車排出ガス対策推進会議を大阪 自動車公害対策推進会議に改称		6月	・大阪府環境監査云に基づく量質化物総量 規制(大阪府)
	8月	○産業廃棄物実燃調査 ○全下水処理場の高级処理化達成		8月	・中央公害対策監視会「生活の要素及び環 境に係る環境基準及びその設定について」 答申
57年	10月			10月	・大阪府環境総合計画審議会 ・渋谷の要素及びその設定に係る環境基準の設定
	11月			11月	・内閣総理大臣、第2次及び第3次地域の 公害防止計画を承認
	12月			12月	・大阪府環境監査機器の使用許可範囲の拡 大
	3月			3月	・内閣総理大臣、第2次及び第3次地域の 公害防止計画を承認
	4月			4月	・中央公害対策監視会「環境行政の改定によ る深夜運転規制(大田)
	5月	○公害に係る市改モニター調査結果発表 ○公害バトロール車に電気自動車2台を導 入		5月	・大阪府環境監査報告書提出企 (大阪府)
	6月	○環境保護局に遅奥規制紙を新設		6月	・大阪府環境監査報告書提出企 (大阪府)
55年	7月	○OECDのセミナー（都市交通と環境） に市民出席		7月	・中央公害対策監視会「公害の防止に係 る都市に係る公害の防止上の特徴を調査す る事務に係る監査員等に対する排出ガス量及び ディーゼル車に対する排出ガス量及び乗 用車に対するガソリン車に対する燃費効率を告示
	8月			8月	・名古屋地区・新幹線公害監査報告書 ・地図の複数の監査箇所に關する監査会報 (環境庁)
	9月			9月	・中央公害対策監視会「公害の防止に係 る都市に係る公害の防止上の特徴を調査す る事務に係る監査員等に対する排出ガス量及び ディーゼル車に対する排出ガス量及び乗 用車に対するガソリン車に対する燃費効率を告示
	10月	○大阪市企划部対策監査会規制制定		10月	・中央公害対策監視会「公害の防止に係 る都市に係る公害の防止上の特徴を調査す る事務に係る監査員等に対する排出ガス量及び ディーゼル車に対する排出ガス量及び乗 用車に対するガソリン車に対する燃費効率を告示
	11月			11月	・中央公害対策監視会「公害の防止に係 る都市に係る公害の防止上の特徴を調査す る事務に係る監査員等に対する排出ガス量及び ディーゼル車に対する排出ガス量及び乗 用車に対するガソリン車に対する燃費効率を告示
	12月			12月	・中央公害対策監視会「1980年代 の環境改修を実現するための環境問題に ついて」報告
56年	1月			1月	・新幹線ガソリン車に対する自動車排 出ガス56年規制実施
	3月	○大阪市公害対策監査会規制制定		3月	・中央公害対策監視会「湖沼公害監査会のた めの監査のあり方について」答申 ・公害の防止措置に係る事務に係る監査員等 に対する改定措置に關する法規(いわゆる 「改定法」)の施行期日(10年延長)
	4月			4月	・大阪府環境監査会規制(プロジェクト チーム設置)
	12月	○沿岸環境監査会設置		12月	・連絡会規制(3点セッタ)要約提示
57年	1月			1月	・川崎港第2次新設堤起
	3月	○大阪市公害対策監査会規制制定		3月	・環境影響評価法案」実験段階に伴い 審議未了につき検索 ・環境庁、中公害に對し公害監査監査規 制の若干地図について見直しを苗間 ・「大阪府環境影響評価法案」制定 ・「湖沼水質保全対策監査」制定・公布 ((60年3月施行))
	6月			6月	・環境影響評価の実施について閣議決定 ・環境庁「トリクロロエチレン等の排出に 係る監定指導指針」制定
	8月			8月	・中央公害対策監視会「環境及び公害の 水質監査の実施について」答申 ・「湖沼水質保全基本方針」公表
	9月			9月	
	11月			11月	
	12月			12月	

年	月	大阪府、国、その他	大阪市	月	大阪府、国、その他
昭和54年	5月	・「自動車公害防止技術に關する第1次報 告」環境省公表		5月	・「自動車公害防止技術に關する第1次報 告」環境省公表
	6月	・東京事務、甲府等及び大阪府内河の化粧的 需要量(COD)による総量削減基本 方針を策定		6月	・庄内瀬戸海環境監視センターフラワー公市
	8月	・軽量、中量ガソリン車に対する自動車排 出ガス56年規制を告示		8月	・庄内瀬戸海環境監視センターフラワー公市
	10月	・「薄賀原桂湖の環境費の防止に 係る条例」公布(滋賀県)		10月	・庄内瀬戸海20惑道航行の化学的酸素要求量 (COD)による総量削減の科学的根 據について」大阪府二酸化窒素による 門家会議報告
	11月	・大阪府合規流対策推進要綱を定め ・庄内瀬戸海監視センターフラワー公市		11月	・大阪府環境監査報告書提出企 (昭和57～65年版)
	12月	・庄内瀬戸海監視センターフラワー公市		12月	・「環境行政十年史」発行
55年	3月	○公害に係る市改モニター調査結果発表 ○公害バトロール車に電気自動車2台を導 入		3月	・大阪府環境監査報告書提出企 (大阪府)
	4月	○環境保護局に遅奥規制紙を新設		4月	・大阪府環境監査報告書提出企 (大阪府)
	5月			5月	・中央公害対策監視会「生活の要素及び環 境に係る環境基準及びその設定について」 答申
	6月			6月	・大阪府環境監査報告書提出企 (大阪府)
	8月			8月	・中央公害対策監視会「環境行政の改定によ る深夜運転規制(大田)
	9月			9月	・中央公害対策監視会「公害の防止に係 る都市に係る公害の防止上の特徴を調査す る事務に係る監査員等に対する排出ガス量及び ディーゼル車に対する排出ガス量及び乗 用車に対するガソリン車に対する燃費効率を告示
	10月	○大阪市企划部対策監査会規制制定		10月	・中央公害対策監視会「公害の防止に係 る都市に係る公害の防止上の特徴を調査す る事務に係る監査員等に対する排出ガス量及び ディーゼル車に対する排出ガス量及び乗 用車に対するガソリン車に対する燃費効率を告示
	11月			11月	・中央公害対策監視会「公害の防止に係 る都市に係る公害の防止上の特徴を調査す る事務に係る監査員等に対する排出ガス量及び ディーゼル車に対する排出ガス量及び乗 用車に対するガソリン車に対する燃費効率を告示
	12月			12月	・中央公害対策監視会「1980年代 の環境改修を実現するための環境問題に ついて」報告
56年	1月			1月	・新幹線ガソリン車に対する自動車排 出ガス56年規制実施
	3月	○大阪市公害対策監査会規制制定		3月	・中央公害対策監視会「湖沼公害監査会のた めの監査のあり方について」答申 ・公害の防止措置に係る事務に係る監査員等 に対する改定措置に關する法規(いわゆる 「改定法」)の施行期日(10年延長)
	4月			4月	・大阪府環境監査会規制(プロジェクト チーム設置)
	12月			12月	・連絡会規制(3点セッタ)要約提示

年	月	大阪府、大阪市、その他	月	大阪府、大阪市、その他
昭和63年	11月	○空港施設緊急対策を実施 (11月～1月)	11月	・環境庁「特許登録作業に伴つて発生する 騒音の規制に関する基準の一部を改正す る件」告示
	12月	○「大気汚染防止推進月間」としてNOx に関するキャンペーンを展開	12月	・千葉川發公害訴訟第一審判決 ・環境庁「自動車排出ガスの量に関する許 容限度改正」の告示 ・化審委予報事務 ・環境庁「空港施設公害訴訟第二審判決 第一回公表
平成元年	1月	○「大都市固定型内燃機関空素酸化物削減 指導要領」を策定	1月	・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、 「石綿製品等製造工場から発生する石綿 による大気汚染の防止のための制度の基 本的なあり方について」諮問（3月13日 答申）
	2月	○「大阪市自動車公害防止計画」を策定 ○公害バトル車に電気自動車10台を導 入	2月	・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正す る政令」公報（有害物質などとしてトリクロ ムエチレン及びテトラクロロエチレンを 追加：3月18日答申）
	3月	○大阪市公害監視及防護制度制定	3月	・水質汚濁防止法施行令の一部を改正す る政令（公報：有害物質などとしてトリクロ ムエチレン、テトラクロロエチレン及 び四塩化炭素を指定：4月1日施行）
	4月	○「大都市悪臭防止指導要領」制定・施行		・「化学物質の審査及び製造等の規制に關 する法律施行令の一部を改正する政令」 公報（第2種特定化学物質などとしてトリクロ ムエチレン、テトラクロロエチレン及 び四塩化炭素を指定：4月1日施行）
	5月	○「大気汚染防止法施行令の一部を改正する 法律」公報（公害監視及防護制度を設置 する政令）	5月	・有害物質を含む他の地下水への浸透禁止、 有効性の監査措置（水道法一部改正）、 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法 律」公報（石綿等特定物質の規制に係 る規定の整備：平成元年12月27日施行）
	6月	○大阪市低公害車普及促進検討会を設置	6月	・「悪臭防止法施行令の一部を改正する政 令」公報（悪臭質に新たに4物質を追 加：平成2年4月1日施行）
	7月	○大阪市公害監視及助成制度制定		・「地球環境保全に関する東京国際会議」 開催される
	8月	○大気汚染対策会議を開催	8月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正す る政令」公報（特定分じんの規制に係 る規定の整備：平成元年12月27日施行）
	9月	○「環境データ処理システム」導入	9月	・「今後の自動車排出ガス底流対策のあり 方について」中央公害対策審議会答申
	10月	○産業廃棄物実態調査の実施		・「生活排水水による制臭のあり方につ いて」公報（平成2年3月16日答申）
平成2年	3月	○「環境データ処理システム」導入		
	4月	○環境部構改率により課系の統合、移管、 名称変更ならびに新設を行う (環境管理課・計画調整課・環境汚染監視セン ター) ○建設作業に係る指導方針」実施	4月	
	5月	○「大阪市小児ぜん息等医療費助成制度」 発足	5月	・環境庁「地域環境保全対策を推進するた めの「地域環境保全企画推進本部」を設置 する政令」公報（企画推進本部の規制対象 の範囲に係る規制を承認）
	6月	○「環境整備・環境汚染監視セン ター」 ○「大気汚染防止法施行令の一部を改正す る法律」公報（63年5月20日施行）	6月	・環境庁「地域環境保全対策を推進するた めの「地域環境保全企画推進本部」を設置 する政令」公報（特定分じんとして石綿を 指定する等、法改正する政令）
	8月	○「環境整備・環境汚染監視セン ター」 ○「大気汚染防止法施行令の一部を改正す る法律」公報（63年5月20日施行）	8月	・環境庁「地域環境保全対策を推進するた めの「地域環境保全企画推進本部」を設置 する政令」公報（企画推進本部の規制対象 の範囲に係る規制を承認）
	11月	○季節大気汚染防止対策実施 (11月～1月)	11月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正す る政令」公報（特定分じんとして石綿を 指定する等、法改正する政令）
	12月	○国際協力事業団（JICA）の要請のも と、アジア、中南米から研修生を受入れ、 大気汚染対策に関する専門研修実施 ○環境問題をテーマにした創作童話を作成 全国から募集	12月	・「今後の自動車排出ガス底流対策のあり 方について」中央公害対策審議会答申

年	月	大阪府、大阪市	月	大阪府、大阪市、その他
昭和60年	1月	○「悪臭規制評価技術検討会」を設置し、 官能試験法の導入についての検討を始め る	3月	・環境庁「名水百選」発表
	4月	○二クリーンエンジンに基づく 「大阪市空素酸化物対策指導要領」策定	4月	・環境庁「空素酸化物対策検討会」設置 ・瀬戸内平野、筑後・佐賀平野地盤沈下防止 等対策要綱の策定
	6月	○「大気汚染防止法施行令の一部を改正す る政令」公報（小型ボイラーを規制対象 とする政令）	6月	・環境庁「空港施設公害訴訟第一審判決 ・環境庁「自動車排出ガスの量に関する許 容限度改正」の告示
	8月	○「船本水際施設2次紙製造許可審判決 (福岡高裁)	8月	・環境庁「空港施設公害訴訟第一審判決 ・環境庁「自動車排出ガスの量に関する許 容限度改正」の告示
	9月	○環境庁、掛川スズ音の規制強化告示	9月	・環境庁「空港施設公害訴訟第一審判決 ・瀬戸内海環境保護全体会議会「瀬戸内海の富 余賀河口内海環境保護全体会議会についての 答申」
	10月	○「大都市地盤における空素酸化物 対策の中期展望」公表	10月	・環境庁「空港施設公害訴訟第一審判決 ・瀬戸内海環境保護全体会議会「瀬戸内海の富 余賀河口内海環境保護全体会議会についての 答申」
平成元年	1月	○「大都市固定型内燃機関空素酸化物削減 指導要領」を策定	1月	・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、 「石綿製品等製造工場から発生する石綿 による大気汚染の防止のための制度の基 本的なあり方について」諮問（3月13日 答申）
	2月	○「大阪市自動車公害防止計画」を策定 ○公害バトル車に電気自動車10台を導 入	2月	・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正す る政令」公報（有害物質などとしてトリクロ ムエチレン及びテトラクロロエチレンを 追加：3月18日答申）
	3月	○「大都市悪臭防止指導要領」制定	3月	・「化学物質の審査及び製造等の規制に關 する法律施行令の一部を改正する政令」 公報（第2種特定化学物質などとしてトリクロ ムエチレン、テトラクロロエチレン及 び四塩化炭素を指定：4月1日施行）
	4月	○「大気汚染防止法施行令の一部を改正する 法律」公報（公害監視及防護制度を設置 する政令）	4月	・有効性の監査措置（水道法一部改正）、 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する法 律」公報（石綿等特定物質の規制に係 る規定の整備：平成元年12月27日施行）
	5月	○「大気汚染防止法施行令の一部を改正する 法律」公報（公害監視及防護制度を設置 する政令）	5月	・「悪臭防止法施行令の一部を改正する政 令」公報（悪臭質に新たに4物質を追 加：平成2年4月1日施行）
	6月	○大阪市低公害車普及促進検討会を設置	6月	・「地球環境保全に関する東京国際会議」 開催される
	7月	○大阪市公害監視及助成制度制定		
	8月	○大気汚染対策会議を開催	8月	
	9月	○「環境データ処理システム」導入	9月	
	10月	○産業廃棄物実態調査の実施		
平成2年	3月	○「環境データ処理システム」導入		
	4月	○環境部構改率により課系の統合、移管、 名称変更ならびに新設を行う (環境管理課・計画調整課・環境汚染監視セン ター) ○建設作業に係る指導方針」実施	4月	
	5月	○「大阪市小児ぜん息等医療費助成制度」 発足	5月	・環境庁「地域環境保全対策を推進するた めの「地域環境保全企画推進本部」を設置 する政令」公報（企画推進本部の規制対象 の範囲に係る規制を承認）
	6月	○「環境整備・環境汚染監視セン ター」 ○「大気汚染防止法施行令の一部を改正す る法律」公報（63年5月20日施行）	6月	・環境庁「地域環境保全対策を推進するた めの「地域環境保全企画推進本部」を設置 する政令」公報（特定分じんとして石綿を 指定する等、法改正する政令）
	8月	○「環境整備・環境汚染監視セン ター」 ○「大気汚染防止法施行令の一部を改正す る法律」公報（63年5月20日施行）	8月	・環境庁「地域環境保全対策を推進するた めの「地域環境保全企画推進本部」を設置 する政令」公報（企画推進本部の規制対象 の範囲に係る規制を承認）
	11月	○季節大気汚染防止対策実施 (11月～1月)	11月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正す る政令」公報（特定分じんとして石綿を 指定する等、法改正する政令）
	12月	○国際協力事業団（JICA）の要請のも と、アジア、中南米から研修生を受入れ、 大気汚染対策に関する専門研修実施 ○環境問題をテーマにした創作童話を作成 全国から募集	12月	・「今後の自動車排出ガス底流対策のあり 方について」中央公害対策審議会答申

年	月	大飯市	月	大飯町、島、その他
平成3年	6月	○大阪市公害自動監視システムの導入に関する指導要綱」策定 ○市内男女400人を対象にした、「快適環境づくり」についてのアンケート結果発表 ○「人間と自然の共生をテーマ」にした国際花と緑の賛美金創設される ○メタノール及び吸集車1台のテスト導入 ○「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会へ開聞	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月	・大阪府、「地域治験システムの導入に関する指導要綱」策定 ・環境庁「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る認定指導指針」策定 ・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する改正」市公報(生野)第22号添付 ・大阪府「大飯郡ゴルフ場農薬過正使用等指導要綱」策定 ・公害防止計画推進市町村連絡会の設立 ・国立公害研究所を開拓研究所へ改組 ・環境庁「地方公共団体による地盤調査等への取組に関する検討会報告書」公表 ・地球温暖化防止行動助成金「地球温暖化防止行動助成金」を決定 ・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する改正」市公報(はいり)発行 ・大阪府「(はいり)発行のためのガス機関及びカソリン暖房への過渡期 ・東京都「自動車交通量対策(中間報告)」を発表 ・「今後の暖季対策のあり方について」生活費審議会答申(横浜市長) ・第2回世界気候会議(開催宣言) ・環境庁「地球保全のための循環生産システム構築会議報告書」公表 ・環境庁「資源循環化自製量拡出総量抑制方策のあり方について(中間とりまとめ)」を発表 ・第1回ごみ減量化促進対策全国大会(和歌山) ・大阪国際空港の存続決定 ・中公報「有志原発地の避難移動対策のあり方について」答申 ・大阪府NOx規制額及足並方針策定
	7月	○「大阪市環境教育基金」を設置する ○市内男女400人を対象にした、「快適環境づくり」についてのアンケート結果発表 ○「大阪市環境教育基金本方針」策定 ○「UNEP国際環境技術セミナー大阪版立案部室」設置	7月	・公害撲滅地政課は日本基金設立について、中央公害対策審議会から意見が示され ・「土壌の汚染による環境基準の認定について」中央公害対策審議会答申 ・「土壌汚染防止法一部改正(トヨコロ工チレン、テトラクロエチレンによる汙染施設を特定対象として追加)」環境庁「土壤の汚染による環境基準について」告示 ・再生資源の利用の促進に関する法律施行令(公報)、「関西本地方針」公表 ・廃棄物の処理及び清掃緊急対策法の一部を改正する法律(公報) ・環境庁「資源循環化物自動量拡出総量抑制規則等」の発表 ・今後の水質汚濁対策のあり方について」中央公害対策審議会答申 ・再生資源処理施設整備計画(公報) ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正」(水質自動監視測定装置による測定方法の追加) ・絶縁のための規制のあり方について」中央公害対策審議会に申し述べた申
	8月	○カナダのトロント市で開催の「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣 ○「大阪電気軌道」へ本市職員を派遣	8月	・大阪府、「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣
	9月	○「大阪電気軌道」へ本市職員を派遣	9月	・大阪府、「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣
	10月	○上海市へ本市職員を派遣し、上海市の音楽研究会並びに講習会実施	10月	・大阪府、「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣
	11月	○開運法人「地球環境センター」を設立 ○フェニックス事業開始 ○東大阪処分場一大阪盆地の開業	11月	・大阪府、「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣
	12月	○開運法人「地球環境センター」を設立 ○フェニックス事業開始 ○東大阪盆地の開業	12月	・大阪府、「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣
	1月	○開運法人「地球環境センター」を設立 ○フェニックス事業開始 ○東大阪盆地の開業	1月	・大阪府、「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣
	2月	○「水質汚濁防止法施行令」告示 ・自動車から排出される益生菌類物の排放規制等に関する規定のあり方について」中央公害対策審議会に申し述べた申	2月	・大阪府、「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣
	3月	○「地球温暖化対策検討会」を設置 ○上海市から職員を担当職員へ ○電気自動車コミュニティシステム事業 ○「固定会員NOx機器監査及尾速方針」を策定	3月	・大阪府、「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣
	4月	○「地球温暖化対策検討会」を設置 ○上海市から職員を担当職員へ ○電気自動車コミュニティシステム事業 ○「固定会員NOx機器監査及尾速方針」を策定	4月	・大阪府、「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣
	5月	○「電気自動車機器監査のあり方について」 ○大阪市公害対策審議会へ答申 ○「固定会員NOx機器監査及尾速方針」を策定	5月	・公害防止事業団法の一部を改正する法律(各務を環境審議会へ委託) ・大阪府「ごみ燃焼化のためのアクションプログラム」を公表 ・「ごみの燃焼化」生活環境審議会を促進について」再生資源基金が公表 ・産業廃棄物の減量化に係る特定店舗の整備に関する法律(公報)
	6月	○「電気自動車機器監査のあり方について」 ○大阪市公害対策審議会へ答申 ○「固定会員NOx機器監査及尾速方針」を策定	6月	・大阪府、「世界都市ワーラム」ならびに「エコブラシル'92」(國際環境技術専門会議) ・大阪府も参加 ○大阪府のごみを減らす懇親会開催 ・「包装廃棄物の減量化に向けて」

年	月	大飯市	月	大飯町、島、その他
平成2年	3月	○「大阪市環境保全基金」を設置する ○市内男女400人を対象にした、「快適環境づくり」についてのアンケート結果発表 ○「人間と自然の共生をテーマ」にした国際花と緑の賛美金創設される ○メタノール及び吸集車1台のテスト導入 ○「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会へ開聞	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月	・大阪府、「地域治験システムの導入に関する指導要綱」策定 ・環境庁「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る認定指導指針」策定 ・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する改正」市公報(生野)第22号添付 ・大阪府「大飯郡ゴルフ場農薬過正使用等指導要綱」策定 ・公害防止計画推進市町村連絡会の設立 ・国立公害研究所を開拓研究所へ改組 ・環境庁「地方公共団体による地盤調査等への取組に関する検討会報告書」公表 ・地球温暖化防止行動助成金「地球温暖化防止行動助成金」を決定 ・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する改正」市公報(はいり)発行 ・大阪府「(はいり)発行のためのガス機関及びカソリン暖房への過渡期 ・東京都「自動車交通量対策(中間報告)」を発表 ・「今後の暖季対策のあり方について」生活費審議会答申(横浜市長) ・第2回世界気候会議(開催宣言) ・環境庁「地球保全のための循環生産システム構築会議報告書」公表 ・環境庁「資源循環化自製量拡出総量抑制方策のあり方について(中間とりまとめ)」を発表 ・第1回ごみ減量化促進対策全国大会(和歌山) ・大阪国際空港の存続決定 ・中公報「有志原発地の避難移動対策のあり方について」答申 ・大阪府NOx規制額及足並方針策定
	1月	○季節六気汚染防止対策実施 (11月～1月)	1月	・大阪府、「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣
	2月	○「大阪市環境管理計画検討委員会報告書」公表 ○大阪市公害対策審議会「島根悪臭4地域に係る規制地図及び規制基準について」答申	2月	・大阪府、「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣
	3月	○「大阪市環境管理計画検討委員会報告書」公表 ○大阪市公害対策審議会「島根悪臭4地域に係る規制地図及び規制基準について」答申	3月	・「特定物質の規制等によるオゾン層保護に附する法律の一部を改正する法律」公布(一部削除3年3月20日付は平成4年1月1日から施行) ・環境庁「自動車排出ガス量の許容限度の改正」 ・西淀川大気汚染公害第1次訴訟第一審判決(大阪地裁) ・水俣病院延遠経営医療財团訴訟原告敗訴判決 ○「南洋資源の利用の促進に関する法律」公布
	4月	○追加悪臭4物質に係る規制地図及び規制基準 ○「大阪市空気調和環境機能回復工事補助金交付要綱」制定	4月	・大阪府、「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣

年	月	大阪市、省、その他	月	大阪市、省、その他
平成6年	3月	○「大阪市地獄環境保全行動計画」の基本方針策定 ○大気汚染源常時監視システムを更新	3月	・「大阪府環境基本条例」制定 (同4月施行) ・大阪府公害防止条例を見直し、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」制定 ・環境庁「悪臭防止法施行規則」の一部改正(排出水中に含まれる悪臭物質に係る規制基準設定期定: 平成7年4月1日施行) ・第1回「環境の日」
	6月	○「大阪電気自動車コミュニティーシステムデモ事業推進協議会」(EVOC)を「大阪市電気自動車コミュニティーシステム事業推進協議会」(LEVO-C)に改組・拡充	4月	・環境庁「電気自動車コミュニティーシステム事業推進協議会」設立
	8月	○大阪市環境審議協会の設置 ○資源ごみ分別収集の全市実施	6月	・国際エムックスセンター設立 ・環境庁「電気自動車等に係る土壤汚染調査・対策指針及び有機燃素系化合物等に係る土壤・地下水汚染調査・対策指針」策定
	10月	○産業廃棄物実態調査の実施 ○市民環境学者ルーム開設 ○「大阪市固定民生源燃素酸化物対策指揮要領」の改定 ○北区、都島区、旭区で空き缶・空き瓶の分別収集テスト実施開始 ○大阪府環境セントラーキャンペーン実行認可 ○UNE P 國際環境技術セントラーキャンペーンを開始	11月	・国際エムックスセンター設立 ・環境庁「電気自動車等に係る土壤汚染調査・対策指針及び有機燃素系化合物等に係る土壤・地下水汚染調査・対策指針」策定
7年	3月	○「大阪市環境基本条例」制定 平成7年4月1日施行 ○追加廃棄物規制指針告示	2月	・大阪湾の全水深及び全海底に係る環境基礎の水質類型の指定 ・通達令「電気事業法」の一部改正 (毎年電気事業の一部自由化: 平成7年12月1日施行)
	4月	○下水道科学館 開設	4月	・環境庁「悪臭防止法」の一部改正の公示の過度を基礎として規制する物質の名前を「特定悪臭物質」に改める ・「臭気指數規制」を導入することができる: 平成8年4月1日施行
	5月	○「地盤環境を守る里近郊行動指針(ローカルアジェンダ21おおさか)」策定	5月	・「大阪府化学物質正管理指針」 平成7年5月1日施行
	6月	○自動車NOx法に係る特定地域の指定 ○自動車NOx法施行	6月	・容器包装に係る分別収集及び再商品化的促進等に係る法律公布
	7月	○「クルマと環境を考えるどい」開催	7月	・西淀川大気汚染公害第2次～4次訴訟第一審判決(大阪地裁)
5年	11月	○大阪市環境監視システムを更新	8月	・国道43号線公害訴訟公害燃料料 (排出水中に含まれる特定悪臭物質に係る規制基準設定: 平成8年4月1日施行)
	12月	○「くるまと環境を考えるどい」開催	9月	・環境庁「悪臭防止法」の一部改正の公示(排出水中に含まれる特定悪臭物質に係る規制基準設定: 平成8年4月1日施行)
	3月	○大気汚染常時監視システムを更新 ○大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の制定 ○「大阪盆地地下総合対策協議会」設立30周年記念発刊 ○地球温暖化対策地域総合推進モデル事業調査(エコトピア2000)完了	10月	・環境庁「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについての大気環境指針」を認定、「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気中への排出による認定対策ガイドライン」とりまとめ ・「海域の整備及び燃に係る環境審議会の設定について」中央公害対策審議会答申 ・環境庁「悪臭防止法」の一部改正(悪臭物質に係る規制強化: 平成6年4月1日施行)
	4月	○環境部機構改革により環境の統合、移管、名称、委員会並びに新設を行う。 ○大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例及び同規制の施行 ○大阪市環境保全推進本部の設置	11月	・大阪市環境影響評価要綱」施行 ○熱冷凍庫(粗大ごみ)からフロン回収モデル事業を2区に於いて実施 ○排出水中に含まれる特定悪臭物質に係る規制地域及び規制基準告示
	6月	○「大阪市環境影響評価要綱」施行 ○熱冷凍庫(粗大ごみ)からフロン回収モデル事業を2区に於いて実施 ○「排水基準」の一部改正(海域の魚類捕獲に係る規制強化)	12月	・大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例・同施行規則施行 ○熱冷凍庫(電気店)からのフロン回収ハイロット事業を2地域において実施
	8月	○「環境影響評価制度のあり方について」大阪市公害対策審議会から答申 ○UNE P 國際環境技術セントラーキャンペーン21設立	1月	・「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」により、先進国における特定フロン等は1996年末に生産禁止となる ・「大阪府汎用工業系排出抑制対策推進要綱」 平成8年1月4日施行
	9月	○大阪府満足ノサッサンズ21設立 ○観見リサイクル選別センター開設	3月	・自動車排出ガス量の許容限度設定 (9年度・10年度規制) ・大阪府プロン対策監視会設立
	10月	○ニューアース'93(地球環境技術専門家)に大阪市参加	4月	・第4次水質監視規制(COD)の削減基準方針を関係都道府県に通知
6年	1月	○クリチバ市(ブラジル)との環境保全交流に係る協定書に贈印 ○本市職員をクリチバ市へ派遣		
	1月	○ニューアース'93(地球環境技術専門家)に墨づく車種規制開始		
	2月	○環境庁「土壤の汚染に係る環境基準」の一部改正(項目追加)		

年	月	大阪市	月	大阪市
平成4年	6月	・自動車から排出される緑酸化物の特定地域における効率の削減等に係る特別措置法(自動車NOx法)公布 ・「環境と開拓に関する国連会議(地球サミット)」がブラジルで開催		
	7月	・UNEPと外務省の間でJNEP 國際環境技術セントラーキャンペーンの設立 ・廃棄物の處理及清掃に関する法律の施行		
	10月	○産業廃棄物実態調査の実施 ○市民環境学者ルーム開設 ○「大阪市固定民生源燃素酸化物対策指揮要領」の改定 ○北区、都島区、旭区で空き缶・空き瓶の分別収集テスト実施開始 ○大阪府環境セントラーキャンペーンの特定公益推進法人化認可		
	11月	○「大阪市環境技術セントラーキャンペーン」開設記念		
	12月	○「くるまと環境を考えるどい」開催		
5年	3月	○大気汚染常時監視システムを更新 ○大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の制定 ○「大阪盆地地下総合対策協議会」設立30周年記念発刊 ○地球温暖化対策地域総合推進モデル事業調査(エコトピア2000)完了		
	4月	○環境部機構改革により環境の統合、移管、名称、委員会並びに新設を行う。 ○大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例及び同規制の施行 ○大阪市環境保全推進本部の設置		
	6月	○「大阪市環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会答申 ・環境庁「悪臭防止法」の一部改正(悪臭物質に係る規制強化: 平成6年4月1日施行)		
	8月	○「環境影響評価制度のあり方について」大阪市公害対策審議会から答申 ○UNE P 國際環境技術セントラーキャンペーン21設立		
	9月	○大阪府満足ノサッサンズ21設立 ○観見リサイクル選別センター開設		
	10月	○ニューアース'93(地球環境技術専門家)に大阪市参加		
	11月	○クリチバ市(ブラジル)との環境保全交流に係る協定書に贈印 ○本市職員をクリチバ市へ派遣		
	12月	○環境庁「土壤の汚染に係る環境基準」の一部改正(項目追加)		
6年	1月	○クリチバ市(ブラジル)との環境保全交流に係る協定書に贈印 ○本市職員をクリチバ市へ派遣		
	1月	○ニューアース'93(地球環境技術専門家)に墨づく車種規制開始		
	2月	○環境庁「土壤の汚染に係る環境基準」の一部改正(項目追加)		

年	月	大阪府、國、その他	大阪市	大阪市	月	大阪府、國、その他
平成10年	5月	・環境庁「大気汚染防止法」の一部改正 （有害大気汚染物質対策の推進に附する規定の整備、自動車排出ガス規制の対象の拡大（125cc以下の燃費換算値が2.8km/L未満の車両）、建築物解体等の作業に伴うアスベストの飛散防止による規定の整備等） ・環境庁「水質汚染防止法施行令」改定 （改正する令）（地盤環境化に対する法規化の実現）	6月	○自然休耕耕種園オープン	6月	・環境庁「外因性内分泌擾乱化学物質に関する調査」の実施 （環境省公報第3号）
	6月	・大阪市環境基本計画」策定 （平成9年5月1日施行）	7月	○リサイクルプラザ建設開始	7月	・環境庁「ダイオキシン類緊急基準一章規制（省エネ法）」改定公布 （「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」）
	8月	・大阪市環境基本計画」策定 （平成9年4月1日施行）	8月	○「大阪市ダイオキシン類対策方針」策定 （平成9年4月1日施行）	8月	・環境庁「ダイオキシン類緊急基準一章規制（省エネ法）」改定 （平成12年～4年見直し）
	9月	・大阪府「化学的酸素要求量に係る規制削減計画」策定 （平成9年4月1日施行）	9月	○「大阪市都市景観条例」施行	9月	・環境庁「環境基準に係る規制」の改正 （平成11年4月1日施行）
	10月	・大阪府「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準制定」 ・環境庁「地下水の水質汚染等に係る環境基準」策定 ・自動車排出ガス量の許容限度及び自動車燃料品質に関する許容限度の一部改正	10月	○「大阪市ダイオキシン類対策方針」策定 （平成9年4月1日施行）	10月	・環境庁「土壤・地下水汚染に係る規制基準についての一部改正」 （地下水の一部を改正する件）及び「地下水の水質汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」を告示 （放射性元素及び塑性元素、カツチ、ほう素が健康項目に追加）
	11月	・ニューアース'96（地環境技術展）に 大阪市参加	11月	○「大阪市地盤新工ネルギービジョン」 策定	11月	・環境庁「土壤汚染防止法施行規則」の一部改正 （排出口における臭気影響規制基準の算定方法の設定）
	12月	・大阪市における当面のP E Tボトルへの対応について」緊急答申	12月	○「大阪市地盤新工ネルギービジョン」 策定	12月	・ダイオキシン対策規制基本方針」を示す （「地盤環境化対策の推進に係る法律」 （平成11年4月1日施行））
平成11年	1月	・大阪府の全市実施 ・大阪市自主プロン回収検討会の設置	1月	○「大阪市ダイオキシン類対策方針」策定 （平成9年4月1日施行）	1月	・環境庁「土壤・地下水汚染に係る規制基準についての一部改正」 （地下水の一部を改正する件）及び「地下水の水質汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」を告示 （放射性元素及び塑性元素、カツチ、ほう素が健康項目に追加）
	2月	・クリチバ市（ブラジル）の環境保全技術交流に関する協定書に認印（書2次）	2月	○「大阪市ダイオキシン類対策方針」策定 （平成9年4月1日施行）	2月	・環境庁「土壤・地下水汚染に係る規制基準についての一部改正」 （地下水の一部を改正する件）及び「地下水の水質汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」を告示 （放射性元素及び塑性元素、カツチ、ほう素が健康項目に追加）
	3月	・改正「大阪市環境基盤資金融資」に して融資対象を扩充 ・大阪市立環境等監修センター（愛称：生毛 生き地深鶴）開館	3月	○「大阪市地盤新工ネルギービジョン」 策定	3月	・環境庁「土壤汚染防止法施行規則」の一部改正 （排出口における臭気影響規制基準の算定方法の設定）
	4月	・「大阪市公的は健康資金融資」の実例 改正「大阪市環境基盤資金融資」に して融資対象を扩充 ・大阪市立環境等監修センター（愛称：生毛 生き地深鶴）開館	4月	○「大阪市地盤新工ネルギービジョン」 策定	4月	・環境庁「土壤汚染防止法施行規則」の一部改正 （排出口における臭気影響規制基準の算定方法の設定）
	5月	・「大阪市内環境保全活動計画（工ココ フイズ21）」」策定	5月	○「大阪市地盤新工ネルギービジョン」 策定・公示	5月	・環境庁「土壤汚染防止法施行規則」の一部改正 （排出口における臭気影響規制基準の算定方法の設定）
	6月	・大阪市のごみ清掃施設のあり方にについ て」答申	6月	○「大阪市水質汚濁防止法施行令」の一部 改正・公示 （一定規模以上の製錬用電気炉及び廃棄物焼却炉を対象物とし、出荷時に規定）	6月	・環境庁「土壤汚染防止法施行規則」施行
	7月	・低公害車輛及モデル事業と此元区で実施 （平成9年1月～11年冬）	7月	○「大阪市環境基盤資金融資」 （平成9年1月～11年冬）	7月	・「大阪市の防災ごみ対策を中心としたま らの美化施策のあり方にについて」を由 ・大阪市興業物处理施設等検討委員 会」設置
	8月	・産業廃棄物処理基盤の実施	8月	○「U.S.J予定地環境対策技術検討会」設 置	8月	・「大阪府水質汚濁防止法施行令」の一部改正 （一定規模以上の製錬用電気炉及び廃棄物焼却炉を対象物とし、出荷時に規定）
	9月	・「大阪府生活環境の健全等に附す る保全行為規則」の一部改正 （平成9年10月1日施行）	9月	○「大阪府生活環境の健全等に附す る保全行為規則」の一部改正 （平成9年10月1日施行）	9月	・環境庁「土壤汚染防止法施行規則」の一部改正 （一定規模以上の製錬用電気炉及び廃棄物焼却炉を対象物とし、出荷時に規定）
	10月	・「大阪市ダイオキシン類対策連絡会」設 置	10月	○「大阪市水質汚濁評価基準」策定 （「大阪府地盤新工ネルギービジョン」）	10月	・「U.A.99（地盤環境技術研究）」 公選フェア（おおさか未来環境 「大阪府地盤新工ネルギービジョン」会議）
	11月	・「大阪府地盤新工ネルギービジョン」 開催	11月	○「大阪市水質汚濁評価基準」策定 （「大阪府地盤新工ネルギービジョン」）	11月	・「大阪市土壤汚染防止法施行規則」の一部改正 （「土壤汚染防止法施行規則」等の改正）
	12月	・「大阪市営業物处理施設新工ネルギ ーム」開催 ○「環境影響評価に附する新たな制度の あり方にについて」大阪市環境審議会から 答申	12月	○「大阪市営業物处理施設新工ネルギ ーム」開催 ○「環境影響評価に附する新たな制度の あり方にについて」大阪市環境審議会から 答申	12月	・「大阪市土壤汚染防止法施行規則」の一部改正 （「土壤汚染防止法施行規則」等の改正）
平成12年	3月	・U.S.J予定地環境対策技術検討会」か ら提出	3月	○「U.S.J予定地環境対策技術検討会」 策定	3月	・「U.A.99（地盤環境技術研究）」 公選フェア（おおさか未来環境 「大阪府地盤新工ネルギービジョン」会議）
	4月	・「大阪市環境影響評価基準」策定 （市設施設設計指針（環境基準）」策定	4月	○「大阪市環境影響評価基準」策定 （市設施設設計指針（環境基準）」策定	4月	・「大阪府地盤新工ネルギービジョン」 （「土壤汚染防止法施行規則」等の改正）

年	月	大阪府、國、その他	大阪市	大阪市	月	大阪府、國、その他
平成13年	5月	・「大阪市くん養施設管理専門士」策定 ○「APEC運行支拂促進事業実験 会議」に大阪市参画 オリサイクルプラザ赤川設設	6月	○「大阪市ダイオキシン類対策方針」策定 （平成9年4月1日施行）	6月	・環境庁「大気汚染防止法」の一部改正 （有害大気汚染物質対策の推進に附する規定の整備、自動車排出ガス規制の対象の拡大（125cc以下の燃費換算値が2.8km/L未満の車両）、建築物解体等の作業に伴うアスベスストの飛散防止による規定の整備等） ・環境庁「水質汚染防止法施行令」改定 （改正する令）（地盤環境化に対する法規化の実現）
	8月	・大阪市環境基本計画」策定 （平成9年5月1日施行）	7月	○リサイクルプラザ建設開始	7月	・環境庁「ダイオキシン類緊急基準一章規制（省エネ法）」改定公布 （「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」）
	9月	・大阪府「化学的酸素要求量に係る規制削減計画」策定 （平成9年4月1日施行）	8月	○「大阪市ダイオキシン類対策方針」策定 （平成9年4月1日施行）	8月	・環境庁「ダイオキシン類緊急基準一章規制（省エネ法）」改定 （平成12年～4年見直し）
	10月	・「ニューアース'96（地環境技術展）」に 大阪市参加	9月	○「大阪市地盤新工ネルギービジョン」 策定	9月	・環境庁「環境基準に係る規制」の改正 （平成11年4月1日施行）
	11月	・大阪府地盤新工ネルギービジョン 会議	10月	○「大阪市水質汚濁評価基準」策定 （「大阪府地盤新工ネルギービジョン」）	10月	・「U.A.99（地盤環境技術研究）」 公選フェア（おおさか未来環境 「大阪府地盤新工ネルギービジョン」会議）
	12月	・「大阪市立環境等監修センター（愛称：生毛 生き地深鶴）開館	11月	○「大阪市土壤汚染防止法施行規則」の一部改正 （「土壤汚染防止法施行規則」等の改正）	11月	・「大阪市土壤汚染防止法施行規則」の一部改正 （「土壤汚染防止法施行規則」等の改正）
	1月	・「大阪市土壤汚染防止法施行規則」の一部改正 （「土壤汚染防止法施行規則」等の改正）	1月	○「大阪市土壤汚染防止法施行規則」の一部改正 （「土壤汚染防止法施行規則」等の改正）	1月	・「大阪府地盤新工ネルギービジョン」 （「土壤汚染防止法施行規則」等の改正）

年	月	大阪府、国、その他	大阪市	大阪府、国、その他
平成14年	4月	O「大阪市クリーン調達方針」策定 O「大阪市ヒートアイランド対策推進協会」設置 O「屋上緑化苔類ボーナス制度」モニタ実施 O「にわエコライフ認定制度」モニタ実施	O「大阪市クリーン調達方針」策定 O放出下水処理場で国際環境規格 (ISO14001)認証取得 O「大阪市地政温暖化対策地域推進計画」の策定	6月・「地域温湿度対策の推進に関する法律」改訂公布 環境省「水質環境基準の類型指定」改訂 (安曇川) 7月・大阪府「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量による器質削減計画並びに総量規制基準」策定(第5次総量規制) 環境省「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について」において一部改正 (水俣の品質の汚染を含む。) ・「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」公布
	5月			・東京大気汚染公害訴訟の東京地裁判決
	6月			
	8月			
	10月		Oニューアース'02(地球環境技術展)・ 低公害車フェアinおおさか同時開催	
	11月	Oクリーンコーディネーター第1期生認定 (23名)		
	12月	O24区役所・WTCビル等6局の局事務所と本庁も含めてオフィス系HACCP登録 O環境事業者港工場、貿易工場で国際環境規格(ISO14001)認証取得		
15年	2月	O「第Ⅱ期 大阪市環境基本計画」の策定		2月・「土壤汚染対策法」施行
	3月	O「大気汚染常時監視デレーマーシステム更新 O「(第4次) 大阪市産業廃棄物処理計画」策定		3月・大阪府「暫選型社会形成推進条例」公布 「第3回世界水フォーラム」開催 ・大阪府「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の一部改正 (平成16年1月1日施行) ・「循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・自動車排出ガスの量の許容限度」の一部改正
	4月	O「大阪市クリーン配達」実施		4月・「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基本計画」策定
	5月	O「公共建築物の屋上緑化設計指針」策定		5月・大阪府「水質環境基準の類型指定」改訂 (寝屋川水系・市立川水系)
	6月	O「大阪市浮遊粒子状物質対策推進計画」策定 O都市環境部管理事務所で国際環境規格(ISO14001)の認証取得		6月・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正 「大阪府ヒートアライアンド対策検討委員会」設置 ・「環境の保全のための意欲の激发及び環境教育の推進に関する法律」施行 (人材認定等事業の登録等に係る規定は、平成16年10月1日から施行)
	8月	O「おおさかFCV活性化会議」設置		10月・大阪府「水質汚染による環境基準について」の一部改正 (生活環境項目に全垂裕を追加)
13年	3月	O環境事業者西淀工場で国際環境規格 (ISO14001)認証取得		11月・「大阪市環境審議会」に「大気環境部会」を設置 O容器包装プラスチック分別収集実施区拡大(4区→11区) O「大阪市底層物質汚染等性状」制度の創設
	4月	O下水道局と環境保健局環境部を合併し 都市環境局を設置		16年1月・環境部長官南港工場で国際環境規格認証取得(4区)
	6月	O「花と緑と自然の情報センター」閉設 O「舞洲工場」閉設		2月・O「大阪市底層物質汚染等性状」制度の創設 (ISO14001)認証取得
	8月	O「大阪市におけるP.C.B.廃棄物処理基本計画」策定		4月・O「大阪市後所温室効果ガス排出抑制等実行計画」の策定
	10月	O「今後の自動車排出ガス対策のあり方に について」大阪市環境審議会から答申 O「燃焼器包装プラスチック分別収集のテスト実施」 O乾電池、螢光灯管等の廃棄回収の実施 O環境事業者之宮工場で国際環境規格 (ISO14001)認証取得		5月・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の届出等に関する法律」施行 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」完全施行 ・「土壌汚染対策法」公布
	12月	O環境事業者川尾工場で国際環境規格 (ISO14001)認証取得		3月・O「建設リサイクル実施要領」作成 平成14年度注工事より適用
14年	1月	O新たに「大阪市自動車公害防止計画」策定 O「大阪市後所温室効果ガス排出抑制等実行計画」の策定		
	3月	O顧客に係る環境基準の顧客評価システム O「建設リサイクル実施要領」作成		
	5月			
	16年			

年	月	大阪府、国、その他	大阪市	大阪府、国、その他
平成12年	3月	O「自動車騒音の限度(要請限度)」の改正 による区段の指定」の告示		
	4月	O「大阪市緑の基本計画」策定 O「大阪市一般廃棄物処理基本計画」策定 O「大阪市保健所」開設		
	6月	O「大阪市P.C.B.適正処理検討委員会」設置 O大阪環境産業振興センター（ATCクリーンエコプラザ）開設 O「都心中央部」景観形成地図指定		
	7月	O「なにわの海の星空館」開設		
	8月	O「泉北神六和景市自動車排出ガス対策協議会」設置		
	10月	O組大ごみ申告制の全市実施 Oまち美化パートナー制度開始		
	12月	O尼崎公害訴訟和解合意(原告・国・阪神高速道路公司)		
	13年			
	3月	O環境事業者西淀工場で国際環境規格 (ISO14001)認証取得		
	4月			
	6月	O「環境省「土壤の汚染に係る環境基準」 一部改正(ふつ素及びほつ素が追加) ・環境省「水質環境基準の類型指定」改訂 (神崎川)		
	8月	O「家庭用機器再商品化法」完全施行 ・環境省「シクロロメタンに係る大気環境基準の設定」告示		
	10月	O「花と緑と自然の情報センター」閉設 O「舞洲工場」閉設		
	12月	O「大阪市におけるP.C.B.廃棄物処理基本計画」策定 O「今後の自動車排出ガス対策のあり方に について」大阪市環境審議会から答申 O「燃焼器包装プラスチック分別収集のテスト実施」 O乾電池、螢光灯管等の廃棄回収の実施 O環境事業者之宮工場で国際環境規格 (ISO14001)認証取得		
	14年	O「大阪市後所温室効果ガス排出抑制等実行計画」の策定		
	16年			

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
平成16年	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」の一部改正</li> <li>(平成16年10月18日施行 産業廃棄物の不適正処理防止対策等を強化)</li> </ul>	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「なにわエコ金漁」設立</li> </ul>

7月、「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」の一部施行  
(解体業・板金業の許可制)

10月

- 「運営特総合環境評価制度」実施
- 「まち美化パートナーモデル」を全区に拡大



# 環境用語の解説

(注) 用語については、本文中に\*印を付けています。



段。

【a】

アイドリング  
自動車が停止しており、エンジンが動いている状態をいう。不整なアイドリングは無駄な燃料が消費され、NO<sub>x</sub>等を含むガスが排出されるため大気汚染の原因となっている。

アジョンダ!

1992年の地球サミットで採択された21世紀にむけて持続可能な開発を実現するための行動計画のこと。

アスペスト

アスペストは石綿とも呼ばれ、天然に産する纖維状物で主成分はケイ酸マグネシウム盤である。耐熱性、耐酸性等にすぐれているため、建設材料をはじめ広い用途に使用されていてが、発がん性などの健康影響を有するため、大気汚染防止法で特定粉じんに指定され、発生源に対し、規制基準が定められている。アスペストに関する議論は、アスペスト肺、肺がん等がある。

【b】

一酸化炭素(CO)

一酸化炭素(CO)とは、主に可燃物中の炭素が不完全燃焼により生成と化合したもの。人体への影響は急性で、血中のヘモグロビンと構造に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、組織での酸素利用を低下させる。症状として、頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、一酸化炭素濃度が高いと、生命が危険となる。

【c】

エコ・ステーション

電気自動車に電気を供給する充電設備や、天然ガス自動車に天然ガスを供給する充填設備など、公共交通車両に燃料を供給する設備を設置している施設。

聞くことにより、事業をより環境に配慮したものとするための制度をいう。

環境保全サーベイランス

大気汚染による健康被害を未然に防止するため、長時間かつ予見的視点をもって、地域人口構図の健康状況と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察すること。

乾式測定法(紫外線吸収法)

オゾンは波長254nm付近の紫外線領域をもつともよく吸収する。試料に波長254nm付近の紫外線を照射し、オゾンによって吸収される紫外線の量を測定することでオゾン濃度を測定する方法。官能検査

一般には人間の感覚を通して、対象物の評価を行うことをいう。においの場合には嗅覚によって評価を行うことで、悪臭や芳香の強さ、快・不快度、においの質等を評価することができる。

区間監視

河川の干涸によって河川の流れや水位が影響される河口付近の、匂が匂めてゆるやかな区域のこと。

【d】

オキシダント(Ox)

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線により化学反応を起こして生成されるオゾン、アルdehyド、PAN(パーオキシシアセチルナイトレート)、過酸化物等の酸化性物質の総称である。光化学スモッグの原因物質であり濃度が高くなると目や喉に刺激を感じたり、頭痛がする。オゾン層

成層圏の高さ25kmを中心としたオゾン(O<sub>3</sub>)が高濃度に存在する層であり、太陽からくる紫外線のうち、特に生物に有害な波長を吸収している。オゾン層が破壊されると、皮膚ががんが増加するといった人の懸念への懸念が生じるといわれている。

汚泥

下水処理場、浄水場、工場排水処理場における

て水を浄化した時に発生する混状物質の総称、有機性のものや無機性のものなど、様々な性状のものがある。

過剰発熱ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して宇宙間に逃げる熱を地表面に与すために、気温が上昇する現象を温室効果といふ。

赤外線を吸収する気体を温室効果ガスとよび、二酸化炭素(炭酸ガス)、フロン、メタンなどがある。

【e】

化學的酸素要求量(COD)

Chemical Oxygen Demandの略で、水質の汚濁状況を判断する指標のひとつとして使われている。水中の有機物を化学薬品で分解するときに必要な酸素量を表しており、BODと同様、汚れがひどいほど多くの酸素を必要とするため値が大きくなる。単位はmg/Lで表される。

活性污泥

多数の好気性(呼吸時に酸素を必要とする)バクテリア、原生動物などの生物を主体とする活の糸片(フロック)を含んで泥をいい、有機物の吸着性、分解性に優れ、また自体も分裂やすいため下水の生物的処理に用いられ、この処理法を活性汚泥法といふ。

活性

活性汚泥法

化農場  
農作物の内、皮、臍部等を原料として、皮革、油類、にかわ、肥料その他の物を製造するために設けられた施設。

環境影響評価(環境アセスメント)制度  
大規模な事業の実施にあたり、事業者自らがその事業が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価し、その結果を公表して住民等の意見を

【f】

アイドリング

聞くことにより、事業をより環境に配慮したものとするための制度をいう。

エコマーク

環境保全を支援する商品開発の促進を目的として、(財)日本環境協会が環境保全に貢献した商品について、環境に優れたシンボルマーク。「私たちの手で、地域を・環境を守ろう!」という気持ちを表している。

【g】

大陸済フェニックス事業

近隣の自治体から排出される廃棄物を、長期的・安定的に、また適正に処理するために生まれた大陸済千里立事業。1期計画として、尼崎中箕面大津沖に埋立処分場がある(管理型区域は平成14年3月末で受け入れ終了)。現在、Ⅱ期計画として、神戸沖埋立分場の受け入れを実施しており、大阪沖に埋立処分場の建設が進められている。

オキシダント(Ox)

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が紫外線により化学反応を起こして生成されるオゾン、アルdehyド、PAN(パーオキシシアセチルナイトレート)、過酸化物等の酸化性物質の総称である。光化学スモッグの原因物質であり濃度が高くなると目や喉に刺激を感じたり、頭痛がする。

活性

活性汚泥法

化農場  
農作物の内、皮、臍部等を原料として、皮革、油類、にかわ、肥料その他の物を製造するために設けられた施設。

【h】

エコ・ステーション

電気自動車に電気を供給する充電設備や、天然ガス自動車に天然ガスを供給する充填設備など、公共交通車両に燃料を供給する設備を設置している施設。

【**】**

**感光度法**  
試料物質またはその溶液、もしくはそれに適当な試験を加えて発色させた溶液などの吸光度を測定して、試料中の目的成分の濃度を求める方法。塗装試験液、光化学オキシダント等の測定に用いられている。

【**】** **感光度法**

事業活動その他の人の活動にともなって生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質汚濁、土壌汚染、噪音、振動、地盤沈下及び塵埃によって、人の健康または生活環境に係る被害が生じることをいう。

【**】** **公害**

事業活動その他の人の活動にともなって生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質汚濁、土壌汚染、噪音、振動、地盤沈下及び塵埃によって、人の健康または生活環境に係る被害が生じることをいう。

【**】** **感光度法**

砂、アンスラサイトなどからなるろ層に、一般的にはろ過速度200～300m/日で高級処理水や炭素沈殿水を通して、その中に含まれる浮遊物を除去すること。

【**】** **キレート樹脂法**

排水中に含まれる重金属を除去するために、キレート樹脂に重金属イオンを交換吸着させて除去する方法。

【**】** **グリーン購入**

商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。平成13年度から、「国等による環境物品等の選定の推進等に関する法律（クリーン購入法）」が実施され、国や地方公共団体はクリーン購入に努めている。

【**】** **グリーン配達**

物品等の輸配送に、低公害車などの環境負荷の少ない車を使用すること。

【**】** **燃氣好気法**（燃氣好気性汚泥法）

活性汚泥法の反応タンクの一部に燃氣（燃素が存在しないか少量しか存在しない状態）部分と好気（燃素が存在する状態）部分を設け、状態の異なる部分を活性汚泥に連続して経験させることで生物学的にリソルブする方法。

【**】** **コージエネレーションシステム**

一つの燃料源から2つ以上の異なるエネルギー（燃氣と熱エネルギーなど）を取り出してエネルギーを効率的に利用するシステムのことで、発電に伴い発生する排熱を利用して給湯、空調等のエネルギーとして利用するシステムなどをいう。

【**】**【**】** **サーマルサイクル**

ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを回収することにより、リサイクルを図ること。

【**】** **三点比較式真接法**

官能試験の一種で、無臭の空気が入っている二つの袋と採取してきた悪臭が入っている袋の3つの袋から試験管に悪臭の入っている袋を当ててもううことにより、臭いの強さを図る方法。

【**】** **時間率騒音レベル（L<sub>50</sub>）**

対象とする時間範囲で、その騒音レベル以上の占める時間の割合が50%であるようなレベル値のこと。

【**】** **自淨作用**

河川、湖、海など自然水が、もちろん汚濁因子に対して、自ら浄化しようとする作用で、希釈作用、生物化学的作用（分解）、沈殿作用等がある。

【**】** **水準点**

水準点は、土地の高さを測定する場合に基準となる点のことを行い、水準点の高さは、地盤以下のお指標として用いられる。全国の水準点の高さは、東京都千代田区永田町1-1にある水準原点の高さ（24.414m）を基準としている。

【**】** **ダイオキシン類**

1Lの溶液中の水素イオンのグラム当量数のことで、pH7のとき、その酸波は中性であり、7より大きいときは酸性、大きいときはアルカリ性を表している。

【**】** **ストレーナー**

工業用水法及び建物用地下水の採取の規制の法律におけるストレーナーとは、井戸の吸水管部という意味で用いられている。

【**】** **【せ】**【**】** **生物化学的酸素要求量（BOD）**

Biochemical Oxygen Demand の略で、水質の汚濁状況を判断する指標のひとつとして使われている。水中の有機物を微生物が分解するときに必要な酸素量を表しており、汚れがひどいほど、多くの酸素を必要とするため値が大きくなる。単位はmg/Lで表される。

【**】**【**】** **赤煙排水**

排ガス中に含まれる有害物質を除去するために設置された湿式洗浄装置から排出される排液のこと。

【**】**【**】** **絶量規制**

ある地域で排出される汚染物質を、その地域上許容できる限度に抑えるため、工場毎の汚染物質の許容排出量を定めて規制する方法。

【**】** **耐溶取量（TD<sub>1</sub>）**

長期にわたりの体内に取り込むことにより健康影響が懸念される化合物について、その量までは人が一生懸命に取り扱しても健康に対する有害

な影響が想わないと判断される体積 1kg当たりの 1日の採取量。

## 脱 毒

大気中の硫黄化合物を減少させるための方法で、その原因である燃料中の硫黄分を少なくしたり、燃焼後の排ガスから硫黄分を除去すること。

## 炭化水素類 (HC)

炭化水素とは、炭素と水素の化合物の総称。光化学オキシダント生成の原因となる炭化水素はメタンを除き非メタン炭化水素と呼ぶ。全炭化水素はこのメタンを含んだもの。大気中の炭化水素の発生源は自然由来以外では塗装や印刷などの溶剤の使用、荷役施設、自動車などである。

## 担体利用蓄素除去法

好気層に高密度の微生物を生息させた担体（通常3~4mm程度の立方体又は球体をした合成功能）を蓄槽機の底部の槽内で投入することにより、微生物による下水中の蓄素の除去（硝化反応）速度を高め蓄素を除去する方法。

## 【ち】

## 直接噴射式

ディーゼル車のエンジンの燃焼室の形式の一様で、燃焼室に直接燃料噴射を行うもので、耐久性に優れ燃費もよい。しかし、窒素酸化物や炭化水素の排出量が多く、また騒音も大きい。

## 【て】

## 低公害車

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車を指す。大阪市は、メタノール自動車は低公害車の対象から外し、車両総重量3.5t超のLPG車は低公害車の対象に含む。ディスポートガ

多くの地方自治体では、下水管のつまりや悪臭の原因等になることからディスポート単体の使用の自粛を要請している。

## ディーゼル車

カリソンよりも揮発性の低い低速等の燃料を使用して走行する車のこと。エンジンの燃焼室の形の違いにより、直噴式と吸式に分類することができる。NOx及びPMの排出量はガソリン車に比べ相当大きい。

## 炭化水素類 (HC)

香の強さを示す苦辛レベルの単位。人間の耳の感覚は香の強さに比例して反応せず、刺激の強度の対数に比例するので、香の強さや苦味の尺度として対数を用い、その基準の値として最小可測値をとったものを苦辛レベルや香の強さのレベルでdBと表す。また、振動についてもdBが用いられる。

## 電気自動車

バッテリー（蓄電池）に備えた電気でモーターを回転させて走る自動車。自動車からの排出ガスは一切なく、走行音も通常の自動車（ガソリン車やディーゼル車など）と比べ大幅に減少する。

## 電気圧縮度

水溶液の電気圧縮度は水中に溶けているイオンの量と各イオンの電気を遮る速さによって比照するので、水中の電解質や金属溶解物の量を示す指標にもなる。電気圧縮度を連続的に測定するごとに比べて、淡水域における海水の流入、拡散状況の影響を推定するのに役立つ。

## 天然ガス自動車

家庭に供給されている都市ガスの原料でもある天然ガスを燃料として走る自動車。なかでも、天然ガスを気体のまま圧縮して、高圧ガス (CNG) に貯くなどの生ごみを処理するための装置。

(6) として利用するCNG自動車が世界的に最も普及している。天然ガスは、硫黄分などの不純物を含まないクリーンなエネルギーであり、黒煙も排出されずディーゼル車と比較してNOxの排出量も大幅に少ない。

## 【ト】

## 等騒音レベル (L<sub>eq</sub> q)

ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的ないずれかとして表したもの。単位はデシベル (dB) が用いられる。

## 特別管理一般燃素物

一般燃素物のうち爆発性、毒性、感染性等の人への健康又は生活環境に係る被害を生ずるがそれがある性状を有している物を指す。家庭用のエアコンに含まれるPCB使用部品や感染性一般燃素物などが挙げられる。

## 特別管理産業燃素物

産業燃素物のうち爆発性、毒性、感染性等の人への健康又は生活環境に係る被害を生ずるがそれがある性状を有している物を指す。燃えやすい原油、香料等又は生活環境に係る被害を生ずるがそれがある性状を有している物を指す。燃えやすい原油、香料等又は生活環境に係る被害を生ずるがそれがある性状を有している物を指す。燃えやすい原油、香料等又は生活環境に係る被害を生ずるがそれがある性状を有している物を指す。燃えやすい原油、香料等又は生活環境に係る被害を生ずるがそれがある性状を有している物を指す。

トータルダイエットスタディ（一日摂取量調査）

## 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

通常の食生活において、食品を介して化学物質等の特定の物質がどの程度に摂取されているかを把握するために検査方法。飲料水を含めた全食品を14群に分け、小売店などから食品を購入し、必要に応じて測定した後、各食品群ごとのダイオキシンの分析を行い、国民栄養調査による食品摂取量に基づき、国民一人当たりの平均的な一日摂取量を推定するもの。

トップランナーファン

工エネルギー消費効率が、現在商品化されている製品のうちで最も優れている製品をトップランナーファンとして、それよりも優れている性能を有する商品を開発するための方式。

## 【な】

内分泌擾乱化学物質（環境ホルモン）生物やヒトの体内に作用され、体内で覚まされている正常なホルモン作用に影響を与える化合物のこと。環境中に存在するいくつかの化合物質が、生殖作用などの異常を引き起こす可能性があるときえられている。

## 【ニ】

## 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

石油、石炭等の化石燃料中の硫黄分 (S分) が燃焼により、空気中の酸素 (O<sub>2</sub>) と化合したもののをいう。二酸化硫黄は高濃度で呼吸器に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質になるとわかれている。

## 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

有機化合物の燃焼・分解、生物の呼吸や絶縁によつてできる安定な気体。赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度の増加が地球温暖化の原因となっている。

トの原因物質になるといわれている。

【の】 引して、ろ紙に捕集することができる装置。

ノーポイモルソーン  
ポイ捨て防止を推進するモデル地区として、市内の繁華街やターミナル等に指定しているソーンにポイ捨て禁止マークと地図を組み合わせた標識を設置し、美しいまちづくりを進めるための啓発活動を行っています。

ノーマイカーテーブリーチケット  
毎月20日のノーマイカーテー（休日の場合は翌日）と毎週金曜日に、市営交通（地下鉄・二両トラム・バス）を600円で利用できる1日乗車券のことと、チケットを見せることにより大阪城などの観光施設の当日入場料が割引になる。

【は】  
[はい] 気  
大気汚染防止法で、次のものをはい煙と定められている。  
①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄化合物  
②燃料その他の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するはいじん  
③物の燃焼、合成、その他の処理に伴い発生する物質のうち、「カドミウム及びその化合物」、「塩素及び塩化水素」、「フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素」、「銅及びその化合物」及び「窒素酸化物」

ヒートアイランド  
ハイブリッド車  
【ひ】  
[ひー] ハイブリッド車  
エンジンやモーター等の複数の動力源を組み合わせ、低公害化や省エネルギー化を図った自動車。ハイブリッド乗用車については、他の低公害車に比べ、比較的低価格であるため近年急速にその普及台数を伸ばしている。

非メタン炭化水素  
ハイボリュームエサンプレー  
【ひー】  
[ハイ] 大気中に浮遊する粒子状物質を採取する方法で、大量の外気を一定時間（一般的には24時間）吸

装や印刷などの溶剤の使用や射撃施設、自動車などである。

パーオキシアセチルナイトレート（PAN）  
光化学反応によって生成される酸化性物質のひとつで、オゾン、過酸化物とともに「光化学オキシダント」と稱され、光化学反応による大気汚染の状態をあわせ付指標とされている。

バス優先・専用レーン  
一般道路において、特定の時間帯あるいは終日、一部の車線をバス優先（専用）とするものであり、バスの走行性の確保等の利便性向上を図るものである。

花と緑の協定  
地域のグループと大阪市が協定を結び、美しい花や緑を育て、快適なまちづくりをめざすと実施している。大阪市は、プランターと土、草花などを支給し、地域で草花や花木の維持管理を行つてもらっている。  
バラスト  
バラストとは、線路に數く小石や砂利のことと、そのバラストの下にゴム状のマットを敷くことによって、さらには振動を防ぐことができる。

ペントナイト安定液  
土木工事等において、掘削時に掘削面の崩壊を防ぐために使用する、ペントナイト（粘土鉱物）を混入した液体。

浮遊物質量（懸濁物質）（S S）  
水中に浮遊懸濁している微小固形物質で、水の濁度（渾りの程度を示す指標）BOD・CODが高いくなる原因となる。

【ほ】  
保水性舗装  
道路の表面に保水性の舗装剤（吸水性ポリマー及びクロロソルビテートの粒子の鉱物質微粉末など）を採用した舗装のことと、そこに撒かれた雨水を蒸発させ、路面の温度を下げる機能を有する。ヒートアイランド現象の影響を小さくすることができます。

フロン

フロンは、フッ素と炭素からなる化合物の総称で、正式名称はフルオロカーボンという。特に炭素の入ったものをクロロフルオロカーボンとよんでいる。安定して人体に害が無く、不燃性のため、エアコンや冷蔵庫の冷媒、電子部品などの洗浄剤、発泡剤などとして大量に使用されてきた。しかし、フロンガスがオゾン層を破壊することがわかり、日本では1996年以降はクロロフルオロカーボンは生産されていない。

【ふ】  
富栄養化  
水の流れがりない閉鎖性水域で、栄養塩類である窒素、リンなどが流入し、プランクトンなどの異常発生がおこる現象のこと。

【ふ】

粉じん  
ぱいじんが燃料の燃焼、電気炉の使用等に伴つて発生する「すす」、「灰分」等の物質を指すのに対し、粉じんは、物の破片、選別その他の機械的処理または堆積に伴つて発生し、また飛散する物質を指す。

【ふ】  
副釜式  
ディーゼル車のエンジンの燃焼室の形式の一型で、主燃焼室とは別に副燃焼室を持ち、両燃焼室間の取りを通過するガスの移動を利用して燃焼混合する方法で、構造が複雑なため、直噴噴射式比べて耐久性や燃費は悪い。しかし、直接噴射式に比べて、窒素酸化物や炭化水素の排出量が少ない（まだ騒音も大きい）。

浮遊粒子状物質（SPM）

【ふ】  
ヘドロ

【ふ】  
本來は、河川により運搬され、河口附近に堆積した微細粒子からなる起軟弱地盤のことであるが、工場廃水により発生する産業汚泥が問題となっていいる。

ペントナイト安定液

【ふ】  
浮遊物質量（懸濁物質）（S S）  
水中に浮遊懸濁している微小固形物質で、水の濁度（渾りの程度を示す指標）BOD・CODが高くなる原因となる。

【ほ】  
保水性舗装  
道路の表面に保水性の舗装剤（吸水性ポリマー及びクロロソルビテートの粒子の鉱物質微粉末など）を採用した舗装のことと、そこに撒かれた雨水を蒸発させ、路面の温度を下げる機能を有する。ヒートアイランド現象の影響を小さくすることができます。

光化学的活性化水素  
光化学的に不活性なメタンを除いた炭化水素を非メタン炭化水素

で、光化学的に不活性なメタンを呼ぶ。人為的な発生源は燃

【】

素や印刷などの溶剤の使用や射撃施設、自動車などである。

【ふ】

富栄養化  
水の流れがりない閉鎖性水域で、栄養塩類である窒素、リンなどが流入し、プランクトンなどの異常発生がおこる現象のこと。

副釜式

ディーゼル車のエンジンの燃焼室の形式の一型で、主燃焼室とは別に副燃焼室を持ち、両燃焼室間の取りを通過するガスの移動を利用して燃焼混合する方法で、構造が複雑なため、直噴噴射式比べて耐久性や燃費は悪い。しかし、直接噴射式に比べて、窒素酸化物や炭化水素の排出量が少ない（まだ騒音も大きい）。

【ふ】

粉じん  
ぱいじんが燃料の燃焼、電気炉の使用等に伴つて発生する「すす」、「灰分」等の物質を指すのに対し、粉じんは、物の破片、選別その他の機械的処理または堆積に伴つて発生し、また飛散する物質を指す。

【ふ】  
ペントナイト安定液  
土木工事等において、掘削時に掘削面の崩壊を防ぐために使用する、ペントナイト（粘土鉱物）を混入した液体。

【ふ】  
浮遊物質量（懸濁物質）（S S）  
水中に浮遊懸濁している微小固形物質で、水の濁度（渾りの程度を示す指標）BOD・CODが高くなる原因となる。

【ほ】  
保水性舗装  
道路の表面に保水性の舗装剤（吸水性ポリマー及びクロロソルビテートの粒子の鉱物質微粉末など）を採用した舗装のことと、そこに撒かれた雨水を蒸発させ、路面の温度を下げる機能を有する。ヒートアイランド現象の影響を小さくすることができます。

【ほ】  
浮遊物質量（懸濁物質）（S S）  
水中に浮遊懸濁している微小固形物質で、水の濁度（渾りの程度を示す指標）BOD・CODが高くなる原因となる。

【ほ】  
保水性舗装  
道路の表面に保水性の舗装剤（吸水性ポリマー及びクロロソルビテートの粒子の鉱物質微粉末など）を採用した舗装のことと、そこに撒かれた雨水を蒸発させ、路面の温度を下げる機能を有する。ヒートアイランド現象の影響を小さくすることができます。

【ほ】  
浮遊物質量（懸濁物質）（S S）  
水中に浮遊懸濁している微小固形物質で、水の濁度（渾りの程度を示す指標）BOD・CODが高くなる原因となる。

【ほ】  
保水性舗装  
道路の表面に保水性の舗装剤（吸水性ポリマー及びクロロソルビテートの粒子の鉱物質微粉末など）を採用した舗装のことと、そこに撒かれた雨水を蒸発させ、路面の温度を下げる機能を有する。ヒートアイランド現象の影響を小さくすることができます。

【ほ】  
浮遊物質量（懸濁物質）（S S）  
水中に浮遊懸濁している微小固形物質で、水の濁度（渾りの程度を示す指標）BOD・CODが高くなる原因となる。

【ほ】  
保水性舗装  
道路の表面に保水性の舗装剤（吸水性ポリマー及びクロロソルビテートの粒子の鉱物質微粉末など）を採用した舗装のことと、そこに撒かれた雨水を蒸発させ、路面の温度を下げる機能を有する。ヒートアイランド現象の影響を小さくすることができます。

## ポリ塩化ビフェニル (PCB)

PCBは不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質で、絶縁油、熱媒体等広く用途に使用されていた。カスミ逃走事件の原因物質であり、中高症状として、自や爪や口腔粘膜の色素沈着、医療機関（薬業二キビ）、爪の変形、またいたや隕頭の白斑などが報告されている。

【注】

## まちなみ化ベートナーメ度

この指標は、繁華街やターミナルなどから大阪市が運んだ公共交通バースを、市民の皆さんや事業者の方に引き受けたいたいで、定期的な清掃や美化啓発活動をお願いし、大阪市が必要な支長（ユニフォーム・清掃用具・客用品の交付、パートニア保険の加入、活動を影響するまち美化パートナーサインの提出）をおこなうもの。

## 次の混合固形物。

粒状物質 (PM)  
Particulate Matterの略称。固体及び液体の粒子を指して粒子状物質と呼んでおり、ほいじん、粉じん、ミストなどのほかに、大気中で二次的に生成する硫酸ミスト等のエアロソルも含まれる。なお、粒子の大きさが $2.5 \mu\text{m}$ 以下の粒子を一般的にPM2.5という。

## BOD

生物化学的酸素要求量の値を参照  
生活事業を行っている。

LEV-6

「京阪神六府県市自動車排出ガス規制協議会」が、国の最新規制基準より厳しい排出ガス量を満足する車をメーカー等から設け、その基準を満たしていると認めた自動車製造のうえ、基準を満たしていると認めた自動車を「LEV-6」(京阪神六府県市指定低排出ガス車:レブシック)として指定している。なお、排出ガスレベルに応じて、国の最新規制基準より75%削減したものをしてLEV(超低排出ガスレベル)、50%削減したものをしてLEV(ガスレベル)、25%削減したものをしてLEV(移行期低排出ガスレベル)と設定している。

L・q

等価騒音レベルの値を参照

## COD

化学的酸素要求量の値を参照  
COP3  
COP3 (気候変動枠組み条約第3回締約国会議)  
1997年に京都で開催され、温室効果ガスの排出を減少させる京都議定書が採択された。先進国全体で二酸化炭素換算の排出量を1990年に比べて約5%削減させることなどが決定された。

## dB

デシベルの値を参照

## DPF

Diesel Particulate Filter の略称。ディーゼル車の排気管に取り付けて、排ガス中の粒子状物質をフィルターでこしとつて除去する装置。

## H C

炭化水素類の値を参照

## ISO14000シリーズ

International Organization for Standardizationの略で14000シリーズは環境管理・監査の手法の国際的な統一規則である。

PAN

パーオキシアセチルナイトレートの値を参照  
二酸化窒素の値を参照

## JICA (国際協力機構)

1975年、海外技術協力事業団と海外移住事業団の業務を引き継いで設立された。附帯金上国

PCB

トリ塩化ビフェニルの値を参照

に対して技術・開発能力、人材養成などの支援・助力事業を行っている。

LEV-6

「京阪神六府県市自動車排出ガス規制協議会」が、国の最新規制基準より厳しい排出ガス量を満足する車をメーカー等から設け、その基準を満たしていると認めた自動車製造のうえ、基準を満たしていると認めた自動車を「LEV-6」(京阪神六府県市指定低排出ガス車:レブシック)として指定している。なお、排出ガスレベルに応じて、国の最新規制基準より75%削減したものをしてLEV(超低排出ガスレベル)、50%削減したものをしてLEV(ガスレベル)、25%削減したものをしてLEV(移行期低排出ガスレベル)と設定している。

L・q

等価騒音レベルの値を参照

## CO

二酸化炭素の値を参照

## CO<sub>2</sub>

二酸化炭素の値を参照

## N O<sub>2</sub>

二酸化窒素の値を参照

## O x

オキシダントの値を参照

## PAN

パーオキシアセチルナイトレートの値を参照

PCB

トリ塩化ビフェニルの値を参照

P H  
水素イオン濃度の値を参照

T D I  
耐容 1 日摂取量の値を参照

PM (PM 2.5)  
粒子状物質の値を参照

T E Q (毒性等量)

ダイオキシン類は種類が多く毒性の強さがそれ  
ぞれ異なる。このため、ダイオキシン類による毒  
性の強さを表す方法として、最も毒性の強い  
2,3,7,8-四塩ビベンゾ-パラ-シオキシンを  
基準として換算した量のこと。  
UNE P (国連環境計画)  
1972年に設立された環境保護活動内容と  
する国連機関。事務局はケニアのナイロビにあり、  
国連計画機関の環境活動に対して総合的な調整管理  
を行う。

P R T R 法

P R T R (Pollutant Release and Transfer  
Register)は、有害性のある多種多様な化学物質  
が発生源からどのように、どれだけ環境中へ排出  
したか、あるいは廃棄物として移動したかという  
データを把握し集計、公表するくみで、平成  
11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の  
把握等及び管理の改善に関する法律」(P  
R T R 法)が制定され、平成13年4月から施行  
されている。

R D F (ごみ固形燃料)

Refuse Derived Fuel の略で、ごみから、紙  
や木などの可燃物を分別し、粉碎・圧縮・乾燥し  
て固形燃料化したもの。

S O<sub>2</sub>

二氧化硫の値を参照

S P M

浮遊粒子状物質の値を参照

S S  
浮遊物質量 (懸濁物質) の値を参照

量の単位

kg (キログラム)	10 <sup>-3</sup> g
g (グラム)	
mg (ミリグラム)	10 <sup>-3</sup> g (千分の一グラム)
μg (マイクログラム)	10 <sup>-6</sup> g (100万分の一グラム)
ng (ナノグラム)	10 <sup>-9</sup> g (10億分の一グラム)
pg (ピコグラム)	10 <sup>-12</sup> g (1兆分の一グラム)

濃度の単位

ppm (parts per million)	100万分の1を1 ppmといふ。
ppb (parts per billion)	1 m <sup>3</sup> 中の1 cm <sup>3</sup> のガス容量を 表している。なお、大気中の炭化水素類については炭 素原子数で換算した値 ppmc で表す。
ppt (parts per trillion)	10億分の1を1 ppbと表している。 1 ppmの1000分の1を表している。 1兆分の1を1 pptと表している。 1 ppbの1000分の1を表している。

R D F (ごみ固形燃料)

Refuse Derived Fuel の略で、ごみから、紙  
や木などの可燃物を分別し、粉碎・圧縮・乾燥し  
て固形燃料化したもの。

S O<sub>2</sub>

二氧化硫の値を参照

S P M

浮遊粒子状物質の値を参照

S S  
浮遊物質量 (懸濁物質) の値を参照